序 文

本書は、昭和47年に上梓してから改訂を重ね、今般、第20次改訂版を出版する運びとなりました。

掲載されている東京都の公費負担医療制度は、昨今の医療・社会事情を配慮し、必要に応じて制定されておりますが、その種類や給付の対象範囲は多種多様であり、医療保険各法との関係も複雑となっております。

また、公費負担制度はその性格上、時代背景に合わせ頻繁に制度の取り扱い等が変更される制度であります。今回も新たに「高校生等医療費助成制度」事業が本年4月から開始されました。

これら多種多様で、年々変更されている公費負担医療制度を少しでも容易に理解していただけるよう、作成にあたっては、出来る限り簡潔に取り纏めるよう努めておりますが、利用者から、より分かりやすく解説してほしいとの要望があり、今回の作成においては、各章冒頭に全容を1ページに取り纏めたものを掲載し、それ以降は従来どおり詳細な説明を掲載しております。

なお、現状に沿った内容を心がけておりますが、作成時に実施されていない制度変更などに ついては言及されていないことをご了承ください。

本書が会員の皆様方の日頃の診療や診療報酬請求書作成事務の一助になれば幸いに存じます。

最後に、本書の作成にあたりご協力を賜りました東京都、社会保険診療報酬支払基金関東審査事務センター、東京都国民健康保険団体連合会及び江戸川区(保健所)の皆様方には厚く御礼申し上げます。

公益社団法人 東京都医師会 医療保険担当理事

目 次

法別番号一覧

| 所轄一 | 覧 |
|-----|---|
|-----|---|

| 公費負担医療各法等の患者負担一覧 |
|------------------|
|------------------|

公費負担医療制度とは

| | 1. | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核医療) | . 1 |
|---|----|------------------------------------|------|
| | 2. | 生活保護法 | 21 |
| | 3. | 戦傷病者特別援護法 | 35 |
| | 4. | 障害者総合支援法 | 39 |
| | 5. | 児童福祉法 | 67 |
| | 6. | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(認定疾病医療・一般疾病医療) | . 83 |
| | 7. | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 89 |
| | 8. | 母子保健法 | 92 |
| | 9. | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び | |
| | | 特定配偶者の自立の支援に関する法律(医療支援給付・介護支援給付) | 95 |
| 1 | 0. | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 100 |
| 1 | 1. | 公害健康被害の補償等に関する法律 | 105 |
| 1 | 2. | 難病の患者に対する医療等に関する法律 | 114 |
| 1 | 3. | 障心身障害者医療費助成制度 | 147 |
| 1 | 4. | 制 ひとり親家庭等医療費助成制度 | 156 |
| 1 | 5. | 乳乳幼児医療費助成制度 | 164 |
| 1 | 6. | 子義務教育就学児医療費助成制度 | 171 |
| 1 | 7. | 青高校生等医療費助成制度 | 179 |
| 1 | 8. | 都医療費助成制度 | 187 |
| 1 | 9. | 特定 B 型肝炎ウイルス感染・母子感染症防止 | 242 |
| 2 | 0. | 公費負担医療の診療報酬請求上の留意事項(社保・国保) | 245 |
| 2 | 1. | 災害時の公費負担医療の取扱いについて(参考) | 255 |
| 2 | 2. | 診療報酬請求等に関する参考事例 | 259 |
| 2 | 3. | その他参考資料 | 287 |

法別番号一覧

| 法番 | 項目 | 公費名称 | ページ |
|------------|---|---|---|
| 10 | 1 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (結核医療:一般医療) | D 1 |
| 11 | " | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (結核医療:入院医療) | P. 1 |
| | 2 | 生活保護法 (医療扶助·介護扶助) | P. 21 |
| 12 | 0 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 | P. 95 |
| | 9 | 偶者の自立の支援に関する法律(介護支援給付:介護保険被保険者以外の場合) | F. 90 |
| 13 | . 2 | 戦傷病者特別援護法 (療養給付) | P. 35 |
| 14 | J | 戦傷病者特別援護法 (更生医療) | 1.55 |
| 15 | 1 | 障害者総合支援法 (自立支援医療: 更生医療) | P. 39 |
| 16 | 7 | 障害者総合支援法 (自立支援医療:育成医療) | 1.09 |
| 17 | 5 | 児童福祉法 (療育給付) | P. 67 |
| 18 | 6 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(認定疾病医療) | P. 83 |
| 19 | U | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(一般疾病医療) | 1.00 |
| 20 | 7 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(措置入院) | P. 89 |
| 21 | 4 | 障害者総合支援法 (自立支援医療:精神通院医療) | P. 39 |
| 22 | | 麻薬及び向精神薬取締法(麻薬中毒) | — |
| 23 | 8 | 母子保健法 (養育医療) | P. 92 |
| 24 | 4 | 障害者総合支援法 (療養介護医療) | P. 39 |
| 25 | 9 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 | P 95 |
| | | 偶者の自立の支援に関する法律(医療支援給付・介護支援給付) | 1.00 |
| 28 | 10 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (結核を除く1類·2類感染症) | P. 100 |
| | 29 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核を除く新感染症) | 1.1.0 |
| 38 | | 御医療費助成制度 (B型・C型ウイルス肝炎治療、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業) | (養育医療) P. 92 足接法(療養介護医療) P. 39 (等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配力支援に関する法律(医療支援給付・介護支援給付) P. 95 方及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核を除く 1 類・2 類感染症) 成別度(B型・C型ウイルス肝炎治療、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)成制度(B型・C型ウイルス肝炎治療、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)成制度 難病医療:スモン、プリオン病、劇症肝炎、重症急性膵炎特殊医療:先天性血液凝固因子欠乏症等 P. 187 ((慢) 小児慢性特定疾病) ((児児童福祉法の措置等に係る医療の給付) こ対する医療等に関する法律(国疾病) P. 114 をウイルス感染・母子感染症防止 P. 242 |
| 51 | 21 4 22 — 23 8 24 4 25 9 28 10 29 38 51 18 52 5 53 5 54 12 62 19 79 5 80 13 | 御 医療費助成制度 難病医療:スモン、プリオン病、劇症肝炎、重症急性膵炎 | P. 187 |
| | | | |
| | 5 | | P. 67 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | P. 67 |
| | | | P. 147 |
| 81 | 14 | | P. 156 |
| | | | |
| 82 | | | _ |
| | 18 | | P. 187 |
| 00 | ** | | |
| 83 | | | |
| 87 | 1 [| | D 104 |
| 88 | | | P. 164 |
| 89 | | | P. 171 |
| 09 | 17 | | P. 179 |
| 93 | 1 | | P. 1 |
| ჟ ა | 4 | (結核医療: 都 単独部分・区 中 回 付 国 保 分) 障害者総合支援法 (精神 通院医療 都 単独部分・区 市 町 村 単独分) | P. 39 |
| 1 | 4 | | 1.00 |

所轄一覧

| | 成逸症の∃ | 予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核医療) | P. 1 | | | |
|--|-------|--|----------------|--|--|--|
| | 法別番号 | 10 (一般医療) 93 (都単独部分・区市町村国保分) 11 (入院医療) | 1.1 | | | |
| 1 問合せ先 10 (一般医療)・93 (都単独部分)・11 (入院医療) ⇒東京都保健医療局 感染症対策部 防疫課 結核担当 ☎5320-4483 93 (区市町村国保分) ⇒各区市町村 国民健康保険主管課 | | | | | | |
| | 生活保護法 | <u> </u> | P. 21 | | | |
| | 法別番号 | 12 (医療扶助・介護扶助) | | | | |
| 2 | 問合せ先 | 12 (医療扶助) ⇒東京都福祉局 生活福祉部 保護課 医療担当 ☎5320-4065 12 (介護扶助) ⇒東京都福祉局 生活福祉部 保護課 介護担当 ☎5320-4059 | | | | |
| | 戦傷病者特 | · 特別援護法 | P. 35 | | | |
| 3 | 法別番号 | 13 (療養給付) 14 (更生医療) | | | | |
| | 問合せ先 | 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 援護恩給担当 25320-4078 | | | | |
| | 障害者総合 | - | P. 39 | | | |
| | 法別番号 | 15 (自立支援医療 更生医療) 16 (自立支援医療 育成医療) 21 (自立支援医療 精神通院医療) 93 (精神通院医療 都単独部分・区市町村単独分 24 (療養介護医療) |)) | | | |
| 4 | 問合せ先 | 15 (更生医療) ⇒東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 調整担当 ☎5320-4146 16 (育成医療) ⇒東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当 ☎5320-437 21 (精神通院医療)・93 (都単独部分) ⇒東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当 ☎5320-4464 93 (区市町村単独分) ⇒各区市町村 国民健康保険主管課 24 (療養介護医療) ⇒東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 ☎5320- | | | | |
| | 児童福祉法 | <u> </u> | P. 67 | | | |
| | 法別番号 | 17 (療育給付) 52 ((慢)小児慢性特定疾病) 53 (児児童福祉法の措置等に係る医療79 (児児童福祉法の契約に係る医療の給付) | · 療の給付) | | | |
| 5 | 問合せ先 | 17 (療育給付 ※都内市町村の区域内)・52 ((慢) 小児慢性特定疾病) ⇒東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当 ☎5320-4 53 (児児童福祉法の措置等に係る医療の給付) ※下記別掲 17 (療育給付 ※特別区 (23 区) 及び保健所政令市の区域内) ⇒各区市役所 保健衛生主管課 79 (児童福祉法) ⇒東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 ☎5320- | | | | |

| | 原子爆弾被 | 皮爆者に対する援護に関する法律(認定疾病医療・一般疾病医療) | P. 83 | | |
|---|------------------|--|--------|--|--|
| 6 | 法別番号 | 18 (認定疾病医療) 19 (一般疾病医療) | | | |
| | 問合せ先 | 東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課 被爆者援護担当 25320-4473 | | | |
| | 精神保健及 | び精神障害者福祉に関する法律 | P. 89 | | |
| 7 | 法別番号 | 20 (措置入院) | | | |
| | 問合せ先 | 東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 医療担当 25320-4462 | | | |
| | 麻薬及び向 |]精神薬取締法 | _ | | |
| _ | 法別番号 | 22 (麻薬中毒) | | | |
| | 問合せ先 | 東京都保健医療局 健康安全部 薬務課 麻薬対策担当 25320-4505 | | | |
| | 母子保健法 | | P. 92 | | |
| 8 | 法別番号 | 23 (養育医療) | | | |
| | 問合せ先 | 東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当 ☎5320-4375 | | | |
| | | B人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 最に関する法律(医療支援給付・介護支援給付) | P. 95 | | |
| 9 | 法別番号 | 25 (医療支援給付・介護支援給付) 12 (介護支援給付 ※介護保険被保険者以外の場 | 合) | | |
| | 問合せ先 | 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 中国帰国者対策担当 25320-4084 | | | |
| | 感染症の予 | 防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | P. 100 | | |
| 10 | 法別番号 | 28 (1類感染症・2類感染症 ※結核を除く) 29 (新感染症) | | | |
| | 問合せ先 | 東京都保健医療局 感染症対策部 防疫課 指導調整担当 25320-4381 | | | |
| | 公害健康被害の補償等に関する法律 | | | | |
| 11 | 法別番号 | 無し | | | |
| | 問合せ先 | 認定を受けた区役所の公害健康被害補償主管課 | _ | | |
| | 難病の患者 | 行に対する医療等に関する法律 | P. 114 | | |
| | 法別番号 | 54(難病医療 国疾病) | | | |
| 12 | 問合せ先 | ⇒東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課 疾病対策担当 ☎5320-4471 | | | |
| | | [認定関係] ⇒東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課 難病認定担当 ☎5320-4472 | | | |
| | | [給付関係] | | | |
| | | ⇒東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療給付担当 25320-4454 | 1 | | |
| | | 害者医療費助成制度 | P. 147 | | |
| 13 | 法別番号 | 80 | | | |
| | 問合せ先 | 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 助成担当 ☎5320-4571 | 1 | | |
| | 親ひとり | 親家庭等医療費助成制度 | P. 156 | | |
| 14 | 法別番号 | 81 | | | |
| | 問合せ先 | 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療助成担当 ☎5320-4282 | T | | |
| | | 医療費助成制度 | P. 164 | | |
| 15 | 法別番号 | 88 | | | |
| 問合せ先 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療助成担当 25320-4282 | | | | | |

| | 子義務教 | 育就学児医療費助成制度 | P. 171 |
|----|--------------|---|-----------------------------|
| 16 | 法別番号 | 88 | |
| | 問合せ先 | 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療助成担当 🕿 5320-4282 | |
| | 電 商校生 | 等医療費助成制度 | P. 179 |
| 17 | 法別番号 | 89 | |
| | 問合せ先 | 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療助成担当 25320-4282 | |
| | 都医療費 | 助成制度 | P. 187 |
| | 法別番号 | 51 (難病医療 (スモン、プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルコブ病に限る)、劇症肝炎、重症急性膵炎)・特殊医療 (先天性血液凝固因子欠乏症(B型・C型ウイルス肝炎治療・肝がん重度肝硬変治療研究促進事業) 82 (特殊医療工透析を必要とする腎不全)・小児精神病・被爆者の子に対する医療・大気汚染関連83 (難病医療 都疾病) 87 (妊娠高血圧症候群等) 93 (結核一般医療) (自立支援医道院医療) | 等)) 38 紧(人 疾病) |
| 18 | 問合せ先 | 51 (難病医療:スモン、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルコブ病に限る)、劇症肝炎、重症急性膵炎)・38 (B型・C型ウイルス肝炎治療・肝液肝硬変治療研究促進事業)・82 (特殊医療:人工透析を必要とする腎不全)⇒東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 ☎5320-4472 82 (小児精神病)⇒中部総合精神保健福祉センター ☎3302-7739 82 (被爆者の子に対する医療)⇒東京都保健医療局保健政策部疾病対策課被爆者接護担当 ☎5320-4473 82 (大気汚染関連疾病)・光化学スモッグ障害者医療⇒東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課環境保健担当 ☎5320-4491 83 (難病医療 都疾病)⇒東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 ☎5320-4491 83 (難病医療 都疾病)⇒東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 ☎5320-4472 87 (妊娠高血圧症候群等※都内市町村の区域内)⇒東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課母子医療助成担当 ☎5320-4375 87 (区妊娠高血圧症候群等※特別区(23区)及び保健所政令市の区域内)⇒各区市役所保健衛生主管課 93 (結核一般医療)⇒東京都保健医療局感染症対策部防疫課結核担当 ☎5320-4483 (精神通院医療)⇒中部統合精神保健福祉センター事務室 ☎3302-7871 または、東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 ☎5320-4464 | |
| | 特定R型E | よたは、米水砂価性が同様音音を表現を出版では、 | P. 242 |
| | 法別番号 | 62 公費負担者番号「62130018」 | 1.212 |
| 19 | 問合せ先 | [給付金の制度や請求手続きについて] ⇒社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口 ☎0120-918-027 (フリーダイヤル) [特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務] | |
| | | ホームページ http:// www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/kanen/index.html | |
| | 公費負担医 | 医療の診療報酬請求上の留意事項(社保・国保) | P. 245 |
| 20 | 問合せ先 | [社会保険] ⇒社会保険診療報酬支払基金関東審査事務センター 事業管理課 ☎3987-6181 [国民健康保険] ⇒東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 管理課 ☎6238-0011 | |
| | | →朱尔印巴氏健康体院凹沿建市云 正四事表前 官理課 面0238-0011 | |

公費負担医療各法等の患者負担一覧(法別番号及び明細書記載時の優先順位)

| | | | | - 見(広が街 ラス ひ 切 和 音 記 取 時 の 度 | | | | | |
|---------------|------------------------------|----------------------------------|---|------------------------------|-------------------|---------------------------|----------------------|---|--|
| 法別番号 (優先順) | 公 費 負 担 者 番 号 (東京都) | 法 律 | 及び制度 | 入院 | 窓口徴 外来 | 収 入院時 食事療養 標準負担額 | 入院時 生活療養 標準負担額 | 窓口徴収備考 | |
| 13 | | | 療養の給付 | | | | | | |
| 14 | | 戦傷病者特別援護法 | 更生医療 | なし | なし | な | l | 全額公費負担 | |
| 18 | | 原爆被爆者援護法 | 認定疾病医療 | | | | | | |
| 29 | | 感染症法 | 新感染症の入院 | 0~2万円 | | な | L | 全額公費負担 (所得税額により自己負担 | |
| | | ALL STORMS (BEST | TOTAL | ,,,, | | 3- | - | あり 上限¥20, 000) | |
| 30 | | 心神喪失者等医療観察法 | 医療の給付 | なし | なし | な | l | 全額公費負担 | |
| 10 | | | 結核患者の適正医療 | | 5% | | | 医療費の5% | |
| 11 | | 感染症法 | 結核患者の入院 | 0~2万円 | | な | l | 原則全額公費負担 (所得税額により自己負担 あり 上限¥20,000) | |
| 20 | | 精神保健福祉法 | 措置入院 | 0~2万円 | | な | L | 原則全額公費負担 (所得税額により自己負担 あり 上限¥20,000) | |
| 21 | | | 精神通院医療 | | 原則1割 | | | 原則医療費の1割 | |
| 15 | 138 | | 更生医療 | | | | | (所得に応じて負担上限額 あり) | |
| | 100*** | 障害者総合支援法 | | 原貝 | 月1割 | 原則 | あり | ※ 患者は受給者証と上限 管理票を提示 | |
| 16 | | | 育成医療 | | | | | | |
| 24 | | | 療養介護医療 基準該当療養介護 | 原貝 | 1割 | 原則 | あり | 原則医療費の1割 (所得に応じて負担上限額 あり) | |
| 22 | | 麻薬及び向精神薬取締法 | 入院措置 | 0~2万円 | | な | l | 原則全額公費負担 (所得税額により自己負担 あり 上限¥20,000) | |
| 28 | | 感染症法 | 一類感染症等の患者の入院 | 0~2万円 | | な | L | 原則全額公費負担 (所得税額により自己負担 あり 上限¥20,000) | |
| 17 | | 児童福祉法 | 療育の給付 | なし | | な | L | 原則全額公費負担 (所得税額により自己負担 あり 上限¥20,000) | |
| 79 | | | 肢体不自由児通所医療 障害児施設医療 | | 者負担額以內 大1割) | 原則 | あり | 原則医療費の1割 (所得に応じて負担上限額 あり) | |
| 19 | 136019 | 原爆被爆者援護法 | 一般疾病医療費 | t | ìl | な | l | 全額公費負担 | |
| 23 | 136… | 母子保健法 | 養育医療 | なし | | な | l | 原則全額公費負担 (所得税額により自己負担 あり) | |
| | | 児童福祉法 小児慢性(生活 | 保護、境界層食事免除者) | t | î L | な | l | 原則医療費の2割 | |
| 52 | | 児童福祉法 小児慢性特定疾 | 病医療支援 | | 則2割 行得に応じる) | ・食事自己負担 ・食費1/2自己負 | | (所得に応じて負担上限額 あり) 食事1/2自己負担 ※ 患者は受給者証と上 限管理票を提示 | |
| | 136015 | 難病医療(境界層食事免除者 | -) | た | î L | な | l | 原則医療費の2割 | |
| 54 | 100010 | 難病医療 | | 原貝 | 12割 | あ | d) | (所得に応じて負担上限額 あり) | |
| | 136023 | 難病医療(生活保護) | | t | ì. | な | l | ※ 患者は受給者証と上 限管理票を提示 | |
| 51 | 136018 137016 | 難病医療 (スモン、プリオン 特殊医療 (先天性血液凝固医 | 病、劇症肝炎、重症急性膵炎) 子欠乏症等) | Ťd | î. | な | l | 公費全額負担 | |
| | 46 | B型・C型ウイルス肝炎治療 | (住民税非課税) | t | îl | | | 原則医療費全額公費負担 (所得税額により自己負担 | |
| 38 | 136016 | B型・C型ウイルス肝炎治療 | (住民税課税) | 医療証の患 | 者負担額以內 | あ | ט | あり 上限¥20,000) | |
| 30 | | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業(住民税非課税) | | なし 医療証の患者負 | | | | | |
| | 136024 | 肝がん・重度肝硬変治療研究 | 促進事業(住民税課税) | 1万円 | 担額を超える部 分は償還払い | あ | 9 | 全額公費負担 | |
| 53 | 136008 | 児童福祉法 措置等に係る医 | | | î L | な | | 自己負担分は公費負担 | |
| 66 | 141011 | 石綿健康被害救済法 医療費 株字及利氏炎ウスルス成為者 | | な | î L | な | L | 全額公費負担 | |
| 62 | 130018 | 特定B型肝炎ウイルス感染者 | 特別措置法 定期検査費 母子感染防止医療費 | Ť | î L | な | L | 全額公費負担 | |
| 25 | | 中国残留邦人等支援法 医療 | 支援給付 | | ì. | な | L | 全額公費負担 | |
| 12 | | 生活保護法 医療扶助 | | 医療証の患 | 者負担額以內 | な | l | 原則全額公費負担 所得により負担金あり ※入院の場合の本人支払額 は、食事・生活療養標準負 担額を含める。また、総 療費を超えないこと。 | |

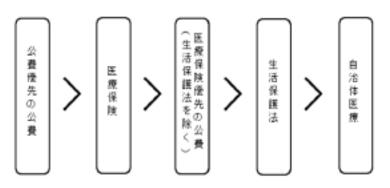
| 法別番号 (優先順) | 公 費 者 番 号 (東京都) | 備 考 | 記載 ページ |
|---------------|------------------|---|-----------|
| 13 | | 公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病について、政令で定める期間、必要な療養を給付する。 | P. 35 |
| 14 | | 公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の状態にある戦 傷病者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の請求により、その更生のために必要な更生医療を給付する。 | P. 35 |
| 18 | | 原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療を給付する。 | P. 83 |
| 29 | | 新感染症の患者に対して、医療を給付する。 | P. 100 |
| 30 10 | | 心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために、必要な医療を給付する。 一般の結核患者を対象に、結核の治療に対して、医療を給付する。 | P. 1 |
| 11 | | 入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当入院に係る患者又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において 受ける医療を給付する。 | P. 6 |
| 20 | | 精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、 その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができこれに係る医療を給付する。 | P. 89 |
| 21 | | 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者のうち厚生労働省令で定める精神障害の ある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療を給付する。 | P. 51 |
| 15 | 138 | 厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療を 給付する。 | P. 39 |
| 16 | | 障害児のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療を給付する。 | P. 44 |
| 24 | | 介護給付費又は特例介護給付費に係る支給決定を受けた障害者に対して、指定障害福祉サービス事業者等から受ける医療の給付を給付する。 | P. 65 |
| 22 | | 精神保健指定医の診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状、性行及び環境に照らしてその者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しいと認めたときは、その者を厚生労働省令で定める病院に入院させて必要な医療を給付する。 | |
| 28 | | ー類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に対して、医療を給付する。 ※新型コロナウイルス感染症の公費負担等は臨時的な取扱いのため除外する | P. 100 |
| 17 | | 結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育を給付する。 ※都立小児総合医療センター、国立療養所村山病院 | P. 67 |
| 79 | | 指定障害児入所施設等に入所又は通所している障害児に対して、医療を給付する。 | P. 82 |
| 19 | 136019 | 被爆者の負傷又は疾病に対して医療を給付する。 | P. 83 |
| 23 | 136… | 養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付する。 | P. 92 |
| 52 | 138013 138021 | 18歳未満を対象に、厚生労働省の定める特定疾患の治療に対して、医療を給付する。 ※52137023、52138021(八王子市) | P. 72 |
| F4 | 136015 | | P. 114 |
| 54 | 136023 | 厚生労働省の定める指定難病の治療に対して、医療を給付する。 | |
| 51 | 136018 137016 | 特定疾患については、平成27年1月以降、スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎の治療に対して、医療を給付する。 ※特定疾患は難病医療(54)へ移行 | P. 187 |
| 38 | 136016 | B型及びC型ウイルス性肝炎の患者に対して、医療を給付する。 | P. 189 |
| | 136024 | 肝がん・重度肝硬変入院医療又は肝がん外来医療(「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」による通院治療に限る)に 関し医療保険各法又は高齢者の医療確保に関する法律の規定による給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者に対して医療 給付する。 | P. 191 |
| 53 66 | 136008 141011 | 児童養護施設や障害児入所施設等に入所している者等に対して、医療を給付する。 石綿による健康被害を受けた者に対して、医療を給付する。 | P. 78 |
| 62 | 130018 | 日都による健康敬音を受けた者に対して、医療を紹竹する。 特定B型肝炎ウイルス感染者及び特定無症候性持続感染者に対して、医療を給付する。 | P. 242 |
| 25 | | 特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額がその者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において医療支援給付を行う。 | P. 95 |
| 12 | | 生活困窮者に対して、医療を給付する。 | P. 21 |

公費負担医療各法等の患者負担一覧

| **** | 公 費 | | | 窓口徵 | 収 | | |
|----------------|------------------|---|---------|--------------------|----------------------|----------------------|--|
| 法別番号 (優先順) | 負担者番号(東京都) | 法律及び制度 | 入院 | 外来 | 入院時 食事療養 標準負担額 | 入院時 生活療養 標準負担額 | 窓口徴収備考 |
| 83 | 136010 | 難病医療 (境界層食事免除者) | 7 | なし | 73 | :1 | 原則医療費の2割 (所得に応じて負担上限額 あり) |
| 03 | 130010 | 難病医療 | 医療証の患者負 | 負担額以内で、2割 | ŧ | , b | あり) ※ 患者は受給者証と上限 管理票を提示 |
| | 134008 | 小児精神病 | なし | | ₽. | り | |
| | 134000 | 被爆者二世 | | | | | |
| | 137001 137555 | 大気汚染関連疾病 | 7 | なし | ŧ. | , b | |
| 82 | 137670 137530 | 大気汚染関連疾病 (大気汚染訴訟の和解条項に基づく助成) | 0~6 | 5,000円 | | | 自己負担上限額 6,000円 |
| | 138009 | 特殊疾病・人工透析 | 0~ | ·1万円 | あり | | 人工透析は10,000円又は 20,000円 (限度額) ※特定疾病療養受療証の 適用後の入院・外来ごとに 1医療機関あたり1万円を 超える額が患者負担額 |
| 87 | 136008 | 精密健康診査・妊娠高血圧症候群等 | なし | | b | , b | |
| | 137008 | 結核一般 (法制10の公費医療患者負担分を助成) | / | | | | |
| 93 | 133007 | 精神通院(社保・後期高齢者医療・国保組合) (法制21公費患者負担分を助成) | | 区市町村民税 非課税世帯はなし | | | |
| | 132009 | 精神通院 (区市町村国保) (法制21公費患者負担分を助成) | | | | | |
| 80 | 136 … | 心身障害者 (マル障) | 原 | 則1割 | Đ | , ŋ | 1 割負担 外来18,000円限度 (令和元年7月まで14,000円) 入院57,600円限度 (多数回44,400円) |
| | 137 | | į | なし | | | |
| 81 | 136 | ひとり親家庭等 (マル親) | 原 | 則1割 | Đ | , b | 1割負担 外来18,000円限度 (令和元年7月まで14,000円) 入院57,600円限度 (多数回44,400円) |
| | 137 | | 7 | なし | | | |
| | 132 ··· | 乳幼児(マル乳) | 7 | なし | | / | |
| | 131 | | | 通院1回に | | / | 医科・歯科のみ自己負担あ |
| 88 | 134 ··· | | なし | つき200円 (上限) | | / | り、調剤・訪看については 自己負担なし |
| | 135 ··· | 義務教育就学児 (マル子) | | | 1 / | | |
| | 137 ··· | | , | なし | あり | / | |
| | 131 | | h. 1 | 通院1回に | | / | 医科・歯科のみ自己負担あ |
| 89 | 134… | 高校生等(マル青) | なし | つき200円 (上限) | | / | り、調剤・訪看については 自己負担なし |
| ο β | 135 | PIX_TT (Y/PF) | | ta I | | / | |
| | 137 | | なし | | | / | |

◆ 医療保険を含めた公費の優先順位については、次のとおりとなる。

(公費優先の公費とは、本手引きで「全額公費負担」として**医療費全額を公費で負担する**もの、 医療保険優先の公費とは、「原則医療費の何割」として**一部負担の一部または全部を公費で負担する**もの)



※ 原則、自治体医療は、地方自治体の条例により生活保護による医療扶助の対象者が除かれる。

| 法別番号 | 公費担者 | 備考 | 記載ページ |
|-------|------------------|--|--------|
| (優先順) | 番 号 (東京都) | | ヘージ |
| 83 | 136010 | 法別54難病医療に該当しない都単独疾患に対する医療の助成 | P. 196 |
| | 134008 | | P. 192 |
| | 137001 137555 | | |
| 82 | 137670 137530 | 特定疾病療養受療証を有し、人工透析を必要とする腎不全に該当している既認定者、大気汚染関連疾病医療、小児精神病及び被爆者の子に対する医療の 助成 | |
| | 138009 | | |
| 87 | 136008 | 妊産婦及び乳幼児に対する精密健康診査 妊娠高血圧症候群の治療 ※八王子市・町田市を除く都内市町村 | P. 198 |
| | 137008 | 結核患者の適正医療に係る患者負担額を助成 | P. 1 |
| 93 | 133007 | 精神通院医療に係る患者負担額を助成 | P. 51 |
| | 132009 | | D 445 |
| 80 | 136 … | 心身障害者の医療費の一部助成 | P. 147 |
| | 137 ··· | | |
| 81 | 136 … | ひとり親家庭の父母、両親がいない子の養育者、ひとり親家庭の児童、養育者に養育されている児童の医療費の一部助成 | P. 156 |
| | 137 ··· | | |
| | 132 | | P. 164 |
| | 138 | | P. 171 |
| 88 | 131 | 乳幼児及び義務教育就学期に対する医療費の一部助成 | r. 1/1 |
| | 134 | | |
| | 137 | | |
| | 131 | | P. 179 |
| 00 | 134… | 育校上篇《医验典》 , 如明中 | |
| 89 | 135 | 高校生等の医療費の一部助成 | |
| | 137 | | |

公費負担医療制度とは

公費負担医療制度とは、社会福祉並びに公衆衛生の維持向上等を目的として、法律に基づき 医療費の全額あるいは一部を国や地方自治体が負担する制度である。その目的により下記の5 つに分類される。

| 1 | 社会的弱者の救済 | 生活保護者や児童、幼児などの社会的弱者への支援 |
|---|----------------------|-----------------------------------|
| 2 | 障害者等の福祉 | 障害を持つ人や、病気やけがで障害を負った人への補助 |
| 3 | 難病・慢性疾患の治 療研究及び助成 | 原因不明や治療方法が確立していない難治性の病気の支援・助 成 |
| 4 | 健康被害等に対する 補償 | 戦時中の軍人たち、原爆被害者、公害や中国残留邦人などの補 償 |
| 5 | 公衆衛生の向上 | 結核などの感染症や、自傷・他害の恐れがある疾病の補助など |

国の法律で定める公費の他、東京都独自で定める公費、区市町村独自で定める公費が存在する。(原則、本「手引き」では、区市町村独自で定める公費の説明は割愛する。)

また、指定された医療機関のみ受診可能な公費と、全ての医療機関で受診可能な公費がある。

公費負担医療制度の対象となる医療

公費負担医療制度の区分では、母子健康法や児童福祉法、生活保護法で定める社会的弱者等に対する者を救済する公費と、難病医療費助成制度や感染症の予防に関する法律等で定める疾病に罹患した患者を救済する公費がある。

社会的弱者等に対する者を救済する公費は、全ての保険診療行為(一部例外もあり)が公費の対象となり、疾病に罹患した患者を救済する公費は、該当する疾病の治療に関する保険診療行為が対象となり、その他の医療行為は、一般の保険診療での取り扱いとなる。

公費負担医療の請求

医療機関の公費負担医療の請求方法については以下の3種類がある。

① 公費負担医療単独

(生活保護等、健康保険組合に加入していない患者で、公費負担医療適用の場合)

② 医療保険と公費負担医療の併用

(健康保険組合に加入している患者で、公費負担医療適用の場合)

③ 複数の公費負担医療の併用

(健康保険組合に加入している患者で、2つ以上の公費負担医療適用の場合)

公費負担医療の請求先は、被用者保険(職域保険)加入者は「社会保険診療報酬支払基金関 東審査事務センター」に、国民健康保険(地域保険)及び75歳以上の人が加入する後期高齢 者医療制度加入者は「東京都国民健康保険団体連合会」に請求する。(公費負担医療単独は「社 会保険診療報酬支払基金関東審査事務センター」に請求)

※ 本「公費負担医療の手引き」には、東京都が独自に設定している公費負担医療(100等)の記載もある。東京都独自に制定する医療費助成制度はあくまでも東京都民を対象としているので、他道府県の住民等は対象とはならない。また、その逆に他道府県で制定されている公費負担医療については、基本、東京都の医療機関は指定医療機関にならないので、一部負担金を徴収することになる。患者は支払った一部負担金を「償還払い」として自治体に請求することになる。このため、患者から提出される医療券等は必ず確認が必要である。

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核医療)

法 別 番 号 10 (一般医療) 93 (都単独部分・区市町村国保分) 11 (入院医療)

※Q&A は20ページに記載

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という)による医療費公費負担制度は、同 法第37条の2一般患者に対する公費負担と法第37条の入院患者に対する公費負担とがある。

Ⅰ 法第37条の2公費負担(法別番号10)

| 法 別 番 号 | 10(93※) ※都の制度は「93137008」 区 分 結核医療 (一般医療) | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関等 | 結核指定医療機関 | | | | | | | | | | | |
| 疾病等の範 囲 | 肺結核 肺外結核 ※比較的最近結核に感染したと考えられる方などで、発病の危険が高い方(潜在性結核感染症) も含む。 | | | | | | | | | | | |
| 対 象 者 | 1 国の制度 上記の疾病に該当する方(医療保険等加入の有無を問わない。) 2 都の制度 次のいずれにも該当する方 (1) 国の制度による患者票の交付を受けた方で、医療保険に加入されている方 (2) 住民税非課税の方 ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。 | | | | | | | | | | | |
| 申 請 の 手 続 | 申請書に診断書、3 か月以内に撮影した X 線写真、当該年度の住民税非課税証明書(該当患者本人のみ)を添付して患者の居住地を管轄する保健所長に申請する。 | | | | | | | | | | | |
| 認定期間 | 申請書を受理した日から6か月以内の日まで | | | | | | | | | | | |
| 公費負担額 | 1 国の制度 (1) 承認された結核医療について、その費用の95%を公費負担する。ただし、各種医療保険等を先に適用する。 (2) 承認された結核医療のうち、介護保険法による介護療養型医療施設等における短期入所療養介護、介護療養施設サービスにかかる特定診療費について、その費用の95%を公費負担する。ただし、介護保険を先に適用する。 2 都の制度 承認された結核医療について、国の制度適用後の残り5%を助成する(介護保険法による費用は除く。)。 (注)区市町村の国民健康保険の被保険者のうち、住民税非課税の方で、結核医療給付金受給者証の交付を受けている方は、国の制度適用後の残り5%が保険給付されるので、医療に要する費用については、自己負担なし(介護保険法による介護療養型医療施設等における短期入所療養介護、介護療養施設サービスにかかる特定診療費については、5%を自己負担する。)。 → 認定された方は、 | | | | | | | | | | | |

| | (1) 国・都の制度の両方に該当する方は、医療に要する費用については、負担なし。介護保険法による介護療養型医療施設等における短期入所療養介護、介護療養施設サービスにかかる特定診療費については、5%を自己負担する。(2) 国の制度のみに該当する者は、5%を自己負担する。 | | | | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 根拠法令等 | (国の制度) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 (都の制度) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第 19 条 | | | | | | | | |
| 問合せ先 | 都内市町村の区域内 [認定関係] 各保健所 [給付関係] 保健医療局感染症対策部防疫課結核担当 (5320)4483 特別区(23 区)及び保健所政令市の区域内 [認定関係] 各保健所 [給付関係] 各区市役所結核医療担当課 | | | | | | | | |

1. 概要

都道府県、政令市(特別区又は保健所を設置する市(都においては八王子市、町田市))は、結核の適正な医療を普及するため、結核患者が指定医療機関で法第37条の2に規定する医療(一般医療)を受けるために必要な費用について、患者または保護者の申請によりその95%を公費負担するものである。なお、都では、住民税非課税者に対する「都単独医療費助成制度」がある。

2. 公費負担

(1) 給付対象

- ① 肺結核及び肺外結核患者
- ② 潜在性結核感染症の者(比較的最近結核に感染したと考えられる者などで発病のリスクが高い者)

(2) 給付内容(公費負担の対象範囲)

- ① 化学療法(抗結核薬、副腎皮質ホルモン剤)
- ② エックス線検査(直接、CT、透視、断層-造影剤を含む)
- ③ 結核菌検査(塗抹、培養、耐性)
- ④ 外科的療法
- ⑤ 骨関節結核の装具療法
- ⑥ 外科的手術に伴う処置、その他の治療(創傷処置、血液代用剤の大量注射(血圧上昇剤、強心剤、止血剤、鎮痛鎮 静剤又はビタミン剤の混合を含む)、輸血、麻酔)
- ⑦ 外科的手術に伴う入院(食事の給付及び寝具設備を除く)
- ※ 上記のもののうち、感染症の診査に関する協議会の答申をえて、保健所長が承認したものに対して、その医療費の 95% を公費負担する。ただし、初診料、再診料、診断書料などは公費負担の対象外。

(3) 都単独医療費助成制度

東京都内の保健所長から法第37条の2の患者票の交付を受けている者で住民税非課税者(ただし、生保が適用される方、及び療育給付受給者を除く)については、公費負担対象医療費の自己負担分5%を、都が助成する。なお、都内区市町村国保の方のうち、住民税非課税者については、自己負担分(5%)を、付加給付として保険給付する。

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

保健所が発行した患者票 (P. 5 参照) の提出を求める。(有効期間、公費対象抗結核薬等の確認)

(2) 請求先

社保併用分·公費単独分 ⇒ 支払基金 国保·後期高齢併用分 ⇒ 国保連合会

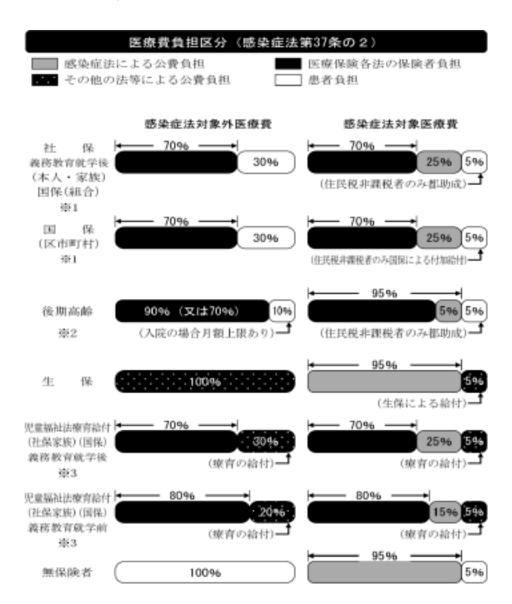
(3) 請求方法

医療費の請求は、公費併用診療報酬明細書に、公費負担者番号・受給者番号・診療内容等、所定事項を記入して請求する。

なお、医療保険各法の被保険者等の資格を有しない者については、公費単独用明細書を使用して支払基金へ請求する。

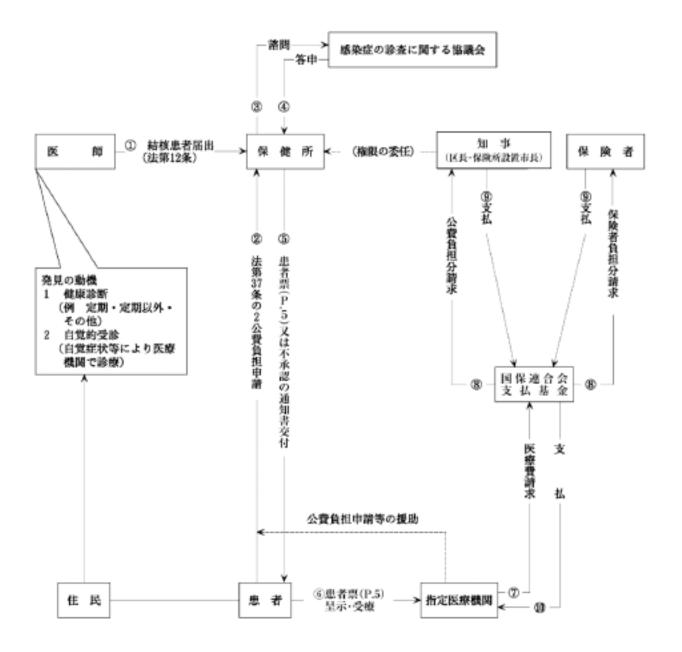
(4) 医療保険各法との関係及びその他の法等による公費負担医療制度との関係

前頁の2で記載した公費負担医療について、医療保険各法の規定により医療の給付(高額療養費の支給を含む)ができるときは、医療保険各法を先に適用する。よって、公費負担対象医療費の95%のうち、医療保険各法で給付された額の残りの額について感染症法で給付する。感染症法と医療保険各法、その他の法等による公費負担との関係における医療費の負担区分は次のとおり。



- ※1 社会保険・国民健康保険加入者については、年齢や加入保険の種類によって負担割合が変わることがある。
- ※2 後期高齢者医療の被保険者のうち、一定以上の所得がある方は、その他の医療費・結核治療に要する医療費共に保険者による負担割合が70%となる。
- ※3 児童福祉法療育給付の詳細は、P. 67 参照。

感染症法第37条の2による結核医療費公費負担制度



(表)

患 者 票

- □感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2
- □感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則第19条

| 公 | 費 | 負 | 担 | 者 | 番 | 号 | | | | 1 | | 3 | | | | | | | | | | / |
|----|------|----|-----------------|--------|------|--------|----|-----|---------|-------|-----|----|-----|------|-----------|----|----------------|----------|------|-----|---------|-----|
| 公受 | 費 | 自合 | 担者 | | 拼音 | の 号 | | Τ | | | | | | | Τ | | $\overline{/}$ | | | | | |
| | 灰岩 | 助 | 成負 | (担: | 者看 | 号 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交 | | 1 | 保 | | ŧ | 所 | | | | | | | | | | | | 交付年 | 5月1 | Ħ | | |
| 所名 | 7 | Ξ | 地 | .b | 交 | び称 | | | | | | | | | | 印 | 1 | | | 年 | 月 | 日 |
| 患 | | | 氏 | | | 名 | | | | | | | | | | | | · 女 | | | 歳 | |
| 患 | | 者 | 生 | 年 | 月 | B | | | | | | | 年 | | | 月 | | B | | | | |
| | | | 住 | | | 所 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被 | 保 | 険 | 者 | 等 | Ø | 別 | | | | · 第 | | | | | | | 厳本/ | (・迅 | 職家 | 族) | 後期 | 高齢 |
| 診 | | 療 | | 報 | | ñН | | | | | | | 齢の | | | 年 | |]から) | | 協 | 定 | |
| 指 | 定 | | | | 機 | 関 | 名 | | 稍 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 护部 | 9 - | 院 新 | | | 所 | 在 | 地 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 痾 | | | | | | 名 | 1 | | | | | | 2 | ! | | | | | 3 | | | |
| 公 | 費 | 負担 | 担准 | 子效 | 期 | 間 | | | | | | | F. | | 月 | | | 日かり | | | | |
| Н | | | | | | | | | | | | | F. | | 月月 | | | 日まり | | | | |
| 医 | 捩手 | 費助 | 成 | 有多 |) 期 | 間 | | | | | | | ŗ. | | 月 | | | 日ま | | | | |
| | Α | 1 | 抗線 | 吉核 | 薬 | , | | | -dest.i | ÷- DD | 1 | 薬 | 品名 | | INE | I | RFP | RB | | SM | | |
| 医 | 化学 | | | | ' | | | | AM | 吏用 | | | | | EB PZA | | KM Pas | TH | | DL3 | | |
| | 学療 | | | | | | | | | | 2 | 10 | りうち | う局点 | | | | いるもの | | | - |) |
| 瘀 | 法 | 2 | 副門 | 野(l | こん |)皮 | 實力 | ;/l | Ŧ. | /剤 | 薬 | 品名 | 5 (| | | | | | | | |) |
| | В | 1 | 肺 | | | ŝ | 吉 | | | 核 | 1 | 肺 | 虚脱 | 療法 | 2 | 3 | 色洞道 | [達療] | 去 : | 3 胼 | 切除征 | 析 |
| _ | 外 | 2 | 紺 | 樉 | 性 | 膿 | (の | - 5 |) | 胸 | | | | | | | | | | | | |
| の | 八科的療 | 3 | 骨 | | 関 | | ń | 翁 | | 核 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 泌 | J | 尿 | H | 발 | 翁 | i | 核 | | | | | | | | | | | | |
| 稚 | 法 | _ | | り他 | | | | | |) | L | | | | | | | | | | | |
| | С | | | | | |)装 | | | | | | | | 1.5. | | attenda . | 44.36 11 | | | -1- 111 | |
| 類 | D | | | | でにり治 | | 要な | 中 | 施工 | 77 | 7 7 | 禄 | 険査 | • CI | 筷主 | Ċ, | 图検: | 産业び | €CB. | 又は(| 112.12 | 要な処 |
| L | E | | - | t c | K | W. | 要 | 妆 | 収 | 容 | | | H | 間(| 術前 | ĵ | F | わら | 術 | 後 | E | まで) |
| 摘 | | ij | Ę. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(日本産業規格A列4番)

Ⅲ 法第37条の公費負担(法別番号11)

| 法別番号 | 11 | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関 等 | 結核指定医療機関(結核病床を有する医療機関及び結核患者収容モデル病床を有する医療機 関(合併症の患者のみ。)) | | | | | | | | | | |
| 疾病等の範囲 | まん延を防止するため、必要があると認め、次の医学的所見に該当し、入院勧告又は入院措置を受けた方 ① 肺結核、咽頭結核、喉頭結核又は気管・気管支結核の患者であり、喀痰塗抹検査の結果が陽性であるとき。 ② ①の喀痰塗抹検査の結果が陰性であった場合に、喀痰、胃液又は気管支鏡検体を用いた塗抹検査、培養検査又は核酸増幅法の検査のいずれかの結果が陽性であり、以下のア、イ又はウに該当するとき。 ア 感染防止のために入院が必要と判断される呼吸器等の症状がある。 イ 外来治療中に排菌量の増加がみられている。 ウ 不規則治療や治療中断により再発している。 | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 保健所長により入院勧告又は入院措置された方(医療保険等加入の有無を問わない。) | | | | | | | | | | |
| 申請の手続 | 申請書に世帯員の各種所得証明書を添付して患者の居住地を管轄する保健所長に申請する。 | | | | | | | | | | |
| 認定期間 | 入院勧告(措置)により入院した日から 72 時間、その後 30 日以内とする(再延長する場合も 30 日以内とする。)。 | | | | | | | | | | |
| 公費負担額 | 医療に要する費用。ただし、各種医療保険等を先に適用する。 なお、世帯員の市町村民税(特別区民税を含む)所得割の額の合算額が基準額(56 万 4 千 円)を超える場合は、上限 20,000 円 (月額) の負担額がある。 → 認定された方は、 世帯員の市町村民税(特別区民税を含む)所得割の額の合算額が基準額(56 万 4 千円) を超える場合は、月額 20,000 円を限度として一部負担額を負担する。 | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条 | | | | | | | | | | |
| お内市町村の区域内 | | | | | | | | | | | |

1. 概要

都道府県、政令市(特別区)又は保健所を設置する市(都においては八王子市、町田市)は、感染のまん延を防止し、徹底した治療を行うことを目的として、患者に対して行政の権限で感染症指定医療機関へ入院勧告又は入院措置を行う。この場合の入院治療に要する医療費について、患者または保護者の申請により全額を公費により負担する。

ただし、患者及び世帯員の市町村民税(特別区民税を含む)所得割の額の合算額(年額)が56万4千円を超える場合は、自己負担額として月額2万円(上限)を負担する。

2. 公費負担

(1) 給付対象

結核のまん延を防止するため、必要があると認め、次の医学的所見に該当し、入院勧告又は入院措置を受けた者

- ① 肺結核、咽頭結核、喉頭結核又は気管・気管支結核の患者であり、喀痰塗抹検査の結果が陽性であるとき。
- ② ①の喀痰塗抹検査の結果が陰性であった場合に、喀痰、胃液又は気管支鏡検体を用いた塗抹検査、培養検査又は 核酸増幅法のいずれかの検査の結果が陽性であり、以下の(i)、(ii) 又は(iii) に該当するとき。
- (i) 感染防止のために入院が必要と判断される呼吸器等の症状がある。
- (ii) 外来治療中に排菌量の増加がみられている。
- (iii) 不規則治療や治療中断により再発している。

(2) 給付内容

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

保健所が発行した医療費公費負担決定通知書 (P. 10 参照) の提出を求める。 (公費負担の期間・自己負担額等の確認)

(2) 請求方法

医療費の請求は、公費併用診療報酬明細書に、公費負担者番号・受給者番号・診療内容等所定事項を記入して請求する。医療保険各法の被保険者資格を有しない者については、公費単独明細書を使用して請求する。

なお、自己負担額は、診療報酬明細書の負担金額欄に記入すること。

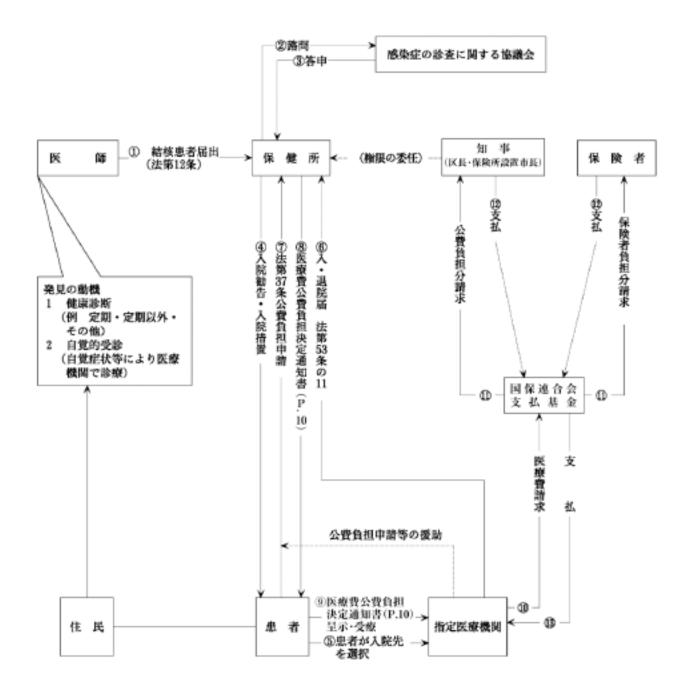
(3) 請求先

社保併用分・公費単独分 ⇒ 支払基金 国保・後期高齢併用分 ⇒ 国保連合会

(4) 医療保険各法との関係

上記2で記載した公費負担について、医療保険各法の規定により医療の給付(高額療養費の支給を含む)ができるときは、医療保険各法を先に適用する。よって、医療保険各法で給付された額の残りの額について感染症法で給付する。

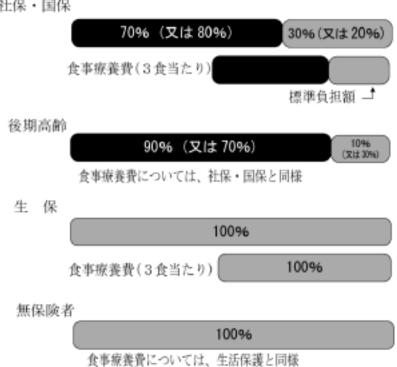
感染症法第19条・第20条による入院勧告・入院措置と法第37条による結核医療費公費負担制度



医療費負担区分(感染症法第37条) ■ 感染症法による公費負担 ■ 医療保険各法の保険者 □ 患者負担

自己負担額のない者

社保・国保



(2) 自己負担額 (月額上限 20,000円) のある者

社保・国保



| (申請者) | 様 | | | | | · | 月 保健所: | 号 日 | | |
|---|----|---|-----|---|----|-----|-----------|--------|--|--|
| 医療費公費負担決定通知書 | | | | | | | | | | |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する医療に要する費用について、下記のとおり公費負担することを決定したので通知します。 | | | | | | | | | | |
| | | | 記 | | | | | | | |
| 1 患者氏名 | | | (| 年 | 月日 | 3生) | | | | |
| 2 患者住所 | | | | | | | | | | |
| 3 勧告等を行った日 | | | 年 月 | 日 | | | | | | |
| 4 入院医療機関名 | | | | | | | | | | |
| 5 自己負担の有無 有 | •無 | | | | | | | | | |
| (負担額) ※ | 円 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 公費負担者番号 | | | 1 | 3 | | | | | | |
| 公費負担受給者番号 | | | | | | | | | | |
| 公費負担の期間 | | 年 | 月日 | ~ | 年 | 月 | 日 | | | |

(日本産業規格A列4番)

4. 第二種感染症指定医療機関(結核)

(1) 指定及び辞退

指定医療機関は、法第37条の2及び法第37条の規定による公費負担患者の医療を担当させるため、法第38条に基づき都道府県知事(結核指定医療機関においては、都道府県知事又は保健所を設置する区市町村長)が開設者の同意を得て指定する。

新たに知事の指定を受けようとする病院の開設者は、「感染症指定医療機関指定申請書」(P. 14 参照)を、医療機関の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出することになっている。

指定を辞退しようとする場合、医療機関が診療もしくは業務を停止する場合等は、「指定医療機関辞退届」(P. 14 参照) を保健所長を経由して知事に提出することになっている。

なお、医療機関を移転(改築等によるものを含む)する場合及び開設者が変わる場合は、「感染症指定医療機関指定書」 (P. 14 参照)を添付して辞退の手続をし、再度指定申請を行うことになっている。

(2) 指定書記載事項の変更

すでに指定を受けている医療機関が、次の理由に該当する場合は「指定医療機関変更届」(P. 15 参照) に「感染症指定 医療機関指定書」を添付し、保健所長を経由して知事に提出することになっている。

- ① 医療機関の名称を変更した場合
- ② 住居表示の変更等により、医療機関の所在地名の呼称及び地番に変更があった場合
- ③ 開設者の住所に変更があった場合
- ④ 開設者名の変更(改姓・法人の名称変更等)

5. 結核指定医療機関

(1) 指定及び辞退

新たに指定を受けようとする病院、診療所又は薬局の開設者は、「結核指定医療機関指定申請書」を、医療機関の所在地を管轄する長(特別区・保健所政令市の区域にあっては当該区市長、それ以外にあっては、医療機関の所在地を管轄する保健所を経由して知事。以下同じ)に提出することになっている。

指定を辞退しようとする場合、医療機関が診療もしくは業務を停止する場合等は、「指定医療機関辞退届」を医療機関の所在地を管轄する長に提出する。

なお、医療機関を移転(改築等によるものを含む)する場合及び開設者が変わる場合は、指定時に交付された「感染症指定医療機関指定書(第10号様式)」を添付して辞退の手続きをし、再度指定申請を行うことになっている。

※ 参考様式(特別区及び保健所政令市以外の場合)

「結核指定医療機関指定申請書(第9号様式の2)」(P. 14参照)

「指定医療機関辞退届(第 11 号様式)」(P. 14 参照)

特別区・保健所政令市の様式については、当該区市に確認すること。

(2) 指定書記載事項の変更

すでに指定を受けている医療機関が、次の理由に該当する場合は「指定医療機関変更届」に、指定時に交付された「感染症指定医療機関指定書(第10号様式)」(原本)を添付し、医療機関の所在地を管轄する長に提出する。

- ① 医療機関の名称を変更した場合
- ② 住居表示の変更等により、医療機関の所在地名の呼称及び地番に変更があった場合
- ③ 開設者の住所に変更があった場合
- ④ 開設者名の変更(改姓・法人の名称変更等)
- ※ 参考様式(特別区及び保健所政令市以外の場合)

「指定医療機関変更届(第 12 号様式)」(P. 15 参照)

特別区・保健所政令市の様式については、当該区市に確認すること。

6. 指定医療機関の責務

指定医療機関は、公費負担患者の医療を担当するに当たっては、感染症法及び感染症指定医療機関医療担当規程の定めるところにより医療を担当しなければならない。

感染症指定医療機関医療担当規程

(通則)

第一条 感染症指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)に定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、法の規定による感染症の患者の医療を担当しなければならない。

(医療の原則)

- 第二条 感染症指定医療機関における感染症の患者の医療は、患者を社会から隔離することそのものではなく、患者に対する治療及びこれを通じた感染症のまん延の防止を目的とするものとする。
- 2 感染症指定医療機関は、感染症の患者の置かれている状況を深く認識し、感染症の患者への十分な説明及び相談を行い、良質かつ適切な医療を提供するよう努めるとともに、療養環境の向上に努めなければならない。

(結核患者に係る法第三十七条に定める医療)

第二条の二 結核患者に係る法第三十七条に規定する医療の方針については、結核医療の基準によるものとする。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十条の二に定める医療)

第二条の三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二十条の二に規定する医療については、同条の規定によるほか、結核医療の基準によるものとする。

(診療開始時等の注意)

- 第三条 感染症指定医療機関は、法に基づく入院勧告又は入院措置に係る患者(以下「措置患者等」という。)、法に基づき宿 泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新型インフルエンザ等感染症若 しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者(以下「外出自粛対象者」という。)及び都道府県知事(保健所を設置 する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)の交付した有効な患者票を所持する結核患者(以下「患者 票患者」という。)の医療を正当な理由がなく拒んではならない。
- 第四条 感染症指定医療機関(第二種協定指定医療機関及び結核指定医療機関を除く。第六条、第九条及び第十条において同じ。)は、措置患者等を入院させるに際しては、法第二十三条又は法第四十九条の規定による通知を提示させること等により、当該措置患者等が入院させるべき者であることを確かめなければならない。
- 2 結核指定医療機関は、患者票患者から患者票を提出して診療を求められたときは、その患者票がその患者票患者について交付されたものであること及びその患者票が有効であることを確かめなければならない。

(診療時間)

第五条 感染症指定医療機関は、診療時間において診療を行うほか、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が、やむを 得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療を行わ なければならない。

(援助)

第五条の二 結核指定医療機関は、患者票患者以外の結核患者に対して規則第二十条の二各号に掲げる医療を行うことが必要であると認めたとき又は患者票患者に対して同条各号に掲げる医療のうち当該患者票患者が受けていないものを行うことが必要であると認めたときは、速やかに、当該患者又はその保護者が所定の手続を行うことができるよう当該患者又はその保護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(収容する病床)

- 第六条 感染症指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の種類に応じ、当該各号に定める病室又は病床に措置患者 等を収容しなければならない。
- 一 特定感染症指定医療機関 措置患者等を収容するために適当と認められる病室であって、当該特定感染症指定医療機関があらかじめ定めるもの
- 二 第一種感染症指定医療機関 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づ く厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準(次号において「指定基準」という。)第一の一に規定する第一種病室
- 三 第二種感染症指定医療機関 指定基準第二の一に規定する第二種病室
- 四 第一種協定指定医療機関 次に掲げる要件を満たす病床
 - イ 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその 他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。
 - ロ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知(法第三十六条の二第一項の規定による通知をいう。以下同じ。)又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。

(第二種協定指定医療機関における医療等の提供)

- 第七条 第二種協定指定医療機関は、次の各号に掲げる当該医療機関の区分に応じ、当該各号に定める医療等を提供しなければならない。
 - 一 法第三十六条の二第一項第二号に掲げる措置を実施するもの 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら提供する診療であって、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事からの要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行う新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対するもの
 - 二 病院又は診療所であって、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型インフルエンザ等感染 症等発生等公表期間において、当該医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の 内容に応じて行うオンライン診療その他法第四十四条の三の二第一項(法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令に よって準用される場合を含む。)又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療(以下「外出自粛対象者に対する医療」という。)
 - 三 薬局であって、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型インフルエンザ等感染症等発生等 公表期間において、当該薬局の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じて行 う外出自粛対象者に対する医療
 - 四 指定訪問看護事業者であって、法第三十六条の二第一項第三号に掲げる措置を実施するもの 新型インフルエンザ等 感染症等発生等公表期間において、当該指定訪問看護事業者の所在地を管轄する都道府県知事の要請を受け、通知又は 医療措置協定の内容に応じて行う外出自粛対象者に対する医療

(証明書等の交付)

第八条 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者、患者票患者、保護者(措置患者等若しくは患者票患者の親権を行う者若しくは後見人をいう。)又は入院勧告、入院措置若しくは宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力の求めを行い、若しくは患者票を交付した都道府県知事から、その行っている医療につき、必要な証明書、意見書等の交付を求められたときは、交付しなければならない。

(外部との連絡の確保)

第九条 感染症指定医療機関は、措置患者等が外部との連絡を求める場合にあっては、当該患者の医療のため特に必要があると認められる場合を除き、当該措置患者等から外部に連絡ができるように努めなければならない。

(退院時の指導)

第十条 感染症指定医療機関は、二類感染症に係る措置患者等について、法第二十六条第一項において準用する法第二十二 条第一項の規定により入院に係る感染症の症状が消失したことをもって退院が行われるときは、当該患者に対して、当該 感染症のまん延を防止するために必要な指導を行わなければならない。

(診療録)

第十一条 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

(帳簿の保存)

第十二条 感染症指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、診療録にあっては、その完結の日から五年間とする。

(通知

- 第十三条 感染症指定医療機関は、措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者について、次のいずれかに該当する事実を知った場合には、速やかに、意見を付して入院勧告、入院措置若しくは宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力の求めを行い、又は患者票を交付した都道府県知事に通知しなければならない。
 - 一 措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が正当な理由なくして診療に関する指導に従わないとき。
 - 二 措置患者等、外出自粛対象者又は患者票患者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(薬局に関する特例)

- 第十四条 第二種協定指定医療機関である薬局にあっては、第十一条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。
- 2 結核指定医療機関である薬局にあっては、第二条の三及び第五条の二の規定は適用せず、第十一条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。
- (注)上記規程は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示(令和5年5月26日厚生労働省告示第202号)による改正後であり、同告示による改正は令和6年4月1日適用である。

第9号様式(第10条関係)

年 月 日 東京都知事 殿 郵便番号 医療機関の所在地 フリガナ 医療機関の名称 電話 医療機関開設者住所 (法人の場合は、法人の住所) 医療機関開設者氏名 (法人の場合は、法人の名称) 1 雷話 感染症指定医療機関指定申請書 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により感 染症指定医療機関として指定を受けたいので申請します。 なお、指定の上は、同法第38条第3項の規定医療を担当するため、同法の規定による一 切の事項を遵守します。 (注) 結核指定医療機関の指定の申請については、第9号様式の2を使用すること。

(日本産業規格A列4番)

第9号様式の2(第10条の2関係)

| >100 A 10000 | 4 | ~ + -, | | p. 10 p 1 1 1 | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|--------|------------|---------------|---------------|------|-------|------|---------------|--------|--------|------|-------|---------|-------|---------|---------------|
| 東京者 | K Sen ans. | | 展 | D. | | | | | | | | | | 年 | | 月 | B |
| жж | hVH A. | | | | てはり | | 所() | 玄局) | の目 | f 在 # | bį. | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 护 | 引院に | 又は | 診療 | :所(| 薬后 | j) σ, | 名彩 | ŗ. | | | | | | |
| | 病院又は診療所(薬局)の開設者 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住所(法人の場合は、法人の住所) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 病院又は診療所(薬局)の開設者 氏名(法人の場合は、法人の名称) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 結 | 核 | 指 | 定 | 医 | 療 | 檨 | 関 | 指 | 定 | 申 | 請 | 書 | | | |
| m€ ≥4. « | Eの予防 | TL +1 | e nute s'# | t ista | , 14 - | £1++ | 4-1-2 | ाट क | ≠> - □ | n z | 5+ A | +/PI | ne fo | eti ih. | c= 34 | F : 1. | 1.3.1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 3] 2 | v19.7 |
| 第38条第 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | なお、指定の上は感染症法第38条第7項の規定による知事の指導及び同法第41条の規定 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| による影 | 療報酬 | の定 | める | 5とこ | ろに | 二従い | / [F | 法に | よる | 医療 | を担 | 当す | るた | め、 | 同治 | 去の規 | 定によ |
| る一切の | 事項を | 守り | ます | ۲. | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 記 | | | | | | | | | |
| 担当四 | 医師名又 | は智 | 押導 | 医脊髓 | T.名 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 診察 | | | | | | | Ī. | 用 | | | | | | | | |
| 病診 | 科目 | | | | | | | ッ | | 名 | 称 | | | | | | |
| 療 | | + | - (| 直接 | ۷., | # | A 7 | 12 | 療 | _ | | | | | | | |
| 院所 | エック ス 線 | 1 | , | レ・独 | · 折層) | | | 線 | 機 | 所有 | c life | | | | | | |
| | 設備 | Ħ | | エッ | | | | . 利 | 関 | 12113 | Late | | | | | | |
| | | - | | | | | | | | | | | | | | - 10 44 | |
| | 医療法第7条・第8条・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条(許可・届出・登録)済・未 | | | | | | | | | | に関 | | | | | | |
| / 0/1 | 7 受益中海主奉(町門・西田・皇郷/伊・本 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | $\overline{}$ |
| | 結核指定医療機関として適当と認める。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健 | 保健所長の意見 | | | | | | | | 保 | 健所I | €. | | 年 | | 月 | H | |
| | | | | | | | | | NV | nc1/ 1 | ~ | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(日本産業規格A列4番)

第10号様式(第11条関係)

感染症指定医療機関指定書 指定医療機関の名称 指定医療機関の所在地 指定医療機関開設者住所 (法人の場合は、法人の住所) 指定医療機関開設者氏名 (法人の場合は、法人の名称) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、 上記の医療機関を (第一種感染症) 第二種感染症 結核 年 月 日 東京都知事

(日本産業規格A列4番)

第11号様式(第12条関係)

年 月 日 東京都知事 指定医療機関の指定番号 指定医療機関の所在地 指定医療機関の名称 指定医療機関開設者住所 (法人の場合は、法人の住所) 指定医療機関開設者氏名 (法人の場合は、法人の名称) (指定医療機関辞退届 年 月 日付けをもって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律による感染症指定医療機関としての指定を辞退したいので、同法第38条第8 項の規定により届け出ます。 辞 退 事 由 開設者が死亡又は失そうした場合は、開設者氏名欄に開設者氏名並びに届出人の氏名及 び続柄を記入のこと。

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

東京都知事 殿

指定医療機関の指定番号

指定医療機関の所在地

指定医療機関の名称

指定医療機関開設者住所(法人の場合は、法人の住所)

指定医療機関開設者氏名(法人の場合は、法人の名称)

指定医療機関変更届

年 月 日付けで指定された感染症指定医療機関について 年 月 日に変更があったので届け出ます。

変 更 事 項

新

旧

参考事項

(日本産業規格A列4番)

7. 公費負担の申請手続き

- (1) 法第37条の2(法別番号10)
 - ①申請者

結核患者(本人)又はその保護者

②申請書類

- (i) 結核医療費公費負担・東京都医療費助成申請書 (P.17 参照。診断書部分は医療機関が記入する。)
- (ii) エックス線写真(申請前3ケ月以内に撮影したもの。医療機関が用意する。)
- (iii) 住民税非課税証明書(ただし、東京都医療費助成を申請する者)

③申請先

当該患者の居住地を管轄する保健所長に提出する。

4承認期間

保健所が申請を受理した日を始期とし、その日から6ケ月以内の日を終期とする。

⑤継続申請

引き続き治療が必要な場合は、上記②の関係書類を添付し、有効期限2週間前までに必ず保健所長に提出しなければならない。

⑥公費負担の決定

保健所長は、申請された医療の適否を感染症の診査に関する協議会に諮問したうえ公費負担の承認又は不承認を決定 し、承認した場合は患者票を、不承認の場合は通知書を申請者に交付する。

なお、公費負担の承認期間が満了したときは、すみやかに患者票を保健所に返納する。

(2) 法第 37 条 (法別番号 11)

①申請者

法第19条・第20条に基づき入院勧告・入院措置を受けた結核患者(本人)又はその保護者

②申請書類

- (i) 医療費公費負担申請書(申請者が記入する。)(P. 18 参照)
- (ii) 当該患者の自己負担額を認定するために必要な書類(所得税課税証明書、住民票等)

③申請先

当該患者の居住地を管轄する保健所長に提出する

④承認期間

入院勧告又は入院措置の期間(入院したときから 72 時間及びその後 30 日(入院措置は 10 日)以内の期間とし、延長については 30 日(入院措置は 10 日)以内の期間)

⑤継続申請

引き続き入院勧告及び入院措置がなされた場合は、上記②の申請書類を必ず保健所長に提出しなければならない。

⑥公費負担の通知

保健所長は、公費負担申請を受理したときは、医療費公費負担決定通知書を申請者に交付する。

8. 医師の届出義務

医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、直ちに「結核発生届」(P. 19 参照) により、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

9. 病院管理者の届出義務

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院していた患者が退院したときは、7日以内に「入退院結核患者届出票」(P.18参照)により、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

(U.A.) R. 1879 (ロ本の発展版APICの表 水 班 班 班 水 水子推到加斯片· æ Ħ 59 57 ä **春夏四米路**館 19L BP 19loa BROSA EUSOA EUSOA EUSOA e 'n # ĕ æ E, × æ 40 城 ウー(1) 気能を発送する ウー(1) 転換・(2) 数 ウー(1) を設め・(2) 数 ののは、1978の時 ののは、1978の時 植黄黄 3 M 6 M 5 C 688 かま/41(研修・音楽後 は経済機の第一十の場合を提入くだがい。 1 - 1の数数 - 1の数の 2 - 1のの 2 -1848 を とは 13 この事務等を2項11回24万に3項第1元での241。 3 機能を指摘する場合は、エック 場所成立の指数機能を指定 て、連絡部のを指数の2週間はまでに必ず性が数を密数する数 機能能を下降が減して、2000。 生活を観る表けている動物やの着にもに挙ぎる物の場合は、 の単語をでは自動は35~3番号につからない。 APPE 月 DH RP SH B 73 PIS その取 月 DH RP SH B 73 PIS その取 月 DH RP SH B 73 PIS その取 20,000,00 4000年 6 位立 対対対応 0 0 0 0 0 0 8.8 が第一直編 中 日 マル/年(報告・格文化) マル/年(報告・格文化) マル/年(報告・格文化) マル/年(報告・格文化) マル/年(報告・格文化) マル/年(報告・格文化) xs/wid8tt - 85th 報告のスックス保及びCT所見 世の体 MALKE (本面的に称して) 現実/会局を集り 方法等 [子弟子室(34歳)時間(外件手続の為の人能 Mariemon in 1988 한 한 한 85 #ARCH JORGA ш 素型の合うなが ž = CTER 라바리 9 7 5 5 8 8 6 S 21名列車機関係 22年第1七多つから特別 22巻の中・開発的性 24巻のセンス保証機 ŧ アペルケリン医療ー -- 非立型抗聚聚化-**常在性情报基金요**-11編組機 12級報告網報表 13級報告編(の3)線 1編件 2初次保留 3時代 4初紀子可 5株米子明 6米次数 茶 新 元 別 人 発示整定整备3~ **満加リント/協議院** 策の策 5単(ぞく)配換所 55 人扱中 外来沿着中 沿着なし 不利 2年の報外が存 FIR GRADM × 8 į. 中国者がある本人である場合は、 10mg() Restri œ (I) 100 8 6 ě 一切介字書談を実施したよで、その後の方数を表める。 お目の数法を実施する(お字表式のは数据の知路できない。)。 位字書談、外書的意式とも数据を知路できないが、異名話しのため(2字書記を実施する。 報告との報信 中国会議人権(**我区僚景公寮负担,宋安務区傣寮院成中湖** Ħ 中部智氏名中部寄姓氏 この中語を発表として化学を使きまする。 指数をなお機能するを表示する。 そのように考えるが、複雑価の多まに数する機能のの変異を限またい(例子・機能) 化学を担か機能 | 年 月/中華文庫所語の場合は基準日 = 放水 回収金数数 144(年 月ぶら) 2第 34780 リントは20歳年度(たん)四回数による情報とフォーナメロン・開発(GTS) 148代 24元度第 38年 (新聞日 キ 月 日) 5回発出職家物 æ 8 50 100 外量的整件 務果の予定及び発売の手術に等する関果に置する資産等は発の 2の機能により同業取の表皮医を手続します。 × 最後後の予察及の海後のの最初に対する緊急に関する対象指示重要を15条に着力へ図を敷型表(液凝裂的・消薬)を中部します。 全年月日 (中の報) 2社保証的 380年—在 4300是銀本人 2位度(支援中) 8位度(中部中) 他() 30 不明 19年1月日日 東区 ÷ 関係の意味 91 м SAME 水・蛇 WQB 9 3 = H, 合併在 15人株 2時間前 355時間 非定型的關係在 1 本 シスラケニン区的協会群隊 (*) ¥ 9日間・その他 人民理由(IB性·動性) 女140・2001へ1440~4 1社党本人 2 版目技術の表 人配件用用 2位スックス線写真の収載 29102019 いれひをの回番をひい. mage. 現在か至金状況 製物の特別 部位の安体 名字の個人番号 12.9.他达得 蝦 有代學術 æ 쁔 ŧφ Œ 徳 ÷ 8 88 883 - 01 00

-17-

第13号集式の3(第14条, 第20条題保)

(筆

##10 灩 # 핐 魚 實 ধ 曹 獑

 \mathbb{R}

Щ #

Ш

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項の規定により医 療費の公費負担を申請します。

礟

申請者氏名

患者との関係

申請者個人番号

申請者住所

後期高齢 国保(一般・退職本人・退職家族) 社保(本人・家族) 保険者等 占

その街(生保(保護受給中・保護申請中) の種別

Ш 皿 # 入院勧告等を受けた日 患者の個人番号 (注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する (注2) 患者の配偶者及び民法第877条第1項に規定する扶養義務者の個人番号は(裏)に記 結核に係る一般医療費公費負担申請については、第13号様式の3を使用すること。 載し、書ききれない場合は別葉によること。 (日本産業規格A列4番)

第25号樣式(第30条関係)

入退院結核患者届出票

礟 保健所長 ・したので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の11の規定により、下記のとおり届け出ます。 結核患者が

品

の氏名等

入院患者 退院里者

日届出

щ

#

世帯主 艸 世帯主との 続 柄 靊 職業 • 女 眠 Щ # 柘 生年月日 岙 世帯主氏 出 哥

入院患者の届出事項

欄へ記入)

中

「患者の個人番

下記の

(申請者が患者本人である場合は、

九 ш 後期高齢 # 社保(本人・家族) 国保(一般・退職本人・退職家族) 生保(保護受給中・保護申請中) 自費 その他(入院年月日 (学会病型 医療費区分 柘 臣 無 派 入院時 入院時

Ш

皿

#

生年月日

退院患者の届出事項

不檢 結核・結核以外 月実施) 死亡(年月 +(K個) (年月) +(6号) # (単 靊 培養 熊 転院先が分かる場合は、 考に記入してください。 Ш 菌検査 徭 # Щ 不活動性 観察不要 > # ≥ 略治 軽快 自己退院 転院 活 動 性非感染性 要観察 \equiv \equiv 要医療 活動性 感染性 指導区分 性類 学会分類 垂 Ш 占 ш 话分 退院年月 Щ ₩, 院時状 退院後 逑 退病 闦

(注1)病院の管理者は、結核患者が入院したとき又は退院したときは、7日以内に、この届出票

により、最寄りの保健所に届け出ること。 (注2) 入院患者の場合は1及び2を、退院患者の場合は1及び3を記入すること。 病院所在地

備为

病 院 名管理者氏名

(日本産業規格A列4番)

患者氏名

世

結核 発生 届

| | | 建所) 建所) と | | | | | | する医療に関 。)の規定に | | | | | ī |
|----|--|---------------------------|-----------|-------------------|-------------|-------|------|---------------------|--------------------|------------------|----------------------|--------------|------------|
| | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 建所) // (| | | | | | 報告年月日 | 令和 | 年 | | B | の 届 |
| | | 医 | 師の氏名 | | | | | | | | | | 出は |
| | 従事する病院(科)・診療所の名称 | | | | | | | | | | 診断 | | |
| | 上記病院・診療所の所在地(※) | | | | | | | | | | | 後 直 | |
| | 電話番号(※) | | | | | | | | | | ちに | | |
| 1 | 診断(検案)した者(死 | | | 療所に行 | 進事して | こいない | 医師にあ | っては、その住 | E所・電話 | 番号を記載 | () | | 行っ |
| | 男子 (班宁例) 2) 無 | */ ひ想宝 定状病原体 *在性結核原 | 保有者 | 3)疑 | 似症患 | 者 4 |)感染症 | | 5) | 感染症死亡 | 疑い者の | 死体 | てく |
| 2 | 当該者氏名(ふりがな) | 3性別 4 | | B | | 5診贈 | f時の年 | 齢(0歳は月 | 齢) 6当 | 該者職業 | (具体的 | (=) | ださ |
| (|) | 男・女 | 年 | 月 | Е | ı | 歳 | (か月 | 3) | | | | い |
| 7 | 当該者住所 | | | | | | | 電記 | E (|) | _ | | |
| 8 | 当該者所在地 | | | | | | | 電記 | f (|) | _ | | |
| 9 | 保護者氏名 | 10 保 | 護者住所 | (9 | 9、1 | 0は患者 | が未成 | 年の場合のみ | 記入) | | | | |
| | | | | | | | | 電記 | , (|) | _ | | |
| | | 病型 | | | | | 1 8 | 感染原因・原 | 感染経路 | ・感染地場 | t | | |
| 11 | 1) 肺結核 2) その他 | | R451 √幸 | _ mat/ mtb. i | |) | | 龙边百口,成约 | ኪ | <i>(1</i> #==== | ## = \ | | |
| 症状 | ・せき ・たん ・: ・その他(・なし | 発熱 • | 胸痛 | • 呼吸 | 公 籍 |) | _ | 感染原因・感到 _ 飛沫核・飛済 | | (感染源ℓ | | | ` |
| 12 | 遺病 1) 塗抹検査(一 伝原 検体: 喀痰・そ | | 2+ | 3+) | 又はG | · 号 | | _ | | | | | |
| 断方 | 子体 2) 培養検査 | | (| 個 |)検 | | 2 | その他(| | | | |) |
| 法 | 検病 検体:喀痰・ | | += | e tota | |) | | かわれん | (74e = | · #= ` | | | |
| | 出原 3)核酸増幅法 体 検体:喀痰・そ | ー + その他(| 未実 | E DO | |) | | 感染地域 日本国内 (| | :・推定 都道府県 | | 市町村 | †) |
| | 4) 病理検査における特異 | | を 記 | | | | | 国外(| | 国 | | .,, , , | • |
| | 検体 : (| | | | |) | | 詳細地域 | | | | |) |
| | 所見: (5) ツベルクリン反応検査 | | 月 日 | 判定 | |) | 1 9 | その他感染症 | =n±7.2 | 证小肚上 10 | , ァヾユ <u>ロ = ナ</u> ヰ | か医り | (表の) |
| | _ | :) (発赤 | | | 壊死) | | | こ医師が必要と | | | CUBERT | 明の区 : | 原の |
| | │ × │6 | 刺激による | る放出イン | ンターフ | 'ェロン | ィア試験 | 1) 前 | 参断時の入院 を | 宇宅の別 | | | | |
| | | 月 日 | 実施(陽 | 性・判定 | 2保留 | • 陰性) | 入 | 、院(予定)日 | | 月 日 | | • 7 | 在宅 |
| | 7) 画像検査における所見 | | | , | n //L | | | (医療機関名 | : | |) | | |
| | 学会分類 ※〇で囲む 病側 r ℓ | b | 該当なし | | り他 | ` | 2) 当 | 当該者の同居者 | 5 数 | | | | |
| | | | Pl Op | 0 | | | -, - | | | 乳幼児 有 | す・無) | • <u>È</u> | 単身 |
| | 拡がり 1 2 | 3 | 該当なし | | | لِ | | | | | | | |
| | 8)その他の方法(検体(| | | | |) | 3) 3 | その他 | | | | | 7 |
| | 検体 (結果 (| | | | |) | | | | | | | |
| | 9)臨床決定(| | | | |) | 1 | | | | | | J |
| | 3 初診年月日 4 診断(始宮(※)) 年日 | _ | 令和 | 年 | 月 | 日 | | , 11, 12, 18欄に | | | | | |
| | 4 診断(検案(※))年月 [5 感染したと推定される年] | | 令和 令和 | 年 年 | 月 月 | 日日 | | 7欄は年齢、st 皆を検案した場 | | | | | |
| 1 | 3 窓来したと推定される牛) 6 発病年月日(*) | | 令和 | 年 | 月 | B | | ョを快楽した。 (確定例)を記 | | | | | 10. |
| | 7 死亡年日日(※) | | 今和 | · 年 | 8 | B | | 爛け 該当す | | | | | |

10. Q&A

- Q1) 初診料、再診料、指導料は、法第37条の2の公費負担の対象となるのか。
- A1) 法第37条の2の公費負担の対象となるものは、規則第20条の2に定められた医療に限定されている。 したがって、これらは公費負担の対象とはならない。
- Q2) 規則第20条の2第4号に定める検査(エックス線検査・結核菌検査)につき、結核の診断確定のため行った場合は公費負担の対象として差しつかえないか。
- A2) 公費負担の対象としない。
- Q3) 処方料・処方せん料は、法第37条の2の公費負担の対象となるか。
- A3) 規則第20条の2第1号の化学療法に要する費用の算定は、法第41条第1項の規定により健康保険の例により行われることになっているので公費負担の対象となる。
- Q4) 抗結核薬を投与したため、その副作用検査(聴力、視力、胃等)の費用は公費負担の対象となるか。
- A4) 医学的に必要と認められる検査であれば公費負担の対象となる。
- Q5) 法第37条の2による医療を受けるべき患者に対し、公費負担申請のために必要な診断書料及び協力料は公費負担の対象となるか。
- A5) 公費負担の対象とならない。
- Q6) 法第37条にもとづく公費負担申請のための診断書料及び協力料は公費負担の対象となるのか。
 - ① 医療保険各法(国保を除く)の被扶養者については、診断書料及び協力料として 200 点(傷病手当金意見書 交付料)を請求して差しつかえないか。
 - ② 国民健康保険の被保険者について、診断書料及び協力料として200点を請求して差しつかえないか。
 - ③ 各法による保険給付及び医療給付のない場合にも、診断書料及び協力料を請求して差しつかえないか。
- A6)① 被扶養者については、代行しても協力料 100 点は請求できない。診断書料 100 点のみ請求できる。
 - ② 差しつかえない。
 - ③ 差しつかえない。
- Q7) 病院の一般病床に結核患者を入院させることが認められるか。
- A 7) 感染症法により入院勧告又は入院措置を受けた患者は、感染症指定医療機関(結核指定医療機関)に入院させる ものである。これは医療法上における結核病床種別が、結核患者以外の入院患者等に対する感染防止という観点 に基づき設定されているものであることから、結核が空気感染することを鑑み、陰圧制御や HEPA フィルターの設 置等適切な院内感染防止策を講じている場合において、一般病棟(床)へ入院させることを必ずしも妨げるもの ではない。

問合せ先 東京都保健医療局 感染症対策部 防疫課 結核担当 25320-4483

| 2 | 生活保護法 | | | | | | | | | | | |
|----------|---|--------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 法別番号 | 1 2 | 区 分 | 生活保護(医療扶助・介護扶助) | | | | | | | | | |
| 取扱医療機 関等 | 〔医療扶助〕 指定医療機関(生活保護法第49条に基づく指定を受けた医療機関)〔介護扶助〕 指定介護機関(生活保護法第54条の2第1項及び第2項に基づく指定を受けた介護機関) | | | | | | | | | | | |
| 疾病等の範 囲 | 〔医療扶助〕全疾病〔介護扶助〕介護保険法に基づく介護サービス | | | | | | | | | | | |
| 対 象 者 | 〔医療扶助〕福祉事務所長が医療扶助を行う必要があると認めた方及び急迫した場合において福祉事務所長等が保護の必要があると認めた方〔介護扶助〕福祉事務所長が介護扶助を行う必要があると認めた方及び急迫した場合において福祉事務所長等が保護の必要があると認めた方 | | | | | | | | | | | |
| 申請の手続 | 本人の住所地又は現在地を管轄 | 書する福祉事 | F務所長等へ申請する。 | | | | | | | | | |
| 認定期間 | 生活保護を受給している期間 | | | | | | | | | | | |
| 公費負担額 | [医療扶助] 医療に要する費用。ただし、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例により適用し、保険外併用療養費に係るものは適用されない。他の法令等による給付がある場合には、その給付を優先する。 [介護扶助] 介護保険の被保険者の場合、介護費用の1割分を公費で負担する。また、被保険者以外の方の場合、介護費用の全額を公費で負担する。ただし、他の法令等による給付がある場合には、その給付を優先する。 | | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 〔医療扶助〕 生活保護法第 15 条及び第 5 〔介護扶助〕 生活保護法第 15 条の 2 | 2条 | | | | | | | | | | |
| 問合せ先 | 〔医療扶助〕 福祉局生活福祉部保護課医療担当 (5320)4065 〔介護扶助〕 福祉局生活福祉部保護課介護担当 (5320)4059 | | | | | | | | | | | |

1. 概要

(1) 保護の目的

憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

(2) 保護の原則

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始することが原則であるが、要保護者が急迫した状況にあるときには、保護の申請がなくとも、必要な保護を行うことができるとされている。

(3) 保護の実施機関

生活保護法において実施機関は、都道府県知事・市長(特別区長)及び福祉事務所を管理する町村長が、実施しなければならないとされているが、東京都においては、保護の決定、実務の事務等の全てを福祉事務所長に委任して実施している(町村部は都)。

(4) 保護の種類

保護の種類は次のとおりであるが、それぞれの扶助は要保護者の必要に応じて単給又は併給として行われる。

- ① 生活扶助
- ② 教育扶助
- ③ 住宅扶助
- ④ 医療扶助
- ⑤ 介護扶助
- ⑥ 出産扶助
- ⑦ 生業扶助
- ⑧ 葬祭扶助

2. 医療扶助の給付範囲

医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、次の事項の範囲内で行われる。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送

この範囲は、健康保険等の給付の範囲とほぼ同等であるが、最低生活を保障する生活保護法の理念から見て医療上不可欠のものに限られ、必要最小限度の医療を上回る医療については認められない。

3. 診療方針及び診療報酬

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によることとされている。 ただし、これによることができないとき、又は適当でないときは、「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」により、取り扱われることになる。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和34年5月6日厚 生 省告示第125号 改正 昭和48年 厚 生 省告示第 39号 改正 昭和58年 厚 生 省告示第 34号 改正 昭和59年 厚 生 省告示第170号 改正 昭和63年 厚 生 省告示第 11号 改正 昭和63年 厚 生 省告示第111号 改正 平成6年 厚 生 省告示第311号 改正 平成7年 厚 生 省告示第 27 号 改正 平成12年 厚 生 省告示第 212 号 改正 平成 12 年 厚 生 省告示第 250 号 改正 平成 12 年 厚 生 省告示第 465 号 改正 平成14年 厚生労働省告示第129号 改正 平成14年 厚生労働省告示第324号 改正 平成 18 年 厚生労働省告示第 589 号 改正 平成20年 厚生労働省告示第171号 改正 平成 27 年 厚生労働省告示第 195 号 改正 平成 28 年 厚生労働省告示第 156 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第52条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和25年8月厚生省告示第212号)は、昭和33年12月31日限り廃止する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、 患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期 入院選定療養」という。)につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和25年法律第144号)の基本原理及び原則に基づき国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)若しくは船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。)及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第 79 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。
- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項(同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定めの契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第19条第1項第2号又

は同条第2項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第3項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定の例による。

- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあっては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があったときは、第6項の規定は、これを適用しない。

4. 医療機関での取扱い

(1) 医療扶助決定の流れ

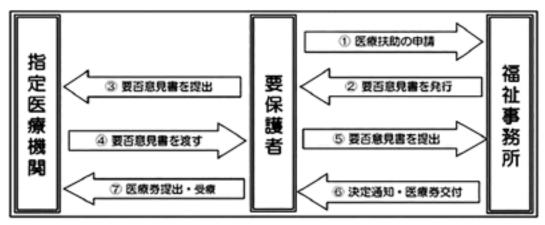
要保護者で医療扶助を受ける場合は、住所地を所管する福祉事務所長等に対して申請を行う。申請を受けた福祉事務所長等は、医療扶助を適用する必要があるか否かを判断する資料にするため医療要否意見書等を申請者に対し発行し、医療機関は申請のあった要保護者に対し、医療扶助の要否及び傷病名や外来の通院期間、入院期間などを医療要否意見書等に記載して福祉事務所長に提出する。

福祉事務所長等は、提出された各給付要否意見書を検討し、要保護者の生活状況など総合的に判断して、医療扶助の 決定を行う。

医療扶助の決定後、福祉事務所長等は、決定通知並びに医療券を要保護者に交付する。

医療券には指定医療機関等が指定されているため、要保護者は記載の指定医療機関に医療券を提出し医療扶助の給付を受ける。

要保護者が指定医療機関以外の医療機関(専門病院等)に受診する場合は、その都度、福祉事務所に指定医療機関の変更(追加)申請し、新たな指定医療機関の記載の有る医療券の発行が必要となる。

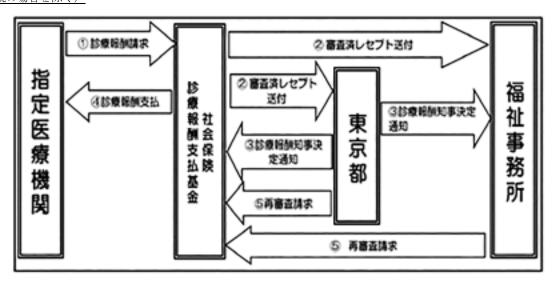


(2) 診療報酬の請求と支払い

指定医療機関は、福祉事務所から発行された被保護者が持参する医療券に基づき、診療報酬明細書に請求内容を記載 し、福祉事務所毎にとりまとめ、健康保険と同様の取扱いで、支払基金へ請求する。これの支払いは、請求月の末日迄 に支払基金から支払われる。

また、医療券は、「8. 医療券発行」のとおり、基本、暦月を単位として発行されるため、診療報酬明細書の摘要欄には月ごとに異なる交付番号を記入しなければならない。

なお、医療要否意見書の作成に伴って、被保護患者を診察した結果、医療を必要としない場合の「診察料、 検査料」 については、医療要否意見書の下欄(診察料、検査料請求書)により、福祉事務所へ直接請求する扱いとなる。(ただし、 新規の場合を除く)



(3) 取扱い上の留意点

①緊急時等(休日、夜間等を含む)における医療扶助の取扱い

生活保護法による医療扶助の一般診療については、医療券に記載された医療機関において該当疾病の受診をすることになっているが、急性疾患や事故などによる緊急な傷病において、指定医療機関以外の医療機関で対応しなければならない場合、医療機関はその患者を担当する福祉事務所に電話連絡し、生活保護受給者であることを確認し、後日、当該医療機関を指定医療機関とする医療券を新たに発行させる。

緊急に休日若しくは夜間に診療を受ける必要が生じた場合、福祉事務所に確認する事が出来ないため、受診不能となる危惧があるが、被保護者は少なくとも年1回「保護決定通知書」が交付されているので、これを(被保護者資格証明書等も可)提示させて診療を行い、翌日医療券を提示するよう指示すること。

②診療報酬請求権の時効

指定医療機関が行う診療報酬の請求権の時効については、民法第166条第1項の規定により時効年限は5年であり、時効の起算日は、医療券の発行遅延等により請求できることを知り得ない場合を除いて、通常の場合は診療日の属する月の翌月1日である。

③医療券の取扱い

要保護者から提出された医療券については、指定医療機関で保管し、患者の治療中断などにより不要となった医療券については、福祉事務所において廃棄処分を行うこととなるので、当該福祉事務所へ必ず返戻を要する。

④診療録の用紙

被保護者の診療録は、生活保護法指定医療機関医療担当規程に基づき、国民健康保険の例により整備することと定められている。

5保険外併用療養費用等

被保護者は、原則として保険で認められない治療や薬剤を使用する診療行為は認められていない。

又、室料差額など保険外併用療養費の支給にかかるものも原則として生活保護の対象となりません。いわゆる「お 世話料」等の費用も徴収できません。

⑥明細書無償交付の義務化(平成30年10月1日から)

指定医療機関は正当な理由がない限り、患者の求めがない場合でも明細書を無償で交付することが義務化された。

⑦後発医薬品使用の原則化(平成30年10月1日から)

医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として後発医薬品で投薬を行うことが原則化された。

(4) 他の医療制度との関係

①国民健康保険

生活保護を受給すると、その日から、国民健康保険の被保険者の資格が失われる。従って、国民健康保険法を適用できなくなり、生活保護の医療扶助の対象となる。

②社会保険等

国民健康保険の加入者が生活保護を受給すると国民健康保険から脱退することになるが、各種社会保険では保険に加入し続けることができる。

社会保険併用の場合、レセプト請求の割合は、7割分が社保、3割分が自己負担分となり、福祉事務所はこの3割分を支払うこととなる(他法優先)。



(上記の「各種社会保険では保険に加入し続けることができる。」とは、例えば、生活保護受給者が健康保険の被扶養者として加入することを保険者等が認め、なお法の定める生活困窮状態と認められる場合は、重ねて生活保護を受ける事が可能となる。これは、生活保護法では、「あらゆるもの」を活用したうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、生活保護が適用されるため、この「あらゆるもの」に健康保険の使用も含まれるためである。)

③高齢者の医療の確保に関する法律(後期高齢者医療)

75 歳以上の者等の被保護者は、高齢者の医療の確保に関する法律(後期高齢者医療)の適用除外となるため、生活 保護法が適用される。

後期高齢者医療と生活保護の適用関係について

| | 対象者の区分 | 生活保護適用時 の取り扱い | 1 | 負担割合 |
|----|--|------------------|---------|--|
| (1 | 75 歳以上の者 | 後期高齢者医療 適用除外 | 医療扶助: | 10 割 |
| 2 | 65~74 歳の者であって広域連合の障害認定を受けている者 | 後期高齢者医療 適用除外 | 医療扶助: | 10 割 |
| (3 | 65~74 歳の者であって被用者保険の被保険者又は被扶 養者(障害の状態にあるが広域連合の障害認定を受けて | 被用者保険加入継続 | 70~74 歳 | 保険給付:8割 (特例措置対象者は9割) 医療扶助:2割 (特例措置対象者は1割) |
| | いない者又は撤回した者を含む) | | 70 歳未満 | 保険給付: 7割 医療扶助: 3割 |

※ 後期高齢者医療の例による診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く)は、75歳以上の者等に該当するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から適用する。

④他の公費負担医療

(i) 国の制度

国の公費負担医療については、原則として生活保護に優先して適用される。この場合、患者負担を伴う場合や一部適用外の医療費がある場合には、生活保護が適用される。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2適用者で医保本人家族については、5%の自己負担が生じることから、この5%が生活保護の適用となる。

医保家族

| 医 保 負 担 | 公 費 負 担 | 自己負担生保 |
|---------|---------|--------|
| 70% | 25% | 5% |

(ii)都の制度

都単独の公費負担医療は、原則として生活保護受給者を除く取扱いとなるので、全て生活保護が適用される。

5. 医療機関の指定

医療扶助のための医療を担当する機関として、国立の医療機関については、厚生労働大臣が、その他の医療機関については開設者の申請に基づき知事が指定することになる。

令和5年7月1日より、保険医療機関と生活保護法指定医療機関を同時に申請する場合は、生活保護法指定医療機関の申請についても、関東信越厚生局東京事務所へ提出することが可能となった。

(1) 指定の申請等

- ア. 法第49条の規定により指定を受けようとする医療機関は、次の事項を記載した「生活保護法指定中国残留邦人等支援法指定医療機関指定申請書」をその医療機関の所在地を管轄する福祉事務所に提出すること。
- (1) 医療機関の名称及び所在地
- (2) 開設者の氏名(名称)、住所(所在地)及び生年月日 ※ 住所及び生年月日は、訪問看護ステーションのみ。
- (3) 管理者の氏名、住所及び生年月日 ※ 住所及び生年月日は、訪問看護ステーションのみ。
- (4) 健康保険法による指定の医療機関等コード及び指定期間他
- イ. 指定後において、届出が必要な事項については「生活保護法指定医療機関届出事項一覧 (P.32)」を参照

(2) 指定日

新規申請の場合、原則として福祉事務所が収受した月の1日を指定日としている。(健康保健法の規定による保険医療機関等による指定日以降の指定年月日となる。)

(3) 指定の基準

健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局であること。

(4) 指定の通知

都知事が指定医療機関等を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を東京都公報に登載する。

6. 生活保護法指定医療機関の更新

(1) 更新期間及び該当保険医療機関

指定医療機関である病院及び診療所(以下①又は②に該当する場合を除く)は6年毎の更新手続きが必要である。

- ① 開設者である保険医のみが診療に従事している診療所(※開設者が法人の場合を除く)
- ② 開設者である保険医及びその方と同一の世帯に属する配偶者、直系血族もしくは兄弟姉妹である保険医のみが診療に従事している診療所(※開設者が法人の場合を除く)

(2) 手続き方法

対象指定医療機関には指定期間満了の遅くとも3か月前に、東京都が業務委託している(公財)東京都福祉保健財団より、「生活保護法指定医療機関に係る更新申請のご案内」が直送されるので、同封の「指定申請書」に必要事項を記入の上、申請期間内に郵送により申請を行う。

(3) 提出先及び問合せ先

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者指定室

〒163-0718 新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 18 階 電話:03-3344-8638

7. 保護の申請及び決定

(1) 医療扶助の申請

医療扶助を受けようとする患者は、福祉事務所長に対して保護の申請を行う。

(2) 医療要否の確認

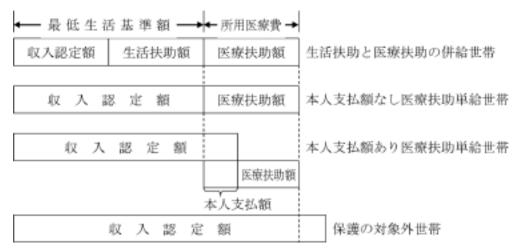
申請を受けた福祉事務所は、医療扶助が必要か否かの判断の資料として、「医療要否意見書」などによって指定医療機関からの意見を求め、医療の要否を決定する。この場合の「医療要否意見書」の記載内容は、傷病名、初診年月日、主要症状、今後の診療見込、及び概算医療費等である。(医療要否意見書の様式 P. 30 参照)

(3) 医療扶助の決定

福祉事務所は、この医療要否意見書や、他法等の適用、さらには要保護者の生活状況などを総合的に判断して医療扶助を決定する。

〈決定の基準〉

要保護世帯の収入認定額と、年齢別生活基準額等を合算して算出した当該世帯の最低生活費を比較して、収入認定額が最低生活費に満たない場合、その差額が生活扶助として支給され、併せて医療扶助の給付も行われる。



8. 医療券の発行

医療扶助が決定された場合、福祉事務所長は医療券を発行する。(「医療券」の様式 P. 31 下段参照) 医療機関にあっては、この発行された医療券に基づき手持ちの診療報酬明細書を使用し、診療報酬の請求を行う。

(1) 医療券発行の単位

医療券の発行は暦月単位とし、療養の給付が月の途中で始まり、終わる場合は、それに従って医療券に有効期間が記載されている。月末に給付が始まり、それが翌月にまたがる場合は、翌月分の医療券を同時に発行して差し支えないことになっている。

(2) 医療券の有効性

医療券は、福祉事務所で所要事項を記載し、福祉事務所長印を押したものが有効である。

なお、次の場合の訂正は、福祉事務所において所要の修正手続が行われている。

- ① 患者の氏名、性別、生年の記載事項の訂正
- ② 本人支払額の訂正
- ③ 患者の委託先(指定医療機関)の変更
- ④ 公費負担者番号、交付番号の訂正
- ⑤ 医療券の有効期間の訂正
- ⑥ 社保負担、他法負担に関する記載事項の訂正

(3) 医療券の記載事項等の留意点

- ① 医療券の「本人支払額」欄に、本人支払額が記載されている場合は、この額を医療機関において患者から直接 徴収することになる。本人支払額がない場合は、その欄に斜線が引かれている。
- ② 医療券において、被保険者が継続療養に該当し、資格喪失後も継続して給付を受けることができる傷病については、その部位や傷病名等が「備考」欄に記載されている。

- ③ 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にあるもの(被用者保険の加入者を除く。以下「75歳以上の者等」という。)についての医療券には、「備考」欄の余白に75歳以上の者等に該当するに至った日の属する月の翌日(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から(な)と表示されている。(高齢者の医療の確保に関する法律の対象ではないので一部負担はない)
- ④ 被保護者は医療券に記載された指定医療機関で受診することとなる。

(4) 医療扶助の継続等

医療券による医療扶助を受けている患者が、引き続き翌月にわたって医療を必要とするときは翌月分の医療券はそのまま発行されるが、引き続き3月(場合によっては6月)を超えて医療を継続する必要があるときは、福祉事務所から第4月分(又は第7月分)の医療券の発行前に「医療要否意見書」の提出を求める。その場合は、指定医療機関において所要事項を記載し、すみやかに福祉事務所へ送付すること。

9. 生活保護法 (医療扶助) 関係様式例

(1) 医療要否意見書

一般

精神疾患入院

(2) 医療券

平成12年4月1日に様式第23号に統一化(P.31「生活保護法医療券・調剤券」参照)

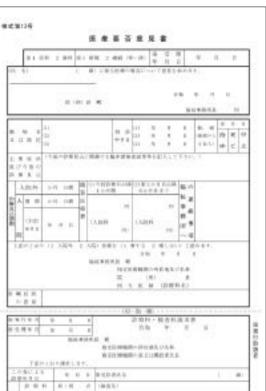
(3) 医療機関の指定申請書等

「指定申請書」

「廃止、休止、再開、辞退廃止届」

「変更届」





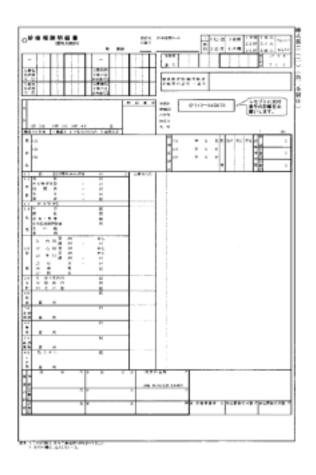


新式製13号 (新術) この意見書を提示した息者で、(1 新規)のものは新規に生活保護法による保護 を申請している世俗の者ですから診察料等を思考から顔収して下さい。 (2 課級) のものは生活保護法による保護を受けている目前の者ですから診察科 等を患者から機収しないでドさい 会計、患者に後日医療単非交付された場合には、その医療者に基づき支払基金等あ て請求して下さい。 また、この場合、診察科等の類段指が、その医療学に記載され ている「本人支払額」機の金額を超過している場合には、その超過額を息者に返して 2 「主要症状及び今後の治療見込」欄において臨床は検査等の記えを福祉事務所から お願いしたときは、直近の臨床課機会等を記入して下さい。 3 走着が診療(相談、再談、社談) 又は検査だけを受けた場合には回検挙が交替され ませんので、この資水者によって直接機量事務所長に請求して下さい。ただし、新規 申請の場合は保護の決定を受けたものに限ります。 (成人要報)

- この意見表は、生活個連点による医療抗動を受けようとするとき支は既に受けてい る医療抗助の等、施止を行なり場合に必要となる大切な管料でありますので、できる だけ話して、かつ、正確に記入して下さい。なだし、精神病の傷病による人院回復に ついては別に定める様式により定入していただくことになっております。
- 2 旅術が確定せず、傷病名に製造がある場合には「傷病名又は部位」機には○○の騒 いと記入してどれい
- 3 「初途年月日」横には、費用負和関係の範別にかかわらず、その傷場についての初 28年月日を記入してすさい。 4 「競挙以復費」機の □17年回参復日以降1カ月間」にはこの意見書による影像日以
- 除1か月間に要する民産資料算額を、「20年2か月日以降6か月日まで」には、1か 月を膨土で治療を必要とするものについて、第2か月日以降のか月日までに要する区 **申登典算額を記入し、() 内に入院料を再換して下ざい。**
 - なお、2個粒で食の場合は定入する必要はありません。
- 5 この意見書を提出した息者が急性質回療の定施払い方式の対象患者(以下「対象法 表」という。) となる場合は、次のように記入して下さい。
- (1) 「国東東西倉見書」の表に「(医朴人院定順支払用)」と記入して下さい。
- ② 最に対象息者として入陸している生者から、この意見者が統治された場合。「許 像見込間質」欄の「入股問題」には能入院等間を記入し、その下に「我り勤進 か 月 日間1 と対えして下さい。
- (0) 「模算的模性」構造「自分回途使日以降」か月間」には入程度請求報告、「自衛2 か月日以降日か月日まで」には横井京柳寺の総額を記入してすさい。
- 後年間は拡化事務所で記入します。

| 3.818 | 1 switch store ! | 8-8985 ASS | 6-289-1 | p & | 1 | | | | |
|--|---|---|----------------------|--|------|--|--|--|--|
| N. E. | 1. IDMANIAGES 1 | | | 報点を本件的のを含ま数 注 1日 - 単 2回以上 ま 2日 - P. 以上 | -1.6 | | | | |
| 中 現代の明は正は故郷 | ● 日本の日本 「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | ME FET-KS B-edes 4 CLF-day | 3 4941E | | | | | | |
| が、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | (B 1-1708.) | | IMPTER ANNAUTH 48859 | | | | | | |
| 11.11 | 19 198091April | en arazata | | TORANCE . | 1000 | | | | |
| 無 作 年 | The management of the | 100 | NAME OF TAXABLE | | | | | | |
| 10 | Pl. | 6, 281,200 20068827480 00 8 8 87 | 919 | 9 8 8 | | | | | |
| M14-89 | 同の名表が計 | 6 (ij) | 010836 | | ١. | | | | |

| | 生活保護法医療等・質 | 200/1 | A91 | |
|--------------|---|-------------|--------------|-----|
| 公房付用官 佐 | 1 | 40911 | | 40 |
| SERES | | Nu. prin | F R B | 10 |
| 0.2HB-1 | EH | | | |
| 4. 6 | 100 | 180 9 14 19 | (0)0-00-0 | 100 |
| श र भ | | | | |
| 特別分析 | | | | |
| | m w | 25 W W | A MAR MARKET | |
| | 103 | 本人文九年 | | 77 |
| 1100 | 成 周 南 の の の の の の の の の の の の の の の の の の | | W-81 2 | |
| THE PARTY OF | | ententant | | |



生活保護法医療券・調剤券連名リスト(継続分)



問合せ先 東京都福祉局 生活福祉部 保護課 医療担当 ☎5320-4065

| 909 1 | E118 | E-315 | 000 84 | 200 | 8.4 | ă H | X N H | 10 10 | 2 |
|----------------|---------------------------------|--|--------|-----|-----|--------|-------------|-------|---|
| * | i | GR#600-NIOL (1983), #44, #351/7-915 - 18/23/2015 (8) | 0 | | | | | | をおける |
| ż | ij. | 製物産業ペプートントがおめて製金を住り込程を | o | | | | | | 100 |
| | 8-28 | ○ 部別人が ② 開発のできない。 フ 選んが会かられる。 で 選んが会かられる。 で まんが完める。 で まんが完める。 で まんが完める。 のはよんが発酵を対象した機会に関する ② 認知のできないません。 で 回れる。 で になっています。 で になっていまなっていまなっていまなっていまなっていまなっていまなっていまなっていま | 0 | | 0 | | | | - 1000000000000000000000000000000000000 |
| | 88-38 | □ 対策機能の支援技能 □ 大阪機能や支援を対しても対象性 ♥ □ 開発がから行うできないたらから変更 □ 関連がから 「 ドルルを | | a | | | | | 965-65 |
| 新工業が全世上に19mm年代 | 物理・機能の シール・ル | 12 開発学の大学(人の関係)と考察した場合) (記念人の発展が開発人を構成は関係学 (2) 開始的第一个一つ10分割を開 (3) 作の中に受 (3) 日本の大学 (3) 日本の大学 (4) 開始の大学 (4) 日本の大学 (4) 日本の大学 (4) 日本の大学 (4) 日本の大学 (5) 日本の大学 (6) 日本の大学 (7) 日本の大学 | 0 | 0 | 0 | | | | 33563 |
| | 102 - 82 - 83 - 55 - 81 - 1 - 1 | 1 元別、大利な小型の関係した物質主要機関等の場合 の対象を対象を対象し、主要機能したは 2 世界機能が構設を対象した。可含 2 世界機能が構設を対象した。可含 3 世界機能が構設をは、可容 4 正成から他の経験には、可容 6 世界機能が対象をは、可容 6 世界機能が対象をは、可容 7 世界機能が対象を対象を対象をは、対象を対 3 世界機能が対象を対象を対象を対象に対象を 4 世界機能が対象を対象を 1 世界機能が対象を 1 世界機能が対象と 1 世界機能が 1 世界を 1 | | | 0 | 0 | | | CARREST CONTRACTOR |
| | 1 | たが、 のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは | | | | | | ū | 20000 |

| 18:55 | | あらかと世界本 71 | 华二月 | n . | | | | | | | |
|--------|----------------------|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | (1) ER | (2) (60) | OI ER | 大学の下を開発には 大学的開発とというように対象 | | | | | | | |
| N 0 | | | | | | | | | | | |
| 10. | Τ | | | | | | | | | | |
| M S | | | | | | | | | | | |
| 98 ° | 7867 > | | | | | | | | | | |
| 8 6 | | | | 10.1-00/2011.00 | | | | | | | |
| 200 | | | | | | | | | | | |
| 直音 18 | | | | | | | | | | | |
| | water.c. | otolo | Stayler - | 619849201 | | | | | | | |
| eners. | 世界病院* | 86-FTT(N) | 18.00 | 1005による後で利用 | | | | | | | |
| C118/4 | | | 9 8 8 | A6 W H H | | | | | | | |
| nace | _ RE | #EEE 010-#10-118 | R1689, 65196.11 | ELOS, COMBETARBEILO SAMONOSSAMO, CASAGORA CORO, COMBETALAMO CAMETO | | | | | | | |
| 紫阳中灰 | | | 報告 2 号の心的 4 号立てが 1 8800、2 1 7 × 1 7 第 2 × 1 × | icensi wilocamusi di dengini i wilocami | | | | | | | |
| | (0批於) 月 | The same and | <申請者 開設者)の成分 ・主人の集成は200年前 ・ | | | | | | | | |
| | | | а #: п. б: | 10.040.110.140.000 | | | | | | | |
| | · Comme | | 88 TH.() | - #8566 | | | | | | | |
| | | 81 | *RT078 | | | | | | | | |
| 25 | DESTR | 45 11 | п | | | | | | | | |

■注意事項及び記載要領

新級申請 (医科·歯科·薬局)

この中国書社、健康保険は12よる指定が加工を下ている原産機関等が、終生に不明 保護は12よる料理を受けたい場合のみ、要求基準を得に、新産地を管理する指数事業 便を構造して提出してのから。

なお、作利6年7月1日以降、関東位属等生活・使用で発送してよる行文を選出が行った外域を対している場合による場合の計画であります。これを紹介は、次の工場内の必要は200年ません。

- 2 年後十分時から17度を欠終事のご論会しない事を検察後、変称事項テルック機工会では、下に
- I BEDGEWIGH, KOWEN CARDO POINT, PROBRECT WOLLD.

- でなかり、
 では、自身機関連の機関を受けるには、すれた機関を関するのでは、使用を受けているのでは実施した。
 を表示した。
 を表

| 187 | ų. | 更有 | ď | 1.116 | 5.00 TO (0.00 TO | 190 | 000 87 E | | 9 | | л | 0 | 1 | | | | | |
|----------|-------|---------------|----------|--------------|---------------------|-------|-------------|-------|------------|--------|-------|-----------------------|-------|-------------|----------|-------|------|---|
| 180 | 61 | D) | ne. | 震ステ | i-h | e, | | | | | | | | | * H211 * | | | |
| | 79.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| HE HE | | + | | | | | | | | | | | | | | | | |
| M | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _ | - | TELC | _ | 1 | _ | _ | | | | _ | | | - | _ | | _ | | |
| | | - | | _ | | | | | | | | | 8 | | | | | |
| 8 | 8 | | | | | | | | | | | | l ŝ | | | | | |
| ÷ | | | | | | | | | | - | Lines | - | | | | | | |
| | â | 7 | | | | | | | | | | | î | | | ÷ | я | |
| | 75.60 | | | | | | | 1000 | 80.00 | | 0.7 | Y-barret and a second | 2 | | - | - | - | |
| * | B) | | | | | | | | | | | | 1 | | | ki | я | |
| * | - | 7 | _ | | | | | | | _ | _ | | | | | _ | _ | |
| | à | Ľ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | METER | (m) | Line He | NEW L | 10.60 | | | ri Piani | | | | 80 | 10411.0 | 204 | | | |
| 18.91 | | | | 300 | ogent- | FCEC | 13 | | | | | ×1 | 19.63 | crotric | 915 | | | |
| CH | | | | | | П | | | | 4 | .8 | | 46 | | - 1 | - 8 | | |
| _ | _ | -Cha | | 23 | 9.83 | (3.0 | 2019 | 12.80 | 11.04 | 6.88 6 | 9.0 | 21,56 | E>33 | #MIG | at a Li | ys 49 | n to | |
| 5000 | E SI | | | | 67463 | | DES SEC. | 1110 | 2.104 | | e. r. | | W 14 | one. | | | | |
| | | _ | _ | _ | _ | _ | | _ | | _ | _ | _ | _ | | _ | _ | _ | |
| - 10 | | 1 4921. Yi | дэ. Д | . 11 | | | | | 486 | | | | | 世界> 明年日本 | | | | |
| (8) | 19.1 | 9.00 | 1 | and the same | | | | | | T | | | 455 | | | | | |
| | | | 1 | | Fig. 612 | Λ | | 1 | ĸĸ. | _ | _ | _ | - | 10000 | 0.012 | 240 | 929 | 7 |
| | | - 1 | | | | -) | | | 6.60 | | | | | | | | | |
| | | | ٦ | ٠., | | / | | | | | | , | | *112 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国注意高速发行过程等等

新規申請 (法部署護ステーション)

※ 技能維護スチーション

予込を選込を介予第4を全に終了の飲むが明確を実さない耐と効用を進を実をと行う。 計画を第3つでより、等の事業と

- 1 この中国的と、もの前七半年に、<u>産産地を管轄する標金事業産を開始</u>、不能として代告から またのの前は、こと将を同様の場合の目をもつからたからは、**産業所法との表演を受けている必要**
- 1 中共十三年の121位之大松東西に移出しない場を確認後、変物事業をおりを構に必ずだって行
- 4 世纪54以报的127、米加罗斯马口25000下的45、世纪各种第125条10、8个。

CRES

- (2. 単位が含むは大体制内に記入して行きか。
 2. 単級の特別は大体制内に記入して行きか。
 2. 単級の機能に関土されるそので関して行きか。
 3. 生態機能に関土と関するとなったった。
 3. 生態機能に関土と関するとなった。
 4. と、関本と関するとなった。
 7. と、関本と関するとなった。
 7. と、関本と関本とは、
 7. と、関本とは、
 7. と、関本とは、
 7. と、関本とは、
 7. と、関本とは、
 7. と、
 7. と、

- 4 「物理物構造に対抗が開発機能はおおれた機能」のとつは、物能が対抗性性を支払しの場合は、
- テータで2010AAAでできない。 キャル、おき機能の発生を行うなけ、それに発音器をおり扱うを受けているのであります。 「物理を施設による特定」構造・4・では、開発で展開する他が取りするのでの物理を認識しませた。 対象に影響されているタグ・シェン・ドルフ書を開発で発展を選出すっとのできます。では例如
- 当前に記載されるマーマーのマード、自己等に関係とはなる。 中に対す「提及するの名を確立、会人の場合は「成本」確に依人を含定が終し、行在下、確に本人の土 たる多条件の所の性を記載してがたい。 18日本を表現し、19日本の名を一つ、「した、中資金の配入事項について使えるの概念に対応す を表現しまり達得ななどにしていたない。

- ②利用手の連用を定定して公式と、 事業はロンスインに、原則、<u>国家事業的対応条件賃貸を費引した月の1日</u>に公司をす。 立立、予証でも今に進つする場合は、便切りの選出で連合したことは味えます。 予報工会検機等の構造などを定じていた場合で、直接経営の変化は同様に利す機に可能かれ、基本が分析制を検えけている場合で、 は、基本が分析制を検えけている場合。 イ 性に担補機能が移動し、同口付けで新加水機構を模式、最近した場合で、基本が付け他して可能を受けている場合。 で、世界を受けている場合。 で、世界機能が可能などが担いが当人を確定し、文に次人展練りが担めて重要と行うの一方場合で、連書が付け物いて直接を受けている場合。

生 货 保 濂 诀 中国疾育邦人等支援法 和北区级機関 変更届出書 (1) 医科 (2) 食料 (3) 薬局 10年報報 网络果

| _ | | | READ | 824 | HID | |
|-----|--------|-----|-------------|-----|-----|----|
| | 2503 | | | | | |
| ŝ | 10.0 | 100 | uni | * | | - |
| L | Ř | | | | | |
| pa. | 250 | 5 | 40.08640.08 | | | |
| 800 | 2.63 | | INSTERN | 4 | A | 0 |
| | ä | ŝ | | | | |
| Г | 100 | 8 | | | | |
| ž | Н | Н | 20000 | 100 | A | 11 |
| ľ | 200 | 5 | | | | |
| è | S 2 | | | | | _ |
| ê | 200 | Г | | 41 | Л | |

TS#2 H1 M2 C4 くの協会 (関係を)のの名を分生をつ X12448 mate.

■注意事項及び記載要額

変更届 (医科·曲科·薬场)

この利益条件、経験保険はことの変更の経過と同時に生活を発達してよる変更の展出 している。場合の必要的してくどあい。

公約, 仓和5年7月1日以降, 國東信總界不開一建市保険信による変更の居出と同時 に生活保護法による変更の届出を行っている場合は、改めて他のの必要はあたません。

- 「最近の前に大地路へには入してくだかり。
 「知道の前に大地路へには入してくだかり。
 「知道の前に大地路へには入してくだかり。
 「知道の前による」では、日本の前には入してくだかり。
 「知道の前による」では、日本の前には入してくだかり。
 「知道の前による」では、日本の前になったことがある。
 「知道の前による」では、日本の前になったことがある。
 「知道の前による」では、日本の前になった。
 「知道の前になった。」と、「ことなった。
 「知道の前になった。」と、「ことなった。
 「知道の前になった。」と、「ことなった。」と、「ことなった。
 「知道の前になった。」と、「ことなった。」と、「ことなった。
 「知道の前になった。」
 「知道の前になった。」

- 5 「名称」際は、治療権関係的に変更があった場合に対人してくだがら の「開放者」機は、炎の変更があった時に従えしてくだから。

- ・ 払人間的の場合、<u>込んを料に変更があったとき</u> 分割込入代表者の変更については提出を表です。) ・ 個人開発の場合、<u>開設者の住民に発達があったとき</u>
- 7 「家田書:株は、管理者が会代した場合のは管理者の名名に需要があったしたに求みして(だち)。
- 4 「その後」職と、上記20年の近常を明日の金銭等の日出出います。他参照後、福辺者を登録等に
- 9 「協力者の構造者にお抗人の場合には、近人を表びまたる事務が利用的検索は入していたが、
- 19 「独立者の政治」が出来るようないでは、非常の企業を施しなって担心の政治に対応する成立を改成した。

生 匠 保 護 仏 中国教育邦人等支援法 粉合医瘤機器 安美提出者 出来と解析 訪問者誰ステーション at the 医食果 **東東**年月日 8 E E А į. 1 9. 3. 0 12.5/22.0087 100 8 я <中国者 (開設者) のあるあが生活> 造人的場合學、並人名斯及以斯巴布 東京都会事務。シーニン EUREDOON RATERATION -6446

■注意事項及び記載要請

変更層 (活動看護スターション)

- 20.00.14.00.12、東京運動機能上的水準を開発する経過車程等を設定して指導してCCSN。
- Z ENBIRBE, PARLERBEIRBIRGENEUR IN DIRASBIR COMM-

比較書詞

- eden strategicken, cooperation
- ションロード」、「名称」及び「名在北京衛をお作出人してびない。「常知らな」構造の「意実
- を利け、確認につかでは、適当がある何日に見入してくだから。 「オアーレンシアート! 雑は、間前当様家主用から水はかれたアヤタがロートを収入してくだかり
- 4 「協問監査パーレーン表れ機能」を参加を見せるした場合は更要をおおかをおえしてください。 5 「おお機能」が開発されていたのである。主要があった場合に定入してくだかい。 4 「報題者」課注、おお変更があった特に従入してくだか。

- 拡大開発の基金、拡大名称、主力を実際的の外を超に変更があったとき (他括A内表表の定案についてHIE)日子事でで、)
- ・個人開放の場合、開放者の改名、信用に急密がなったたち 「受得者、機は、受得者の支付した場合とは自復者の名名、他所に実送の時へたために加えしてくだ。
- ※「その他」機工、人訓以外の漢質事項(計算管理パケーションの注意表示変更・地速整理、電影整号 SUIC BLALL COMM
- 3 「毎日何(開発者)」が収入り場合には、収入を及びよるを事務的の明白地を記入してのなか。
- 18. 1915者通牒先月19日表生120%(公)、平面集市扩入事项(20%)公司的公司统治公司经济公司 当者の機能を変配人してひたから



■注意事項及び記載要領

廃止・休止・再開・評退 (旅科・歯科・薬局・助問者構ステーション)

令和5年7月1日以降、関東保護原生局へ就並保険はに上去呈出上回時に生活保護 ことを紹介し行っている場合は、改めて独分の必要はありません

維御保険法による居出と同時に生活保護法による居出をしていない場合のみ、輩出し

でくだがら、 必必需者はステーションは、関系は物理は基及が東京都(同答の権利条務所)へそれぞれ協士 をする必要があります。

なお、生活発達的の検定のみ呼吸する場合は、東京部知事系に出在地を管轄する様 松事務団を報由して提出してください。

2240

- この毎日前は、東京和米学者に地方地で質問する協計事業を発展して毎日にてくれる。
- 20 日は上の子を前間を設けて傾きしてください

定期預報

- 明初をも出場してください。(3.35年開送出び中国程度を入事を表色の報告を作者にお扱う あている名称・特別組を組入してください。)
- 「現立一年は、百姓・保証を入け」様は、素件を確立・作る・百姓・経済したりを担う。
- DEE- 中立 英華 新華 新型の理由: 確立ついては、第2 作立 英華 新型にた用させ 理解してください
- りがは者 (明日本)」かは人の場合には、水とち事務所の明花地、出入る外を記入してく 150

「物の表面機会」「別の者を」については、利用者の他人事項とついて報りらの見談に対 STOREFORMEDINALTKEST

LOS BARON-CROMO DO LAVEL COMESSIA

- where the substitute of the constraint is the constant of the

- Company of the Compan

- PARTIES AND ADMINISTRATION OF THE PARTIE

- BOTH STATE THE STATE OF THE STA
- 的に思想する問題。 出席を終し終え的に対しから記載者、実际とは内容を選手業者等と思想者が見りまった過せまでは、でもから従ります。

戦傷病者特別援護法

法 別 番 号 13 (療養の給付) 14 (更生医療の給付)

3

| 法 別 | 番 | 号 | 1 3 | 区 | 分 | 戦傷病者医療(療養の給付) |
|--------|---------|----|---|------|----|----------------------------------|
| 取 扱機 『 | | 療等 | 指定医療機関(一部の国立病院 ※緊急その他やむを得ない理由があ に対して療養費を支払う事が出来 | る場合に | | 、非指定医療機関でも療養券により療養を受け、それ 負担) |
| 疾病範 | 等 | の囲 | 戦傷病者の公務上の傷病又は、 | これと医 | 学的 | 力因果関係のある傷病 |
| 対 \$ | | 者 | 戦傷病者手帳の交付を受けてい 属等であった戦傷病者。医療保障 | | • | 務上の傷病について療養を必要とする方 (軍人軍所無を問わない。) |
| 申言手 | 青 | の続 | 療養給付請求書に現症証明書』 | 及び症状 | 経過 | 引書を添付して主管課に申請する。 |
| 認定 | 期 | 間 | 必要と認められる期間(原則。 | として1 | 年) | |
| 公費負 | 負担 | 額 | 医療に要する費用 → 認定された方は、 負担なし | | | |
| 根拠海 | 去令 | 等 | 戦傷病者特別援護法第 10 条 | | | |
| 問合 | 世 | 先 | 福祉局生活福祉部企画課援護原 | 恩給担当 | (5 | 5320) 4078 |

| 法 別 番 号 | 1 4 | 区 分 | 戦傷病者医療(更生医療の給付) |
|--------------|-------------------------------|------------------|---|
| 取 扱 医 療機 関 等 | Ⅰ ≫ 馭角 その値 わけん も 但 わい 珊 由 が も | る場合に限り | 、非指定医療機関でも療養券により療養を受け、それ 負担) |
| 疾病等の | 能障害、中枢神経機能障害、肢体 | 本不自由、心 の状態にある | 聴覚又は平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機 臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝 戦傷病者の更生のために必要な医療(5款症以上 ノ3参照) |
| 対 象 者 | 戦傷病者手帳の交付を受けてい を問わない。) | いる方 (軍人) | 軍属等であった戦傷病者。医療保険等加入の有無 |
| 申 請 の手 続 | | ニ更生医療給 | 付請求書及び医師の診断書(所定のもの)を提出 |

| 認定期間 | 必要と認められる期間 |
|-------|---------------------------------|
| 公費負担額 | 医療に要する費用 → 認定された方は、 負担なし |
| 根拠法令等 | 戦傷病者特別援護法第 20 条 |
| 問合せ先 | 福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当 (5320)4078 |

1. 概要

軍人軍属であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき療養の給付等の援護を行うことを目的とする。 戦傷病者手帳の交付を受けた者で、厚生労働大臣が必要と認めた場合、次の各種の援護を受けられる。

(1) 援護の種類

- ① 療養の給付
- ② 療養手当の支給
- ③ 葬祭費の支給
- ④ 更生医療の給付
- ⑤ 補装具の支給及び修理
- ⑥ 国立保養所への収容
- ⑦ 旅客鉄道会社(JR 各社)の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い

2. 公費負担

(1) 療養の給付(窓口 東京都)

療養の必要があると認定された公務上の傷病及びこれと医学的因果関係にある併発症について、当該戦傷病者療養券の交付を受け、厚生労働大臣の指定する医療機関において受給する。

なお、緊急その他やむを得ない理由がある場合に限り、非指定医療機関でも療養券により療養を受け、それに対して 療養費を支払うことができる。(全額国庫負担)

療養の給付を受けている者が次のいずれかに該当するときは、療養給付内容変更請求書に現症証明書を添えて、都道 府県知事に療養券の再交付を請求しなければならない。

- ① 療養券に記載された医療機関以外の医療機関において療養を受けようとするとき
- ② 療養券に記載された療養の期間を延長する必要があるとき
- ③ 通院療養を入院療養にかえる必要があるとき

(2) 療養手当の支給(窓口 東京都)

引き続き1年以上、病院又は診療所に入院し、療養の給付(療養費の支給を含む)を受けている者(恩給受給者を除く)に対しその者の請求により、令和5年度は月額30,700円の手当を支給する。

(3) 葬祭費の支給(窓口 東京都)

療養の給付を受けている者が受給期間中に死亡した場合、その葬祭を行なう者に対して支給する。 支給額 212,000円(令和5年度)

(4) 更生医療の給付 (窓口 区市町村)

公務上の傷病により第5款症の程度以上の視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由(肢切断を含む)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の機能障害のいずれかの障害の状態にある戦傷病者が、その者の身体上の障害を軽減し、あるいは除去して日常生活能力、職業能力の回復・向上を図るために再手術等の治療を行う。身体障害者更生相談所の判定に基づき、更生医療券の交付を受け、障害者総合支援法による指定自立支援医療機関において受給する。

(5) 補装具の支給及び修理(窓口 区市町村)

公務上の傷病による障害者に対し、その者の請求により補装具を支給し、又は修理することができる。

(恩給法に規定する障害の程度で概ね「第3款症」以上)

補装具の支給及び修理の受託報酬の基準は厚生労働大臣が定める。

(6) 国立保養所への収容(窓口 東京都)

公務上の傷病により重度の障害のある戦傷病者で、収容の必要があると認められた者は、国立保養所へ収容できる(恩 給法に規定する障害の程度で「第2項症」以上)。

3. 医療機関での取扱い

(1) 療養の給付

取扱医療機関は、都道府県知事が指定する。令和5年4月現在、都内で9機関が指定を受けている。 医療機関では、都が交付した療養券の提出を受け、記載の傷病について療養の給付を行う(非指定医療機関について も、やむを得ない事由がある場合、指定医療機関に準じて療養券を交付している)。

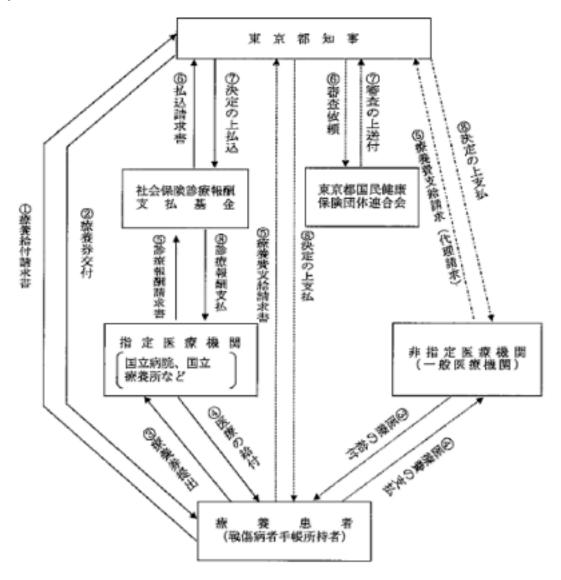
(2) 更生医療

更生医療の給付は、障害者総合支援法による指定自立支援医療機関に委託して行うことになっている。 なお、医療機関は、更生医療券の提出を受け内容を確認すること。

(3) 請求方法

診療方針、診療報酬及び診療報酬の支払基金への審査支払委託については、健康保険の例によることとされている。 非指定医療機関の診療報酬の請求については、本人から請求受領権限の委託を受けた場合、医療機関が請求受領する ことができる。

この場合、定められた様式による診療報酬請求明細書及び療養費支給請求書を福祉局生活福祉部企画課あて提出すること。



様式第3号の3(1)(第6条関係)

| 療 | 養 | 養券 (病院・診療所用) | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|--|---|---|--|---------|------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|---------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 公費負担者番号 | 1 | 3 | 1 | 3 | 6 | o | 1 | 5 | 認 | 定 | 年 | 月 | 日 |
| 公費負担医療の 受給者番号 | | | | | | | | | | | 年 | 月 | Н |
| 戦 伤 名 | | 生年 月日 | | | | | | | | | | | |
| 病 現 住 所 | | | | | | | | | | | | | |
| 療養を必要とする 傷病名 | | | | | | | | | | | | | |
| 療養を認める期間 | | | 年 | 月 | F | | から | | 入 院 | | | | |
| 7.泉 氏 と 10007 (0 7571日) | | | 年 | 月 | Þ | | まで入院を | | | | | | |
| 療養を受けよう とする医療機関 | 所在 | 主地 | | | | | | | | | | | |
| (病院・診療所) | 名 | 称 | | | | | | | | | | | |
| 上記のとおり決定 | する。 | | | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | | | | | |
| | | | 東 | 京都 | 知事 | | | | | 印 | | | |
| 注意 1 この処分に不服: に、厚生労働大臣: 2 この処分の取衍に、都道府県を被 ことができます(年を経過すると処: 通知を受けた日の。 軽きは、その客を被 | こしちなのとないの日かれています。 | て え て の が し に の が し に の に に の に に に に に に に に に に に に に | を 素 清 こ に に に に に に に に に に に に に | をするの 知いで を を を と な と た が に が に が に り た り た り た り た り た り た り た り た り た り | ことが が が が は は は は は は は は は に は に に に に に に に に に に に に に | がを見らいと審 | ます。 けた表 かり かり 請求 | の翌日 する者に 以内では なくな をしたけ | 1から走 は都道/ あって ります。 場合に | 三算し 育県を も、 5 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | ンて(田事) 処分(ただ) 処分(| 3 かり 提加 の日 が し、取 れ | 月以内 起する から 1 処分の 削しの |

訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起

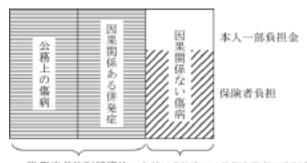
(4) 他の医療制度との関係

①療養の給付

指定医療機関においては、公務上と認定された傷病 及びこれと因果関係にある併発症について、戦傷病者 特別援護法が優先適用され、この部分について患者負 担はない。しかし、公務上の傷病と関係のない傷病に ついては、各種医療保険又は後期高齢者医療制度のみ が適用されることになる。

しなければならないこととされています。

一般医療機関(非指定医療機関)における療養についても、療養券の提出があれば指定医療機関の場合とまったく同様の取扱いで行われる。



戦傷病者特別援護法 各種医療保険又は後期高齢者医療制度

②更生医療

指定自立支援医療機関においては、更生医療と認められた内容について全額国庫負担で給付される。

問合せ先 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 援護恩給担当 ☎5320-4078

4

障害者総合支援法

法别番号

15 (更生医療) 16 (育成医療) 21 (精神通院医療)

93 (精神通院医療:都単独部分) 24 (療養介護医療)

※Q&A は54ページに記載

I 自立支援医療(更生医療)(法別番号 15)

| 法 | 別 | 番 | 号 | 15 区 分 自立支援医療 (更生医療) | | | | | | | | | |
|----|---------|---|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取機 | | 医 | 療等 | 指定自立支援医療機関 | | | | | | | | | |
| 疾範 | | 等 | 囲の | 下記に該当する医療で、身体障害に対して確実な治療効果が期待される範囲 1 眼科に関する医療 2 耳鼻咽喉科に関する医療 3 口腔に関する医療 4 整形外科に関する医療 6 中枢神経に関する医療 7 脳神経外科に関する医療 8 心臓脈管外科に関する医療 9 心臓移植に関する医療 10 腎臓に関する医療 11 腎移植に関する医療 12 小腸に関する医療 13 肝臓移植に関する医療 14 免疫に関する医療 15 歯科矯正に関する医療 16 上記1から15までの医療に係る調剤 17 上記1から15までの医療に係る訪問看護 | | | | | | | | | |
| 対 | 1 | 象 | 者 | 身体障害者手帳を有する満 18 歳以上の方 ※区市町村民税(所得割)が 23 万 5 千円以上の世帯の方は、原則として対象外だが、「重度かつ継続」の障害に該当する場合は、政令で定める日まで経過的特例により対象となる。 | | | | | | | | | |
| 申手 | and the | 清 | の続 | 申請書に医師の意見書、身体障害者手帳の写し、医療保険の加入関係を示す書類(被保険者証等の写し)、世帯の所得状況等が確認できる書類(区市町村民税課税・非課税証明書等)等を添付して、居住地を管轄する区市町村(区・市は区市福祉事務所又は区市役所身体障害者福祉主管課、町・村は町村役場身体障害者福祉主管課)に申請する。 なお、医師の意見書を基に、東京都心身障害者福祉センターが要否判定を行う(腎臓、小腸、免疫、心臓移植・腎移植及び肝臓移植(抗免疫療法の更新の場合)に関する医療を除く。)。 | | | | | | | | | |
| 認 | 定 | 期 | 間 | 更生医療として必要な期間(原則3か月以内。人工透析療法や抗HIV療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内) | | | | | | | | | |

1 医療に要する費用。ただし、各種医療保険等を先に適用する。

2 介護保険法による訪問看護、訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、介護療養施設サービスに要する費用。ただし、介護保険を先に適用する。

※生活保護受給者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下、単に「支援給付」という。) 受給者を除き、医療保険未加入者については原則として対象外。

→ 認定された方は、

医療費の原則1割及び入院時の食事療養費・生活療養費(いずれも標準負担額相当)を負担する(生活保護受給世帯及び支援給付受給世帯の方を除く。)。

ただし、世帯の所得及び医療費負担の継続性等の状況により、負担上限額がある。 ※医療保険の加入単位(受診者と同じ医療保険に加入する方)をもって同じ「世帯」とする。

根拠法令等 │ 障害者総合支援法

[申請窓口]

問合せ先

公費負担額

区市福祉事務所又は区市役所身体障害者福祉主管課

町村役場身体障害者福祉主管課

[制度等]

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課調整担当 (5320)4146

1. 概要

身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な 医療の給付を行う。実施主体:各区市町村

2. 公費負担

(1) 給付対象

身体障害者手帳を持つ満18歳以上の方で、福祉事務所長等が認める方

①対象となる障害

- (i) 視覚障害によるもの
- (ii) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- (iii) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- (iv) 肢体不自由によるもの
- (v) 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)
- (vi) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの (日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る)

②対象となる医療の範囲

当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならない。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのものは除く。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となる。

③対象となる医療の内容

- (i) 診察
- (ii) 薬剤又は治療材料の給付
- (iii) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

- (iv) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- (v) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (vi) 移送(医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る)

(2) 給付内容

各種医療保険等を優先適用し、原則1割(ただし、世帯の所得と疾病の状況等に応じた自己負担上限月額あり)の自己負担額を控除した残額を給付する。生活保護世帯は、総額(100%)について給付する。入院時食事療養費及び生活療養費の標準負担額については原則自己負担(ただし、生活保護世帯は全額自立支援医療費として給付)。

(3) 給付医療機関

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

種類:眼科、耳鼻咽喉科、口腔、整形外科、形成外科、中枢神経、脳神経外科、心臓脈管外科、心臓移植、腎臓、腎 移植、小腸、肝臓移植、免疫、歯科矯正、上記医療に係る調剤、上記医療に係る訪問看護。

指定は医療機関の所在地の都道府県知事が行う。

担当する医療の種類、主として担当する医師、その他申請時に提出した事項に変更がある場合には速やかに届け出ること。

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

① 「被保険者証」と同時に「自立支援医療受給者証」及び「自己負担上限額管理表」の提出を求め、内容を確認する。 受給者証に記載された指定自立支援医療機関において、記載された障害名及び医療の具体的方針の範囲に限り給付 を受けられる。

人工透析を受ける方については、「特定疾病療養受療証」(長)も確認が必要。

「自己負担上限額管理票」は、生活保護世帯及び中間所得世帯の高額治療継続(重度かつ継続)非該当者は不要。

② 医療費の1割を徴収する(生活保護世帯を除く)。徴収額を上限額管理票に記載し、受給者証に記載された月額自己 負担上限額までの金額を患者単位(医療機関・薬局・訪問看護合計)で管理する。上限に達した場合、以後当月中 は自己負担額を徴収しない。

(2) 請求要領

レセプトに公費負担者番号、受給者番号、診療内容及び自己負担額(一部負担金額)等を記入し、保険分と併せて請求する。公費負担者番号は区市町村ごとに異なる。

(3) 請求先

社保併用分·公費単独分 ⇒ 支払基金 国保·後期高齢併用分 ⇒ 国保連合会

(4) その他

① 受給者は、受給者証に記載された医療の具体的方針、指定医療機関もしくは月額自己負担上限額を変更、又は有効期間を延長しようとするときは、事前に申請し、その承認を受けなければならない。

なお、有効期間は区市町村の認定日から原則3か月以内(腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能 障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障害(肝臓移植術後の抗免疫療法に限る)については最長1年以 内)。

- ② 指定自立支援医療機関は、診療中の受診者及び当該者に対し給付認定を行った区市町村から、自立支援医療につき 必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない(厚生労働省告示)。
- ※ 更生医療を受給中で、変更又は期間延長等の申請に必要な証明書又は意見書等を指し、更生医療の新規申請に必要なものについては適用されない。

4. 他の医療制度との関係

(1) 他の医療費助成制度との関係

① 対象者が 障又は 親医療券を交付されている場合

いずれの制度も原則1割負担のため、原則として障・観との併用はない。

ただし、法別番号 15 の自己負担額が 🛱・ 🕏 の自己負担限度額 (レセプト単位)を超える場合、その超過分について、15 の自己負担上限額 (患者単位) に達するまでを限度として 😭・ 🔊 により助成する。

また、住民税非課税者で「噂・観を持っている場合は、「噂・観が全額負担(自己負担なし)となるため、15の自

己負担分を**(電)・親**により助成する。上限額管理票には、15の上限額に達するまでの1割分を記載し、レセプトの一部負担金欄には、各医療機関ごとの上限管理額を記載する。都内の医療機関の場合、**(電)・親**の請求は、3者併用(保険+自立支援医療+**(電)** 又は**親)** レセプトで都内国保の場合は国保連合会あて、社保の場合は支払基金あて行う。

② 人工透析を受ける方について

医療保険上の特定疾病療養受療証 (長) を優先適用 (一般所得者で限度額 10,000 円) するため、自立支援医療の給付額は限られる (下記 医療保険との関係」参照)。

なお、長の自己負担分を助成する難病等医療費助成制度 (都)がある。

③ 医療保険との関係

医療保険各法が優先する。

高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を給付する。

自立支援医療の自己負担額よりも高額療養費制度の限度額の方が少なくなる場合は、自立支援医療の給付はなくなる (高額療養費は現物給付)。

(上限額あり)
(上限額あり)
(上限額あり)
(東里医療 自己負担額 (原則1割)
(原則1割)
(現物給付)

※ 医療保険上の自己負担額が高額療養費の対象となる場合

70歳未満・年収約370万円〜約770万円の場合80,100円超 人工透析(最適用)・一般所得者の場合10,000円超

更生医療負担者番号一覧

| 区 | 市町 | 村 | 名 | 負 | 担 | 者 | 番 | 号 | | | | |
|---|----|----------|---|----------|----|------|----|---|--|--|--|--|
| 千 | 代 | 田 | 区 | | 15 | 1380 | 19 | | | | | |
| 中 | 央 | Ļ | 区 | 15138027 | | | | | | | | |
| 港 | | | 区 | 15138035 | | | | | | | | |
| 新 | 宿 | i | 区 | | 15 | 1380 | 43 | | | | | |
| 文 | 京 | Ţ | 区 | | 15 | 1380 | 50 | | | | | |
| 台 | 東 | į | 区 | | 15 | 1380 | 68 | | | | | |
| 墨 | E | | 区 | | 15 | 1380 | 76 | | | | | |
| 江 | 東 | į. | 区 | | 15 | 1380 | 84 | | | | | |
| 品 | Л | | 区 | | 15 | 1380 | 92 | | | | | |
| 目 | 黒 | Į | 区 | 15138100 | | | | | | | | |
| 大 | 田 | | 区 | 15138118 | | | | | | | | |
| 世 | 田 | 谷 | 区 | | 15 | 1381 | 26 | | | | | |
| 渋 | 谷 | : | 区 | | 15 | 1381 | 34 | | | | | |
| 中 | 野 | ; | 区 | 15138142 | | | | | | | | |
| 杉 | 项 | Ž | 区 | 15138159 | | | | | | | | |
| 豊 | 島 | ĵ | 区 | | 15 | 1381 | 67 | | | | | |
| 北 | | | 区 | | 15 | 1381 | 75 | | | | | |
| 荒 | JI | [| 区 | | 15 | 1381 | 83 | | | | | |
| 板 | 橋 | Ì | 区 | 15138191 | | | | | | | | |
| 練 | 馬 | i j | 区 | 15138209 | | | | | | | | |
| 足 | 7 | : | 区 | 15138217 | | | | | | | | |
| 葛 | 飾 | i | 区 | 15138225 | | | | | | | | |
| 江 | 戸 | Ш | 区 | | 15 | 1382 | 33 | | | | | |

| 区 | 市田 | 丁村 | 名 | 負 | 担 | 者 | 番 | 号 |
|---|-----|----------|---|---|----|------|----|---|
| 八 | 王 | 子 | 市 | | 15 | 1382 | 41 | |
| 立 | J | П | 市 | | 15 | 1382 | 58 | |
| 武 | 蔵 | 野 | 市 | | 15 | 1382 | 66 | |
| 三 | 厚 | 臣 | 市 | | 15 | 1382 | 74 | |
| 青 | 村 | 爭 | 市 | | 15 | 1382 | 82 | |
| 府 | F | Þ | 市 | | 15 | 1382 | 90 | |
| 昭 | Ē | 击 | 市 | | 15 | 1383 | 08 | |
| 調 | 7 | नि | 市 | | 15 | 1383 | 16 | |
| 町 | Þ | Ħ | 市 | | 15 | 1383 | 24 | |
| 小 | 金 | 井 | 市 | | 15 | 1383 | 32 | |
| 小 | 7 | 区 | 市 | | 15 | 1383 | 40 | |
| 目 | 里 | 予 | 市 | | 15 | 1383 | 57 | |
| 東 | 村 | Щ | 市 | | 15 | 1383 | 65 | |
| 玉 | 分 | 寺 | 市 | | 15 | 1383 | 73 | |
| 玉 | 7 | Ī. | 市 | | 15 | 1383 | 81 | |
| 西 | 東 | 京 | 市 | | 15 | 1383 | 99 | |
| 福 | 4 | Ė | 市 | | 15 | 1384 | 15 | |
| 狛 | Ž | Ľ | 市 | | 15 | 1384 | 23 | |
| 東 | 大 | 和 | 市 | | 15 | 1384 | 31 | |
| 清 | 涷 | 質 | 市 | | 15 | 1384 | 49 | |
| 東 | 久 督 | 留 米 | 市 | | 15 | 1384 | 56 | |
| 武 | 蔵 柞 | 寸 山 | 市 | | 15 | 1384 | 64 | |
| 多 | 鹰 | 图 | 市 | | 15 | 1384 | 72 | |
| 稲 | 坎 | 龙 | 市 | | 15 | 1384 | 80 | |
| あ | きる | 5 野 | 市 | | 15 | 1384 | 98 | |
| 羽 | 木 | 寸 | 市 | | 15 | 1385 | 06 | |
| 瑞 | 积 | 恵 | 町 | | 15 | 1385 | 14 | |
| 日 | の | 出 | 町 | | 15 | 1385 | 22 | |
| 檜 | 原 | Ī | 村 | | 15 | 1385 | 48 | |
| 奥 | 多 | 摩 | 町 | | 15 | 1385 | 55 | |
| 大 | Ē | 帚 | 町 | | 15 | 1385 | 63 | |
| 利 | Ē | 島 | 村 | | 15 | 1385 | 71 | |
| 新 | É | 島 | 村 | | 15 | 1385 | 89 | |
| 神 | 津 | 島 | 村 | | 15 | 1385 | 97 | |
| 三 | 有 | <u> </u> | 村 | | 15 | 1386 | 05 | |
| 御 | 蔵 | 島 | 村 | | 15 | 1386 | 13 | |
| 八 | 7 | t | 町 | | 15 | 1386 | 21 | |
| 青 | ケ | 島 | 村 | | 15 | 1386 | 39 | |
| 小 | 笠 | 原 | 村 | | 15 | 1386 | 47 | |

Ⅲ 自立支援医療(育成医療)(法別番号 16)

| 法 別 番 号 | 16 区 分 自立支援医療(育成医療) | | | | | | | | |
|-------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関等 | 指定自立支援医療機関 | | | | | | | | |
| 疾病等の 範 囲 | 以下の身体機能障害 (1) 視覚障害 (2) 聴覚・平衡機能障害 (3) 音声・言語・そしゃく機能障害 (4) 肢体不自由 (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓機能障害 (6) 先天性の内臓機能障害((5)に掲げるものを除く。) (7) 免疫機能障害(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害) | | | | | | | | |
| 対 象 者 | 18 歳未満の児童で、身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、将来において障害を残すと認められる者であって、手術等によって確実な治療効果が期待でき、世帯の住民税額が一定額未満の方若しくは障害が重度かつ継続の方(身体障害者手帳を有するか否かを問わない。また、生活保護受給者も対象とする。) | | | | | | | | |
| 申請の手続 | 申請書に医療意見書、住民税額証明書、保険証のコピー及び世帯調書を添付して、保護者の居住地である区市町村長に申請する。 | | | | | | | | |
| 認定期間 | 入院治療又は通院治療の開始日を給付開始日とし、意見書の入院及び通院期間(入院後の通院は原則として最大 90 日)又は通院期間(通院単独の場合)を経過する日の月末まで。最大1年間 | | | | | | | | |
| 公費負担額 | 各種医療保険等を適用し、その自己負担額から一部負担金(1割負担、上限額有り)と入院時の食事療養標準負担額を控除した額を助成する。生活保護受給世帯(以下「生活保護世帯」という。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯(以下「支援給付世帯」という。)で、健康保険適用外の方は医療費及び食事療養費の全額、健康保険適用の方は医療保険適用後の自己負担額を助成する。 | | | | | | | | |
| | → 認定された方は、 医療費の一割及び入院時の食事療養標準負担額を自己負担する。ただし、住民税額又は所得により定められた負担上限額がある。 生活保護世帯及び支援給付世帯は、負担なし。 | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | | | | | | | | |
| 問合せ先 | 〔認定・給付関係〕 各区市町村自立支援医療(育成医療)主管課 〔施行関係〕 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課母子医療助成担当(5320)4375 | | | | | | | | |

1. 概要

身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るため必要な医療の給付を行う。 (根拠法令 障害者総合支援法第58条)

2. 公費負担

(1) 給付対象

保護者が区市町村に住所を有する 18 歳未満の児童で、身体障害者福祉法第4条の規定による身体上の障害を有する者、又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる者で手術等により確実な治療効果が期待しうるもの。 対象疾患の障害区分

- ① 視覚障害によるもの
- ② 聴覚、平衡機能障害によるもの
- ③ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓機能障害によるもの
- ⑥ 先天性の内臓機能障害によるもの(⑤に掲げるものを除く)
- (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

(2) 給付内容

各種医療保険を適用し、その給付の残金額を給付する。ただし、医療費の1割分を自己負担とする。 (当該世帯の区市町村民税等に応じて、自己負担上限額を指定自立支援医療機関に支払う)

(3) 給付医療機関

指定自立支援医療機関

(4) 補装具(治療用装具)の給付

補装具着装の承認を受けている者が指定自立支援医療機関において、治療用の装具の着装を行った場合、保護者は、 着装証明書 (P.49 参照) 等を添付して、その費用を区市町村長に請求することができる。

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

- ① 「自立支援医療(育成医療)受給者証(以下「受給者証」という)」(P.48 参照)と同時に「被保険者証」の提出を求め、内容を確認する。
- ② 受給者証に記入された自己負担額を窓口で徴収すること。
- ③ 受給者証に記入された「医療の具体的方針」や「指定医療機関」等を変更しようとする時は「自立支援医療(育成 医療)給付認定変更申請書」(P.48 参照)により予め区市町村長の承認を得ること。

(2) 窓口徴収(一部負担金)

- ① 自立支援医療の給付に要する費用のうち、医療費の1割相当額を保護者から徴収する。ただし、保護者の区市町村 民税額・所得及び患者の障害等により、月額の自己負担に上限額が設定されている。(上限額については P.56 参照)
- ② 自己負担額(医療費の1割)が月額自己負担上限額より少ない場合は、その額を自己負担額として徴収する。また、1か月あたりの自己負担額の累計額が月額自己負担上限額を超えた場合は、当該金額を超えて自己負担額を徴収しない。月ごとの累計額を管理するために、各医療機関は、窓口徴収の際に「自己負担上限額管理票」(P.50参照)を記入し、自己負担上限額を超えないように確認する。(「重度かつ継続」の範囲は P.56 参照)
- ③ 自立支援医療において同一月に、複数の疾病の給付認定を受けた場合 受給者証が2枚以上交付された場合も、同一月は1枚の上限額管理票で月額自己負担上限額を管理する。
- ④ 10円未満の端数の取扱い

指定医療機関の窓口における徴収額は 10 円未満を四捨五入する。ただし、診療報酬明細書の「療養の給付の負担 金額」欄の記入額は円単位で記入する。

⑤ 上記のほか、入院時の食事療養費(標準負担額)を別途徴収する。

(3) 請求要領

公費併用レセプトに公費負担者番号、診療内容及び医療機関で徴収した自己負担額等を記入し、当該保険分と併せて請求する。(区市町村各々の負担者番号を記入(P. 47 参照))

(4) 請求先

社保併用分·公費単独分 ⇒ 支払基金 国保併用分 ⇒ 国保連合会

(5) 医療保険との関係

保険分及び自立支援医療分については、公費併用レセプトを使用して、国保の場合は国保連合会へ、社保の場合は支 払基金へ請求する。

自立支援医療については、医療保険各法が優先する。したがって、医療保険において給付される額を控除した額が自立支援医療の適用対象となる。なお、当該世帯の区市町村民税等に応じて、自立支援医療適用部分の費用の一部を自己 負担しなければならない。

高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額が自立支援医療の給付額になる。

(例) 医療保険7割給付の場合



育成医療負担者番号一覧

| 名称 | 負担者番号 | 名称 | 負担者番号 | 名称 | 負担者番号 |
|------|----------|------|----------|-------|----------|
| 東京都 | 16136012 | 足立区 | 16131211 | 清瀬市 | 16131427 |
| 千代田区 | 16131013 | 葛飾区 | 16131229 | 東久留米市 | 16131435 |
| 中央区 | 16131021 | 江戸川区 | 16131237 | 武蔵村山市 | 16131443 |
| 港区 | 16131039 | 八王子市 | 16131245 | 多摩市 | 16131450 |
| 新宿区 | 16131047 | 町田市 | 16131328 | 稲城市 | 16131468 |
| 文京区 | 16131054 | 立川市 | 16131252 | 羽村市 | 16131476 |
| 台東区 | 16131062 | 武蔵野市 | 16131260 | あきる野市 | 16131484 |
| 墨田区 | 16131070 | 三鷹市 | 16131278 | 西東京市 | 16131492 |
| 江東区 | 16131088 | 青梅市 | 16131286 | 瑞穂町 | 16131500 |
| 品川区 | 16131096 | 府中市 | 16131294 | 日の出町 | 16131518 |
| 目黒区 | 16131104 | 昭島市 | 16131302 | 檜原村 | 16131526 |
| 大田区 | 16131112 | 調布市 | 16131310 | 奥多摩町 | 16131534 |
| 世田谷区 | 16131120 | 小金井市 | 16131336 | 大島町 | 16131542 |
| 渋谷区 | 16131138 | 小平市 | 16131344 | 利島村 | 16131559 |
| 中野区 | 16131146 | 日野市 | 16131351 | 新島村 | 16131567 |
| 杉並区 | 16131153 | 東村山市 | 16131369 | 神津島村 | 16131575 |
| 豊島区 | 16131161 | 国分寺市 | 16131377 | 三宅村 | 16131583 |
| 北区 | 16131179 | 国立市 | 16131385 | 御蔵島村 | 16131591 |
| 荒川区 | 16131187 | 福生市 | 16131393 | 八丈町 | 16131609 |
| 板橋区 | 16131195 | 狛江市 | 16131401 | 青ヶ島村 | 16131617 |
| 練馬区 | 16131203 | 東大和市 | 16131419 | 小笠原村 | 16131625 |

| | | | | | - 11 - | VANA. | 19 shift | p.1 (p. 10.4) | | | | |
|-----|------------------|--|--|---------------------|----------------|-----------------|----------|---------------|---------|------------|-------|---------|
| 7.5 | 4 | | | | | | · 企年 | и и | | + | | 11 |
| n. | -6 | (%) | wit - | 0.MD | | | NA | N.F. | | * | . 0 | 11 |
| | | | | | | 地震すると カイン試済す | | | | C. Black | 4#SEC | ille or |
| | en A | 2001 2001 2001 2008 2008 2008 2008 2008 | ENTER E TO MINISTE MIN | 14 14 14 | +< 00.00W | T | 0.048 | 1670 | M-ONE | EA/AN) | 料書をくだ | ěn. |
| | A Riv | 0.00 | | | | | | | | | | |
| n | - 75 | 0 | 263 | HMMIN | (4) 期: | +1188 | 干洗的。 | 94. 事 | 146 | | | |
| | ne R | | with | | 見び麻酔 | (ig-re | | 100- 7038 | | III. 181. | MM () | H B1 |
| ۰ | (0.00) (0.00) | | | M M M M | | | m) | | P | | - 11 | |
| П | 70.0 | X | 阿丁尼 | 中月日 | | # | MTE+ | H iz | | BUR | 17278 | |
| - 1 | | | 4. | - A | . 11 | | 年 | R | 10 | - 4 | JI. | |
| | 550 | | - (8 | | 有様子士2 古様用めて | (報道が様 (会生を) | H 16- | 0.00 | | E H1 | 6-1 | 1.00 |
| | E 2.5 | | | - 1 | 見当み | | | PER | 3.69 | 3. | 8320 | EL. |
| - | 1.0 | | _ | - | | - | | | | PI . | | |
| _ | | | ST. | | | | | | | - | | |
| В | 99.0 | 0 1 | 18.57 | | | | , A | | 11 | | | |
| 1 | ## 0 1971 B | 20 | Si Min | IMI. | 1 | - | 1 | | | Henry | H-F | |
| 2 | 9115 | 1790 | en. | | | | | * | | | | |
| 1 | | | 3 # | 市有 | | | | 6.0 | 1 | | | 1 |
| | 141 | | 被书 | 13.15 | | | | * | В. | 11 | | |
| | 1186 | 付けた を行い 見掛り | でくだ 日本中 日本中 | さい。 音音」に 無限な。 | #10Th | | **** | Anna | OLUVAR. | | ないてくだ | |

| | 自京共政政策(甘水政府) 天地寺 院 | | | | | | | | |
|----------|---------------------------|----|--------|---------------------|-------|-----|-------------|--|--|
| * * * 5 | • • • | | \Box | | ** | | | | |
| | | | Ш | \square \bowtie | | | | | |
| | | | | | ***** | | _ | | |
| | • • | | | | | | | | |
| | 1 | | | | | | 4 × | | |
| * * * | 11. | | | | | | ч | | |
| | 4 * | | | | | | | | |
| | A 4 | | | | | *** | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ****** | | | | | • | | | | |
| ****** | _ | | | 05492 | •• | | | | |
| | <u> </u> | | | | | AR- | R 48 | | |
| \vdash | _ | | | | | _ | | | |
| | | | | | | | | | |
| 19634 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | _ | | |
| | - | | | | | | _ | | |
| **** | **** | ٠. | | | | | | | |
| | 2000 | | | | | | | | |

| 4 4 | 2 | 24A . PA | |
|---|--|---|--|
| ниевяталичентя | * | | |
| SOURCES PA | * 4 * | | |
| III NYTHEFT AND COM | | | |
| | | | |
| ****** | | **** | **** |
| | | **** | **** |
| 製作にお用う種質質 Notaba, 7d, Novambra | できませる。 になる事のか。 になる事のからする。 でも事のかられてい | TOTAL ORTHITOTAL PRESIDENCE | : |
| 2) 「 祖祖 教」では、Photon bise)を (3) 明年安全の会 名 | BABOSSA TO | TOTAL CAPTURE CERT | : |
| 10 TREAL TO, Reservitoria, | 10年度を表示して 12月度を表示して 12月度の20日本である。 | TOTAL CONTROL TOTAL CONTROL TOTAL | **** |
| NIMERTO, NAMES SOUR, OF ARREST & B. A. P. A. IMERKEJ & G., MIVY OF ARRYSTAN & | #AB0254-F24 | HE PCER | ** * * * * * * * * * * * * * * * * * * |
| District Name No. 10. District St. 10. | #AB0254-F24 | PER PERIOD | ** * * * * * * * * * * * * * * * * * * |
| NIMER, TO, News Mark, OI ARBERTS & G. MINY OI ARBERTS & G. MINY OI ARBERTS & R. MINY | #AB0254-F24 | 945-10250 948. FCEB4 | ** * * * * * * * * * * * * * * * * * * |
| NIMER, TO, News Mark, OR AND STATE OF A STAT | #AB0254-F24 | PER PERIOD | ** * * * * * * * * * * * * * * * * * * |
| の「機能的では、Newson Monip。 の 機能を受ける。 を まる。 では、16年間の機能を表現。 を まる。 は まる。 は まる。 は なる。 は な。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は な。 は な。 は な。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 と な。 は なる。 は な。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は なる。 は な。 は なる。 は な な。 は な。 は な な。 は な な。 も な な な 。 も な な な 。 も な な な 。 | #AB0254-F24 | 945-10250 948. FCEB4 | ** * * * * * * * * * * * * * * * * * * |
| NIMER, TO, News Mark, OR AND STATE OF A STAT | #AB0254-F24 | 945-10250 948. FCEB4 | ** * * * * * * * * * * * * * * * * * * |
| 201日第四十十八 Neces Maille (2) 中国を合かる 東京 4 (4) 1日第四十二十八 (3) 内の下がなる形式 東京 東京 (4) 1日第四十八 (4) 1日 | #AB0254-F24 | 945-10250 948. FCEB4 | ** * * * * * * * * * * * * * * * * * * |

| | A22550(2450)045287+00 | | | | | | |
|---|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| - | • • • | | | | | | |
| | + #FE4 (+BY#E4#B) | | | | | | |
| | 大学家20mm | | | | | | |
| 私は、下記の事務について変更したいです。関係者報告支援政策は各項に基の概念により、知私を 要参数を批えて予測します。 | | | | | | | |
| | あるする参手を ○で選んすください。 | | | | | | |
| | 10年の内外が発表とは 2 年入 尺 矢 中分に高音振音と矢 | | | | | | |
| ^ ^ · | 1948 4 9 4 9 4 | | | | | | |
| | STATEMEN : Etromoscom | | | | | | |
| **** | | | | | | | |
| * × | [** * + · · · · | | | | | | |
| * * / . | * / ** | | | | | | |
| * * * * | | | | | | | |
| . Newspace | | | | | | | |

着装証明書

装 具 名

着装年月日 年 月 日

| 患 者 氏 名 | | 医 | 療 | 券 | 番 | 号 | | |
|---------|-------|---|---|---|---|---|--|---|
| | 負担者番号 | | | | | | | |
| | 受給者番号 | | | | | | | X |

上記のとおり着装したことを証明します

年 月 日

指定自立支援医療機関名

医 師 氏 名

ⅎ

区市町村長 殿

| 明確のこの | 下さい (職) | を超えて展り | | <保護者の | 01000 | 独り出版の数 | コマコニドキ・ | を開い記載さ | 幸 ピコシャ・ | · ex Rate T is | 必要になりま | やめひ種品・ | ・報路の信仰・ | 単化分類の | 〈関係数型 | 02000 | で強弱的を害 | 美田, 25十四 | ・記入された | 新田 (田線・ | 会計位当者日 | ・その国の実 | お働とともに | いた概念公舗 | <関合は治> | |
|-----------|---------|------------------------------|-------|-------|-------|--------|---------|------------------------------|---------|----------------|--------|--------|---------|-------|-------|-------|--------|-----------------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| E | | | 世間様 | | | | | | 母認問 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 累計額 | E | | | | | | | | | | | | | - | | | |
| 月額自己負担上限額 | | きしました。 | | | | | | 14 | 自己負担額 | E | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月額自己 | | おり、月額自己負担上限額に達しました。 | 医療機関名 | | | | | おり、自己負担額を徴収しました。 | 医療機関名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 影者氏名 | | A欄 下記のとおり、 | B/B | | _ | | | B欄 下記のとおり、 | B/B | | _ | | | _ | | | | | _ | | | _ | | | _ | |

自立支援医療(育成医療)自己負担上限額管理票

自己大道图像《背成图像》自己负担上现物自视

月診療分

라

この管理課は、受診の際に必ず等も、・受給も証とともに、 医療機関の第日に毎回提示してさい(管理業の提示がないと、 自己負担上限額の業計を確認できないため、自己負担上限額組入て医療機関の第日で請求を受けることがあります。)。

保護者のカヘン

○この自己上級政権機関は、総合さんの1ヶ月の自己負担が上限数を組入ることがないよう、函数機関や業 取の表コで確認するために使用するものです。 今月にとに、後春に名・ゆ・月、月曜の日食西上級警を記入して下さい。(月曜の日食西上級警は、投資部に発展された競を奏いて下さい。)

でに月婚自己会社上研纂に達している場合はこの管理媒を整示することで自己会理技が難収されません。

・数年終了後も、この管理展示大変に保管してするか。(自己位置の通知とかめらに適合の機能などの数にの関このによっし

接いかのよージのなっな事命を含めつて確心な景外的からは事があった。

複数の成績があり、2枚以上の質成医療の契務者所を交付されている場合でも、1枚の自己的対上限管理 原で月盤の上限額を管理してデきい。

金倉屋のおくへ

DJの自己負担上級額管理原は、参考さんが自立支援医療(資政医療)の会計を行う際に各国委員院の終りで建設的を買していただくことにより、1ヶ月あたりの基準自己負担の主理経験機を行うためのものです。 8回、必ず建設を対象いします。

記入された月瀬自己食徒上頭蓋な条約者前の蓋と一致しているか、確認して下さい。

・毎日、お養に記入及び仲印をして下さい。医療機関名権はできるだけゴム等を使用し、動物中層には必ず 会計信当者印料を押得してできい。受診りと着収りが異なる場合は全診目の目のページに記入して下さい。 ・その回の支払いで実計類が月額自己共担上限額に達した場合には、自己負債額1をの上限額までの値とし、 お養ととらに入機にも記入・呼问をお願いします。(医療保険の自己負担額からその回の自己負担額を造り引 いた額を公費請求して下さい。)その月の上限額に到達している場合は、自己負担額を確収しないで下さい。 <関合せ角>

13344400

Ⅲ 自立支援医療(精神通院医療)(法別番号 21・93)

| 法 別 番 号 | 21 (93※) 区 分 自立支援医療 (精神通院医療) ※都の制度は「93133007」 区 分 | | | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関等 | 21 指定自立支援医療機関 (93※) (東京都医師会に加入している医療機関(非会員は東京都と個別に契約する)) | | | | | | | | | |
| 疾病等の範囲 | 情神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態 | | | | | | | | | |
| 対象者 | 1 国の制度 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方 ※区市町村民税(所得割)が23万5千円以上の世帯の方は、原則として対象外だが、「重度 かつ継続」の障害に該当する場合は、政令の定める期間まで経過的特例により対象となる。 2 都の制度 国の制度による受給者証の交付を受けた方のうち、区市町村民税非課税世帯の方。ただ し、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。 | | | | | | | | | |
| 申 請 の手 続 | 申請書、診断書(継続申請を行う場合は、2年に1度の提出)、医療保険の加入関係を示す書類(被保険者証等の写し)、世帯の所得状況等が確認できる書類(区市町村民税課税・非課税証明書等)等を添付して、居住地を管轄する区市町村(特別区は保健所・保健センター等、市町村は市役所・町村役場等)を経由して知事に申請する。(ただし、世帯の所得状況が確認できる書類については、区市町窓口で省略できる場合がある。) | | | | | | | | | |
| 認定期間 | 新規及び再申請(再開)の場合は、申請を受理した日を始期とし、その始期から1年以内の日で月の末日を終期とする。継続の場合は、前回支給認定の有効期間の満了日の翌日を始期とし、始期から1年以内の日で月の末日を終期とする。 | | | | | | | | | |
| 公費負担額 | 1 医療に要する費用。ただし、各種医療保険等を先に適用する。 2 介護保険法による訪問看護に要する費用(精神通院医療に関する訪問看護に限る。)については、訪問看護指示書の交付をもって適用できる。精神科訪問看護指示書が交付された場合には、各種医療保険等を適用できる。(ただし、認知症が主病名の場合は除く)。 ※生活保護受給者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下、単に「支援給付」という。)受給者を除き、医療保険未加入者については原則として対象外 → 認定された方は、 医療費の原則 1 割を負担する(生活保護受給世帯及び支援給付受給世帯の方を除く。)。ただし、世帯の所得及び医療費負担の継続性等の状況により、負担上限額がある。 国・都の制度の両方に該当する方(社会保険加入者、後期高齢者医療制度加入者又は国民健康保険組合の被保険者で、区市町村民税非課税世帯の方)については、本人の申請に基づき自己負担分を東京都が負担するため、自己負担なし(介護保険法による訪問看護に要する費用に関する自己負担は除く。)。 ※医療保険の加入単位(受診者と同じ医療保険に加入する方)をもって同じ「世帯」とする。 (注)区市町村の国民健康保険の被保険者のうち区市町村民税非課税世帯の方で、国保受給者証(精神通院)の交付を受けている方は、国の制度適用後の自己負担分が保険給付されるので、医療に要する費用については、自己負担なし(介護保険法による訪問看護に要する費用に関する自己負担は除く。)。 | | | | | | | | | |

| 根拠法令等 | (国の制度) 障害者総合支援法 (都の制度) 障害者総合支援法施行細則 |
|-------|---|
| 問合せ先 | 〔認定関係〕 福祉局中部総合精神保健福祉センター事務室自立支援担当 (3302)7871<直通〉 〔給付関係〕 福祉局障害者施策推進部精神保健医療課生活支援担当(5320)4464 |

1. 概要

精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対し、当該精神障害者が入院することなく行われる精神障害の医療の給付を行う。実施主体は、東京都(区市町村国保被保険者の精神医療給付金は各区市町村)。窓口事務は、各区市町村。

2. 公費負担

(1) 給付対象

精神障害者又はてんかんを有する者で、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態にあるもの。

①対象となる医療の範囲

精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して行われる通院医療。

当該精神障害に起因して生じた病態とは、当該精神障害の治療に関連して生じた病態や、当該精神障害の症状に起因して生じた病態とし、指定自立支援医療機関において精神通院医療を担当する医師(てんかんについては、てんかんの医療を担当する医師)によって、通院による精神医療を行うことができる範囲の病態とする。

ただし、複数の診療科を有する医療機関にあっては、当該診療科以外において行った医療は範囲外。また、結核性疾患は、感染症法に基づいて医療が行われるので範囲外。

また、症状が殆ど消失している患者であっても、障害の程度が軽減している状態を維持し、又は障害の再発を予防するために入院によらない治療を続ける必要がある場合には、対象となる。

②対象となる医療の内容

社会保険診療報酬の対象となる診療、調剤及び訪問看護

(2) 給付内容

法別番号 21 は、各種医療保険等を優先適用し、原則 1 割(ただし、世帯の所得と疾病の状況等に応じた自己負担上限 月額あり)の自己負担額を控除した残額を給付する。生活保護世帯は、総額(100%)について給付する。

東京都医療費助成又は区市町村精神医療給付金の対象者(区市町村民税非課税世帯)(法別番号 93)は、法別番号 21 の給付後の自己負担分を助成(給付)する。この為、都内医療機関等では窓口負担はない。

(3) 給付医療機関

指定自立支援医療機関 (精神通院医療)

種類:医療機関、薬局、訪問看護

指定は、医療機関の所在地の都道府県知事が行う。主として担当する医師、その他申請時に提出した事項に変更がある場合には速やかに届け出ること。

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

① 「被保険者証」と同時に「自立支援医療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」の提出を求め、内容を確認する。 受給者証に記載された指定自立支援医療機関に限り給付を受けられる。

区市町村国保被保険者で精神医療給付金の対象者(区市町村民税非課税世帯)については、「国保受給者証(精神通院)」も確認が必要。

「自己負担上限額管理票」は、生活保護世帯及び中間所得世帯の高額治療継続(重度かつ継続)非該当者は不要。

② 医療費の1割を徴収する(生活保護世帯を除く)。徴収額を上限額管理票に記載し、受給者証に記載された月額自己 負担上限額までの金額を受給者単位(医療機関・薬局・訪問看護合計)で管理する。上限に達した場合、以後当月 中は自己負担額を徴収しない。 東京都医療費助成又は区市町村精神医療給付金の対象者(区市町村民税非課税世帯)(法別番号93)は、自己負担分の助成(給付)があるため都内医療機関等では窓口負担はないが、上限額管理票は確認、記載及び管理が必要。

③ 本制度は、区市町村の申請受理日が適用開始日となるが、受給者証の発行を受ける前に受けた精神通院医療の取扱いについては、診療報酬請求や患者負担支払時の工夫により対応する(国Q&A)。

国制度部分については療養費払いを行っていないため、申請書控により申請受理日を確認した後は、公費適用予定として取扱い、レセプト請求は受給者証交付後に行う。

上限管理については、受給者証で上限額を確認後、上限額管理票により医療機関等の窓口で精算するが、このとき、 上限を超える分について、仮徴収後事後精算、又は事後一括精算とするかは、各医療機関等による。また、公費負 担が不承認となったときは、申請時に遡って、公費適用外として自己負担を徴収する。

なお、申請書控の提示のない場合は、公費適用外として自己負担を徴収するなど、各医療機関等での判断に基づき 処理する。

(2) 請求要領

レセプトに公費負担者番号、受給者番号、診療内容及び自己負担額 (一部負担金額)等を記入し、保険分と併せて請求する。

公費負担者番号①: 21136015 (東京都)

公費負担者番号②: 93133007(社会保険、後期高齢者医療制度又は国民健康保険組合の場合)又は 93132009(区市町村国保の場合)

※ 法別番号93は、区市町村民税非課税世帯で認定を受けている方のみ

(3) 請求先

社保併用分・公費単独分 ⇒ 支払基金 国保・後期高齢併用分 ⇒ 国保連合会

(4) その他

受給者は、受給者証に記載された指定医療機関若しくは月額自己負担上限額を変更、又は有効期間を更新しようとするときは、事前に申請しなければならない。

なお、有効期間は区市町村の申請受理日から1年以内(更新申請は有効期限の概ね3か月前から行うことができる)。

4. 他の医療制度との関係

(1) 他の医療費助成制度との関係

他の医療費助成制度で本制度の自己負担分の助成を受ける場合であっても、上限額管理票には、本制度の上限額に達するまでの1割分を記載し、レセプトの一部負担金欄には、医療機関ごとの上限管理額を記載する。

① 対象者が法別番号 93 の負担者番号の入った自立支援医療受給者証(精神通院)又は国保受給者証(精神通院)を 交付されている場合

法別番号21の自己負担分について、法別番号93により助成する。

都内の医療機関の場合、保険分と併せて全てレセプトで請求する。

② 対象者が 障又は 観医療券を交付されている場合

いずれの制度も原則1割負担のため、原則として障・ 親との併用はない。

ただし、21 の自己負担額が**噫・親**の自己負担限度額(レセプト単位)を超える場合、その超過分について、21 の自己負担上限額(患者単位)に達するまでを限度として**噫・親**により助成する。

また、住民税非課税者で**愛・**親を持っている場合は、**愛・**親が全額負担(自己負担なし)となるため、21の自己負担分を**愛・**親により助成する。ただし、93の対象者の場合は、93の適用を優先する。

都内の医療機関の場合、 障・ 観の請求は、3者併用(保険+自立支援医療+ 障又は 観) レセプトで都内国保の場合は、国保連合会あて、社保の場合は支払基金あてに請求する。

③ 対象者が乳医療券を交付されている場合

21 の自己負担分について、乳により助成する。ただし、93 の対象者の場合は、93 の適用を優先する。

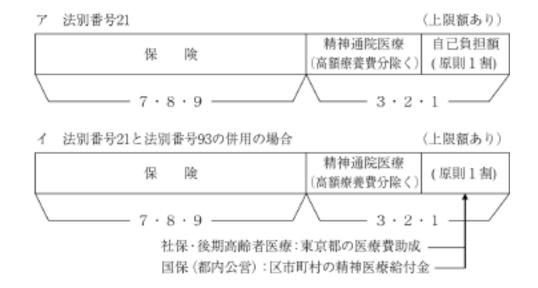
都内の医療機関の場合、乳の請求は、3者併用(保険+自立支援医療+乳)レセプトで都内国保の場合は国保 連合会あて、社保の場合は支払基金あて行う。

(2) 医療保険との関係

医療保険各法が優先する。

高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を給付する。

自立支援医療の自己負担額よりも高額療養費制度の限度額の方が少なくなる場合は、自立支援医療の給付はなくなる (高額療養費は現物給付)。



5. Q&A

- Q1)診断書の作成にかかる費用は公費負担の対象となるのか。
- A1) 診断書の作成にかかる費用について社会保険診療報酬の対象とならないため、公費負担の対象にはならない。
- Q2) 外国人は公費負担の対象となるか。
- A 2) 対象となる。ただし、外国人に限らず、正当な理由がなく医療保険の加入手続きを行っていない場合は、対象にならない。
- Q3) 知的障害者施設に入所している者が通院によって精神障害の治療を受ける場合は公費負担の対象となるか。
- A3) 対象となる。
- Q4)「神経症性障害」と診断された者は、公費負担の対象となるか。
- A4) 通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある場合は、対象となる。
- Q5)「統合失調症の疑い」と診断された者は、公費負担の対象となるか。
- A 5) 精神障害のあることが確実な者は対象となる。なお、この場合にあっても、通院による精神医療を継続的に要する 程度の病状にあることが要件となる。
- Q6) 公費負担の始期は、何時か。
- A 6) 原則として、区市町村で申請書を受理した日である。 受給者証の発行を受ける前に受けた精神通院医療の取扱いについては、診療報酬請求や患者負担支払時の工夫により対応する。
- Q7) 当該精神障害の治療に関連して生じた病態とはどの範囲を示すのか。
- A7) 当該精神障害のために用いた薬剤の副作用等である。
- Q8) 当該精神障害に起因して生じた病態とはどの範囲を指すか。
- A8) 当該精神障害の病状である躁状態、抑うつ状態、幻覚妄想、情動障害、行動障害、残遺状態等によって生じた病態で

ある。

なお、精神障害に起因するか否かの判断は、症例ごとに医学的見地から行われるべきものではあるが、一般的に感染症 (特に慢性のもの)、新生物、アレルギー (薬剤副作用によるものを除く)、筋骨格系の疾患については、精神障害に起因するものとは考え難い。

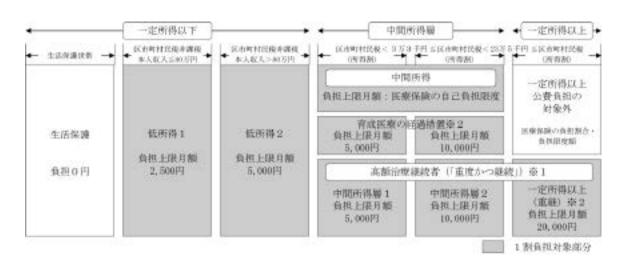
- Q9) 往診による医療は、公費負担医療の範囲に含まれるか。
- A 9) 往診による医療は公費負担医療の範囲に含まれる。なお、往診料についても公費負担が行われる。
- Q10) 初診料について公費負担は行われるか。
- A10) 公費負担の申請のために行った初診については、公費負担は行われないが、公費負担開始後に医療機関を変更した場合に変更後の医療機関で最初に行われた診察については、初診として公費負担が行われる。
- Q11) 院外処方せんを発行した場合は、処方料について公費負担は行われるか。
- A11) 公費負担は行われる。
- Q12) 精神障害と直接関係のない傷病、例えば「風邪」、「糖尿病」などは、受給者証に記載された医療機関において精神医療を担当する医師によるものでも対象外とすべきか。
- A12) 直接関係がないのであれば対象外とすべきである。
- Q13) 受給者証の有効期間内に入院した場合には、受給者証は返納すべきか。
- A13) 単に入院したことのみをもって返納する必要はない。
- Q14) 他都道府県の患者の医療費に係る費用の請求はどこに対して行えばよいか。
- A14) 当該医療を担当した医療機関の所在地の都道府県の支払基金事務所を経由して、当該患者の居住地の道府県に対して行う。
- Q15) 診断書等の用紙は、医療機関に無償で配布するのか。
- A15) 都において作成の上、用紙は無償で医療機関に配布するものとする。ただし、送料は医療機関の負担となる。
- Q16) 診断書について、「5 現在の治療内容」は、対象者の全ての傷病に対するものを記載するのか。
- A16) 診断を行った医師が、精神通院医療の対象となると考えるものを記載する。
- Q17) 診断書について、「1病名」で、てんかんはどうするのか。
- A17) 精神症状を有するてんかんについては、Fコードを、精神症状のないてんかんについては、Gコードを使用する。
- ※ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 32 条の規定による精神障害者通院医療費公費負担制度の運用について」 (平成 14 年 5 月 21 日障精発第 0521001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)をもとに、制度改正後の自立支援医療(精神通院医療)においても参考となる箇所について、一部改変して掲載。なお、東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課のホームページにおいて、東京都版のQ&Aを掲載しているので、そちらも参考にしていただきたい。

自立支援医療の自己負担の概要

自己負担については原則として医療費の1割負担(部分)。

ただし、同じ医療保険に加入する者で構成する世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定。

また、入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については原則自己負担。



- ※1 高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲については、以下のとおり。
 - ① 疾病、症状等から対象となる者
 - ・更生医療・育成医療:腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害(心臓移植後の 抗免疫療法に限る)、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)。
 - ・精神通院医療:統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害 (依存症等)、(ICD-10における次の分類:F0、F1、F2、F3、G40)又は三年以上の精 神医療の経験を有する医師により、情動及び行動の障害又は不安及び不穏状態を示すことから計 画的かつ集中的な精神通院医療(状態の維持、悪化予防のための医療を含む。)を継続的に要する と判断された者。
 - ② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者 医療保険の多数該当の者(高額療養費の支給回数が申請前12ヶ月に3回以上ある場合)。
- ※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、令和6年 3月31日まで実施される。

※自立文議法は国象議園(集体基限)の修算が参加のなっていることもに書館下さい。

第1299年(第8条開始) 自立支援医

自立支援医療診断器 (精神過程)

| 8 8 | 202 | 所・大 expension (1957)。 第一年 日本 |
|--|---|--|
| - 単 | | |
| 1 66 DCD = - F2, B10 ~ F99, 049 D1 ~ F13 ~ EE | 20 B | (1) 主たる種類雑様 (2) 年たる種類雑様 (2) 年たる種類雑様 (2) 年の種類雑様 |
| LTCKBNU | 3 | ・ 1997年 - 19 |
| 2 発売りの開発 サンの金額 を発売を示す。 を発売を示す。 を発売が、 は着の金数等 サ放金によった。 がある。 | の | (株式の) (株式 |
| 3 現在の情報。 (1) 約5つは報 | MR. R | 新華 (課金する)(日本ので記された) |
| (2) Manual 2 & C. (2) | 0.00 | 記録 に登るMinute |
| (3) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) | 18年18年18年18年18年18年18年18年18年18年18年18年18年1 | |
| 1 M M | 200年 3 位置 大量行等改善大器 |) j |
| 1 年 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 元 2 | 2.前様子供の 対して 対して 対して がの 対して がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの | 100元 の最近に対象 の最近の最近 4から近 数数に対象を 大変に対象を 1 数数数に対象を 1 数数数に 1 数数数 1 の形式形象 4 単位 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 |
| (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | 等別の日本 の の の の の の の の の の の の の | 2017年 2017年 1 2017年 20 |
| 18868 | こんかん 製作の製作の製料を表示を | のでは、ようなのでは、国際経験を受けなって、関係の対象を受けるとのでは、対象の対象を対象として、対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対 |
| 17.4.7 17.4.7 7.8.8 (1) 808. 1 | 編件7月90度の数 7.4.4.4.4.2数 7.6.数 イタ子 2.6.6.20 イタ子 2.6.6.20 4.9.9.45 | (3) 新年に対称的の場合、資本等 アイギリー・対象部は、金融を指揮・4から場(ア成集・人名字・の名義名・最高な書を的指導が、元中の第一 13(8) 手を作ります。 |
| 1890 | 班」市 | (監督部第) と動物 人を動物 か開発 いれた他の記録器制 を と関する 人権の の関数 とれらぬ () |
| 5 ET | 100円を発送している。 | 日本の主義を使用しています。 ファンタ (日本の主) 日本の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の主人の |
| 3880 | LANGE | - 高血経の合成を変える東京事業 ・ ダン・オルゲーン・アング・アング・アンダーン 1915年の東京教験の中の東京教験の大阪教育の大阪教育の大阪教育・大阪教育・大阪教育・大阪教育・大阪教育・大阪教育・ |

| 20.20条件、大衛豪命の原子等が開発、衛佐は海路・10.20年の20.20年の10. | (金貨票を打算する業務を(金融を引きに関係の扱い。) (金貨品度量で産業」行っている「米等的業等をは、単分の業長の企業である。 (金貨品度量で産業」行っている「米等的業等をは、単分の業長の企業では、 (金貨品度量を含ませんように開発等にどのような影響を指導の名称では、4ののを「開発に対い、」 (金貨店 (一))) | 本「海豚の銀子の発生の表別では、日本のでは、日本 | X (| 国際政権を受ける。 | 精神技術定長の近の音号: 精神医療後帯甲数: 甲 |
|---|---|--|-----|---|-----------------------------|
| 4 8の発花、状態産場の原本 | 5 現在の計画的等 (1) 投稿的等 (8首集集に対す6 (2) 精神報告等 (8「温度集神業 注音の表表 (3) 認問指導指示の有値 (3 | ・ 今後の10歳分割 1850年 1850年 | | 4 月 10 日 10 | 医邮页名 (自順文は記名物所) |

(新操作・開発)

抗菌治療薬表を(質似やり薬剤)

この診断者は、中臓者が自立支援反験診断害(精神通院)の要件に合致するかを何勝するものですので、 **減りや記入もれ等のないように、正確に記載してください。** 自立支援医療診断書(精神通服)様式の記載方法(※この記載方法を切り離さず恒道医師にお譲しください)

「民名、生年月日、年齢、恤別、住所」

年齢は診断者作成目現在の漢半齢を記載し、住所は申請者本人の現住所をご記入ください(旧住所等をご記入い 中議者本人の特定に関わる重要な事項ですので、正確に、記載溢れのないようにしてください。 ただくと、手間者が記入する手間者と異なる場合があるので、「注意ください)。

「彼れる繁神事物」の種には、国際釈像分類に位置かけられる底名を記 入し、100-10 コードを併起してください(このコードは少なくとも2桁(F・・)まで記載してください。制度 が適用される病名の範囲は、ICD-10 F00~59、及び、G40です。 「壮たる精神羅睺」及び(2)

[非集点1:「現い」集名や状態保護原は避けてください(ICD-10 コードの記入線れ、着名とコードが一致して いない、疑い病名である場合等は、お問い合わせすることがあります)。〕

(注象点2:「過乃審集 103-10 コード F43-2」の変名につきましたは、10310 ガイドシインにより、権犯教室群 **繋かららヵ月未満の場合において診断できる者名となります。**)

「身体合体後」の銀には、公費負担の対象となる合体位について記載してください。

公費負担の対象となる合併値は、当該指律罪等の症状である課状態、担うし状態、幻覚妄想、信動障害、行動障 第、機能状態等によって他にた痕態です。

公費負担の対象となる企業値が否かは、最近にとに関学的開始から行われる人をかはありますが、一般的に勝覇 你(なに家和のもの)、楚礼他、アフルホー(横左壁存置によるものや祭く)、花舎右塔の仮側については、蘇筝 **事帯に結因するものとは考え難いです。 公数学券外の名学信については、傭务権に指載してください。**

(洋藤貞:100-10 コードは、インターネットでも被称できます。)

[3 「2 発病から現在すたの無限]]

推定発育年月・初診日は必ず記載してください。精神特受診理等を含む、発病から貴級の現在ませの痕理をなる **入へ禁塞に記載したへだかじ(入案、崩棄等)。**

(注意点:極端に簡略化した記載は、審査、判定に支障をきたすおそれがあります。)

【4 「3 別位の会技・状態後報】】

発展等から現在に至るまでの載状・状態像等に指当する項目を○で囲んでください。「その地」を○で囲んだ場 合は、その内容を具体的に記載してください。

「てんかん発作等」については、おおむね過去2年間における発作の状況(てんかんの発作型と頻像) を必ず記入してください。臨床患作が抑制されている場合は最終患作の年月を明記してください。

(注意点:現在の病状・状態像がもれなくチェックされていない場合、審査利定に支障をきたすおそれがありま

[5 「4 3の責状・状態保等の具体的程度、症状、被査所見等」]

「入院を要さない場合であること」、「その状態像が精神像、あるいはそれと同等の痕態にあり、特徴するか、あ るいは消長を繰り返すこと」、「繊維的な過程による精神療法や薬物療法、各種検査を必要とする場合であること」 等がわかるように記載してください。

[注象者:具体的程度、療状、検査所見等の記載におたっては、上記に該当するか否かが明らかでないような記 戦や「3.現在の療衣・状態養殖」において疑唱する療教・状態療験についての記載もれ、「原図と回じ」など の簡素化した記載が指はしないでください。〕

[中 [8年の分番片の]]

(1) 被職内録について

御野名に対する世たる雅遊名(随語名又は一巻名)を日末際の路よず記載してください。分鐘等は記載する必要 はありません。投稿には、建設、注射を含みます

(注意点:影弊たの「抗うつ剤」、「抗不安剤」等といった景配や英語名での表配はしないでください。)

(2) 監禁衛後際にしてた

開発委託以外の競技委託のディケア等の治療内容を具体的に問題したください。

「神輿点:道路建業者最来」「作っている」「女林を建業要求」等の簡単な問義が行なく、 限学の重点から埋存的 こ内鉢を配表してください。〕

(3) 製画整製物形の出催 こりつん

教証書なをOで囲んたくだかい。

防御者屋に公費負担を適用するには、訪問者屋指示が必要です。

「春代養児の寒中 17 6

この値は、公費負担による治療維持の過程の共気に必要です。治療目的とそのための手限を具体的に記入してく ださい。再発予妨碍の提出から「建築的な道院による精神療法や薬物療法を必要とする」場合には、その内容、 必要有を収存的に記載したくだかい。

[体験点:「現在の治療を確認する」「や光緒器」「解答表はや健康する」等の避害な問題ではなく、治療目的と その場の手段、影響的な過程分差の必要性を具体的に記載してください。〕

[8 「7 現在の書物権性サービス等の利用状式」]

自立訓練、共同生活振動、脳毛介護、抗能指導等のサービスを利用している場合は、その利用状況について、技 (発素点:指数も七に従業してください。被当する延回がなければ「なし」を必ず○0回んでください。) 当する項目を○で囲んでください。なお、ここには医療機関で行われるデイケアは含まれません。

[0 fe may.]

上部以外に対抗の参考となる手足があたば四数してくだかい(例えば、蘇本羅指に守り早回警覧物力の報告の製 個や公理集組の対象とならない身体合併価等です)。

[10 「目付、医療機関所在地、名称、電話者等、医師氏名]]

田存は、黎原田本記載したください。黎原義の母辞について置合することもありますので、聚像鑑問の家存益。 名称、電話番号を必ず記載してください。

医部氏名については、診断限の氏名を記載するものとし、ゴム印を用いた場合は、微呼になっている3 枚とも押 母が砂磨です。風像機関コードは神楽等に発展のつえ、砂ず配着してください。

華等協議的位置の場合は、他位因数号を、それ的位置でない場合は、華等困僚は事件数をお書きください。

【 11 純鉄治療基業者(養食やり業績)の範囲についた】

- (1) またる基本経済か100-10 コードのド0-ド3, 640 に被当すること。
- 学院するか、選長を繰り返し、建議的な選択による職等機法や関節機法を必要とすること等の記載があること。 ③「2 発病かる現在までの病理」及び「3 現在の病状」において、精神病あるいはそれと関等の状態にあり、 (3) 上記 (1) に該当しない (100-10 コードが F4~F9) 場合は、以下の三項目の要件を全て記載してください。
- **下安及び下幕状態」があり、計画的・集中的な治療を継続して行うの際があること等の問義があること。** ②「8 現在の治療内容」及び「6 今後の治療力学」において、「3 (6)情題及び行動の障碍」、
- ※「計画的であること」=中・長葉的な治療目標のもとに現在の治療が位置づけられていること。
 - 学診断書を作成する医師が精神保健指定医または3年以上精神医療に従事した医師であること。 原「集中的であること」=無なる対信後出的な数数を決したの計像が行われていること。

長沢誇引を何高心薬等疾患院有センター

8

(指摘非常) 指標指嵌廠因類外付回

底部整备图 ② 医彩光型形型 ② 医水溶解液

12.20 無非

暴物现名

会別

なたる種等基準 OCO-10に単じ禁治する無等につまつけ又は配数すること。)

教育大関係、教育大型保証管理及び実際位置者(F2)

(の上) 雑意会事 エムかん (940)

00000

整体を回答を担任しよる整体及び行動の容易 (F1)

級女なを存むの質な益な基準 (FO)

「主たる精神維養」が上記念の場合のみ下記についても影響すること。

数にの数は算券

b

その他:

現在の病状(顕微的な医療の必要性が分かるように配表すること。)

筆度かり継続」に関する意見書

現在別ごとに作成し、① 東京都道休用 ② 耳合可特所用 ② 国際機関的目にCのをつけてください。

綝 眾 粉 105 0 φ es 単独かり御恵 ęų. 公理知识的特别 **使阻碍物加** 144BB W 医多种形式 12 12 公 **月整白刀衛担上移植** の無限物流のこと。 提出版 多件品 松 故 医世界 松 朝 压 理量の様 数级第四名 加多种种加 朝 出 ш ķβ ţ(i)

新校(建築)を開バルいては、原理、自立支援を展開を参与利用が2年に1月前になります。れだし、更数 (縁起) 中間の手続きは哲学必要になります。(受治者語の在上に次回の影響等語出の必要、不要が記載されて (ア)の対し関係に、 大学の名

藤米井の日常生活及び社会生活を終合的に対数するための四に張っく自立式製匠保養の支持を収ける着のには、安勢の起展、10の政治者回に保護期限びキ月の日司会社と経験管理展(61歳)を指えて当礼医療重ね「後 の場合は、反応者間に記載された月盤自己会当上記載を開発とする場合一間を指数(反発費の1分)を反発車 **筑、禁御形、金養健康又活常能检験スチーケッツ、災下「医療職職等」かでも。) 巧歩た戦中したくがかい。 製させ込むへがかい。**

秋路井開表図言記載となれても回復建議等においた金包図図の言教等した確存は、回復回案を依住議員し、 その自己を出せて難ずらに難自己を指し記録を指摘とする物本一部を出版を終し立てた整を欠終します。

変更がある場合、下型により、手続をしてください。

を掘出して「自立支援国債費(精神通訊)支給部を中間書」を提出し、例れた党部者間の交付を受けてくだ (1) 安治者記表別に記載されている民衆国国等及び会員上国際を実更する場合は、原任地を管察する民市町村

(3) 受益者証の氏名、居住施及び加入する医療保険等を変更したときは、居住地を管察する区中町村を雇当し て「ロロ女協院展(諸事通院)交換者益等総裁券投院規略」を表担してください。

- ロの政治を禁むを発展中で、を集や収まる分別がなったからいか、その言語を含さらいか、木の画形在記をもと記述を言説となったかかは、消をそれを課題とらいる政治を持つ認力しただかい。 in

6 有效問題を過ぎると白女女優圧衝撃の女弟が気がられなくなりますので、春秋中間は有效問題の終了する3

無月数から区割町がの有機等ので行ってください。

安藤を禁むを発送し、50つ、又は多久したときは、居ちの社の手表的ロケ系文はの中型をしてください。 10の安藤を禁む医療重要な方数がしなかった最のには、40文女製医療費の大きな扱いのちません。 再中間又は最繁中間の等のは、この収益を指令部件してください。

10 不正に、この仮始者指を使用した者は、刑法により群数罪として罰せられます。

(変更周出等項配載機)

餫

治療力学(学園的集中的な治療主義第して作りの意味が学りもように記載すること。) 排作 医非国 無物の計画

別部の結膜(集本部を対象がありある中の年は上華主義等に対象した結構を出することが分からよう記録すること。) 中華の間の関係及其第四章 计存货模型等均数 (別書書図名) (東部部分) (別部所名) 上記のとおり部断します。 話計

明確は ・ 知報) 製造かり製装 東京都別職権 杯棚

多數又は配名物の

---59---

年 月分自己負担上限額管理票

| 受診者 | | | | | | 受給者番号 | |
|--------|------------------|---|---|---|---|-----------|-----|
| 下記のとおり | 月初自己負担上限額に達しました。 | | / | | | 月額自己負担上限額 | 円 |
| 日付 | | K | 療 | 機 | N | 16 | 確認印 |
| 月 日 | | | | | | | |

| 日 付 | 医療機関等 | 自己負担額 | 自己負担額累積額 | 自己負担額數収印 | 自己負担額施設印 回旋貨助政策をおから |
|---------|-------|-------|----------|----------|------------------------|
| - Д - В | | | | | |
| Я В | | | | | |
| 月 日 | | | | | |
| д в | | | | | |
| Я В | | | | | |
| Я В | | | | | |

6受 診 者 の 方 へ) 障害者自立支援出に基づく自立支援医療費 (精神適応) の支給を受ける場合には、この管理原を医療機関等 (病院、診療用、修施養問又は該問者補ステーション) に提示してください。 (医療機関等の結構へ) この管理原の提示があった場合、医療機関等の名称と自己負担額 (東京都医療費制成対象者の場合は医療費制成額) 等を記入してください。 してください。 かお、月銀自己負担上限額に達した場合は、最上股の確認機に医療機関名等と能入してください。当該月は、管理原のそれ以 後の記入は不要となり、本人の自己負担はありません。 医療費助成対象者の方においては、ご本人からの自己負担額の徴収はありませんので、自己負担額確認同機に確認同を押印してくどさい。

(日本工業規格B列6番)

(右面)

| | | | | | | A P & SHEWING |
|-----|------|-------|-------|----------|----------|------------------------|
| 日子 | it . | 医療機関等 | 自己負担額 | 自己負担創業積額 | 自己負担額數収印 | 自己負担額確認印 (回療費物が含まれる |
| Я | H | | | | | |
| Л | H | | | | | |
| Я | H | | | | | |
| Я | H | | | | | |
| Я | H | | | | | |
| Я | Н | | | | | |
| Л | Н | | | | | |
| - Д | B | | | | | |
| Я | Н | | | | | |
| Э. | Н | | | | | |
| 井 | H | | | | | |
| Л | Н | | | | | |
| Я | В | | | | | |
| Я | H | | | | | |

自己負担上限額管理票記載例(医療費助成制度「93」あり)

<例>社会保険・本人(3割) 所得区分・低所得1 自己負担上限月額2,500円

| | | | 医療費 | 保険 | 自立支援医療費 | 自己負担(1割)=医療費助成分 |
|----------|---|-----|--------|--------|---------------|-----------------|
| 令和5年5月8日 | Α | 診療所 | 10,000 | 7,000 | 2,000 | 1,000 |
| 5月10日 | В | 薬局 | 5,000 | 3,500 | 1,000 | 500 |
| 5月19日 | Α | 診療所 | 5,000 | 3, 500 | 1,000 | 500 |
| 5月21日 | В | 薬局 | 10,000 | 7,000 | <u>2, 500</u> | <u>500</u> |

- ※ 都内の医療機関等の場合、実際には国の自立支援医療費制度(法別番号:21)及び自己負担分を助成(給付) 都又は区市町村の制度(法別番号:93)いずれも現物給付で窓口負担は発生しないが、21負担額と93負担額と を区別するため、レセプトに一部負担金額の記載が必要となっている。一部負担金額の記載のためには、上限額 管理票に記載することにより1割分の上限管理を行わなければならない。
- ※ 自己負担1割であるため、5月21日のB薬局における自己負担(93負担額)は1,000円となるはずだが、上限月額に達したため、500円分のみ自己負担額を記入する。

レセプトには、上限額管理票で管理した金額を基に、当該医療機関(又は薬局)分の一部負担金額を記載する (上限額以下の場合は円単位=点数と同じ数字)。

※ 都外の医療機関等の場合は、21のみ現物給付で、93は原則として償還払いとなる。

ただし、93133007 (社会保険又は後期高齢者医療制度又は国民健康保険組合の場合) については、都外であっても都と事前に契約を結んでいる医療機関等に限り、全て現物給付となる。この場合も、上限額管理票は記載が必要。

5 年 5月分自己負担上限額管理票

| 受診者 | 東京 太郎 | | 受給者番号 | 123 | 4567 | | | | |
|--------|------------------|---|-------|-----|------|----|---------|-------|------|
| 下記のとおり | 月柳白己負担上限額に達しました。 | | | | | | 月額自己負担上 | 限額 2, | 500円 |
| 日付 | | K | 療 | 楔 | 関 | ij | | | 確認印 |
| 5月21日 | B 薬局 | | | | | | | | (X) |

| 日付 | 医躯機関等 | 自己負担額 | 自己負担額累積額 | 自己負担額數収印 | 自己負担額確認印 (図研閲的成材象者のみ) |
|-------|-------|-------|----------|----------|--------------------------|
| 5月 8日 | A 診療所 | 1,000 | 1,000 | | (A) |
| 5月10日 | B 薬局 | 500 | 1,500 | | (X) |
| 5月19日 | A 診療所 | 500 | 2,000 | | (A) |
| 5月21日 | B 薬局 | 500 | 2,500 | | (X) |
| 月 日 | | | | | |
| 月日 | | | | | |

5月21日

5月29日

月日

B 薬局

A 診療所

自己負担上限額管理票記載例 (医療費助成制度「93」なし)

<例>社会保険・家族(3割) 所得区分・中間1(重度かつ継続) 自己負担上限月額5,000円

| | | | 医療費 | 保険 | 自立支援医療費 | 自己負担(1割) |
|----------|---|-----|--------|--------|---------|----------|
| 令和5年5月8日 | Α | 診療所 | 10,000 | 7,000 | 2,000 | 1,000 |
| 5月10日 | В | 薬局 | 5,000 | 3,500 | 1,000 | 500 |
| 5月19日 | Α | 診療所 | 20,000 | 14,000 | 4,000 | 2,000 |
| 5月21日 | В | 薬局 | 5,000 | 3,500 | 1,000 | 500 |
| 5月29日 | Α | 診療所 | 20,000 | 14,000 | 5,000 | 1,000 |

※ 自己負担1割であるため、5月28日のA診療所における自己負担は2,000円となるはずだが、 上限月額に達したため、1,000円のみ自己負担額を徴収する。

レセプトには、上限額管理票で管理した金額を基に、当該医療機関(又は薬局)分の一部負担金額を記載する(上限額以下の場合は円単位=点数と同じ数字)。

5 年 5 月分自己負担上限額管理票

| 受診者 | 東京 太郎 | | 受給者番号 | 123 | 4567 |
|--------|------------------|---------|----------|----------|--------------------------|
| 下記のとおり | 月瀬白己負担上限額に達しました。 | | 月額自己負担 | 上限額 5, | 000円 |
| 日付 | E 4 | 皮 虔 関 名 | i | | 確認印 |
| 5月29日 | A 診療所 | | | | (A) |
| | | | | | |
| 日付 | 医 療 機 関 等 | 自己負担額 | 自己負担額累積額 | 自己負担額數収印 | 自己負担額確認印 (※要要助成対象者のみ) |
| 5月 8日 | A 診療所 | 1,000 | 1,000 | (A) | |
| 5月10日 | B 薬局 | 500 | 1,500 | (X) | |
| 5月19日 | A 診療所 | 2,000 | 3,500 | A | |

500

1,000

4,000

5,000

(X)

(A)

自立支援医療(精神通院)に係るレセプトの記載例

【21(公費①)のみ、精神通院に係る請求が2,000点、自己負担上限額以下の場合】

| 察賽 | 保険 | 計 2. | 水 000 | Æ | ** | 换 | 定 | 点 | 一部負担金額 | Ħ | |
|----|-----|---------|----------|---|----|---|---|---|--------|---|-----------|
| の給 | (0) | | | | | | | | 2,000 | | \rangle |
| 付 | 2 | | | | | | | | | | |

※ 自立支援医療に保る公費負担機の一部負担金額については必ず記載する。

10円未満国捨五入前の全額を記載する(後期高齢者医療等の場合に一部例外あり)。実際の自己負担額は、10円未満国捨五入とする。

【21(公費①)・93(公費②)あり、精神通院に係る請求が2,000点、自己負担上限額以下の場合】

| 祭 | 保 | - 1 | it. | 求 | Æ | 簽 | 换 | 定 | .th | 一部負担查額 | 円 |
|-----|---|-----|-----|-----|---|---|---|---|-----|--------|---------------|
| 25 | 険 | | 2, | 000 | _ | | | | _ | | \rightarrow |
| の給 | 0 | | | | | | | | Q | 2,000 | _ |
| 付 | 2 | | | | | | | | | | |
| 1.2 | | | | | | | | | | | |

点业决定点

※ 東京都医療費削成(93)の対象者については、本人から自己負担額の徴収はありませんが、国の公費負担制度分(21)と分ける必要があ るため月額自己負担上限額管理票の記入をお願いしているところですが、上限額以下の場合は、精神通院に任る医療費の1割をレセブトの公費 負担欄(公費①)の一部負担金額欄に記載してください(21のみの場合も93ありの場合も同様の記載方法となります。)。

【21(公費①)・93(公費②)あり、精神通院に係る請求が2,000点、自己負担上限額(2,500円)を超えた場合】 一部負担を額 円



求

2.000

22 険

> (事例は○○病院のケース) 5月2日 450点 (上限以下)

5月15日 670点 (上限以下)

5月30日 880点 (上限超)

2,000点

院外処方の場合、上限額を超えて いても、上限以下の日に保る金額 の積算は、点数を基に10円未満因 捨五入前の金額としても構わな

※ 月額自己負担上限額管理票が上限額を超えた場合は、当該医療機関・薬局が上限額管理票に記載した金額の合計をレセプトの公費負担欄(公 費①)の一部負担全軽欄に記載してください(21のみの場合も93ありの場合も同様の記載方法)。

【21(公費①)のみ、総医療費3.000点のうち精神通院に係る請求が2.000点、自己負担上限額以下の場合】

| 療養 | 保險 | 請求3,000 | Æ. | 30 | 鉄 | 定 | di | 一部負担金額 | 円 |
|--------|----|---------|----|----|---|---|----|--------|-----------|
| の 給 | 0 | 2,000 | | | | | ◁ | 2, 000 | \supset |
| 付 | 0 | | | | | | | | |

※ 公費①の請求点欄に精神通院に係る分点数を記載する。

公費③の一部負担金額欄に精神通院に保る自己負担相当額 (2,000円) を記載する。上限額管理は、精神通院に係る自己負担相当額 (2,000円) についてのみ行う。(実際の自己負担額は、精神通院対象外1,000点分の自己負担相当額と合算した額=3割負担の場合、2,000円+3,000円= 5,600円が実際の自己負担額) 93 (公費型) ありの場合も同様。

【生活保護受給者、精神通院に係る請求が2,000点の場合】

| | 班 | 保 | 沛 | 求 | Æ. | 雅 | 鉄 | 定 | di. | 一部負担金額 | 13 |
|---|----|-----|---|-------|----|---|---|---|-----|--------|-----------|
| | 00 | (1) | 2 | . 000 | | | | | | 0 | \supset |
| l | 給付 | 0 | | | | | | | | | |

※ 自己負担額は0円で、全額自立支援医療費が支給される。医療状助(12)は使用しない。

【生活保護受給者、総医療費3,000点のうち精神通院に係る請求が2,000点の場合】

| 療養 | 保険 | 清 | 求 | Æ | 雅 | 鉄 | 定 | Á | 一部角 | 担金額 | H |
|-----|-----|----|-----|---|---|---|---|---|-----|-----|---|
| 紛 | (1) | 2, | 000 | | | | | | | 0 | |
| fd: | 0 | 1. | 000 | | | | | 7 | | 0 | 7 |

※ 精神通院の対象となる医療についてのみ、21 (公費①)を適用。 精神通院の対象外の医療については、医療技助(12、公費②)を適用。

自立支援医療(精神通院医療)を利用される方へ

受給者証と上限額管理票の提示が必要です

18年4月から、障害者自立支援法の施行により自立支援医療制度が始まり、支給認定を受けた方は、原則として、医療費の1割(世帯の所得等に応じた上限額あり)を自己負担していただくことになりました。

本制度の利用にあたっては、ご利用の都度、被保険者証等と一緒に、次の書類を医療機関・薬局等の窓口で提示する必要がありますので、ご協力下さい。

- ●「自立支援医療受給者証(精神通院医療)」
 - ※ 国民健康保険被保険者で「区市町村精神医療給付金」を都内の 医療機関・薬局等でご利用の方は、

「国保受給者証(精神通院医療)」も提示の必要があります。

- ●「自己負担上限額管理票」—
 - ※ 月額自己負担上限額の適用を受ける方について必要となります。 東京都医療費助成又は国保精神医療給付金の対象者も、 窓口負担はありませんが、提示が必要です。

また、所得区分、医療機関・薬局、保険種別などの申請(届出)事項が変わる場合は、お住まいの区市町村担当窓口に変更の申請(届出)をしていた

だく必要があります。

所得区分の変更

····・原則として変更申請受理日の翌月1日から適用

医療機関・薬局の変更・追加

·····変更申請受理日から適用

ご提示いただけない場合や、必要な手続を行っていただいていない場合は、 制度の適用を受けられず、医療費の1~3割の額を自己負担していただきます。

◆東京都福祉局

お問合せ先 お住まいの区市町村担当窓口

又は 東京都立中部総合精神保健福祉センター

(電話 03-3302-7871)

@100

Ⅳ 療養介護医療 (法別番号 24)

| 法別番号 | 24 区 分 療養介護医療 |
|----------|---|
| 取扱医療機 関等 | 指定療養介護事業者である病院 |
| 疾病等の範囲 | 療養介護のうち医療に係るもの |
| 対 象 者 | 医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者 ① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ② 障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者 ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 イ 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者 ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者 3 ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者 ④ 旧重症心身障害児施設(平成24年4月の改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」)という。)第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①から③以外の者 |
| 申 請 の | 各区市町村の障害保健福祉主管課に申請する。 |
| 認定期間 | 療養介護医療の適用期間 |
| 公費負担額 | 医療に要する費用。ただし、各種医療保険等を先に適用する。 → 認定された方は、 医療費の一割及び入院時食事療養標準負担額を負担する。ただし、患者が属する世帯の所得区分に応じ、負担上限月額が定められている。 |
| 根拠法令等 | 障害者総合支援法 |
| 問合せ先 | [申請窓口] 各区市町村障害保健福祉主管課 [制度等] 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当 (5320)4156 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当 (5320)4374 |

1. 概要

療養介護とは、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与である。また、療養介護医療とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

(根拠法令 障害者総合支援法第5条第6項) 申請窓口事務は、各区市町村。

2. 公費負担

(1) 給付対象

医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者

- ① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- ② 障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者
 - (ア) 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - (イ) 医療的ケアの判定スコアが 16 点以上の者
 - (ウ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者
 - (エ) 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
- ③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療 並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者
- ④ 旧重症心身障害児施設(平成24年4月の改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」)という。)第43条の4に 規定する重症心身障害児施設をいう。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する 指定医療機関をいう。)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①から③ 以外の者

(2) 給付内容

医療に要する費用。ただし、各種医療保険等を先に適用する。認定された方は、医療費の一割及び入院時食事療養標準負担額を負担する(患者が属する世帯の所得区分に応じ、負担上限月額が定められている。)。

(3) 給付医療機関

指定療養介護事業者である病院

問合せ先 15 (更生医療): 各区市町村の障害保健福祉主管課

21 (精神通院医療)、93 (精神通院医療:都単独部分):

東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当 ☎5320-4464

93 (区市町村単独分): 各区市町村の国民健康保険主管課

16 (育成医療): 各区市町村の保健衛生主管課

24 (療養介護医療): 各区市町村の障害保健福祉主管課

I 療育給付(法別番号 17)

| 法別番号 | 1 7 | 区 分 | 療育給付 | | | |
|--------------|---|----------------------------|-------------------------------------|--|--|--|
| 取扱医療機 関等 | 指定医療機関 | | | | | |
| 疾病等の範 囲 | 結核児童 | | | | | |
| 対 象 者 | 現に上記の疾病に該当し、入院 | 完を必要とす | る満 18 歳未満の方 | | | |
| 申 請 の 手 続 | 申請書に意見書、世帯調書及び る保健所を経由して区長、保健所 | | 預等証明書を添付して、保護者の居住地を管轄す は知事に申請する。 | | | |
| 認定期間 | (1) 療育給付意見書の治療見込期間とする。(2) 最大で365日(うるう年は366日)とし、治療中に満18歳の誕生日を迎える場合はその前日まで。 | | | | | |
| 公費負担額 | 入院医療に要する費用。ただし 医療に関する法律による医療給付 その他学習及び療養生活に必要 なお、世帯員の区市町村民税額 → 認定された方は、 世帯員の区市町村民税額等によ | †等を先に適 要な物品を現 質等により一 | 物で支給する。 部負担額がある。 | | | |
| 根拠法令等 | 児童福祉法第 20 条 | | | | | |
| 問合せ先 | 都内市町村の区域内 福祉局子供・子育て支援部家庭 特別区 (23 区) 及び保健所政令で 各区市役所保健衛生主管課 | | 医療助成担当 (5320) 4375 | | | |

1. 概要

結核にかかっている児童を指定療育機関に入院させて専門的な医療を行うとともに、この間療養生活に必要な日用品と 学校教育を受けるに必要な学用品の給付を行う。(根拠法令 児童福祉法第20条)

2. 公費負担

(1) 給付内容

給付は、入院医療に限る。各種医療保険及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を適用し、その給付の残金額を給付する。なお、当該世帯の前年分の所得税額等に応じて、自己負担額が発生するが、この自己負担額は別途、都、23 区又は保健所政令市が扶養義務者から直接徴収するため、医療機関での徴収はない。また、他に学習及び療養生活に必要な物品が支給される。

(2) 医療機関

指定療育機関

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

- ① 「療育医療券」(P. 70 参照) と同時に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の「患者票」(P. 5 参照)及び「被保険者証」の提出を求め、内容を確認すること。
- ② 「療育医療券」に記入された「有効期間」を変更しようとする時は「療育給付継続協議書」(P.71 参照)により予め 知事、区長又は保健所政令市長の承認を得ること。

(2) 請求要領

公費併用レセプトに、公費負担者番号、診療内容等を記入し、当該保険分に含めて請求する。 (各区又は保健所政令市の実施分は、各々の負担者番号(下記参照)を記入のこと。)

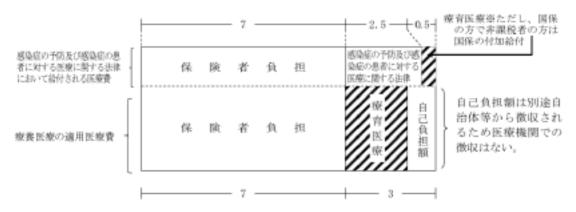
(3) 請求先

社保併用分・公費単独分 ⇒ 支払基金 国保併用分 ⇒ 国保連合会

4. 他の医療制度との関係

医療保険各法が優先する。「17 療養給付」は、結核にかかっている児童の入院医療を助成するものであるから、医療保険 及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において給付される額を控除した額が療育給付の適用対象 となる。

(例) 医療保険7割給付の場合



- ※1 高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で給付する額を控除した残額が療育給付の給付額になる。
- ※2 児童福祉法第56条による自己負担額は、都、23区又は保健所政令市が扶養義務者から直接徴収するので、医療機関に おける窓口徴収金はない。

| 名 | i ; | 称 | | | 負 | 担相 | 香番- | 号 | | | 名 | | 称 | | | 負 | 担相 | 皆番- | 号 | | |
|---|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|
| 東 | 京 | 都 | 1 | 7 | 1 | 3 | 6 | 0 | 1 | 1 | 渋 | 谷 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 7 |
| 千 | 代 田 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 2 | 中 | 野 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 4 | 5 |
| 中 | 央 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 杉 | 並 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 5 | 2 |
| 港 | | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 3 | 8 | 曹 | 島 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 6 | 0 |
| 新 | 宿 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 4 | 6 | 뷰 | | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 7 | 8 |
| 文 | 京 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 5 | 3 | 荒 | Ш | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 8 | 6 |
| 台 | 東 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 6 | 1 | 板 | 橋 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 9 | 4 |
| 墨 | 田 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 7 | 9 | 練 | 馬 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| 江 | 東 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 8 | 7 | 足 | 立 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 品 | Ш | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 9 | 5 | 葛 | 飾 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 8 |
| 目 | 黒 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 | 3 | 江 | 戸川 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | 6 |
| 大 | 田 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 八 | 王子 | 市 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 2 | 4 | 4 |
| 世 | 田谷 | 区 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 2 | 9 | 町 | 田 | 市 | 1 | 7 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 | 7 |

問合せ先 東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当 ☎5320-4375 (特別区、八王子市、町田市は各区市役所の保健衛生主管課)

| | 秦青 | 架 | 付意 | 見書 | | | |
|------------------|--------------------|----|------|-------------------|---|-----|----|
| 本人氏名 | | | | 男・女 年 月 年 日 | # | Ε. | == |
| 未入供用 | | | | | | | |
| 89 45 | | | | 発 年月日 | # | E | ш |
| 100 株 | | | | | | | |
| これまでに行われた治療 | | | | | | | |
| 今後の治能力計 | | | | | | | |
| 治療見込期間 | # | ĸ | Bans | # | Н | 日常で | |
| 学習を行うに ついての意見 | | | | | | | |
| 子に記り | 上記のとおり診断する | 10 | | | | | |
| | # | ш | | | | | |
| E | 医療機関の名称 及び所 在 地 | | | | | | |
| 20 | 解玩 | | | | | Θ | |

(注) 合併信を有する場合には原名権に全記すること。

 五 五 医软基定线 Į: e. ¥ В 计图象影響 Œ, 爋 影響器 Đ, e e B Ж ήr 上記のよおり来着する。 衡 品 も 生産所由 * * 塘 ß; 中海安徽水区 () a)· 今の最大 美の種・長人 e eŭ ĸ 0 늰 * 斯瑟塔 有理 無眠 26 磁

| | 療育給付継続協議書 | | | | | | | | |
|---------------|--------------------|-----------------------------|---|---|-----|---|--|--|--|
| 本人氏名 | | 公費負担者番号 公費負担医療の 受給者番号 | | | | X | | | |
| 既存療育券 有 効 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 交付年月日 | | | 年 月 | B | | | |
| 延期期間 | 年 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | | | | |

上記の者、別紙意見書のとおりの症状のため、 療育券の有効期限を延期することを適当と認めます。

年 月 日

指定療育機関名

施 設 長

A

東京都知事殿

又は 殿

〇 〇 区長

保健所政令市長

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条、37条の2承認期間 年 月 日 ~ 年 月 日

Ⅲ 小児慢性特定疾病 (法別番号 52)

| 法 別 番 号 | 5 2 | 区 分 | 小児慢性特定疾病 | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関 等 | 指定医療機関 | | | | | | | | |
| 疾病等の範囲 | 別表1(P73・74)のとおり | | | | | | | | |
| 対 象 者 | (2) 満 18 歳未満の方(3) 医療保険等各法又は生活邦人等の円滑な帰国の促進に関する法律による支援給2 認定患者であって、満 18 歳 | (1) 現に別表1 (P73·74) の疾病に該当する方で各疾病の認定基準に該当する方 (2) 満18歳未満の方 (3) 医療保険等各法又は生活保護法により医療に関する給付を受けている方及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 2 認定患者であって、満18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、引き続き認定疾病について医療を受ける必要がある場合は、満20歳未満まで対象とする。 | | | | | | | |
| 申請の手続 | 申請書兼同意書に意見書、住民票、健康保険証の写し(又は生活保護受給者証明書)、世帯調書、市町村民税課税証明書及び保険者からの情報提供にかかる同意書等を添付して、申請者(患者の保護者又は成年患者)の住所地を管轄する保健所等(市町村部においては市町村所管課)を経て知事に申請する。 重症患者認定については、重症患者認定申請書兼診断書が必要 | | | | | | | | |
| 認定期間 | 原則として申請書を区市町村で 1年6か月以内に満20歳に達す | | からその月を含む 12 か月。ただし、起算日から E日の前日まで。 | | | | | | |
| 公費負担額 | その自己負担額(生活保護受給 する。 | 合及び支援給 認定疾病に | 関する給付について、各種医療保険等を適用し、 付受給により健康保険適用外の方は全額)を助成 系る医療に関する給付について、各種医療保険等 とおり)を控除した額 | | | | | | |
| 根拠法令等 | 児童福祉法第 19 条の 2 | | | | | | | | |
| 問合せ先 | [認定関係] 福祉局子供・子育て支援部家原 [給付関係] 福祉局生活福祉部医療助成課題 (八王子市及び児童相談所設置で ※令和5年2月以降、豊島区で | 医療給付担当 市(世田谷区、 | マル都担当 (5320)4454 江戸川区、荒川区、港区及び板橋区※)を除く。) | | | | | | |

法別番号52 小児慢性特定疾病の助成対象となる疾病等の範囲

(1) 悪性新生物 (がん)

①白血病 ②骨髄異形成症候群 ③リンパ腫 ④組織球症 ⑤固形腫瘍(中枢神経系腫瘍を除く。) ⑥中枢神経系腫瘍

(2) 慢性腎疾患

①ネフローゼ症候群 ②慢性糸球体腎炎 ③慢性尿細管間質性腎炎(尿路奇形が原因のものを除く。) ④慢性腎盂腎炎 ⑤アミロイド腎 ⑥家族性若年性高尿酸血症性腎症 ⑦ネフロン癆 ⑧腎血管性高血圧 ⑨腎静脈血栓症 ⑩腎動静脈瘻 ⑪尿細管性アシドーシス ⑫ギッテルマン症候群 ⑬バーター症候群 ⑭腎尿管結石 ⑮慢性腎不全 ⑯腎奇形 ⑰尿路奇形 ⑱萎縮腎(尿路奇形が原因のものを除く。) ⑲ファンコーニ症候群 ⑩ロウ症候群 ②常染色体優性尿細管間質性腎疾患

(3) 慢性呼吸器疾患

①気道狭窄 ②気管支喘息 ③先天性中枢性低換気症候群 ④間質性肺疾患 ⑤線毛機能 不全症候群 ⑥嚢胞性線維症 ⑦気管支拡張症 ⑧特発性肺ヘモジデローシス ⑨慢性肺疾患 ⑩閉塞性細気管支炎 ⑪先天性横隔膜ヘルニア ⑫先天性嚢胞性肺疾患

(4) 慢性心疾患

①洞不全症候群 ②モビッツ2型ブロック ③完全房室ブロック ④脚ブロック ⑤多源 性心室期外収縮 ⑥上室頻拍 ⑦心室頻拍 ⑧心房粗動 ⑨心房細動 ⑩心室細動 ⑪QT 延長症候群 ⑫肥大型心筋症 ⑬不整脈源性右室心筋症 ⑭心筋緻密化障害 ⑮拡張型心 筋症 旸拘束型心筋症 ⑰心室瘤 ⑱心内膜線維弾性症 ⑲心臟腫瘍 ⑳慢性心筋炎 ②慢性心膜炎 ②収縮性心膜炎 ③先天性心膜欠損症 ②乳児特発性僧帽弁腱索断裂 囫冠動脈起始異常 ∞川崎病性冠動脈瘤 ∞冠状動脈狭窄症(川崎病によるものを除く) ②②虚血性心疾患 ②分生心低形成症候群 ③型心室症 ④10 三尖弁閉鎖症 ②肺動脈閉鎖症 ③ ファロー四徴症 ② 両大血管右室起始症 ③ 両大血管左室起始症 3 9 完全大血管転位症 ③の先天性修正大血管転位症 ⑧エプスタイン病 ・劉総動脈幹遺残症 ・⑩大動脈肺動脈窓 ④三心房心 ❷動脈管開存症 ❸心房中隔欠損症 ④完全型房室中隔欠損症 ⑤心室中隔 欠損症 ⑩肺静脈還流異常症 ⑪肺静脈狭窄症 ⑱左室右房交通症 ⑲右室二腔症 ⑩肺 動脈弁下狭窄症 (51)大動脈弁下狭窄症 (52)肺動脈狭窄症 (53)肺動脈弁欠損 (54) 肺動脈上行大動脈起始症 (55) 一側肺動脈欠損 (56) 大動脈狭窄症 (57) 大動脈弓閉 寒症 (58)血管輪 (59)大動脈瘤 (60)動静脈瘻 (61)肺動脈性肺高血圧症 (62)慢性肺 性心 (63)心臓弁膜症 (64)僧帽弁弁上輪 (65)内臓錯位症候群 (66)フォンタン術後症 候群 (67)ホルト・オーラム症候群

(5) 内分泌疾患

①下垂体機能低下症 ②下垂体性巨人症 ③先端巨大症 ④成長ホルモン分泌不全性低身長症 ⑤成長ホルモン不応性症候群 ⑥高プロラクチン血症 ⑦抗利尿ホルモン (ADH) 不適合分泌症候群 ⑧尿崩症 ⑨中枢性塩喪失症候群 ⑩甲状腺機能亢進症 ⑪甲状腺機能低下症 ⑬甲状腺ホルモン不応症 ⑬腺腫様甲状腺腫 ⑭副甲状腺機能亢進症 ⑮副甲状腺機能低下症 ⑯自己免疫性多内分泌腺症候群 ⑰偽性副甲状腺機能低下症 ⑱クッシング症候群 ⑭慢性副腎皮質機能低下症 ⑳アルドステロン症 ㉑見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群 (AME 症候群) ㉑リドル症候群 ㉑低アルドステロン症 ㉑偽性低アルドステロン症 ㉑先天性副腎過形成症 ㉑思春期早発症 ㉑エストロゲン過剰症 (思春期早発症を除く) ㉑低ゴナドトロピン性性腺機能低下症 ㉑高ゴナドトロピン性性腺機能低下症 ㉑性分化疾患 ㉑消化管ホルモン産生腫瘍 ㉑がルカゴノーマ ㉑高インスリン血性低血糖症 ㉑ビタミンD依存性くる病 ㉑にダミンD抵抗性骨軟化症 ㉑原発性低リン血症性くる病 ㉑脂肪異栄養症 (脂肪萎縮症) ㉑多発性内分泌腫瘍 ㉑多嚢胞性卵巣症候群 ㉑内分泌疾患を伴うその他の症候群

(6) 膠原病

①膠原病疾患 ②血管炎症候群 ③再発性多発軟骨炎 ④皮膚·結合組織疾患 ⑤自己炎症性疾患

(7) 糖尿病

(8) 先天性代謝異常

①アミノ酸代謝異常症 ②有機酸代謝異常症 ③脂肪酸代謝異常症 ④ミトコンドリア病 ⑤糖質代謝異常症 ⑥ライソゾーム病 ⑦ペルオキシソーム病 ⑧金属代謝異常症 ⑨プリンピリミジン代謝異常症 ⑩ビタミン代謝異常症 ⑪神経伝達物質異常症 ⑫脂質代謝異常症 ⑬結合組織異常症 ⑭ α 1-アンチトリプシン欠損症

(9) 血液疫疾患

①巨赤芽球性貧血 ②赤芽球癆 ③先天性赤血球形成異常性貧血 ④鉄芽球性貧血 ⑤無トランスフェリン血症 ⑥自己免疫性溶血性貧血 ⑦発作性夜間へモグロビン尿症 ⑧遺伝性溶血性貧血 ⑨溶血性貧血(脾機能亢進症によるものに限る) ⑩微小血管障害性溶血性貧血 ⑪真性多血症 ⑫家族性赤血球増加症 ⑬血小板減少性紫斑病 ⑭血栓性血小板減少性紫斑病 ⑮血小板減少症(脾機能亢進症によるものに限る) ⑯先天性骨髄不全症候群 ⑰周期性血小板減少症 ⑱メイ・ヘグリン(May-Hegglin)異常症 ⑲本態性血小板血症 ⑳血小板機能異常症 ㉑先天性血液凝固因子異常 ㉑先天性プロテイン C 欠乏症 ㉓先天性プロテイン S 欠乏症 ㉑先天性アンチトロンビン欠乏症 ㉓骨髄線維 ㉑再生不良性貧血

(10) 免疫疾患

①複合免疫不全症 ②免疫不全を伴う特徴的な症候群 ③液性免疫不全を主とする疾患 ④免疫調節障害 ⑤原発性食細胞機能不全症および欠損症 ⑥自然免疫異常 ⑦先天性補体欠損症 ⑧好酸球増加症 ⑨慢性活動性 EB ウイルス感染症 ⑩後天性免疫不全症 ⑪慢性移植片対宿主病

(11) 神経·筋疾患

①脊髄髄膜瘤 ②仙尾部奇形腫 ③脳形成障害 ④ジュベール症候群関連疾患 ⑤レット症候群 ⑥神経皮膚症候群 ⑦早老症 ⑧遺伝子異常による白質脳症 ⑨ATR-X 症候群 ⑩脆弱 X 症候群 ⑪糖蛋白代謝障害 ⑫脳クレアチン欠乏症候群 ⑬頭蓋骨縫合早期癒合症 ⑭もやもや病 ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯先天性ニューロパチー ⑪筋ジストロフィー ⑱先天性ミオパチー ⑲シュワルツ・ヤンペル症候群 ⑩難治てんかん脳症 ②進行性ミオクローヌスてんかん ②脊髄小脳変性症 ②小児交互性片麻痺 ❷変形性筋ジストニー ③脳の鉄沈着を伴う神経変性疾患 ⑩乳児両側線条体壊死 ⑰先天性感染症 ⑧エカルディ・グティエール症候群 ②亜急性硬化性全脳 ⑩ラスムッセン脳炎 ⑪痙攣重積型急性脳症 ②自己免疫介在性脳炎・脳症 ③難治頻回部分発作重積型急性脳炎 鉚多発性硬化症 ⑤慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー ⑨重症筋無力症 鄧脳動静脈奇形 ⑱海綿状血管腫(脳脊髄) ⑨ビタミン B6 依存性てんかん ⑩早産児ビリルビン脳症 ⑪DDX3X 関連神経発達異常症

(12) 慢性消化器疾患

①先天性吸収不全症 ②微絨毛封入体病 ③腸リンパ管拡張症 ④ポリポーシス ⑤周期性嘔吐症候群 ⑥炎症性腸疾患 ⑦自己免疫性腸症(IPEX 症候群を含む) ⑧急性肝不全 (昏睡型) ⑨新生児ヘモクロマトーシス ⑩自己免疫性肝炎 ⑪原発性硬化性胆管炎 ⑫肝内胆汁うっ滞性疾患 ⑬先天性肝線維症 ⑭肝硬変症 ⑮門脈圧亢進症 ⑯先天性門脈欠損症 ⑰門脈・肝動脈瘻 ⑱クリグラー・ナジャー症候群 ⑭難治性膵炎 ⑳短腸症 ⑪ヒルシュスプルング病および類縁疾患 ②肝巨大血管腫 ㉓総排泄腔遺残 ❷総排泄腔外反症 ㉕非特異性多発性小腸潰瘍症

- (13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- (14) 皮膚疾患

①眼皮膚白皮症(先天性白皮症) ②先天性魚鱗癬 ③表皮水疱症 ④膿疱性乾癬(汎発型) ⑤色素性乾皮症 ⑥レックリングハウゼン病(神経線維腫症 I 型) ⑦肥厚性皮膚骨膜症 ⑧無汗性外胚葉形成不全 ⑨スティーヴンス・ジョンソン症候群 ⑩限局性強皮症 ⑪先 天性ポルフィリン症

- (15) 骨系統疾患
 - ①胸郭不全症候群 ②骨系統疾患
- (16) 脈管系疾患
 - ①脈管奇形 ②遺伝性出血性抹消血管拡張症 ③カサバッハ・メリット症候群

1. 概要

小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、患児家庭の 医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。(根拠法令 児童福祉法第19条の2)

2. 公費負担

(1) 給付内容

各種医療保険を適用し、その給付の残金額を給付する。(生活保護受給世帯に属する者については、医療保険適用分の 全額を本制度により給付する。)なお、当該世帯の住民税課税額等に応じて、自己負担額 (P.76)を医療機関に支払う。

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

- ① 「小児慢性特定疾病医療受給者証」、自己負担上限額管理票と「被保険者証」(あるいは「生活保護受給者証」)の提出を求め、内容を確認する。
- ② 小児慢性特定疾病医療受給者証に記入された月額自己負担上限額の範囲内で自己負担額を窓口で徴収すること。

(2) 請求要領

公費併用レセプトに公費負担者番号、診療内容及び<u>医療機関で徴収した自己負担額等を記入し</u>、当該保険分と併せて請求する。

併用レセプトの記載上の注意事項

「診療報酬請求書等の記載要領等について」による。

① レセプトの公費負担者番号は 52138013 又は 52137015 を、受給者番号欄は医療受給者証に記載された番号を記載する。ただし、児童相談所設置地区(港区・世田谷区・中野区・豊島区・荒川区・板橋区・葛飾区・江戸川区)及び八王子市の公費負担者番号は異なる。(下表参照)

| 小児慢性特定疾病 | 公費負担 | 旦者番号 |
|----------------|----------|----------|
| 東京都 (下段の区市を除く) | 52138013 | 52137015 |
| 港区 | 52138062 | 52137064 |
| 世田谷区 | 52138039 | 52137031 |
| 中野区 | 52138070 | 52137072 |
| 豊島区 | 52138096 | 52139098 |
| 荒川区 | 52138054 | 52137056 |
| 板橋区 | 52138098 | 52137080 |
| 葛飾区 | 52138104 | 52137106 |
| 江戸川区 | 52138047 | 52137049 |
| 八王子市 | 52138021 | 52137023 |

(児童相談所設置状況により、公費負担者番号が追加・変更となる可能性がある。)

- ② 療養の給付欄の公費の項は、医科入院外レセプトにおける「一部負担金額」の項又は医科入院レセプトにおける「負担金額」の項に、小児慢性医療費助成の患者一部負担額を記入する。
- ③ 小児慢性医療費助成の対象医療とそれ以外の医療が併せて行われる場合は、療養の給付欄の公費の項に小児慢性 医療費助成分の保険点数、次いで療養の給付に応じて一部負担金額、食事療養費の請求額並びに標準負担額を記 入する。
- ④ 医療受給者証に記載された適用区分を特記事項欄に記載する。(P. 210、287~290 参照)
- ※ 患者一部負担額がある場合の留意点

医療保険適用後の一部負担相当額が小児慢性医療費助成における患者一部負担限度額に達しない場合 (小児慢性 医療費助成額が発生しない場合) は、レセプトに公費番号を記入しないこと。

(3) 請求先

社保併用分·公費単独分 ⇒ 支払基金

国保併用分 ⇒ 国保連合会

※ 保険分及び小児慢性特定疾病分については、公費併用レセプトを使用して、国保の場合は国保連合会へ、社保の場合は支払基金へ請求する。

法別番号52 小児慢性特定疾病の一部負担額の上限額表(月額)

(単位:円)

| | | | (十四:11) | | | | | |
|----------|--------------------------------|------------------------|---------|------------------------------|---------------|--|--|--|
| #U. I | | | | 自己負担上限額 (患者負担割合:2割、外来+入院) | | | | |
| 階層 区分 | 階層区 | | | | | | | |
| | | | 一般 | 重症* | 人工呼吸器 等装着者 | | | |
| I | I 生活保護法の被保護世帯 | | | 0 | 0 | | | |
| П | 市町村民税又は特別区民税 | 低所得 I (保護者所得80万円以下) | | 1, 250 | | | | |
| Ш | が非課税の世帯 | 低所得Ⅱ (保護者所得80万円超) | 2, 500 | | | | | |
| IV | 一般所得 I : 市町村民税又は 円未満の世帯 | 特別区民税課税以上約7.1万 | 5,000 | 2, 500 | 500 | | | |
| V | 一般所得Ⅱ:市町村民税又は 上約25.1万円未満の世帯 | 特別区民税課税約7.1万円以 | 10,000 | 5,000 | | | | |
| VI | 上位所得:市町村民税又は特 の世帯 | 別区民税課税約 25.1 万円以上 | 15,000 | 10,000 | | | | |
| | 入院時の | 1/2 自己負担 | | | | | | |
| | 公費負担者 | 番号 | 5 | 213801 | . 3 | | | |

備考 1 重症は次のいずれかに該当

- ① 高額な医療が長期的に継続する者 (医療費総額が5万円/月 (例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)
- ② 重症患者基準に適合する者
- 2 同一世帯に、別に小児慢性特定疾病又は難病医療費の助成を受けている者がいる場合は、自己負担上限額が世帯単位で按分され、負担上限額が個人ではなく世帯単位になり、自己負担上限額が最上位者の金額になる。

例:同一世帯に難病の認定者がおり、難病の上限額が3万円、小児慢性の上限額が1万円の場合

難病の上限額 $3 \, \text{万円} \times (3 \, \text{万円} + 1 \, \text{万円})) = 2 \, \text{万} \, 2$, $5 \, 0 \, 0 \, \text{円}$ 小児慢性の上限額 $1 \, \text{万円} \times (3 \, \text{万円} + 1 \, \text{万円})) = 7$, $5 \, 0 \, 0 \, \text{円}$

- 3 認定疾病により人工呼吸器、体外式・埋め込み式補助人工心臓を常時装着している者で、別に定める認定 基準を満たす場合は、人工呼吸器等装着者の上限額が適用される。
- 4 血友病又は生活保護法の被保護世帯の者は、自己負担はない。(公費負担番号は5213701 5)

●小児慢性特定疾病自己負担上限額管理票

| Œ | 年 | 月分自 | 己負担上 | 限額 | 管理则 | Ę |
|------|----------|-----------------|---------------|-----|-----|-----|
| 受診者 | | | 受給 | 者番号 | | |
| 月 | 額自己負担上限制 | Ĩ. | | | - | 9 |
| 【A棚】 | 下記のとおり月額 | 自己負担上限 | 艮額に達しま | した。 | | |
| 日付 | 医療機関等 | | | | | 認印 |
| | | | | | | |
| 【B欄】 | 下記のとおり自己 | 負担額を徴む | 又しました。 | | | |
| 日付 | 医療機関等 | 医療費総額 (10割分) | 自己負担額 | 累相 | 旗额 | 微収印 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

4. 他の医療制度との関係

小児慢性特定疾病については、医療保険各法が優先する。したがって、医療保険において給付される額を控除した額が 小児慢性特定疾病の適用対象となる。なお、当該世帯の住民税課税額等に応じて、小児慢性特定疾病適用部分の一部を自 己負担しなければならない。

(例) 医療保険7割給付の方の場合



高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額が小児慢性特定疾病の給付額になる。

問合せ先 東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当 ☎5320-4375

皿 伊児童福祉法の措置等に係る医療の給付(法別番号 53)

| 法別番号 | 5 3 区 | 分施設入所(措置)等 | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関等 | 1 入院助産:助産施設 2 上記1以外:一般保険医療機関 | | | | | | |
| 区 分 | (1) 入院助産 (2) 乳児院、児童養護施設(旧虚弱児 (3) 一時保護所 (4) 里親、ファミリーホーム (5) 医療型障害児入所施設 (6) 福祉型障害児入所施設 | 出施設を含む。)、児童自立支援施設 | | | | | |
| 対 象 者 | 上記の施設に措置により入所(施設等加入の有無を問わない。) | によっては一時保護等を含む。) している方 (医療保険 | | | | | |
| 申 請 の 手 続 き | 入所(措置)が決定した場合には、入所(措置)期間の医療費を公費負担する。 1 入院助産:福祉事務所に申請する。 2 1以外:医療機関を受診する際は東京都及び児童相談所設置区より「受診券」が発行される。 | | | | | | |
| 認定期間 | 入所(措置)期間又は委託措置期間 | | | | | | |
| 1 入院助産 健康保険の算定基準に準じて算定した額(入院料・処置料・入院時の食事療養費)。 ん介助料、胎盤処置料、新生児介補料、保険料及び新生児用品貸与料 → 入所決定された方は、特別区民税額又は市町村民税額に応じた一部負担額を負担 2 上記1以外 医療に要する費用。ただし、各種医療保険等を先に適用する。 → 入所された方は、医療費については負担なし。入所に要する費用については、下記 担がある。本人又はその扶養義務者は世帯の収入状況に応じて、入所に必要な費別 部または一部を負担する。ただし、一時保護所については負担なし。 | | | | | | | |
| | 入院助産 | 児童福祉法第 22 条 | | | | | |
| 根拠法令等 | 乳児院、児童養護施設(旧虚弱児施設 立支援施設、里親、ファミリーホーム 所施設、福祉型障害児入所施設 | | | | | | |
| | 一時保護所 | 児童福祉法第 33 条 | | | | | |
| | 入院助産 | 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課母子医療助成担当 (5320)4375 | | | | | |
| | 福祉型障害児入所施設、医療型障害児 入所施設 | 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当 (5320)4374 | | | | | |
| 問合せ先 | 乳児院、児童養護施設(旧虚弱児施設 を含む。)、児童自立支援施設 | 福祉局子供・子育て支援部育成支援課児童施設担当 (5320)4122 | | | | | |
| | 一時保護所 | 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課児童相談所運営担当 (5320)4127 | | | | | |
| | 里親、ファミリーホーム | 福祉局子供・子育て支援部育成支援課里親担当 (5320)4135 | | | | | |

1. 概要

里親(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望するものであって、都知事が適当と認める者)に委託された児童又は、児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)等に入所している児童等の医療の給付を行う。

2. 公費負担

(1) 給付内容

各種保険を適用し、その給付を超える残額を給付する。

無保険分(施設入所中の児童で親の所在が判明しない者、又は親が保険に全く加入していない者等)については、公費単独分として取扱う。

(2) 受診券

該当者には、東京都(児童相談所等)及び児童相談所設置区が受診券を発行する。

政府管掌健康保険は、従来、社会保険庁が運営していたが、平成 20 年 10 月 1 日より新たに全国健康保険協会による 運営に移行している。

これによって、保険者を識別する略称が「政」から「協」に変更になっている。なお、現在持っている受診券は引き 続き医療機関等で使用できる。

様式第1号

(表面)

(児) 受 診 劵 月 日交付 号 5 3 1 3 6 0 0 8 公費負担者番号: 受給児童番号: プリガナ: 児 童 名: 生年月日: 年 月 日生 保险者: 記号番号: 施設・里親名: 声: 東京都 児童相談所長 児童相談所

(裏面)

- (医療機関へのお願い)

この「受診券」を持参した患者は、児童福祉法により、 東京都が児童福祉施設又は里親へ措置している児童です。 保険適用の医療費の自己負担分については、東京都が 負担します。窓口での費用機収はしないようお願いします。

- 1 無保険の場合(表「保険者」の欄が、「無」)及び社会保険加入の場合(表「保険者」の欄が、「協」「組」「日」「船」「共」)は、『社会保険診療報酬支払基金』へご請求ください。
- 2 国民健康保険加入の場合(表「保険者」の欄が、「国」)は、 『国民健康保険団体連合会』へご請求ください。
- ※ご不明の点は、表記の児童相談所までお問合せください。 また、詳細は、夏京都福祉局のホームページで掲載しています。

(表面)

(卯) 受診券 交付番号第

导

公費負担者番号: 53136008

(裏面)

(医療機関へのお願い)

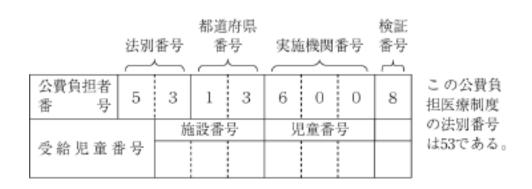
この「受診券」を持参した患者は、児童福祉法により、東京都 が医療型障害児人所施設(重症心身障害児施設)又は指定発達 支援医療機関へ指置している児童です。保険適用の医療費の自 已負担分については、東京都が負担します。窓口での費用徴収 はしないようお願いいたします。

○医療費請求先

- 1 国民健康保険加入の場合(表「保険者」の欄が「国」)は、 『国民健康保険団体進合会』へご請求ください。
- 2 社会保険加入(表"保険者」の欄が「協」「組」「目」「協」 「共」)又は無保険の場合は、『社会保険診療循摩支払基金』 へご請求ください。

発行機関

東京都福祉同障害者施術推進非能設サービス支援環児童福祉施設担当 TEL 03(5320)4374(ダイヤルイン)



負担者番号「53136008」については下記のとおり。それ以外の番号は区市町村での取り扱い。

| 受給者番号 (頭 三桁) | 区分 | 主管課 | 電話番号 |
|--|----------------------------|-------------------------------------|--------------------|
| 001~169 ※17, 91, 92 及び 101~149 を除く | 児童養護施設 児童自立支援施設 | 東京都福祉局 子供・子育て支援部 育成支援課 児童施設担当 | क 5320-4122 |
| 101~149 | 里親 | 東京都福祉局 子供・子育て支援部 育成支援課 里親担当 | ☎ 5320−4135 |
| 170~180 | 一時保護所 | 東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 児童相談所運営担当 | ☎ 5320−4127 |
| 91~92 181~300 392~500 | 福祉型障害児入所施設 | 東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 | ☎ 5320−4374 |
| 301~391 | 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) | | |
| 501~520 ※509, 513, 517, 519 を除く | 乳児院 | 東京都福祉局 子供・子育て支援部 育成支援課 児童施設担当 | ☎ 5320−4122 |
| 551~553 | 児童養護施設(旧虚弱児施設) | | |
| 801~980 | 入院助産 | 東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当 | ☎ 5320−4375 |
| 601~800 981~999 | 医療型障害児入所施設 | 東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 | ☎ 5320−4374 |

東京都庁 〒163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1 ☎5321-1111 (大代表)

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

窓口では必ず「受診券」及び「被保険者証」(「遠隔地被扶養者証」)の提示を受け、確認すること。 無保険患者即ち、「受診券」に「保険証無」の表示がある場合は、児童福祉法等により全額公費負担となる。

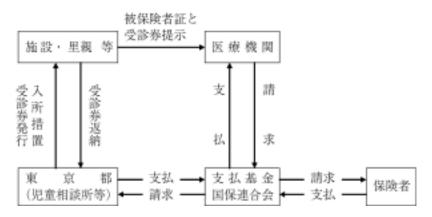
(2) 診療報酬の請求先

社保併用分・公費単独分 ⇒ 支払基金 国保・後期高齢併用分 ⇒ 国保連合会 ※ 無保険分については支払基金に提出

(3) 請求明細書

明細書は、一般には社保及び国保と公費の併用明細書を使用する。

(診療報酬請求事務の流れ)



☑ 1 児児童福祉法の契約に係る医療の給付(法別番号79)

| 法別番号 | 79 区 分 障害児施設医療 | | | | | | | | |
|-----------|--|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関 等 | 医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、指定発達支援医療機関 | | | | | | | | |
| 区 分 | (1) 医療型障害児入所施設(2) 医療型児童発達支援センター | | | | | | | | |
| 対 象 者 | 第1項の規定による肢体不自由り 規定による障害児入所給付費及び 付決定を受け、施設との契約に。 | 児童福祉法第21条の5の7第1項の規定による障害児通所給付費及び法第21条の5の2第1項の規定による肢体不自由児通所医療費の給付決定、もしくは、法第24条の3第2項の規定による障害児入所給付費及び法第24条の20第1項の規定による障害児入所医療費の給付決定を受け、施設との契約により入所した児童の保護者(又は本人)。ただし、適用期間に、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターにおいて医療を受けた場合に限る。 | | | | | | | |
| 申請の手続き | 〔医療型障害児入所施設〕児童相談所を経由して障害者が〔医療型児童発達支援センター〕区市町村の担当課に申請する。 | | 設サービス支援課に申請する。 | | | | | | |
| 認定期間 | 給付決定を受けた障害児入所医療 | 索費又は肢体 | 不自由児通所医療費の適用期間 | | | | | | |
| 公費負担額 | ターの場合は医科入院外)の診療 → 認定された方は、 | で報酬請求書会 生負担額を負 | 所した施設の医科入院(医療型児童発達支援セン 分に限る。また、各種医療保険等を優先適用する。 担する。ただし、患者が属する世帯の所得区分に | | | | | | |
| 根拠法令等 | 児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 1 1 項 | 項、第21条 | の5の29、第24条の3第2項、第24条の20第 | | | | | | |
| 問合せ先 | (申請窓口) 医療型障害児入所施設 児童相談所 医療型児童発達支援センター 区市町村担当課 (制度等) 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当 03(5320)4374 ※医療型児童発達支援センターについては、発行元の区市町村 | | | | | | | | |

1. 給付対象者

医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び指定発達支援医療機関に入所又は通所している児童等に対して、治療に係るものの給付を行う。

6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(認定疾病医療) (一般疾病医療)

法 別 番 号 18 (認定疾病医療) 19 (一般疾病医療)

I 認定疾病医療(法別番号18)

| 法別番号 | 18 | 区 分 | 原子爆弾被爆者医療(認定疾病医療) | | | | | |
|--------------|--|---|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| 取 扱 医 療機 関 等 | 指定医療機関(認定疾病指定医療機関) | | | | | | | |
| 疾病等の 範 囲 | (例) 悪性腫瘍(固形がん) 白内障を除く。)、心筋 2 負傷又は疾病が原子爆弾のた | 1 原子爆弾の放射能に起因している負傷又は疾病 (例)悪性腫瘍(固形がんなど)、白血病、副甲状腺機能亢進症、放射線白内障(加齢性 白内障を除く。)、心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変など 2 負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因していない場合であって、治癒能力が放射能の影響を受けているため医療を要する状態にある方 | | | | | | |
| 対 象 者 | 厚生労働大臣の認定を受けた記 | 認定被爆者(| 医療保険等加入の有無を問わない。) | | | | | |
| 申請の手続 | 申請書に意見書及び検査報告 | 申請書に意見書及び検査報告書等を添付し、知事を経て厚生労働大臣に申請する。 | | | | | | |
| 認定期間 | 認定日から当該負傷又は疾病が | が現に医療を | 要する状態にある期間 | | | | | |
| 公費負担額 | 認定疾病に係る医療に要する 療の対象となる。) → 認定された方は、 負担なし | 費用(認定疾 | 南以外の医療費は、一部の疾病を除き一般疾病医 | | | | | |
| 根拠法令等 | 原子爆弾被爆者に対する援護に | こ関する法律 | 第 10 条 | | | | | |
| 問合せ先 | 保健医療局保健政策部疾病対策 | 策課被爆者援 | 護担当 (5320)4473 | | | | | |

1. 概要

認定疾病医療は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた「認定被爆者」を対象とし、「指定医療機関」で行うこととされている。指定医療機関においては、原爆症認定証及び被爆者健康手帳の提示により医療を行う。

2. 公費負担

認定疾病にかかる医療に要する費用(全額公費)(認定疾病以外の医療費は、一部の疾病を除き一般疾病医療の対象となる)。→ 認定された方は、負担なし。

Ⅲ 一般疾病医療 (法別番号 19)

| 法別番号 | 1 9 | 区分 | 原子爆弾被爆者医療(一般疾病医療) |
|--------------|--------------|----|---|
| 取 扱 医 療機 関 等 | 被爆者一般拖满医擦糨悶等 | | |
| 疾病等の | | | を受けることができるものを除くすべての負傷又 庁為、闘争、泥酔、故意又は重過失等による負傷又 |

| 範囲 | は疾病は対象外)。 (除外疾病) (1)遺伝性疾病 (2)先天性疾病 (3)被爆時以前にかかった精神病 (4)軽度の虫歯 (C1, C2, Ce) |
|-------|---|
| 対 象 者 | 被爆者健康手帳の交付を受けている方 (医療保険等加入の有無を問わない。) |
| 申請の手続 | 特別な手続は不要(被爆者健康手帳及び各種医療保険証等を医療機関等に提示することにより助成される。ただし、被爆者一般疾病医療機関以外で受診した場合は、自己負担分を一旦支払った後、申請書に医療機関等が作成した請求明細書等を添付して、知事に申請する。) |
| 認定期間 | 認定日(手帳交付日)から終身 |
| 公費負担額 | 1 医療に要する費用。ただし、各種医療保険等を先に適用する。 2 介護保険法による訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に要する費用(介護保険給付対象分)。ただし、介護保険を先に適用する。 → 認定された方は、負担なし(ただし、国民健康保険等に加入する資格があるのに加入していない場合、自己負担が生じる。) |
| 根拠法令等 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 18 条 |
| 問合せ先 | 保健医療局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当 (5320)4473 |

1. 概要

被爆者の健康の保持及び向上を図るため、原爆被爆者に対し、被爆者一般疾病医療機関において、被爆者健康手帳を確認の上、医療の給付を行う。

(根拠法令「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)」)

2. 公費負担

(1) 給付対象

被爆者健康手帳の交付を受けた者 (他県の発行した手帳でも取り扱い可能)





(表紙)

(第一面)

(2) 給付内容

保険診療の範囲内で、次の疾病を除いた負傷又は疾病が対象になる。

〈手帳が使えない疾病〉

- ① 遺伝性疾病
- ② 先天性疾病
- ③ う歯 (C1, C2)、エナメル質初期う蝕 (Ce)
- ④ 被爆以前に発症した精神病

原則として保険給付の残りの部分を給付する。

| 対象者 | 給付の割合 |
|----------------|----------|
| 各種保険の被保険者・被扶養者 | 保険の自己負担分 |
| 後期高齢者医療制度の対象者 | 一部負担金 |
| 生活保護受給者等 | 10 割 |
| 国保未加入者 | 3 割 |

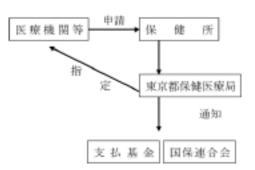
3. 被爆者一般疾病医療機関での取扱い

一般疾病医療の取り扱いは、知事の指定する医療機関において行うこととなっている。

指定を受けた医療機関(薬局、訪問看護ステーション、介護老人保健施 設を含む)を「被爆者一般疾病医療機関」という。

指定に当たっては特別の条件を必要としていないので、保険医療機関であれば、指定を受けることができる。

新たに知事の指定を受けようとするときは、「被爆者一般疾病医療機関 指定申請書」(P.87 参照)を東京都保健医療局保健政策部疾病対策課に提 出する。(用紙配布、受付は各保健所、保健福祉センター等)なお、オン ライン申請も可能である。



(1) 窓口での確認

- ① 各種健康保険証
- ② 被爆者健康手帳 (東京都発行以外のものも扱える)

| | 対象者 | 被爆者健康手帳の外に 提示を受けるもの | 窓口徴収の有無 | | |
|-------------|----------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|--|--|
| | 保険のある者 | 保険証 | なし | | |
| 後期高齢者医療の対象者 | | 保険証 | | | |
| | 後期高齢の医療受給者証 | なし | | | |
| | 生活保護受給者 | 保護受給証明書 | なし | | |
| 保険のない | 外国人等の中で、国民健康保険に加入 できないもの | ・国民健康保険に加入できない 旨の区市長の証明書 ・パスポート | なし | | |
| 者 | 国民健康保険に加入する資格があるの に、加入していないもの | なし | 7割分を窓口徴収 (原爆医療で3割のみ) | | |

(2) 要領

医療の請求は、公費併用診療報酬明細書に公費負担者番号、受給者番号等所定事項を記入して請求する。 ただし、生活保護受給者、後期高齢者医療の対象者等の扱いは3-(5)又は3-(6)のとおり。

(3) 請求先

社保併用分·公費単独分 ⇒ 支払基金 国保·後期高齢併用分 ⇒ 国保連合会

(4) 請求期限

翌月 10 日まで

(5) レセプト記載上の注意

生活保護受給者、国保等健康保険未加入者は公費単独レセプトを用いて支払基金に請求する。

| 生活保護受給者 | 摘要欄の下部に「生」と記入する。 |
|---------|---|
| 国保未加入者 | 摘要欄の下部に「3割分(国保未加入)」と記入 患者負担額欄に窓口徴収額(7割分)を記入。 |

(6) 後期高齢者医療対象者の扱い

75 歳以上の者又は65 歳以上75 歳未満で、後期高齢者医療による医療受給者証を持っている者の場合は、後期単独レセプト及び診療報酬請求書に所定の記入をすることにより、一部負担金も含めた請求となる。レセプトの編てつは後期高齢単独の扱いにする。

(7) 各種保険との関係

社会保険本人・家族



国民健康保険







生活保護受給者

原爆10割

後期高齢者医療



保険未加入者



原爆3割・2割・1割

4. 被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関の取扱い

(1) 医療保険各法(後期高齢者医療を除く)

被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関では、保険単独の扱いとなるので自己負担分は窓口徴収する。

患者は一般疾病医療費支給申請を行い、自己負担分について都へ請求する。

用紙の配布及び申請受付は、各保健所、保健センター等、又は市役所、町村役場で行う。

申請に必要な書類

「一般疾病医療費支給申請書」(2枚1組)

「一般疾病医療費請求明細書」(2枚1組・月別に作成)(P.87参照)

「一般疾病医療費請求明細書」は、医療機関で記入する。

(下欄は領収書になっているので、記載もれのないよう留意する)

領収書だけでは、払い戻しの申請はできない。患者が被爆者健康手帳を提示しなかった等の理由により既に窓口徴収 した場合も、上記の方法で、患者が払い戻しの申請をする。

(2) 後期高齢者医療対象者の一部負担金

後期高齢者医療対象者の一部負担金についても、被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関は、窓口徴収をする。 用紙の配布及び申請受付は、各保健所、保健福祉センター等、又は市役所、町村役場で行う。

患者は、一部負担金相当額支給申請を行い、自己負担分を都へ請求する。

申請に必要な書類

「一部負担金相当額支給申請書」(P.88 参照)

「領収書」(明細の書かれているもの。レシートの場合は、患者氏名、保険点数、負担割合を追記したもの) 「領収書」がない場合は、申請書裏面の領収欄 (P.88 参照) に証明すればよい。

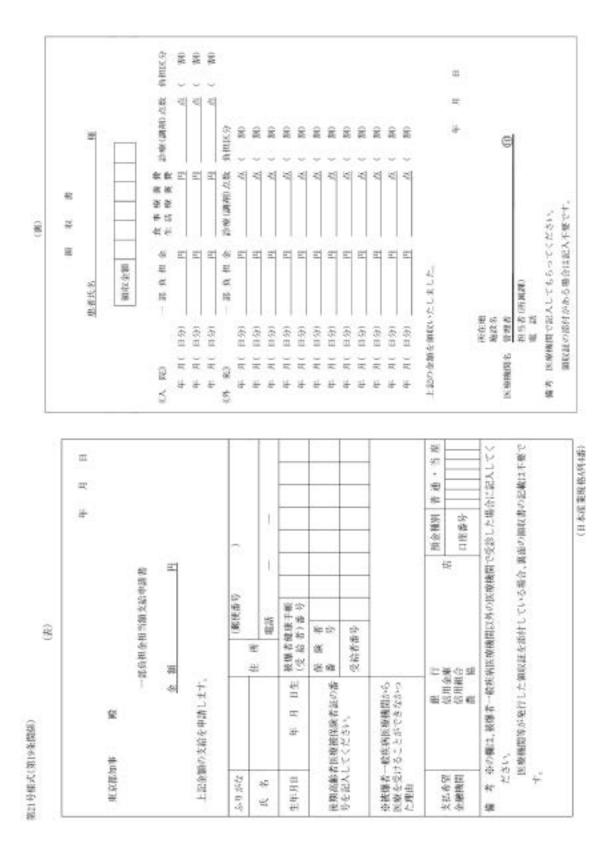
| | | | | | + | л | 11 |
|---|-----------|-----------|-------------|------------|--------|-----|----|
| 非 X E N T | 90 | 100 | | | | | |
| | | | mortion. | | | | |
| | | 国語者が | SECTION A | を行む | | | |
| | | - Million | SOR'S | | | | |
| | | | | 888095 | 表有名) | 9 | |
| | WIRE- | 4500-0000 | era mora | nt dealer | | | |
| | arran a | Constant. | OKOR MINIST | | | | |
| 「我のとおり初 歩 者」 | -00K-01K8 | MARKET TO | 建在城市 | sinore. | +101.1 | 14. | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | 3 | ū. | | | | |
| b 0 16 tz | | | | | mate | 4 | |
| りがなり がある がある< | | | | | mates | 0 | |
| | (MMA) | | 1 | | | | |
| 近極機関等の名称 | | | | | | | |
| 近機機関等の名称 対機機関等の核在地 | | | | | | | |
| 近機構関等の名称 対機構関等の存在地 レーリーボーな | | | | | | | |
| 松機機関等の名称 松機機関等の存在地 レ 0 が 位 す 理 音 氏 6 | | | | 新杂花 | | | 21 |
| 近機機関等の名称 対機機関等の特征地 レーリーボー位 計一理一音 共 名 | | | 1 | 被杂位 | | | |
| 松機機関等の名称 松機機関等の存在地 レ 0 が 位 す 理 音 氏 6 | | | 1 17 14 | | | | |



(入股外) 189183 PROFESSION OF LESS AND LESS 章 男命 SMRHHWRY 1 9 1 3 6 0 1 9 28 6 (8-10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 10 8-2-6)
6 (2 - 1 B B B 0 018 88 9 048 88 014 88 ***** # 00 T . . 22 0 2 a a 0 kine. 20.8 RNAME ORAK ME-MAKEN MACAN AMERICAN AND STREET . 8 4 . 1. 1 FRANKS FRANKS

NUMBER





問合せ先 東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課 被爆者援護担当 ☎5320-4473

| 7 | 精神保健及び | 精神障害 | 者福祉に関する法律 | | | | |
|-----------|---|---|---|--|--|--|--|
| 法別番号 | 2 0 | 区 分 | 精神医療(措置入院) | | | | |
| 取扱医療機 関 等 | 国立・都立病院、指定病院 | | | | | | |
| 疾病等の | 精神障害 | | | | | | |
| 対象者 | 定に基づく診察を実施した結果、 | 法第22条~第26条の3の規定による、申請、通報、届出のあった者のうち法第27条の規定に基づく診察を実施した結果、入院させなければ自身を傷つけ、他人に害を及ぼすおそれがあると診断され、法第21条による措置入院となった精神障害者 | | | | | |
| 申請の手続 | 報又は届出を行う。下記(5)(6)(7) き精神保健指定医の診察を経て知費負担する。 (1) 一般人の申請 (2) 警察官の通報 (3) 精神科病院管理者の届出 | 7)について <i>(</i> ロ事が入院を 他害行為を <i></i> | 察署等を管轄する保健所長を経て知事に申請、通 は直接知事に通報する。この届出又は通報に基づ 決定した場合は、措置入院期間の入院医療費を公 行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第 で又は保護観察所の長の通報 | | | | |
| 認定期間 | 措置入院期間 | | | | | | |
| 公費負担額 | 入院医療に要する費用。ただし、 → 入院された方は、 措置入院患者並びにその配信 税額が基準額を超える場合は、 | 禺者及び当該 | 5患者と生計を一にする扶養義務者の区市町村民 | | | | |
| 根拠法令等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関 | | | | | | |
| 問合せ先 | 福祉局障害者施策推進部精神保健 | 津医療課医療 | 担当 (5320)4462 | | | | |

1. 概要

精神障害者等の医療及び保護を行い、かつその発生の予防に務め、国民の精神的健康保持と向上を図る。

2. 公費負担

措置入院期間内の入院治療費を負担する。ただし、医療保険各法を先に適用し、自己負担相当額を助成する。(下記負担金を除く)

負担金:本人又はその扶養義務者の所得税額が147万円を超える場合は、月額2万円を上限として負担金額を算定し、

福祉局障害者施策推進部精神保健医療課が徴収する。

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

「入院措置者入院依頼書」…… 入院時 (P.91 参照) 「精神障害者の措置入院解除について」の通知文 …… 措置解除時 (以下「解除通知文」という) (P.91 参照)

(2) 請求要領

医療費の請求は、公費併用診療報酬明細書に公費負担者番号、受給者番号、診療内容等、所定事項を記入して請求。

(3) 請 求 先

社保併用分·公費単独分 ⇒ 支払基金 国保·後期高齢併用分 ⇒ 国保連合会

(4) 請求期限

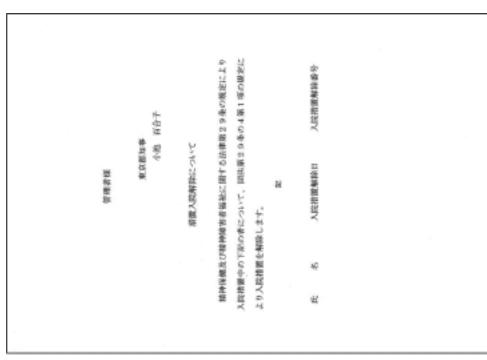
翌月 10 日まで

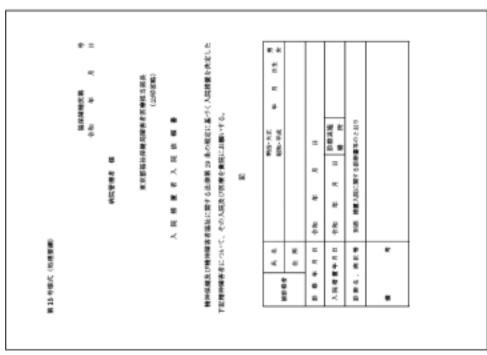
4. 他の医療制度との関係

精神障害者措置入院と他の法律との関係における医療費の負担区分は次のとおりである。

| 相下降自有相直入院と他の以下との場所に切りの | 公所員の発言四方は外のと40万である。 | |
|--|---------------------|-----------------|
| (1) 被保険者 (健保本人・家族) | ◆ | |
| | 保 験 (7割) | 公 費 (3割) |
| (2) 国保(70 歳未満) | 保 険 (7割) | 公 費 (3割) |
| (3) 国保(70歳~74歳)ただし、 後期高齢者医療制度対象者を除く | 保 険 (9割又は7割) | 公 費 (1割又は3割) |
| | (ただし、44, | 100円を限度とする) |
| (4) 後期高齢者医療 | 保 険 (9割又は7割) | 公 費 (1割又は3割) |
| | (ただし、44, | 100円を限度とする) |
| (5) 生活保護 | 公 費 (10割) | |
| | 1 - 1000 | |

留意事項:公費負担になる期間は、措置入院期間中に限られるので必ず解除通知文により措置入院解除日を把握されたい。





問合せ先 東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 医療担当 ☎5320-4462

| 8 | 3 | | 母子保健法 | | | | | | | | |
|-----|----------|--------|---|---|----|-------------------------|--|--|--|--|--|
| 法 | 別番 | 号 | 2 3 | 2 3 区 分 養育医療 | | | | | | | |
| 取機機 | 扱 医 関 | 療等 | 指定医療機関 | | | | | | | | |
| 疾 | 病 等 | の囲 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | (1) 出生時体重 2,000g 以下の方 | | | | | | | |
| 対 | 象 | 者 | 医師が入院養育を必要と認め7 | た未熟児 | | | | | | | |
| 申手 | 請 | の 続 | 申請書に意見書、世帯調書及で に申請する。 | 申請書に意見書、世帯調書及び各種所得証明書を添付し、未熟児の居住地である区市町村長に申請する。 | | | | | | | |
| 認 | 定期 | 間 | 意見書に記入されている診療予 | 予定期間。た | た | ごし、出生から上限満1歳の誕生日の前々日まで。 | | | | | |
| 公 | 費負担 | 1額 | 入院医療に要する費用。ただし、各種医療保険等を先に適用する。 なお、世帯員の区市町村民税額等により一部負担額がある。 → 認定された方は、 世帯員の区市町村民税額等による一部負担額を負担する。 | | | | | | | | |
| 根據 | 処法令 | 等 | 母子保健法第20条 | | | | | | | | |
| 問 | 合 난 | 先 | 〔認定・給付関係〕 各区市町村保健衛生主管課 〔施行関係〕 福祉局子供・子育て支援部家原 | 庭支援課母- | 子口 | 医療助成担当 (5320) 4375 | | | | | |

1. 概要

身体の発育が未熟のまま出生した乳児に対し、指定養育医療機関において養育に必要な医療を給付する。 実施主体:各区市町村(根拠法令 母子保健法第20条)

2. 公費負担

給付は入院医療に限る。各種医療保険を適用し、その給付の残金額(一部負担金)を給付する。なお、当該未熟児の世帯の前年分の所得税額等に応じて自己負担額の徴収があるが、この自己負担額は別途、各区市町村が扶養義務者から直接徴収する為、医療機関での窓口徴収は無い。(各区市町村の直接徴収の方法等には違いがある。)

3. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

窓口での確認書類は、「養育医療券」と同時に「被保険者証」の提出を求め、内容を確認する。「養育医療券」に記入された「有効期間」を変更しようとする時は「継続協議書」により予め各区市町村長の承認を得ること。

(2) 請求方法

公費併用レセプトに公費負担者番号、診療内容等を記入し、当該保険分に含めて請求する。各々の負担者番号 (P.94 参照)を記入する。(レセプトの公費欄の一部負担金は0円と記入する事。)

(3) 請求先

社保併用分・公費単独分 \Rightarrow 支払基金 国保併用分 \Rightarrow 国保連合会

4. 医療保険との関係

医療保険各法が優先となり、医療保険で給付される額を控除した額が養育医療の適用対象となる。

養育医療の2割給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その高額療養費自己負担限度額から自己負担額を控除した 残額までが養育医療の給付額になる。母子保健法第21条による養育医療に係る自己負担額は、各区市町村が扶養義務者か ら直接徴収するので、医療機関での窓口徴収金はない。



問合せ先 東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当 ☎5320-4375

養育医療負担者番号一覧

| 名 称 | 負担者番号 | | | 名 称 | | 負担者 | 当番号 | | |
|------|-------|----|-----|-----|-------|-----|------------|-----|---|
| 千代田区 | 23 | 13 | 601 | 3 | 調布市 | 23 | 13 | 632 | 8 |
| 中央区 | 23 | 13 | 602 | 1 | 小金井市 | 23 | 13 | 633 | 6 |
| 港区 | 23 | 13 | 603 | 9 | 小平市 | 23 | 13 | 634 | 4 |
| 新宿区 | 23 | 13 | 604 | 7 | 日野市 | 23 | 13 | 635 | 1 |
| 文京区 | 23 | 13 | 605 | 4 | 東村山市 | 23 | 13 | 636 | 9 |
| 台東区 | 23 | 13 | 606 | 2 | 国分寺市 | 23 | 13 | 637 | 7 |
| 墨田区 | 23 | 13 | 607 | 0 | 国立市 | 23 | 13 | 638 | 5 |
| 江東区 | 23 | 13 | 608 | 8 | 福生市 | 23 | 13 | 639 | 3 |
| 品川区 | 23 | 13 | 609 | 6 | 狛江市 | 23 | 13 | 640 | 1 |
| 目黒区 | 23 | 13 | 610 | 4 | 東大和市 | 23 | 13 | 641 | 9 |
| 大田区 | 23 | 13 | 611 | 2 | 清瀬市 | 23 | 13 | 642 | 7 |
| 世田谷区 | 23 | 13 | 612 | 0 | 東久留米市 | 23 | 13 | 643 | 5 |
| 渋谷区 | 23 | 13 | 613 | 8 | 武蔵村山市 | 23 | 13 | 644 | 3 |
| 中野区 | 23 | 13 | 614 | 6 | 多摩市 | 23 | 13 | 645 | 0 |
| 杉並区 | 23 | 13 | 615 | 3 | 稲城市 | 23 | 13 | 646 | 8 |
| 豊島区 | 23 | 13 | 616 | 1 | 羽村市 | 23 | 13 | 647 | 6 |
| 北区 | 23 | 13 | 617 | 9 | あきる野市 | 23 | 13 | 648 | 4 |
| 荒川区 | 23 | 13 | 618 | 7 | 西東京市 | 23 | 13 | 649 | 2 |
| 板橋区 | 23 | 13 | 619 | 5 | 瑞穂町 | 23 | 13 | 650 | 0 |
| 練馬区 | 23 | 13 | 620 | 3 | 日の出町 | 23 | 13 | 651 | 8 |
| 足立区 | 23 | 13 | 621 | 1 | 檜原村 | 23 | 13 | 652 | 6 |
| 葛飾区 | 23 | 13 | 622 | 9 | 奥多摩町 | 23 | 13 | 653 | 4 |
| 江戸川区 | 23 | 13 | 623 | 7 | 大島町 | 23 | 13 | 654 | 2 |
| 八王子市 | 23 | 13 | 624 | 5 | 利島村 | 23 | 13 | 655 | 9 |
| 町田市 | 23 | 13 | 625 | 2 | 新島村 | 23 | 13 | 656 | 7 |
| 立川市 | 23 | 13 | 626 | 0 | 神津島村 | 23 | 13 | 657 | 5 |
| 武蔵野市 | 23 | 13 | 627 | 8 | 三宅村 | 23 | 13 | 658 | 3 |
| 三鷹市 | 23 | 13 | 628 | 6 | 御蔵島村 | 23 | 13 | 659 | 1 |
| 青梅市 | 23 | 13 | 629 | 4 | 八丈町 | 23 | 13 | 660 | 9 |
| 府中市 | 23 | 13 | 630 | 2 | 青ヶ島村 | 23 | 13 | 661 | 7 |
| 昭島市 | 23 | 13 | 631 | 0 | 小笠原村 | 23 | 13 | 662 | 5 |

9 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

法别番号

25 (医療支援給付、介護支援給付における介護保険被保険者の場合)

12 (介護支援給付における介護保険被保険者以外の場合)

| 法 別 番 号 | 25・12 (※) ※介護支援給付における介護保険 被保険者以外の場合 支援給付 (医療支援給付・介護支援給付) |
|---------|--|
| 取扱医療機関等 | [医療支援給付] 指定医療機関(生活保護法第49条に基づく指定を受けた医療機関) [介護支援給付] 指定介護機関(生活保護法第54条の2第1項に基づく指定を受けた介護機関) ※ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 |
| 疾病等の範 囲 | 〔医療支援給付〕全疾病 〔介護支援給付〕介護保険法に基づく介護サービス |
| 対 象 者 | 【対象者】①特定中国残留邦人等(※1)で、世帯の収入が一定の基準に満たない方、及びその特定配偶者(※2) ②「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の施行(平成20年4月1日)前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受給していた方 (※1)「特定中国残留邦人等」とは、満額の老齢基礎年金等の支給対象となる方で、次の要件のすべてに該当する中国残留邦人等の方をいう。・明治44年4月2日以後に生まれた方・昭和21年12月31日以前に生まれた方(昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含む。)・永住帰国した日から引き続き1年以上日本国内に住所を有している方・昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方(※2)「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者(事実婚を含む)である方を指す。特定配偶者以外の配偶者は「非特定配偶者」となる。 【注1】老齢基礎年金を等の満額支給の対象となる方には、60歳以上65歳未満で、まだ老齢基礎年金を受給していない方も含む。 【注2】支援給付を受給中の特定中国残留邦人等本人が死亡した場合、特定配偶者が継続して支援給付を受給することができる。 【注3】特定中国残留邦人等の非特定配偶者は給付対象外だが、改正法施行(平成26年10月1日)時に支援給付を受給している場合は経過措置として支給継続となる。 [医療支援給付]上記対象者のうち、支援給付の実施機関の長が給付を行う必要があると認めた方、及び急迫した場合において支援給付の実施機関の長等が給付を行う必要があると認めた方、及び急迫した場合において支援給付の実施機関の長等が給付を行う必要があると認めた方、及び急迫した場合において支援給付の実施機関の長等が給付を行う必要があると認めた方、及び急迫した場合において支援給付の実施機関の長等が給付を行う必要があると認めた方、及び急迫した場合において支援給付の実施機関の長等が給付を行う必要があると認めた方、及び急迫した場合において支援給付の実施機関の長等が給付を行う必要があると認めた方、及び急 |

| 申請の手続 | 本人の住所地又は現在地を管轄する支援給付の実施機関の長へ申請する。 |
|-------|--|
| 認定期間 | 支援給付を受給している期間 |
| 公費負担額 | [医療支援給付] 医療に要する費用。ただし、他の法令等による給付がある場合には、その給付を優先する。なお、保険外併用療養費に係るものは適用されない。 [介護支援給付] 介護保険の被保険者の場合、介護費用の1割分を公費で負担する。また、被保険者以外の方の場合、介護費用の全額を公費で負担する。ただし、他の法令等による給付がある場合には、その給付を優先する。 |
| 根拠法令等 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律第14条第2項及び第4項 |
| 問合せ先 | 福祉局生活福祉部企画課中国帰国者対策担当 (5320)4084 |

1. 概要

支援給付は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれた特別の事情に鑑み、平成 20 年4月1日から実施された制度である。

特定中国残留邦人等(※1)に対して満額の老齢基礎年金を支給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、特定中国残留邦人等及び特定配偶者(※2)に支給されるものである。

支援給付は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下、「中国残留邦人等支援法」という)第 14 条第4項により、同法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。

- (※1)「特定中国残留邦人等」とは、満額の老齢基礎年金等の支給対象となる方で、次の要件すべてに該当する中国残留 邦人等の方をいう。
- ① 明治44年4月2日以後に生まれた方
- ② 昭和21年12月31日以前に生まれた方(昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた永 住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含む。)
- ③ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している方
- ④ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方
- (※2)「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者(事実婚を含む。)である方をいう。特定配偶者以外の配偶者は「非特定配偶者」となる。

2. 公費負担

(1) 支援給付の実施機関

都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を設置する町村の長。地域により、福祉事務所長に委任して実施している場合がある。

(2) 支援給付の種類

生活、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の7種類

(3) 医療支援給付の給付範囲

生活保護法による医療扶助と同様である (P. 22 参照)。

3. 手続き及び請求方法

(1) 申請の手続き

①医療支援給付の申請及び決定

生活保護法による医療扶助と同様に行う(P.28参照)。

ただし、医療扶助と異なり、要否意見書や医療券の発行等については、実施機関と医療機関との間で直接やりとり

を行う。この場合、患者本人は医療機関に医療券を持参しないことから、医療機関の窓口において本人確認を行う必要が生じるため、受診の際に、顔写真入りの「本人確認証」を持参し、窓口に提示することとされている。

また、実施機関は、支援給付受給者に対して、「後発医薬品のしおり」等を用いて後発医薬品の使用促進に関する周知を行うこととされている。

②医療機関の指定

医療支援給付のための医療を担当する機関は、生活保護同様指定を受けることとされている。平成 20 年4月1日 前に生活保護法による指定を受けている医療機関については、中国残留邦人等支援法附則第3条により支援給付の指定を受けたものとみなす。平成 20 年4月1日以降は、新たに生活保護法による指定医療機関の指定を受けた医療機関については、同時に支援給付の指定を行うものとする。この場合、生活保護法による指定申請様式において、支援給付の申請である旨を明らかにすれば、同一の書面で提出させて差し支えないこととされており、都では、生活保護法指定申請書を支援給付の指定申請書と兼ねることとしている (P. 27 参照)。

(2) 請求方法

①診療方針及び診療報酬

生活保護法による医療扶助と同様に取り扱う (P. 22 参照)。

②診療報酬の請求と支払い

生活保護法による医療扶助と同様である (P. 24 参照)。

③取扱い上の留意点

生活保護法による医療扶助と同様である (P.25 参照)。

4)医療支援給付関係様式例

- (i) 医療要否意見書
- (ii) 医療券
- (iii) 医療機関の指定申請書等 生活保護の申請書等を兼ねる
- (iv) 本人確認証

東京都では、おおむね運転免許証サイズに統一している (P.99 参照)。

(3) 他の医療制度との関係

生活保護法による医療扶助と同様である(P.26~参照)。

- 生活保護の様式を準用する (P.30~参照)。

① 医療扶助の申請

【本人→福祉事務所】

・受診の希望を福祉事務所へ連絡



② 要否意見書の交付

【福祉事務所→本人→医療機関】

- 給付要否意見書を交付し、医療機関において 所要事項の記入を受けた上で福祉事務所に提 出するよう指示
 - ※ 医療機関は、本人の希望を参考にしつ つ、福祉事務所において近隣の医療機関を 選定



[医療機関→本人→福祉事務所]

- ・医療機関において、傷病名、医療の要否、治 療見込期間等の記入を受けた上で、福祉事務 所に提出
 - ※ 要否意見書は原則3か月(最長6か月) 毎に提出を求める



④ 医療券の交付

【福祉事務所→本人】

- ・患者氏名、有効期間(1か月単位)、受診医 療機関、傷病名、本人支払額等を記載した医 療券を発行
 - ※ 受診医療機関は、原則として要否意見書 に記載した医療機関とする



⑤ 医療券の確認・受診

【本人→医療機関】

医療券を医療機関で提示し、受診する。

 医療支援給付の申請 【本人→実施機関(区市町村)】 同左

② 要否意見書の交付

【実施機関(区市町村)→医療機関】

同左

※ 医療機関は、指定医療機関の中から、本人の希望に基づき選定

③ 要否意見書の提出

【医療機関→実施機関(区市町村)】

司左

④ 医療券の交付

【実施機関(区市町村)→医療機関】

同左

⑤ 医療券の確認・受診【本人→医療機関】

- ・「本人確認証」を医療機関窓口で提示
- 医療機関においては、「本人確認証」と「医療券」を確認して治療を行う。

2.4 cm

本人確認証

氏 名

生年月日

性 別

住 所

上記の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。

発行日

年 月 日

実施機関の長印

Νо

この確認証の有効期間は、 年 月 日までとする。 年 月 日から

(裏面)

(注意)

- (1)この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
- (2)この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出て下さい。
- (3)この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。
 - ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。
 - ②確認証の記載事項に変更があったとき。
 - ③確認証の有効期間が満了したとき。
 - ④確認証が使用に耐えなくなったとき。
 - ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見 したとき。
- (4) 医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に提示して下さい。

(備考)

- 再発行の場合は、再発行と表示する。
- 2. フィルムで完全密封する。

問合せ先 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 中国帰国者対策担当 ☎5320-4084

10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

法 別 番 号 **28** (1 類 · 2 類) **29** (新感染症)

| 74 DU 35 D | | | | | | | | |
|------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 法 別 番 号 | 28,29 区 分 感染症医療 | | | | | | | |
| 取扱医療機 関等 | 感染症指定医療機関 | | | | | | | |
| 疾病等の範 囲 | 1 1類感染症 2 2類感染症 3 新型インフルエンザ等感染症 4 新感染症 5 指定感染症(法第37条を準用する場合に限る。) | | | | | | | |
| 対象者 | 上記の感染症により、まん延を防止するため必要があると認められ、入院の勧告を受け入院 した方及び入院の措置により入院した方(医療保険等加入の有無を問わない。) | | | | | | | |
| 申請の手続 | 申請書に入院勧告等の通知の写し及び世帯員の各種所得証明書を添付して、患者の居住地を管轄する保健所長に申請する。 | | | | | | | |
| 認定期間 | 入院勧告・措置期間 | | | | | | | |
| 公費負担額 | 1 1類・2類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症医療に要する費用。ただし、各種医療保険等を先に適用する。 2 新感染症 医療に要する費用 なお、世帯員の市町村民税所得割の額の合算額が基準額(56万4千円)を超える場合は、上限20,000円(月額)の負担額がある。 → 認定された方は、 世帯員の市町村民税所得割の額の合算額が基準額(56万4千円)を超える場合は、月額20,000円を限度として一部負担額を負担する。 | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条 | | | | | | | |
| 問 合 せ 先 | [勧告関係] 患者所在地を管轄する保健所 [受理関係] 患者居住地を管轄する保健所 | | | | | | | |

1. 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としている。(根拠法令 感染症法第37条)

感染症患者の発生に際して、感染症法に基づき、都道府県知事(区長)は、感染症のまん延防止のため 感染症指定医療機関への入院勧告・措置を行い、医療費の公費負担を行う。(感染症指定医療機関は一覧 P. 103 参照)

2. 公費負担

感染症法の規定による入院勧告・措置により、感染症指定医療機関等に入院した感染症患者の感染症治療に係る医療費のうち、医療保険各法等による給付を受けた後の金額について公費負担する。ただし、患者及び世帯員の市町村民税(特別区民税を含む)所得割の額の合算額(年額)が56万4千円を超える場合は、都道府県知事(区長)が月額20,000円を上限として負担金額を算定し、費用徴収を行う。

緊急時等の医療に係る特例として、都道府県知事(区長、保健所設置市長)が感染症指定医療機関以外の医療機関への 入院勧告・措置を行った場合には、感染症法第 42 条に基づき患者本人に対して、療養費の支給を行う。

なお、都道府県知事(区長、保健所設置市長)が入院勧告・措置を行わない場合や外来での診療等は医療費公費負担の対象とならない。

3. 医師の届出義務

医師が次に掲げる者を診断し、又は感染症により死亡した者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む)の死体を検案した場合には、最寄りの保健所長を経由して都道府県知事(区長、保健所設置市長)に届け出なければならない。(届出対象疾病は別表 P. 104 参照)

(1) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん及び麻しん又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者

⇒直ちに以下事項の届け出が必要

- ・ 当該者の氏名、年齢、性別
- ・ 当該者の職業及び住所
- ・当該者が未成年の場合は、その保護者(親権を行う者又は後見人)の氏名及び住所
- ・感染症の名称及び当該者の症状(新感染症にかかっていると疑われる者については、新感染症と疑われる所見)
- 診断方法
- ・当該者の所在地
- ・初診年月日と診断年月日
- ・病原体に感染したと推定される年月日(感染症の患者にあっては、発病したと推定される年月日を含む)
- ・病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域又はこれらとして推定されるもの
- ・診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師は、当該医院の名称及び所在地)及び氏名
- ・その他感染症のまん延防止及び当該者の医療のために必要と認める事項

(2) 指定感染症

・政令の定めるところにより(1)に準じて届け出る。

(3) 五類感染症のうち、後天性免疫不全症候群、梅毒等 21 疾病

- ⇒7日以内に以下事項の届け出が必要
 - ・当該者の年齢、性別
 - ・感染症の名称及び当該者の症状
 - 診断方法
 - ・初診年月日と診断年月日
 - ・病原体に感染したと推定される年月日(感染症の患者が発病したと推定される年月日を含む)
 - ・病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域又はこれらとして推定されるもの
 - ・診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師は、当該医院の名称及び所在地)及び氏名

4. 公費負担の申請(患者側の手続き)

(1) 申請者

申請者は、患者本人又は保護者であるが、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者が申請書を作成できない場合には、当該患者に代わって入院勧告・措置を実施した保健所(以下「勧告保健所」)又は入院先の感染症指定医療機関が申請書の作成を代行することができる。

(2) 提出書類:提出先

当該患者の居住地を管轄する保健所(以下「居住地保健所」)に以下の書類を提出する。

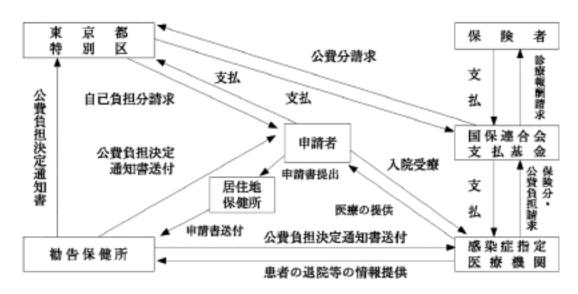
- 医療費公費負担申請書
- ・入院にあたっての勧告書等の通知の写し
- ・当該患者並びにその配偶者及び患者と生計を同一にする扶養義務者の前年分の所得税課税証明書等(源泉徴収票・確定申告書)

(3) 公費負担の決定

勧告保健所は、居住地保健所から申請書の送付を受けた場合は、公費負担の決定を行う。

決定後は速やかに申請者に対し公費負担決定書を送付するとともに、当該感染症指定医療機関の担当者に公費負担番号、公費負担受給者番号等を報告のうえ、当該決定通知書の写しを送付する。

感染症法第37条による医療費公費負担制度



問合せ先 東京都保健医療局 感染症対策部 防疫課 指導調整担当 ☎5320-4381

東京都感染症指定医療機関一覧(結核病床を除く)

令和5年11月1日現在

| 医療機関名称 | 種別 | 所在地 | 診査協議会 設置保健所 | 二次保健 医療圏 | 主たる管轄(平常時) |
|---------------------|------------|-------------------------|----------------|-------------|---|
| 東京都立駒込病院 | 第一種 第二種 | 文京区本駒込 三丁目 18 番 22 号 | 文京保健所 | 区部 | 文京区・台東区・北区 荒川区・足立区・葛飾区 |
| 東京都保健医療公社 荏原病院 | 第一種 第二種 | 大田区東雪谷 四丁目5番10号 | 大田区保健所 | 区部 | 品川区・目黒区・大田区 世田谷区・渋谷区 |
| 東京都立墨東病院 | 第一種 第二種 | 墨田区江東橋 四丁目 23 番 15 号 | 墨田区保健所 | 区部 | 千代田区・中央区・港区 墨田区・江東区・江戸川区 |
| 自衛隊中央病院 | 第一種 | 世田谷区池尻 一丁目2番24号 | _ | l | _ |
| 東京都保健医療公社 豊島病院 | 第二種 | 板橋区栄町 33 番 1 号 | 板橋区保健所 | 区部 | 新宿区・中野区・杉並区 豊島区・板橋区・練馬区 |
| 市立青梅総合 医療センター | 第二種 | 青梅市東青梅 四丁目 16 番地の 5 | 東京都西多摩保健所 | 西多摩 | 青梅市・福生市・羽村市 あきる野市・瑞穂町 日の出町・檜原村・奥多摩町 |
| 東京医科大学 八王子医療センター | 第二種 | 八王子市館町 1163番地 | 八王子市保健所 | 南多摩 | 八王子市・町田市・日野市 多摩市・稲城市 |
| 国家公務員共済組合連合会立川病院 | 第二種 | 立川市錦町 四丁目2番22号 | 東京都多摩立川保健所 | 北多摩西部 | 立川市・昭島市・国分寺市 国立市・東大和市 武蔵村山市 |
| 武蔵野赤十字病院 | 第二種 | 武蔵野市境南町 一丁目 26 番 1 号 | 東京都 多摩府中保健所 | 北多摩 南部 | 武蔵野市・三鷹市・府中市調布市・小金井市・狛江市 |
| 公立昭和病院 | 第二種 | 小平市花小金井 八丁目1番1号 | 東京都 多摩小平保健所 | 北多摩 北部 | 小平市・東村山市・清瀬市 東久留米市・西東京市 |
| 国民健康保険町立 八丈病院 | 第二種 | 八丈町三根 26 番地 11 | 東京都 島しょ保健所 | 島しょ | 大島町・利島村・新島村 神津島村・三宅村・御蔵島村 八丈町・青ヶ島村・小笠原村 |

注1) 第一種については、都内全域を対象とする。

²⁾ 第二種については、緊急時、都内保健所長の要請等に基づき、他圏域の感染症患者の受け入れを行う。

届出対象感染症一覧

令和5年5月26日現在

(一類感染症)

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

(二類感染症)

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)

(三類感染症)

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(四類感染症)

E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、A型肝炎、エキノコックス症、エムポックス(サル痘)、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(H5N1及び H7N9を除く)、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱

(全数届出五類感染症)

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群(無症状病原体保有者を含む)、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘(入院例に限る)、先天性風しん症候群、梅毒(無症状病原体保有者を含む)、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症

(新型インフルエンザ等感染症)

新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症

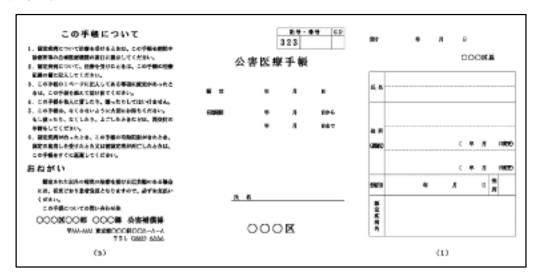
| 1 1 | 公害健康被害の補償等に関する法律 | | | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 法別番号 | 一 区 分 公害健康被害者医療 | | | | | | | |
| 取扱医療機 関等 | [公害医療機関] 保険医療機関(非公害医療機関を除く) [非公害医療機関] 公害医療機関とならない旨の申出をした医療機関 | | | | | | | |
| 疾病等の 範 囲 | (1) 慢性気管支炎 (2) 気管支ぜん息 (3) ぜん息性気管支炎 (4) 肺気しゅ (5) (1)から(4)までの続発症 | | | | | | | |
| 対象者 | 上記の疾病で、公害医療手帳の交付を受けている方 (昭和63年3月1日から新規の認定は行っていない。) | | | | | | | |
| 申請の手続 | 認定更新申請書に診断書を添付して原則として認定を受けた区長に申請する。 | | | | | | | |
| 認定期間 | 疾病の種類に応じて、旧政令で定める期間を限度とする。 | | | | | | | |
| 公費負担額 | 医療に要する費用 → 認定された方は、 負担なし また、一定の条件に該当する場合には下記の給付がある。 (1) 障害補償費 (2) 遺族補償費 (3) 遺族補償一時金 (4) 療養手当 (5) 葬祭料 | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 公害健康被害の補償等に関する法律 | | | | | | | |
| 問合せ先 | 認定を受けた区役所 (23 区内のうち世田谷区・中野区・杉並区及び練馬区を除く。)の公害 健康被害補償主管課 | | | | | | | |

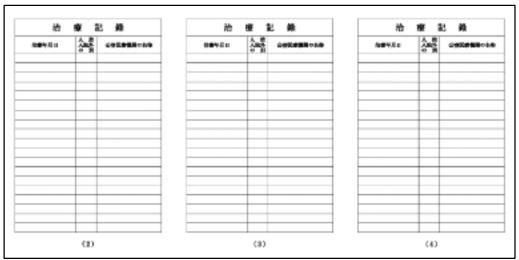
1. 概要

環境汚染の影響による健康被害者に対し、その損害を補償し、迅速かつ公正な保護を図る。

2. 認定期間 3年間ごとの更新制

3. 公害医療手帳





4. 公害医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

公害医療手帳

(2) 請求先

該当区長(送付先 該当区公害健康被害補償主管課)

診療報酬及び事務取扱手数料の支払いは、該当区から請求月の翌月の 10 日までに、指定された銀行口座に振り込まれるとともに、その旨通知される。

(3) 請求期限

翌月の10日(診療を行った月の翌月の1日から5年間で時効が完成するので、その後の請求はできない。ただし、令和2年3月診療分までは、診療を行った月の翌月の1日から3年間で時効。)

(4) 助成額

- ・公害医療手帳に記載されている疾病及びその続発症に係る療養の給付を行い、その費用全額を給付する。患者からは、原則として費用の徴収は行わない。
- ・医療費の算定方法は、法の規定により、公害疾患特掲診療点数(1点当りの単価 10円)の定められたものと健保算 定方法により算定したものに1点当り10円又は15円(外来分)を乗じて行うものがある。入院については1点当り10円又は12円を乗じて行うものがある。

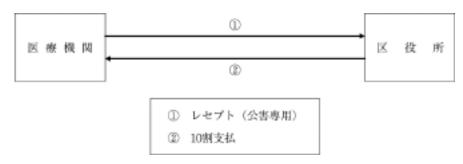
(5) 他の医療制度との関係

公害認定患者の認定疾病に係る療養の給付は、他法を優先する。 (通常レセプトの公費併用ではなく、公害単独レセプトで直接請求の為)

(6) 請求要領

公害診療報酬明細書(P109 参照)に、各欄の該当する点数及び診療内容を記入し、各患者の対象区別に公害診療報酬請求書にまとめ請求する。

「医療費等請求支払事務の流れ」(公害医療機関の場合)



5. 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法

[平成4年5月29日環境庁告示第40号 最終改正:平成20年3月21日環境省告示第24号]

第1章 公害疾患特掲診療費

- 第1 診察料
- 1 公害疾患相談料 280円 (28点)
- 注1 初診料(診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)の区分番号A000 初診料をいう。以下同じ。)を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定しない。
 - 2 入院中の患者に係る公害疾患相談料は算定しない。
 - 3 公害疾患相談料は、同一月に2回を限度として算定する。
- 2 公害外来療養指導料 5,100円 (510点)
- 注1 公害外来療養指導料は、指定疾病(公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。)に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導(温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。
 - 2 削除
 - 3 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合は、所定の額に 710円 (71点) を加算する。
 - 4 初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定しない。
 - 5 入院中の患者に対して指示若しくは指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指示若しくは指導を行った場合においては、公害外来療養指導料は算定しない。
 - 6 第3章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。 ただし、注3の規定の適用については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。
 - (1) 医科点数表の区分番号B000 に掲げる特定疾患療養管理料
 - (2) 医科点数表の区分番号 B001 に掲げる特定疾患治療管理料の 4. 小児特定疾患カウンセリング料
 - (3) 医科点数表の区分番号 B001 に掲げる特定疾患治療管理料の 5. 小児科療養指導料
 - (4) 医科点数表の区分番号 C002 に掲げる在宅時医学総合管理料
 - (5) 医科点数表の第2章第2部第2節在宅療養指導管理料
 - 7 同一月に2以上の指示又は指導を行った場合においても、公害外来療養指導料は、1回として算定する。

第2 入院料

- 1 公害入院療養指導料
 - (1) 病院に収容されている患者の場合(1日につき)
 - イ 入院の日から起算して3月以内の期間 750円 (75点)
 - ロ 入院の日から起算して3月を超えた期間 1,250円 (125点)
 - (2) 収容施設を有する診療所に収容されている患者の場合(1日につき)750円(75点)
- 注 公害入院療養指導料は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導(在宅酸素療法、喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓

練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。

- 2 清浄空気室管理料 580円 (58点)
- 注 別に環境大臣の定める施設基準に適合していると都道府県知事又は公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項 の政令で定める市の長が認めた清浄空気室に患者を収容した場合に算定する。

第2章 入院中の食事療養に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月厚生労働省告示第 99 号)別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に 1. 2 を乗じて行うものとする。

第3章 その他の診療報酬

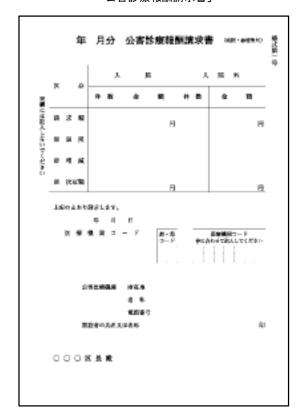
前二章の規定により算定される診療報酬の額以外の診療報酬の額の算定は、医科点数表の例により算定した点数に、次の区分に応じ、それぞれ、その区分に定める1点当たりの単価を乗じて行うものとする。ただし、診療報酬の算定方法第五号の規定により療養担当手当の額を加算して算定するものであるときは、当該療養担当手当に相当する額を加算して算定するものとする。

- 1 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用 10円
- 2 その他
 - (1) 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令(昭和49年総理府令第64号)様式第二号(一)により請求する診療費 12円
 - (2) 同省令様式第二号 (二) により請求する診療費 15円

「診療報酬等請求総括票」

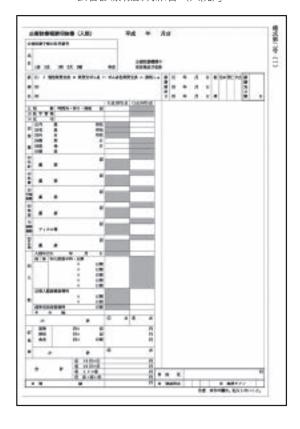


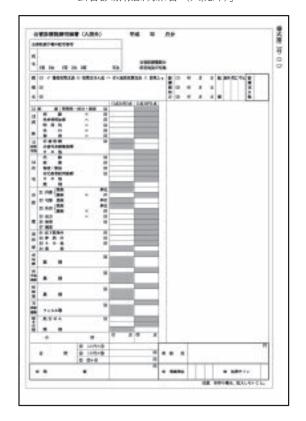
「公害診療報酬請求書」



「公害診療報酬明細書(入院)」

「公害診療報酬明細書(入院外)」





6. 非公害医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

公害医療手帳及び被保険者証等

(2) 請求先

当該認定患者の (社保) 診療報酬明細書 (写) 及び (社保) と公費負担医療併用の診療報酬明細書 (写) は、地区医師会で一括取りまとめ東京都国民健康保険団体連合会に提出する。診療報酬及び事務取扱手数料の支払いは、東京都国民健康保険団体連合会から請求月の翌月の 10 日までに指定された銀行口座に振り込まれるとともに、その旨通知される。

(3) 請求期限

地区医師会へ所定の期日までに提出する。やむを得ず直接提出する場合は、毎月 10 日までに公害医療手帳発行区公害 健康被害補償主管課宛て提出する。

(4) 給付内容

- ・公害医療手帳に記載されている疾病及びその続発症に係る療養の給付を行う。
- ・公害認定患者の医療費は、いったん医療保険各法で取扱い、窓口負担分は該当区に請求し、患者からは費用の徴収を行わない。当該患者が 🗐 、 (親) 医療の公費負担医療の適用を受けている場合は、一部負担金のみを該当区に請求する。入院時の食事療養に係る標準負担額についても同様。

(5) 他の医療制度との関係

他の法律による給付等との調整(法第14条関係)については、当該区と保険者等との間で処理する。

(6) 請求要領

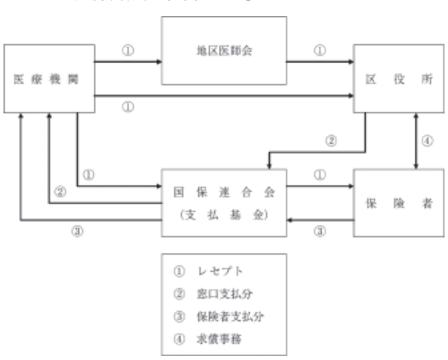
①窓口負担の請求は、当該認定患者 (社保) の診療報酬明細書 (写) を提出し請求する。診療報酬明細書 (写) は、手書きまたはコピー等いずれの方法でも差支えない。

②診療報酬明細書(写)には、必ず明細書摘要欄の右下部に当該認定患者が提示する公害医療手帳の「記号・番号」を記載する。入院時の食事療養標準負担額がある場合は、「記号・番号」に続けて窓口負担分点数と食事療養回数を記載する。

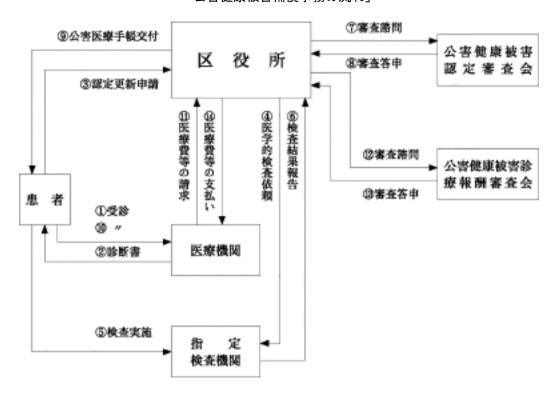
(例) 公害医療手帳の記号・番号 → 文京 - ○○○ 指定疾病の窓口負担分の点数 → 公害請求 ○○○点 指定疾病の入院食事療養回数 → 公害入院 ○○回 ※ 診療報酬明細書の摘要欄右下部に記載

- ③認定疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びその続発症)以外の疾病がある場合には、認定疾病に係る窓口負担分の点数を摘要欄下部に、同じく認定疾病に係る診療日数を診療実日数に()書でそれぞれ記載し、その算定基礎となる点数等にアンダーラインを引くなどして、明示する。認定疾病に係る(環)、の一部負担金の金額についても、記載する。
- ④当該認定患者の (社保) の診療報酬明細書 (写) には、「診療報酬等請求総括票」を添付し提出する。なお総括票の 開設者氏名には必ず押印し提出する。
- ⑤「診療報酬等請求総括票」の記入方法は以下のとおり
 - ・所在地、名称、開設者の氏名の記入
 - ・「合計件数」欄には、入院及び入院外の診療報酬明細書(写)の合計件数を記入する。
 - ・「療養取扱機関記号番号」欄には、国保の医療機関の記号番号を記入する。
- ⑥医療機関が使用する「診療報酬等請求総括票」及び地区医師会が使用する「診療報酬請求明細書兼請求送付書」の 用紙は、当該区で作成し、地区医師会経由で無償配布される。

「医療費等請求支払事務の流れ」(非公害医療機関の場合)



「公害健康被害補償事務の流れ」



7. 主治医診断報告書

(1) 概要

公害認定患者の障害等級決定に必要である主治医診断報告の業務を担当する。

(2) 対象者

指定疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びこれらの続発症)の認定を受けている者で、一定以上の障害のある者又はこれらの疾患により死亡した者。

(3) 医療機関での取扱い

①窓口での確認書類

報告書作成依頼文書及び報告書用紙(区から送付される場合と、患者が直接これらの書類を持参する場合がある)

②報告書

- ・「公害健康被害認定患者主治医診断報告書(障害補償費用)」※15歳以上
- ·「認定死亡患者主治医診断報告書」

報告書の作成は、該当認定患者の主治医がおこない、転医等により主治医が不在の場合は、原則として当該科の医師が作成する。

患者が直接報告書用紙を持参し依頼する場合、報告書を患者に渡す際は、非公開文書であるので密封する。報告書を区へ送付する際に、「請求書」(区によって様式が異なる)を添付し、請求する。報告書の作成に係る手数料は、区が負担し、患者の負担はない。

③請求先

該当区長(送付先 該当区公害健康被害補償主管課)

4)請求期限

報告書送付時の期限は特にない

「主治医診断報告書作成事務の流れ」



(様式1) -公害健康被害認定患者主治医診断報告書(15歳以上)」

「認定死亡患者主治医診断報告書」

(様式3)

| 幾出用 | 8 | 4 | Ŷ | ^ | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|---------------------------|-------------------|------------------|----------|------------------|--|---|---|--|------------------------|--------|---|
| | æ | 対象を収える 最終しま | | | | 8 | | | | | | | |
| 鉄 | ٠ | *** | | | | GE CONTRACTOR OF | | # ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## # | ν | | | | 4 |
| 公当健康技術の補償等に関する法律 第2名にあきまめ国際制度を登 | 金年3月日 別・大・職 | RAR | 2.4.4 | 1.4.5 | | | | Michigan Military Communication Communicatio | MCN10/NNDOWN - MCN10/Nobel - FRESSOR - MRL/208-10 | MENNICA DECLESA, MANDEMENTAMIO VINCO EN CATA, MADELEN ULE PONTRIBURIO CICILARIRE GIAS, REMONSTRE L'ESCLA EN MA CATA, RANCO, | | 4 2 | (日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 |
| 療技術の補償等に関す 第2500巻42回6番号を | - M | L. MENTERA A. WARREREA | Ler | 7 B 7 | FIC. WIT | (Bes) | ひとうしょうしょう はいしょう はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか | # 1 4 4 # # # # X | 5 4 4 4 | MENNICL OF CLOS. NO CHEMING NOT CHECKER OF SECURE OF SEC | | | (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 |
| 数数 R R R R R C R C R C B B | E E | S S S | | | 2 | ě | 10000 | | | MENNEL FRECTORS, NICHELENSENS NICHELLAND CENTRALISMENT CONTRA MENORMAN L'ARCHECHANA CHANA NOMENA | | | SECTION AND A |
| 影響 | | | NA CATAL - 6-5140 | K.E. UPRIC- MPRO | HZ. | | 9189 | # ### ################################ | v | CREA B | . = | | 2840 |
| ধ | | | N 1 N | | * | 200 | 100 | Chile Amino or All Lec 2-54 a Mile Color Color Mile Linguishin Chile Mile Color (Mile Anni) Mile Color (Mile Anni) Alico Mile Mile (Mile Anni) Alico Mile (Mile Mile Mile Anni) Alico Mile (Mile Mile Mile Mile Mile Mile Mile Mile | Mary Chock the chock | CARRECTOR CO. | 4 4 | # # | 850-58 880-58 |
| | 1 | | | 150 | ř | å | 0.00 | MEDITARIDO PET ARTHEC SANS MEDITARIOS L'ELOS (MET PRESENTANO MEDITARIOS L'ELOS (MEDITARIOS L'ELOS MEDITARIOS L'ELOS ARTHECENTOS AL ELOS ARTHECENTOS AL ELOS ARTHECENTO | MCBI s AMERICA MCBMCB of AMERICA AMERICA BML COStat | WENNELD WITH THE PROPERTY OF T | * * | M | 800 |
| | 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 4 | STORM - MAKE | MESSIVERSOLV NO | 22 時 | , es | 180.58 | *:::::::::::::::::::::::::::::::::::::: | * 2 2 2 | -444 | 上級のと称を解析します。 下級 本 A | | naska st. |
| 5 | 4 H | 45 | 900 | 8 | * * * * | III. | 8 | はご語の雑名を の実施状況 | 部別を用り 存取の開始 | 第四条第一 名口の開発 | 4 | | # |

のでは (1979年) The second of th addings and addi **XREBSH** SEPTION, XII. SERVI. SREEDET, 334. MARKET 4. 8000-58-T 1.600,000,0 公等健康被害国定患者主治院診断報告書(正) を 記録が表していたか 中は他にていない 公治保証技術の基徴等に関する技術 ĕ ĕ TOTAL STREET ECRESCALL Pr. WICARGES 4 10 00 10 10 4 7 7 8 7 ă E. Antibototic b. Mindred (mr./fathoric) A 独物な物機で、 雑様や A 2000年 1000年 10 の数式を登録の数数で、後そのは利益の一下の の数数の数分のことを、の例(ことをの数句) することを指すられる freelower, a freel ECHENGIAL. 80 NAME OF STREET OF STREET OF STREET がかの日と日あられて、第1名数 (6条前・数9条) 動物などのも関っている **神器を含また、多数や** 人間ちる部内し、かつ 野たか着も必要とから ¥ ŝ 医汞素 上記のとおり報告します 0 E * 報報 2 に 終す 3 乗換 数学の表表表ができまえ ÷ で 第 第 章 第4 (第2数6所でかり) ٠, **さん品 0個)** × w 9 8 W. **表** 173 (MAGMA)

問合せ先 東京都内の指定地域 19 区の区役所の公害健康被害補償主管課 (世田谷区、中野区、杉並区、練馬区を除く)

| 1 2 | 難病の患者に対する医療等に関する法律 | | | | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 法 別 番 号 | 54・83 区 分 第病等 54 (指定難病)・83 (都単独疾病 都) | | | | | | | | |
| 取 扱 医 療機 関 等 | 83:契約医療機関、東京都が開設している医療機関 | | | | | | | | |
| 疾病等の範囲 | 別表 3 (P116) のとおり | | | | | | | | |
| 対 象 者 | 54:別表3のIの疾病に該当する方であって、①厚生労働大臣の定める症状の程度に該当する方又は②申請日の属する月の12月前までの間で当該疾病に係る医療に要した費用の額が33,330円を超えた月数が3月以上ある方 83:別表3のIIの疾病に該当する方であって、①知事の定める基準に該当する方又は②申請日の属する月の12月前までの間で当該疾病に係る医療に要した費用の額が33,330円を超えた月数が3月以上ある方 ※83については、上記に加え、医療保険等各法又は介護保険法により医療又は介護に関する給付を受けている方。ただし、他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。なお、83の対象疾病のうち、小児慢性特定疾病に該当するものについては、満18歳未満の方は小児慢性特定疾病医療費助成に申請すること。 | | | | | | | | |
| HI3 | 申請書に、臨床調査個人票(54については都道府県が指定した医師が作成したもの)、個人番号に係る調書、住民票、申請者等の健康保険証の写し、申請者等の課税状況を証明する書類、保険者からの情報提供に係る同意書その他必要な書類を添付して患者の方の住所地(※)を管轄する区市町村担当窓口を経て知事に申請する。 ※54については、患者の方が満18歳未満の場合は、当該患者の保護者の住所地 | | | | | | | | |
| 認定期間 | [認定期間の変更] | | | | | | | | |

1 月ごとの、認定を受けた疾病及びその疾病に付随して発生する傷病に係る診療、調剤、居 宅における療養上の管理及び看護に要した費用の額について、各種医療保険等適用後の自己 負担額(当該額が当該医療費総額の3割の方は、当該医療費総額の2割)から負担上限月額 (月額自己負担限度額)を控除した額。ただし、原則として入院時の食事療養標準負担額及 び入院時の生活療養標準負担額は公費負担の対象外 2 月ごとの、認定を受けた疾病及びその疾病に付随して発生する傷病に係る介護保険による 公費負担額 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防 訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サ ービスに要した費用の額について、介護保険適用後の自己負担額(当該額が当該介護費総額 の3割の方は、当該介護費総額の2割)から負担上限月額(月額自己負担限度額)を控除し た額 **※** 1 54については、都道府県等が指定した医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事 業所又は介護予防訪問看護事業所)により行われたものに限る。 ※2 負担上限月額(月額自己負担限度額)については別表4 (P118)のとおり 難病の患者に対する医療等に関する法律、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する 根拠法令等 規則 「認定関係] 保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 (5320)4472 [制度関係] 問合せ先 保健医療局保健政策部疾病対策課疾病対策担当 (5320)4471 [給付関係] 福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当(マル都担当) (5320)4454

※ Q&A は130ページに記載

1. 概要

国の指定した難病(指定難病)にり患し、認定基準を満たした者に対し、当該指定難病に係る医療費及び一部の介護サービスにかかる費用を助成する。

尚、都単独疾病(83)については、本項以外に「衛医療費助成制度(P196~)」も参照のこと。

法別番号54 I 助成対象となる疾病の範囲(338疾病)

| 141 | 川番写34 1 助成系 | 1 25 | となる疾病の軋曲(33 | 0 / | /C/F3/ | | (別衣 3) |
|----------|---------------------------------|------------|-----------------------------------|------------|---|------------|---|
| | 球脊髄性筋萎縮症 | 88 | | | 低ホスファターゼ症 | | スフェラーゼ欠損症 |
| 2 3 | 筋萎縮性側索硬化症 | 89 90 | リンパ脈管筋腫症 | | VATER症候群 | 259 | レシチンコレステロールアシルトラン |
| | 脊髄性筋萎縮症 原発性側索硬化症 | | 網膜色素変性症 バッド・キアリ症候群 | | 那須・ハコラ病 ウィーバー症候群 | 260 | スフェラーゼ欠損症 シトステロール血症 |
| | 進行性核上性麻痺 | | 特発性門脈圧亢進症 | | コフィン・ローリー症候群 | | タンジール病 |
| 6 | パーキンソン病 | | 原発性胆汁性胆管炎 | | ジュベール症候群関連疾患 | | 原発性高カイロミクロン血症 |
| 7 | 大脳皮質基底核変性症 | | 原発性硬化性胆管炎 | | モワット・ウィルソン症候群 | | 脳腱黄色腫症 |
| 8 | ハンチントン病 | | 自己免疫性肝炎 | | ウィリアムズ症候群 | | 無 β リポタンパク血症 |
| 9 | 神経有棘赤血球症 | 96 | クローン病 | | ATR—X症候群 | | 脂肪萎縮症 |
| 10 | シャルコー・マリー・トゥース病 | 97 | 潰瘍性大腸炎 | | クルーゾン症候群 | | 家族性地中海熱 |
| 11 12 | 重症筋無力症 先天性筋無力症候群 | 98 99 | 好酸球性消化管疾患 慢性特発性偽性腸閉塞症 | | アペール症候群 ファイファー症候群 | 267 268 | 高IgD症候群 中條・西村症候群 |
| 13 | 多発性硬化症/視神経脊髄炎 | 100 | 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 | | アントレー・ビクスラー症候群 | | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ア |
| 14 | 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性 | | | | コフィン・シリス症候群 | | クネ症候群 |
| | 運動ニューロパチー | | ルビンシュタイン・テイビ症候群 | 186 | ロスムンド・トムソン症候群 | 270 | 慢性再発性多発性骨髄炎 |
| | 封入体筋炎 | 103 | CFC症候群 | 187 | 歌舞伎症候群 | | 強直性脊椎炎 |
| | クロウ・深瀬症候群 | 104 | コステロ症候群 | 188 | 多脾症候群 | | 進行性骨化性線維異形成症 |
| 17 | 多系統萎縮症 | 105 | チャージ症候群 | 189 | 無脾症候群 | | 肋骨異常を伴う先天性側弯症 |
| 18 19 | 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) ライソゾーム病 | | クリオピリン関連周期熱症候群 若年性特発性関節炎 | | 思耳肯症候群 ウェルナー症候群 | | 骨形成不全症 タナトフォリック骨異形成症 |
| | 副腎白質ジストロフィー | 107 | TNF受容体関連周期性症候群 | | コケイン症候群 | 276 | 軟骨無形成症 |
| | ミトコンドリア病 | 109 | 非典型溶血性尿毒症症候群 | | プラダー・ウィリ症候群 | | リンパ管腫症/ゴーハム病 |
| 22 | もやもや病 | 110 | ブラウ症候群 | | ソトス症候群 | 278 | 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変) |
| | プリオン病 | | 先天性ミオパチー | | ヌーナン症候群 | | 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性 |
| 24 | 亜急性硬化性全脳炎 | 112 | マリネスコ・シェーグレン症候群 | 196 | ヤング・シンプソン症候群 | | 病変) |
| | 進行性多巣性白質脳症 | | 筋ジストロフィー | | 1 p 3 6 欠失症候群 | 280 | 巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変) |
| | HTLV-1関連脊髄症 | | 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 | | 4 p 欠失症候群 | | クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 |
| | 特発性基底核石灰化症 | | 遺伝性周期性四肢麻痺 | | 5 p 欠失症候群 | | 先天性赤血球形成異常性貧血 後天性赤芽球癆 |
| 28 29 | 全身性アミロイドーシス ウルリッヒ病 | 116 | アトピー性脊髄炎 脊髄空洞症 | | 第14番染色体父親性ダイソミー症候群 アンジェルマン症候群 | | 後大性亦芽球癆 ダイアモンド・ブラックファン貧血 |
| | 遠位型ミオパチー | 118 | 有 | | スミス・マギニス症候群 | | ファンコニ貧血 |
| 31 | ベスレムミオパチー | 119 | アイザックス症候群 | | 22q11.2欠失症候群 | | 遺伝性鉄芽球性貧血 |
| 32 | 自己貪食空胞性ミオパチー | | 遺伝性ジストニア | | エマヌエル症候群 | 287 | エプスタイン症候群 |
| 33 | シュワルツ・ヤンペル症候群 | 121 | 神経フェリチン症 | | 脆弱X症候群関連疾患 | 288 | 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 |
| | 神経線維腫症 | 122 | 脳表へモジデリン沈着症 | | 脆弱X症候群 | 289 | クロンカイト・カナダ症候群 |
| | 天疱瘡 | 123 | | | 総動脈幹遺残症 | | 非特異性多発性小腸潰瘍症 |
| 36 | 表皮水疱症 | | 性白質脳症 | | 修正大血管転位症 | 291 | ヒルシュスプルング病(全結腸型又は |
| 37 | 膿疱性乾癬(汎発型) | 124 | | | 完全大血管転位症 | 000 | 小腸型) |
| 38 39 | スティーヴンス・ジョンソン症候群 中毒性表皮壊死症 | 195 | 優性脳動脈症 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝 | | 単心室症 左心低形成症候群 | 292 293 | 総排泄腔外反症 総排泄腔遺残 |
| | 高安動脈炎 | 120 | 性びまん性白質脳症 | | 三英弁閉鎖症 | | 先天性横隔膜ヘルニア |
| 41 | 巨細胞性動脈炎 | 126 | ペリー症候群 | | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 | | 乳幼児肝巨大血管腫 |
| 42 | 結節性多発動脈炎 | 127 | 前頭側頭葉変性症 | | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 | | 胆道閉鎖症 |
| 43 | 顕微鏡的多発血管炎 | 128 | ビッカースタッフ脳幹脳炎 | | ファロー四徴症 | 297 | アラジール症候群 |
| 44 | 多発血管炎性肉芽腫症 | 129 | 痙攣重積型(二相性)急性脳症 | 216 | 両大血管右室起始症 | 298 | 遺伝性膵炎 |
| 45 | 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 | 130 | 先天性無痛無汗症 | | エプスタイン病 | 299 | |
| 46 | 悪性関節リウマチ | 131 | アレキサンダー病 | | アルポート症候群 | | I g G 4 関連疾患 |
| 47 48 | バージャー病 原発性抗リン脂質抗体症候群 | 132 | 先天性核上性球麻痺 | | ギャロウェイ・モワト症候群 急速進行性糸球体腎炎 | | 黄斑ジストロフィー レーベル遺伝性視神経症 |
| | 全身性エリテマトーデス | 133 134 | メビウス症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 | | 抗糸球体基底膜腎炎 | | アッシャー症候群 |
| | 皮膚筋炎/多発性筋炎 | 135 | アイカルディ症候群 | | 一次性ネフローゼ症候群 | | 若年発症型両側性感音難聴 |
| | 全身性強皮症 | 136 | 片側巨脳症 | | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 | | 遅発性内リンパ水腫 |
| 52 | 混合性結合組織病 | 137 | 限局性皮質異形成 | 224 | 紫斑病性腎炎 | 306 | 好酸球性副鼻腔炎 |
| 53 | シェーグレン症候群 | 138 | 神経細胞移動異常症 | | 先天性腎性尿崩症 | | カナバン病 |
| | 成人スチル病 | 139 | 先天性大脳白質形成不全症 | | 間質性膀胱炎 (ハンナ型) | | 進行性白質脳症 |
| | 再発性多発軟骨炎 | 140 | ドラベ症候群 | | オスラー病 | | 進行性ミオクローヌスでんかん |
| | ベーチェット病 特発性拡張型心筋症 | 141 | | | 閉塞性細気管支炎 時期落白症 (自己免疫性又は生玉性) | | 先天異常症候群 |
| | 形大型心筋症 肥大型心筋症 | 142 143 | ミオクロニー欠神でんかん ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん | | 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) 肺胞低換気症候群 | | 先天性三尖弁狭窄症 先天性僧帽弁狭窄症 |
| | 拘束型心筋症 | | レノックス・ガストー症候群 | | α 1-アンチトリプシン欠乏症 | | 先天性肺静脈狭窄症 |
| | 再生不良性貧血 | | ウエスト症候群 | | カーニー複合 | | 左肺動脈右肺動脈起始症 |
| 61 | 自己免疫性溶血性貧血 | 146 | 大田原症候群 | | ウォルフラム症候群 | 315 | ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) |
| 62 | 発作性夜間ヘモグロビン尿症 | 147 | 早期ミオクロニー脳症 | 234 | ペルオキシソーム病(副腎白質ジスト | | /LMX1B関連腎症 |
| | 特発性血小板減少性紫斑病 | | 遊走性焦点発作を伴う乳児でんかん | 00= | ロフィーを除く。) | | カルニチン回路異常症 |
| | 血栓性血小板減少性紫斑病 | | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 | | 副甲状腺機能低下症 | | 三頭酵素欠損症 |
| | 原発性免疫不全症候群 IgA腎症 | 150 151 | 環状20番染色体症候群 ラスムッセン脳炎 | 236 237 | 偽性副甲状腺機能低下症 副腎皮質刺激ホルモン不応症 | | シトリン欠損症 セプアプテリン還元酵素(SR)欠損症 |
| 67 | 多発性囊胞腎 | 151 | PCDH19関連症候群 | | 前宵及貨刺級ホルモン不応症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 | | たアナノテリン境元幹系(SR)欠損症 先天性グリコシルホスファチジルイノ |
| 68 | する。 黄色 朝帯骨化症 | 153 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 | | ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 | 020 | シトール(GPI)欠損症 |
| 69 | 後縦靱帯骨化症 | 154 | 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんか | | フェニルケトン尿症 | 321 | 非ケトーシス型高グリシン血症 |
| 70 | 広範脊柱管狭窄症 | | ん性脳症 | | 高チロシン血症1型 | | βーケトチオラーゼ欠損症 |
| 71 | 特発性大腿骨頭壊死症 | 155 | ランドウ・クレフナー症候群 | | 高チロシン血症2型 | | 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症 |
| | 下垂体性ADH分泌異常症 | 156 | レット症候群 | | 高チロシン血症3型 | | メチルグルタコン酸尿症 |
| | 下垂体性TSH分泌亢進症 | 157 | スタージ・ウェーバー症候群 | | メープルシロップ尿症 | | 遺伝性自己炎症疾患 |
| 74 | 下垂体性PRL分泌亢進症 | 158 | 結節性硬化症 <u>免</u> 素性數皮症 | | プロピオン酸血症 | | 大理石骨病 |
| | クッシング病 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 | 159 160 | 色素性乾皮症 先天性魚鱗癬 | | メチルマロン酸血症 イソ吉草酸血症 | 321 | 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。) |
| 77 | 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 | 161 | 家族性良性慢性天疱瘡 | | イノ 百早 欧 皿 址 グルコーストランスポーター 1 欠損症 | 328 | 前眼部形成異常 |
| | 下垂体前葉機能低下症 | 162 | 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。) | | グルタル酸血症1型 | | 無虹彩症 |
| | 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) | 163 | 特発性後天性全身性無汗症 | | グルタル酸血症 2型 | | 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 |
| | 甲状腺ホルモン不応症 | 164 | 眼皮膚白皮症 | | 尿素サイクル異常症 | | 特発性多中心性キャッスルマン病 |
| | 先天性副腎皮質酵素欠損症 | 165 | 肥厚性皮膚骨膜症 | | リジン尿性蛋白不耐症 | 332 | 膠様滴状角膜ジストロフィー |
| | 先天性副腎低形成症 | 166 | 弹性線維性仮性黄色腫 | | 先天性葉酸吸収不全 | | ハッチンソン・ギルフォード症候群 |
| | アジソン病 | 167 | マルファン症候群 | | ポルフィリン症 | | 脳クレアチン欠乏症候群 |
| | サルコイドーシス 株 窓 林 門 原 州 | 168 | エーラス・ダンロス症候群 | | 複合カルボキシラーゼ欠損症 | | ネフロン癆 写物が近り (オエキタイト) |
| | 特発性間質性肺炎 肺動脈性肺高血圧症 | 169 | メンケス病 オクシピタル・ホーン症候群 | 256 257 | 筋型糖原病 肝刑糖原癌 | 336 337 | 家族性低 β リポタンパク血症1 (ホモ接合体) ホモシスチン尿症 |
| | 肿動脈性肺高血圧症 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症 | | オクンピタル・ホーン症候群 ウィルソン病 | | 肝型糖原病 ガラクトース―1―リン酸ウリジルトラン | | |
| 01 | WED WINDS TO BE CHANGE BUILDING | 111 | > 1 1 1 5 ≤ W1 | 200 | /-// 1 /· 1 // E/// // // // // // // // // // // / | 000 | VE 13 (TSV/V) (TVI) (1/02/11 / 7 / 7/10/05 |

法別番号83 Ⅱ 助成対象となる疾病の範囲(8疾病)

| _ | | | | | |
|---|-------------------------------|---|-------------|---|----------|
| 1 | 悪性高血圧 | 3 | 特発性好酸球增多症候群 | 6 | 網膜脈絡膜萎縮症 |
| 2 | 母斑症 (指定難病のスタージ・ウェーバー症候群、結節性硬化 | 4 | びまん性汎細気管支炎 | 7 | 骨髓線維症 |
| | 症及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。) | 5 | 遺伝性QT延長症候群 | 8 | 肝内結石症 |

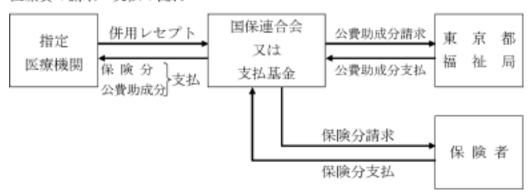
2. 給付内容

(1) 医療保険

指定難病に係る医療費について、その患者の自己負担割合が2割を超える場合も、2割を上限とする(1割負担の場合は、1割のままとなる。)。患者一部負担額は、難病医療費の自己負担額の累積額(月額)が「一部負担額の限度額表(月額)」に定める額に達するまで徴収する。

また、生活保護等受給者及び要保護者の一部については入院時の食事・生活療養標準負担額の全額についても助成する。

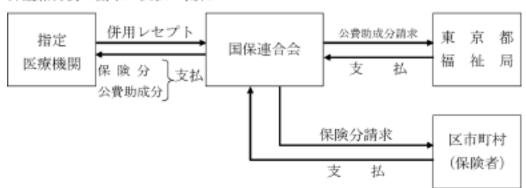
医療費の請求・支払の流れ



(2) 介護保険

指定難病に係る介護保険適用の訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスにおける利用者負担額の累積額(月額)が「一部負担額の限度額表(月額)」に定める額に達するまで徴収する。患者の自己負担割合が2割を超える場合も、2割を上限とする(1割負担の場合は、1割のままとなる。)。

介護給付費の請求・支払の流れ



(3) 医療保険と介護保険との調整

訪問看護に係る費用について、介護保険の給付が行われている要介護者等は、介護保険の給付が医療保険の給付に優先する。ただし、認定された疾病が「末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等」(平成 24 年厚生労働省告示第 95 号第 4 号 以下「告示第 95 号第 4 号」という)に該当する場合は、医療保険を適用する。

3. 患者一部負担額の限度額

患者一部負担額の限度額(窓口での徴収の限度額)は以下のとおり。

(単位:円)

| | |) _ although | 負担上限月 |]額(月額自己負担 | 坦限度額) |
|--------|------------------|----------------|---------|-----------|---------------|
| 階層区分 | 階層区分 | 子の基準 | 一般 | 高額かつ長期 | 人工呼吸器等 装着者 |
| 生活保護 | _ | | 0 | 0 | 0 |
| 低所得 I | 区市町村民税 | 本人年収 ~80 万円 | 2, 500 | 2, 500 | |
| 低所得Ⅱ | 非課税世帯 | 本人年収 80 万円超 | 5, 000 | 5,000 | |
| 一般所得 I | 区市町村 7.1万 | | 10,000 | 5,000 | 1,000 |
| 一般所得Ⅱ | 区市町村 7.1万円以上: | - | 20, 000 | 10,000 | |
| 上位所得 | 区市町村 25.1万 | | 30, 000 | 20,000 | |

- ※1 「高額かつ長期」とは、医療費助成の認定後、認定を受けた疾病に係る月ごとの医療又は介護に要した費用の総額が50,000円を超えた月が6回以上ある方(別途申請手続が必要)
- ※2 「人工呼吸器等装着者」とは、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする方であって、認定を受けた疾病により、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要があり、かつ、日常生活動作が著しく制限されている方(別途申請手続が必要)
- ※3 83については、生活保護は対象外
- ※4 認定を受けた患者の方の加入する医療保険上の世帯に、他の難病医療費助成(54・83)を受けている方又は小児慢性特定疾病医療費助成(52)を受けている方がいる場合(認定を受けた患者の方が小児慢性特定疾病医療費助成を受けている場合を含む。)、それぞれの負担上限月額(月額自己負担限度額)に応じて、当該額が按分される。
- ※5 入院時の食事療養標準負担額及び入院時の生活療養標準負担額について、「生活保護」に該当する方は全額を公費で負担する。

4. 他の医療制度との関係

各種医療保険が優先適用され、その自己負担額を対象に助成する。 御医療券 (P. 227~参照) とその他との2種類以上の医療費助成等の併用がある場合は、下記の優先順位で取り扱う。

5. 指定医療機関

難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)では、同法の規定による医療費等の助成(特定医療費の支給)の認定を受けた患者が、都道府県知事が指定した指定医療機関で当該認定に係る指定難病に対する診療等を受けた場合に助成が受けられることとされている。

(1) 指定医療機関の要件

次のいずれかに該当する施設であって、欠格要件に該当しないこと。

なお、「指定医療機関」制度は、後述6の「指定医」制度とは、別のものであり、指定医が所在していない医療機関であっても、上記の要件を満たせば、指定医療機関の指定を受けることが可能である。

【対象施設等】

- ① 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 3 項 1 号に規定する保険医療機関である病院又は診療所(病院又は診療所には、介護医療院を含む。)
- ② 健康保険法第63条第3項1号に規定する保険薬局
- ③ 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第 1項に規定する指定居宅サービス事業者(訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する 指定介護予防サービス事業者(介護予防訪問看護を行う者に限る。)

(2) 指定医療機関の責務等

難病法第16条では、指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならないとされており、当該省令である難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第40条で、指定医療機関は、指定特定医療(難病医療費等助成の対象となる医療等)を提供するに当たっては、支給認定を受けた指定難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るために良質かつ適切な医療を厚生労働大臣が定めるところ(平成26年厚生労働省告示第437号「指定医療機関療養担当規程」)により提供しなければならないとされている。

また、難病法第17条第1項では、指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例によるとされており、同条第2項では、その診療方針によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針は、厚生労働大臣が定めるところ(平成26年厚生労働省告示第434号「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第3項の規定による特定医療に要する費用の額の算定方法及び同法第17条第2項の規定による診療方針」)によるとされている。

(3) 指定医療機関の申請手続

指定医療機関の指定の申請を行おうとする医療機関(病院又は診療所)の開設者は、以下の事項を記載した「難病医療費助成指定医療機関指定申請書」(難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(以下「難病法施行細則」という。) 別記第18号様式。以下「申請書」という。)を東京都に提出する。

都内に所在する医療機関は、東京都から指定医療機関の指定を受けていれば、都外の道府県から難病医療費等助成の 認定を受けている患者が受診する場合であっても当該道府県への申請手続は不要である。

- ① 病院又は診療所の名称及び所在地
- ② 医療機関コード
- ③ 開設者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地及び名称)
- ④ 標榜している診療科名
- ⑤ (法人開設の場合) 役員の職・氏名 ※一覧の添付でも可
- ⑥ 保険医療機関としての開設日 (開設前に申請する場合のみ記載)
- ⑦ 欠格要件に該当しない旨の誓約(開設者の記名(又は自署))のこと。)

(4) 指定医療機関の指定

①難病医療費助成指定医療機関指定書の交付

東京都により指定医療機関の指定がされたときは、次に掲げる事項を記載した指定医療機関指定書(難病法施行細則 別記第19号様式)が当該医療機関に交付される。

また、(ii) 及び(iii) に掲げる事項については東京都ホームページで公表される。

- (i) 開設者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地及び名称)
- (ii) 指定医療機関の名称及び所在地
- (iii) 指定有効期限

②指定の有効期間

指定医療機関の有効期間は、6年を超えない期間とされている。東京都では、東京都が申請書類を収受した日の属する月の1日から6年間としている。

③指定を行わない事由

都道府県知事は、医療機関が次のいずれかに該当する場合は、指定医療機関の指定をしないことができる。

- (i) 対象施設等 (P.118「(1) 指定医療機関の要件」参照) に該当しないとき。
- (ii) 医療機関等又は申請者が、重ねて難病法第18条の規定による指導又は同法第22条第2項の勧告を受けたものであるとき。
- (iii) 申請者が難病法第22条第2項の規定による命令に従わない者であるとき。
- (iv) 指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

(5) 特定医療費(指定難病) 受給者証への指定医療機関の記載

難病法に基づく医療費助成制度において、東京都では、指定医療機関の記載を「各都道府県又は政令指定都市の指定する医療機関」に一本化することとした。

(6) 指定医療機関の指定後の手続

指定医療機関は、指定を受けた後、次に掲げる事由が生じた場合には、東京都に届出等の手続を行うものとする。

①指定内容の変更 (医療機関コードの変更を伴う場合)

【事由】

開設者変更、医療機関の移転等により、医療機関コードに変更が生じたとき。

【提出書類】

- (i) 難病医療費助成指定医療機関指定申請書(難病法施行細則別記第18号様式。コード変更後のもの)
- (ii) 難病医療費助成指定医療機関業務休止等届 (難病法施行細則別記第 21 号様式。コード変更前のもの) ※「届出事由」の欄は「2 業務の廃止」に○を付ける。
- (iii) 難病医療費助成指定医療機関指定書(原本。コード変更前のもの)

②指定内容の変更(医療機関コードの変更を伴わない場合)

【事由】

次に掲げる事項に変更が生じたとき。

- (i) 保険医療機関の名称(医療機関コードの変更を伴わない場合)
- (ii) 保険医療機関の所在地 (医療機関コードの変更を伴わない場合)
- (iii) 電話番号
- (iv) 開設者の住所又は所在地(医療機関コードの変更を伴わない場合)
- (v) 開設者の氏名又は名称 (医療機関コードの変更を伴わない場合)
- (vi) 標ぼうしている診療科名
- (vii) (法人開設の場合) 役員の職・氏名

【提出書類】

難病医療費助成指定医療機関変更届(難病法施行細則別記第20号様式)

③指定医療機関の業務の廃止

【事由】

指定医療機関としての業務を廃止するとき。

【提出書類】

- (i) 難病医療費助成指定医療機関業務休止等届(難病法施行細則別記第21号様式) ※「届出事由」の欄は「2 業務の廃止」に○を付ける。
- (ii) 難病医療費助成指定医療機関指定書(原本)

④指定医療機関の辞退

【事由】

指定医療機関を辞退するとき。

【提出書類】

- (i) 難病医療費助成指定医療機関辞退申出書(難病法施行細則別記第22号様式)
- (ii) 難病医療費助成指定医療機関指定書(原本)

⑤指定医療機関の業務の休止

【事由】

指定医療機関としての業務を休止するとき。

【提出書類】

難病医療費助成指定医療機関業務休止等届 (難病法施行細則別記第 21 号様式) ※「届出事由」の欄は「1 業務の休止」に○を付ける。

⑥指定医療機関の業務の再開

【事由】

指定医療機関としての業務休止の届出を行った後、業務を再開するとき。

【提出書類】

難病医療費助成指定医療機関業務休止等届 (難病法施行細則別記第 21 号様式) ※「届出事由」の欄は「3 業務の再開」に○を付ける。

(7)難病医療費助成指定医療機関指定書の再交付

【事由】

難病医療費助成指定医療機関指定書の破損、亡失等により再交付を希望するとき。

【提出書類】

難病医療費助成指定医療機関指定書再交付申請書 (難病法施行細則別記第23号様式)

(8)指定医療機関の更新

【事由】

現在受けている指定の有効期間満了後も、引き続指定を受けようとするとき。

【提出書類】

難病医療費助成指定医療機関指定申請書(難病法施行細則別記第18号様式)

- ※ 申請書の「更新」に○をつける。
- ※ 現在受けている指定の有効期間満了日以前の12か月以内に更新申請を行うこと。
- ※ 更新後の指定有効期間は、更新前の指定有効期間満了日の翌日から5年間となる。

⑨難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第43条第2号の規定による届出

【事由】

医療法第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき。

【提出書類】

難病医療費助成指定医療機関業務休止等届(難病法施行細則別記第 21 号様式) ※「届出事由」の欄は「4 その他」に○を付け、「内容・理由」の欄に具体的な内容を規定する。

(7) 申請書等の配布

申請等に必要な書類は、東京都保健医療局保健政策部疾病対策課で配布しているほか、東京都保健医療局ホームページからダウンロードすることが可能となっている。

【東京都保健医療局ホームページ「難病指定医療機関制度の要件・申請手続について」】

(8) 申請書等の提出先

T163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課 疾病対策担当

6. 指定医

患者が難病法に基づく医療費助成の助成(特定医療費の支給)の申請を行う際、都道府県が指定した医師が作成した所定の診断書(臨床調査個人票)を添付することが必要とされている。

(1) 指定医の種類、要件及び申請手続

①難病指定医

難病法に基づく医療費助成の新規申請及び更新申請に必要な臨床調査個人票を作成することができる。

【要件】

次の(i)及び(ii)の要件を満たした上で、(iii)又は(iv)のどちらかの要件を満たすこと。

- (i)診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること。
- (ii) 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
- (iii) 厚生労働省が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。
- (iv) 都道府県の行う研修を修了していること((iii) の要件を満たす場合は、研修受講は不要)。※東京都では、厚生労働省の「難病指定医向けオンライン研修サービス」を活用して実施しているhttps://nanbyo-shiteii.mhlw.go.jp/register

【申請手続】

次の書類を、東京都に提出する。

- (i)指定医指定申請書兼経歴書(難病法施行細則別記第5号様式)
- (ii) 医師免許証の写し
- (iii) 専門医に認定されていることを証明する書類の写し(専門医資格により申請する場合) ※申請日時点で有効なことが確認できるもの(有効期間の記載があるもの)
- (iv) 都道府県等の行う研修を修了したことを証明する書類の写し(研修修了資格により申請する場合)

②協力難病指定医

難病法に基づく医療費助成の更新申請に必要な臨床調査個人票のみを作成することができる。

※ ①の難病指定医の指定を受けていれば、協力難病指定医の指定を受ける必要はない。

【要件】

次の(i) から(iii) までの全ての要件を満たすこと。

- (i) 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること
- (ii) 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- (iii) 都道府県知事が行う研修※を修了したこと

※東京都では厚生労働省の「難病指定医向けオンライン研修サービス」を活用して実施している。 厚生労働省「難病指定医向けオンライン研修サービス」はこちらから

https://nanbyo-shiteii.mhlw.go.jp/register

【申請手続】

次の書類を、東京都に提出する。

- (i)指定医指定申請書兼経歴書(難病法施行細則別記第5号様式)
- (ii) 医師免許証の写し
- (iii) 都道府県等の行う研修を修了したことを証明する書類の写し(研修修了資格により申請する場合)

(2) 指定医の指定

①指定医指定通知書の交付

東京都により指定医の指定がされたときは、次に掲げる事項を記載した指定医指定通知書(難病法施行細則別記第4号様式以下「通知書」という。)が当該指定医に交付される。

また、(i)、(iv)、(vi)、(vii) 及び(viii) に掲げる事項については東京都ホームページで公表される。

- (i) 指定医の氏名
- (ii) 生年月日
- (iii) 連絡先(東京都においては、医師の現住所ではなく、(vi) の所在地を記載)
- (iv) 指定医の種類 (「難病指定医」又は「協力難病指定医」)
- (v) 指定医番号(2桁の数字+アルファベット1文字+7桁の数字)
- (vi) 診療に主に従事する医療機関の名称及び所在地
- (vii) 診療に主に従事する医療機関において担当する診療科名
- (viii) 指定有効期限

②指定の有効期間

指定医の有効期間は、5年を超えない期間とされている。東京都では、東京都が申請書類を収受した日の属する月の 1日から5年間としている。

③指定を行わない事由

都道府県知事は、医師が次のいずれかに該当する場合は、指定医の指定をしないことができる。

- (i) 医師免許証を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたことにより、指定医の指定を取り消されてから 5 年を経過しない者
- (ii) 難病法若しくは難病法に基づく命令に違反し、又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行ったことその他指定医として著しく不適当と認められたことにより、指定医の指定を取り消されてから5年を経過しない者
- (iii) その他指定医として著しく不適当と認められる者

(3) 指定医の指定後の手続

指定医は、指定を受けた後、次に掲げる事由が生じた場合には、東京都に届出等の手続を行うものとする。

①指定医の指定内容変更

【事由】

主たる勤務先(都内)、氏名等の変更が生じたとき。

【提出書類】

指定医指定内容変更届 (難病法施行細則別記第6号様式)

※ 氏名の変更の場合は、旧氏名と新氏名が確認できるもの(戸籍抄本(原本)や運転免許証の写し等)の添付も 必要となる。

②指定医の辞退

【事由】

退職、他道府県の医療機関への異動等により、指定医を辞退するとき。

【提出書類】

指定医指定辞退申出書 (難病法施行細則別記第7号様式)

③指定医指定通知書の再交付

【事由】

指定医指定通知書の破損、亡失等により再交付を希望するとき。

【提出書類】

指定医指定通知書再交付申請書 (難病法施行細則別記第8号様式)

④指定医の更新

【事由】

現在受けている指定の有効期間満了後も、引き続き指定を受けようとするとき。

【提出書類】

新規申請時と同様

- ※ 指定医指定申請書兼経歴書の「更新」に○をつけて、指定医番号を記入すること。
- ※ 現在受けている指定の有効期間満了日以前の12か月以内に更新申請を行うこと。
- ※ 更新後の指定有効期間は、更新前の有効期間満了日の翌日から5年間となる。

(4) 申請書等の配布

申請等に必要な書類は、東京都保健医療局保健政策部疾病対策課で配布しているほか、東京都保健医療局ホームページからダウンロードすることが可能となっている。

【東京都保健医療局ホームページ「難病指定医制度の要件・申請手続について」】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenko/nanbyo/portal/shiteii/shinsei.html

(5) 申請書等の提出先

T163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課 疾病対策担当

7. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

医療保険証又は介護保険証とともに医療受給者証及び自己負担上限(限度)額管理票の提出を求め、医療受給者証の 負担者番号、受給者番号、認定疾病・病名、有効期間等を確認し、医療受給者証に自己負担限度額が記載されている場合は、限度額まで徴収する。自己負担上限(限度)額管理票を提出された場合は、自己負担額等を記入する。

なお、自己負担上限(限度)額管理票は、医療費助成の申請手続等の添付書類として利用する場合があるため(後述12及び13のQ4を参照)、患者の負担上限月額に達している場合であっても、医療費総額欄の記載を行うことが望ましい。

(2) 請求方法

①一般処理

保険(後期高齢者医療及び介護保険を含む。以下同じ)分及び医療費助成分を 1 枚のレセプト(併用レセプト)で請求する。

②例外処理

「難病医療(指定難病)「54」の患者負担額を法別番号「82」で助成する場合」

「難病医療(指定難病)「54」の患者負担額を難病医療「83」で助成する場合」

※ 国保及び後期高齢者医療に限る。社保は併用レセプトで請求可

上記に掲げる 御 医療費助成分 (「82」又は「83」) は、例外処理として、保険分とは別に 御 東京都負担医療費請求書等 (P. 234・235 参照) により請求する。

なお、法別番号「82」、難病医療「83」以外の保険分と先に適用される公費は、併用レセプトにより「支払基金」又は「国保連合会」へ請求する。

(3) レセプト記載上の注意事項

「診療報酬請求書等の記載要領等について」による。

- ・レセプトの負担者番号・受給者番号欄は、医療受給者証等の番号を記入する。
- ・療養の給付欄の公費の項に外来における「一部負担金額」の項又は入院における「負担金額」の項に医療費助成の 患者一部負担額を記入する。
- ・医療費助成の対象医療とそれ以外の医療が併せて行われる場合は、療養の給付欄の公費の項に医療費助成分の保険 点数、次いで療養の給付に応じて一部負担金額、食事・生活療養費の請求額及び標準負担額を記入する。
- ・医療受給者証の適用区分に応じた特記事項欄等の記載が必要となる。詳しくは、(5) 高額療養費の項を参照。

(4) 提出先・提出期日・支払日

| 請求種別 | 提出先 | 提出期日 | 支払日 |
|----------------------------|---|-------------------|-------------------|
| 国保及び後期高齢者医療 | 東京都国民健康保険団体連合会 | 診療月の | 診療月の |
| 併用レセプト | | 翌月 10 日まで | 翌々月 20 日頃 |
| 社保併用レセプト | 社会保険診療報酬支払基金 | 診療月の | 診療月の |
| 公費単独レセプト (医療保険分) | 関東審査事務センター | 翌月 10 日まで | 翌々月 20 日頃 |
| 介護保険併用レセプト | 東京都国民健康保険団体連合会 | 診療月の | 診療月の |
| 公費単独レセプト(介護保険分) | | 翌月 10 日まで | 翌々月 20 日頃 |
| その他例外処理での 御東京都負担医療費請求書等 | 東京都福祉局保健政策部医療助成課 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 電話番号03(5320)4454 | 診療月の 翌月 10 日まで | 診療月の 翌々月 10 日頃 |

(5) 高額療養費に該当する場合

高額療養費に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した額が医療助成額となる。併用レセプトを使用することにより、高額療養費等に相当する額は、保険者から保険分と併せて支払われる。難病医療「54」の受給者証については、受給者証の適用区分欄に記載された記号により、特記事項欄等に所得区分を記載する。(下表参照)

| a water o Amery | レセプトの特記事項 | | | | |
|-----------------|-----------|-----------|---------|--|--|
| 受給者証の適用区分 | | | 多数回該当 | | |
| P | | 26区ア | 31多ア | | |
| 1 | | 27区イ | 3 2 多イ | | |
| ウ | | 28区ウ | 33多ウ | | |
| I | | 29区工 | 3 4 多工 | | |
| オ | | 30区才 | | | |
| VI | | 26区ア | 31多ア | | |
| V | | 27区イ | 3 2 多 イ | | |
| IV | | 28区ウ | 33多ウ | | |
| Ⅲ (前期高齢) | | 29区工 | 3 4 多工 | | |
| Ⅲ (後期高齢2割) | | 41区力 | 43多力 | | |
| Ⅲ (後期高齢1割) | | 42区キ | 443キ | | |
| П | 2054 | 摘要欄 低所得Ⅱ | | | |
| Ι | 30区才 | 摘要欄 低所得 I | | | |

8. 医療保険との関係

(1) 国保、後期高齢者医療又は社保・外来・患者一部負担額ありの場合



※ 医療保険適用後の自己負担割合が30%の場合は、医療費助成により自己負担割合が20%となる。

(2) 国保、後期高齢者医療又は社保・外来・患者一部負担額なしの場合



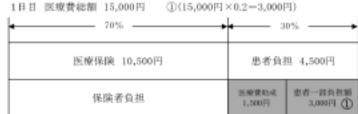
9. 請求事例

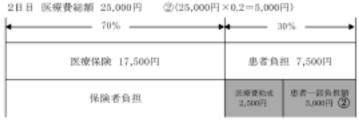
(1) 事例 1 「難病医療(指定難病 54136015)により医療費助成を行う場合」

A 病院 外来診療 実日数3日 (患者負担率3割 (難病医療費の負担率は2割)、所得区分「ウ」) 自己負担上限月額 10,000円 難病医療対象分5,500点 (総医療費も同点数とする。)

[自己負担上限額管理票の記載内容] B=A×0.2 CはBの累積(7月31日は、上限額を超えたため負担なし)









[計算式]

医療保険 38,500円

[5,500点×7割]

難病医療 8,500円

[5,500点×3割-8,000円①+②]

患者負担 8,000円 ①+②

[(5,500点-<u>1,500点</u>)×2割]

レセプト記載例

| 坡 | 保険 | 請求 | <i>tt.</i> 5,500 | 泰決 定 | ,ři, | 一部負担金 | 円 |
|-------|-----------|----|---------------------|------|------|-------|----|
| 療養の給付 | 公費 | | zli. | | .N. | 8,000 | 円 |
| 付 | 公費 (2) | | ă. | | Á | | FI |

■ 3日目の総点数 ※ 公費①の欄に、医療費助成分の患者一部負担額を記載する。

(2) 事例 2 高齢受給者証及び後期高齢者医療

「難病医療(指定難病 54136015)により医療費助成を行う場合」

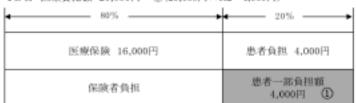
B 病院 外来診療 実日数3日(患者負担率2割、所得区分「Ⅲ」)

自己負担上限月額 10,000 円 難病医療対象分 5,500 点 (総医療費も同点数とする。)

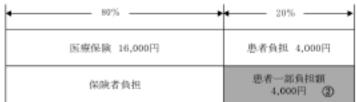
[自己負担上限額管理票の記載内容] B=A×0.2 CはBの累積 (7月31日は、上限額を超えたため負担なし)

| | | | 特定医療費(排 | 池 | 條所) | | | | | | | |
|--------|-----------------|----------|------------|-------|----------------|--------------|--------|--|--|--|--|--|
| | | 4 | 令和5年7月分自己負 | 担上 | ·限額管理票 | | | | | | | |
| 受診者名 | Š. | X3 | × 00 | 受給者番号 | | 0012568 | | | | | | |
| | | | | | 月100日 | 己負担上限額 10 | . 000F | | | | | |
| 11 1/7 | #1 | 产定医療機関名 | 医療養釉額(10割分 |) A | 自己負担額 B | 自己負担の架機額UJ和C | 微収月 | | | | | |
| 7月5日 | OOO病院 | | 20,000円 | | 4,000円 | 4,000円 | 0 | | | | | |
| 7月5日 | ××薬局 | | 5,000円 | | 1,000円 | 5,000円 | 0 | | | | | |
| 7月20日 | 00 | ○病院 | 20,000円 | | 4,000円 | 9,000円 | 0 | | | | | |
| 7月20日 | $\times \times$ | 薬局 | 10,000円 | | 1,000円楽 | 10,000円 | 0 | | | | | |
| 7月31日 | 00 |) () 病院 | 15,000円 | ╗ | | | 0 | | | | | |
| 上記のとお | り月前 | (自己負担上限約 | 真に達しました。 | | | | | | | | | |
| 日付 | 日付 指定医療機関名 | | | | | | | | | | | |
| 7月20日 | Γ | | 7月20日 ××薬局 | | | | | | | | | |

1日目 医療費総額 20,000円 ①(20,000円×0.2=4,000円)



2日目 医療費総額 20,000円 ②(20,000円×0.2=4,000円)



3日日 医療費総額 15,000円 (既に上限額に達している為患者負担なし)



[計算式]

レセブト記載例

医療保険 44,000円

[5,500点×8割]

難病医療 3,000円

[5,500点×2割-8,000円①+②]

患者負担 8,000円 ①+②

[(5,500点-<u>1,500点</u>)×2割]

| 瘕 | | 消水 | .ts. | 泰決 | Æ | ,čt | Τ | 一百負担金 | H |
|-----|---------------------|----|-------|----|---|-----|---|-------|---|
| | pross | | 5,500 | | | | L | | |
| 養 | 公費 | | | | | .00 | Τ | | 四 |
| 絵 | 保険 公費 ① 公費 | | | | | | l | 8,000 | |
| fil | 公費 | | ,tt. | | | ,či | Τ | | H |
| | 2 | | | | | | ı | | |

3日目の韓点数 ※ 公費①の欄に、医療費助成分の患者一部負担額を記載する。

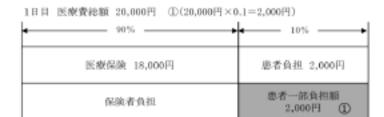
7月20日 ××薬局 ※=10,000円(A)×0.2-(10,000円(上限額)-9,000円(C))

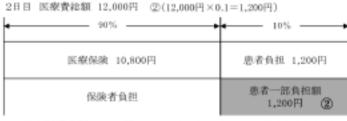
(3) 事例3 「難病医療(指定難病 54136015)により医療費助成を行う場合」

C 病院 外来診療 実日数3日(後期高齢者医療制度患者負担率1割、所得区分「Ⅱ」) 自己負担上限月額 5,000円 難病医療対象分4,700点(総医療費も同点数とする。)

[自己負担上限額管理票の記載内容] B=A×0.2 CはBの累積(7月31日は、上限額を超えたため負担なし)

| | | | 特定医療費(打 | 計定署 | (納) | | | | |
|-------|---------------|----------|------------|-----|-------------|----------------------|------------|--|--|
| | | | 令和5年7月分自己负 | 担上 | 限制管理票 | | | | |
| 受診者: | 受診者名 ×× OO | | | | | 0012568 | | | |
| | | | | | <u> 113</u> | 第自己負担上限額 5 | , 000P | | |
| 目付 | #1 | f定医療機関名 | 医療費総額(10割分 |) A | 自己負担額 | B ustravananimician(| 微収月 | | |
| 7月5日 | 00 | 〇の病院 | 20,000円 | | 2,000円 | 2,000円 | (1) | | |
| 7月5日 | \times | (薬局 | 15,000円 | | 1,500円 | 3,500円 | 1 | | |
| 7月20日 | 00 | 〇角院 | 12,000円 | | 1,200円 | 4,700円 | a | | |
| 7月20日 | \times | (薬局 | 10,000円 | | 300円 | 5,000円 | 0 | | |
| 7月31日 | 00 |) () 病院 | 15,000円 | | | | (1) | | |
| 上記のとお | り月客 | 页自己负担上限率 | 質に適しました。 | | | | | | |
| 日付 | 日付 指定医療機関名 | | | | | | | | |
| 7月20日 | ××薬局 | | | | | | | | |







[計算式]

後期高齢者医療制度 42,300円

[4,700点×9割]

難病医療 1,500円

[4,700点×1割-3,200円①+②]

患者負担 3,200円 ①+②

[(4,700点-<u>1,500点</u>)×1制] <u></u> 3日目の総点数

レセプト記載例

| 療 | 保険 | 請求 点 4,700 | 承決 定 点 | 一郎負担金 | ĮΨ |
|------|-----------|---------------|--------|-------|----|
| 療養の給 | 公費 ① | ΔX | A | 3,200 | P |
| | 公費 (2) | ti. | .6. | | ĮΨ |

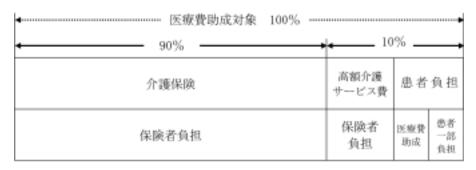
※ 公費①の欄に、医療費助成分の患者一部負担額を記載する。

10. 介護保険の請求方法

介護保険分及び公費助成分を1枚のレセプトで併せて請求する。

介護保険は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成12年3月厚生省令第20号)の例による。併用レセプトを使用することにより、高額介護サービス費に相当する額(37,200円を超える利用者負担額)は介護保険分及び公費助成分と併せて支払われる。

「介護保険との関係 介護保険+難病医療(指定難病)「54」」



※介護保険適用後の自己負担割合が2割となる方(平成27年8月1日以降)及び3割となる方(平成30年8月1日以降)については保険者と患者との負担割合がそれぞれ80%、20%となる。

11. 現金給付(償還払い)

(1) 医療費

医療費の受給者が、認定の申請中等で医療受給者証を医療機関の窓口に提示できないときは、医療保険単独の扱いとなるので自己負担分を窓口で徴収する。患者は、医療機関の窓口で支払った金額について、東京都福祉局に支給申請を行い、医療費の償還を受ける。「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」内の療養証明欄は、医療機関で記入する。医療機関は、患者に医療受給者証の提示を求め、有効期間及び認定疾病・病名を確認し、レセプトの点数のうち指定難病にかかる医療費分について記載する。なお、領収書だけでは、診療内容が確認できないので、療養証明欄により、難病医療費助成対象(指定難病)の医療費であることを証明する必要がある。

(2) 介護給付費

介護給付費の利用者負担額は助成される。介護給付費支給申請書兼口座振替依頼書の介護給付費利用者負担額証明欄はサービス事業者等で記入する。

(3) 用紙の配付

申請に必要な各種書類は、各区市町村の担当窓口で配布しており、用紙をコピーして使用することも可能。東京都福祉局では公式ホームページに掲載をしておりダウンロードが可能となっている。

[現金給付(償還払い)の申請に必要な書類]

本則「公費負担者番号:54136015」「医療費支給申請書兼口座振替依頼書(難病用)」

(ダウンロード用: http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/tukaikata/s_nanbyo.html)

[介護給付費の利用者負担額の助成に必要な書類]

「介護給付費支給申請書兼口座振替依頼書」(P. 144 参照)

(ダウンロード用: http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/tukaikata/s_kaigo.html)

[請求先] 東京都福祉局生活福祉部医療助成課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 ☎5320-4454

※ 生活保護受給者に係る償還払いについては、医療機関及びサービス事業者での療養証明欄及び介護給付費利用者負担額 証明欄への記載は不要。

12. 難病医療費助成に係る医療費総額の療養証明書

難病法に基づく医療費助成制度では、いわゆる「軽症かつ高額」及び「高額かつ長期」の制度がある。

患者が、これらの手続を行う場合、難病に係る医療費総額に関する医療機関の証明として、「難病医療費助成に係る医療 費総額の療養証明書」又は「軽症かつ高額用申請書兼療養証明書」の添付が必要となる。

患者から証明の依頼があった場合には、当該様式中の療養証明欄に、難病に関する医療費総額(10割分)の金額を記載

して、証明する。

なお、これらの証明は、自己負担上限(限度)額管理票で医療費総額が確認できる場合は、それをもって代えられるため、医療機関窓口で、自己負担上限(限度)額管理票を提出された場合は、患者の負担上限月額に達している場合であっても、医療費総額欄の記載を行うことが望ましい。

難病法改正により、令和5年10月から「軽症かつ高額」により認定された患者に係る医療費助成の開始時期が、下記(1)に記載の認定基準を満たした日の翌日からとなったことに伴い、証明欄が日ごとに変わりました。お手数ですが、照会時にご案内する対象期間内のうち、古い日から順に記載いただきたい。

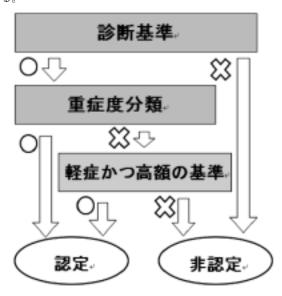
(1)「軽症かつ高額」の制度

難病法に基づく医療費助成の認定基準は、

申請に係る難病について、① 国の定める診断基準を満たした上で、

- ② 病状が、国の定める重症度分類を満たすこと。 又は
- ③ ②の基準を満たさないが、医療費助成の申請をした日の属する月以前の12か月以内(申請月を含む。なお、発症日が申請日から過去1年未満の場合は、発症日から)において、申請した難病にかかった医療費又は難病医療費助成対象の介護サービス利用料の総額が、33,330円を超える月が3か月以上あること(「軽症かつ高額)の基準を満たすこと。)。

とされており、重症度分類を満たさない場合でも、「軽症かつ高額」の基準を満たす場合には、医療費助成の認定が受けられる仕組みになっている。



東京都では、医療費助成の申請の際に患者から提出された臨床調査個人票を審査した結果、「軽症かつ高額」の対象になる可能性のある方に、「軽症かつ高額」の案内・申請書類一式を送付している。

(2)「高額かつ長期」の制度

難病法に基づく医療費助成の認定を受けた患者に関する制度で、「高額かつ長期」の認定申請を行った日の属する月以前の12か月の間において、支給認定を受けた指定難病の1か月当たりの医療費総額が50,000円を超えた月が6か月以上あるときは、階層区分に応じて、負担上限月額が軽減される(前述3の「患者一部負担額」を参照)。

13. Q&A

- Q1) 訪問看護や訪問診療の際、出先で毎回金額を請求することができないが、どのように請求したらよいのか。
- A1) 訪問診療や訪問看護を実施した月の月末の日付で、月の診療又は訪問看護費用を記載し、請求することが可能。その際、すでに自己負担上限月額まで達していた場合は、上限額を超える分は全て公費に請求することとなり、達していない分については、本人への請求となる。
- Q2) Q1 の請求を口座引き落としで行っている場合、徴収印は、口座の引き落としを確認してからにしたい。実際にいつ の段階で押せばいいのか。診療・訪問した月から1か月又は2か月は遅れてしまうことが考えられる。自己負担上限 額管理票を預かってもよいか。

- A2) 自己負担上限額管理票を一つの事業所が預かってしまうと、患者の方が他の医療機関で受診する際に問題となる可能性がある。そのため、あらかじめ患者に関わる医療機関が分かっている場合に、事前に関係機関での協議により、毎月、自己負担上限額を超えることが経験上分かっている医療機関があれば、その機関のみが自己負担上限額管理票に記載し患者の方からの徴収を行うこととし、その他の機関は始めから公費請求を行うこととするなどといった取り決めをしておくことも考えられる。
- Q3) 介護保険では、1円単位で請求が出てくるが、自己負担上限額管理票にはどのように記載したらよいのか。
- A3) 本人に対する請求を1円単位で行った後、自己負担上限額管理票には、10円未満を四捨五入した金額を記載することとされている。
- Q4) 自己負担上限額に達している等、患者の自己負担が生じない場合も、自己負担上限額管理票に記載する必要があるか。
- A4) 自己負担上限額管理票に総医療費の記載が必要であるのは、①高額かつ長期に渡り医療費が必要となる方に対して今後の医療費助成における自己負担上限月額が軽減される根拠となる可能性があることと、②軽症かつ高額の医療費を要することを持って医療費助成の対象となることを証明する根拠となる可能性があることの、二つの理由からである。そのため、患者自己負担額の有無にかかわらず、原則として記入することが望ましい。
 - ①「高額かつ長期」の基準

認定を受けた後、一月の医療費総額(認定を受けた難病に係る 10 割分)が高額(5万円超)である月が6回以上ある場合

- → 患者の方の区市町村民税の課税額等に応じ、自己負担上限月額が下がる場合がある。
- ②「軽症かつ高額」の基準
 - 一月の医療費総額(認定に関する難病に係る10割分)が高額(33,330円超)である月が3回以上ある場合
 - → 軽快・重症化を繰り返す疾病にり患しているなど更新時に軽快し認定の基準である重症度分類を満たさない場合であっても認定となる。
- Q5) 病院・診療所が処方箋を前月の終わりに発行し、その月を超えて保険薬局に処方箋が持ち込まれた場合、自己負担上 限額管理票はいつの月に記載すればよいか。
- A5) レセプト請求の月と同じように実際に診察・処方や調剤を行った月に記載してする。具体的には、病院・診療所は、 処方箋を発行した月に、保険薬局は、調剤を行った月に記載する。
- Q6) 受給者証を提示されたが、自己負担上限額管理票を持ってこなかった患者に対し、どのように取り扱えばよいか。
- A6) 患者一部負担割合が3割の方については、医療費総額の2割の額又は受給者証に記載された負担上限月額のうちの低い方の額を領収する。払いすぎた分については、後日、患者から直接、東京都保健医療局に超過分を請求することになる。
- Q7) 「54」の医療受給者証だけでなく、「80」のマル障を持っている患者が受診しているが、「80」のマル障のみ適用して よいか。
- A7) 「54」の難病医療と「80」のマル障の併用がある場合、優先順位としては、第一公費を「54」の難病医療、第二公費を「80」のマル障とする。
- Q8) 「83」のマル都医療券(難病・都疾病)だけでなく、「80」のマル障を持っている患者が受診しているが、「80」のマル障のみ適用してよいか。
- A8) 「83」のマル都医療券(難病・都疾病)と「80」のマル障の併用がある場合、優先順位としては、第一公費を「83」のマル都医療券(難病・都疾病)、第二公費を「80」のマル障とする。

【参考】一部負担金の徴収方法(難病医療 54 とマル障課税者 80136 * * * ・マル親課税者 81136 * * *)

難病医療(54)で一部負担額が発生する場合に、一部負担額から医療費総額の1割(ただし、当該受診の難病医療(54)の自己負担額まで)を控除した額をマル障・マル親に請求する。

一部負担金の徴収方法(難病(都疾病)83とマル障課税者80136***・マル親課税者81136***)

難病(83)(都疾病)で一部負担額が発生する場合に、一部負担額から医療費総額の1割(ただし、当該受診の難病 医療の自己負担額まで)を控除した額をマル障・マル親に請求する。

【事例】難病医療(54)5413601570歳未満の者(患者負担3割の場合)

- ○自己負担上限額;低所得Ⅱ(5,000円)
- ○一般の健康保険加入者(窓口負担3割 → 2割)
- ○マル障・マル親の自己負担額:1割

難病医療(54)の一部負担額をマル障・マル親が助成する。ただし、医療費総額の1割(当該受診の際の難病医療(54)の自己負担額まで)は自己負担となる。

| $B = A \times 0$ | 7 C = A × | 0.3 D = C - | E E = A × 0 | 2 (上限有) | $F = A \times 0.1$ | G = E- | -F | (円) |
|------------------|-----------|-------------|-------------|---------|--------------------|--------|----------|-------------|
| 診療日 | 医療費 | 医療 | 保険 | 難病医療 | ₹ (54) | マルド | a(課税)・マル | レ親(課税) |
| | 総額 A | 保険給付B | 一部負担C | 助成D | 一部負担E | 助成F | 一部負担G | 考え方 |
| 1日目 | 22,000 | 15, 400 | 6,600 | 2,200 | 4, 400 | 2, 200 | 2, 200 | 1割負担 |
| 2日日 | 10,000 | 7,000 | 3,000 | 2,400 | 600 | 0 | 600 | (別のうち難病上限まで |
| 3月目 | 20,000 | 14, 000 | 6,000 | 6,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 4日日 | 50,000 | 35,000 | 15,000 | 15,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 102,000 | 71, 400 | 30,600 | 25, 600 | 5,000 | 2, 200 | 2,800 | |
| | 難病医療 | そ(54)の自 | 己負担上限額 | 管理票にはこ | の金額を記載 |] | 実際の窓口 | 徵収額 |

難病(83)(都疾病)83136010 70歳未満の者(患者負担3割の場合)

- ○自己負担上限額;低所得Ⅱ(5,000円)
- ○一般の健康保険加入者(窓口負担3割 → 2割)
- ○マル障・マル親の自己負担額:1割

難病(都疾病)の一部負担額をマル障・マル親が助成する。ただし、医療費総額の1割(当該受診の際の難病(都疾病)の自己負担額まで)は自己負担となる。

| $B = A \times 0.3$ | 7 C = A × | 0.3 D = C - | $E = A \times 0$ | 2 (上限有) | $F = A \times 0.1$ | G = E - | -F | (円) |
|--------------------|-----------|-------------|------------------|---------|--------------------|---------|------------|-------------|
| 診療日 | 医療費 | 医療 | 保険 | 難病 (| 都疾病) | マルド | ** (課税)・マル | レ親 (課税) |
| | 総額 A | 保険給付B | 一部負担C | 助成D | 一部負担E | 助成F | 一部負担G | 考え方 |
| 1日目 | 22,000 | 15, 400 | 6,600 | 2,200 | 4, 400 | 2,200 | 2, 200 | 1割負担 |
| 2日日 | 10,000 | 7,000 | 3,000 | 2,400 | 600 | 0 | 600 | 1割のうち難病上限まで |
| 3月日 | 20,000 | 14,000 | 6,000 | 6,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 4日日 | 50,000 | 35,000 | 15,000 | 15,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 102,000 | 71, 400 | 30,600 | 25, 600 | 5,000 | 2,200 | 2,800 | |
| | 難病(| 都疾病) の自 | 己負担上限額管 | 予理票にはこ | の金額を記載 |] | 実際の窓口 | 徴収額 |

その他、難病医療費助成制度に関する情報については、東京都保健医療局のホームページ「難病ポータルサイト」の項目 に掲載されている。

http://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenko/nanbyo/portal/seido/index.html

厚生労働大臣が定める専門医の資格

| 専門医の資格 | 認定機関総合内科専門医 |
|------------------------|---|
| 総合内科専門医 | 日本内科学会、日本専門医機構 |
| 小児科専門医 | 日本小児科学会、日本専門医機構 |
| 皮膚科専門医 | 日本皮膚科学会、日本専門医機構 |
| 精神科専門医 | 日本精神神経学会、日本専門医機構 |
| 外科専門医 | 日本外科学会、日本専門医機構 |
| 整形外科専門医 | 日本整形外科学会、日本専門医機構 |
| 产婦人科専門医 | 日本産科婦人科学会、日本専門医機構 |
| 眼科専門医 | 日本眼科専門医、日本専門医機構 |
| 耳鼻咽喉科専門医 | 日本耳鼻咽喉科学会、日本専門医機構 |
| 泌尿器科専門医 | 日本泌尿器科学会、日本専門医機構 |
| 脳神経外科専門医 | 日本脳神経外科学会、日本専門医機構 |
| 放射線科専門医 | 日本医学放射線学会、日本専門医機構 |
| 麻酔科専門医 | 日本麻酔科学会、日本専門医機構 |
| 病理専門医 | 日本病理学会、日本専門医機構 |
| 臨床検査専門医 | 日本臨床検査医学会、日本専門医機構 |
| 救急科専門医 | 日本救急医学会、日本専門医機構 |
| 形成外科専門医 | 日本形成外科学会、日本専門医機構 |
| リハビリテーション科専門医 | 日本リハビリテーション医学会、日本専門医機構 |
| 消化器病専門医 | 日本消化器病学会、日本専門医機構 |
| 福環器専門医 | 日本循環器学会、日本専門医機構 |
| 呼吸器専門医 | 日本呼吸器学会、日本専門医機構 |
| 血液専門医 | 日本血液学会、日本専門医機構 |
| | |
| 内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医 | 日本内分泌学会、日本専門医機構 |
| 糖尿病専門医 | 日本糖尿病学会、日本専門医機構 |
| 腎臓専門医 | 日本腎臓学会、日本専門医機構 |
| 肝臓専門医 アレルギー専門医 | 日本肝臓学会、日本専門医機構 日本アレルギー学会、日本専門医機構 |
| ダンルギー等 医 | 日本感染症学会、日本専門医機構 |
| | 日本老年医学会、日本専門医機構 |
| 老年病専門医 | 日本神経学会、日本専門医機構 |
| 神経内科専門医 | 日本消化器外科学会、日本専門医機構 |
| 消化器外科専門医 呼吸器外科専門医 | |
| 心臓血管外科専門医 | 日本胸部外科学会、日本呼吸器外科学会、日本専門医機構日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本血管外科学会、 |
| | 日本専門医機構 |
| 小児外科専門医 | 日本小児外科学会、日本専門医機構 |
| リウマチ専門医 | 日本リウマチ学会、日本専門医機構 |
| 小児循環器専門医 | 日本小児循環器学会、日本専門医機構 |
| 小児神経専門医 | 日本小児神経学会、日本専門医機構 |
| 小児血液・がん専門医 | 日本小児血液・がん学会、日本専門医機構 |
| 周産期(新生児)専門医 | 日本周産期・新生児医学会 |
| 周産期(母体・胎児)専門医 | 日本周産期・新生児医学会 |
| 婦人科腫瘍専門医 | 日本婦人科腫瘍学会、日本専門医機構 |
| 生殖医療専門医 | 日本生殖医学会、日本専門医機構 |
| 頭頸ケイ部がん専門医 | 日本頭頸ケイ部外科学会、日本専門医機構 |
| 放射線治療専門医 | 日本放射線腫瘍学会、日本医学放射線学会、日本専門医機構 |
| 放射線診断専門医 | 日本医学放射線学会、日本専門医機構 |
| 手外科専門医 | 日本手外科学会、日本専門医機構 |
| 脊椎脊髄外科専門医 | 日本脊髄外科学会、日本脊椎脊髄学会、日本専門医機構 |
| 集中治療専門医 | 日本集中治療医学会、日本専門医機構 |
| 周産期専門医 | 日本専門医機構 |
| 消化器内視鏡専門医 | 日本消化器内視鏡学会、日本専門医機構 |

WHEN GROW, WITH MAN de m 職長の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定による医師につ 盘 Ε; 搬 軸 東京衛知拳 录 围 浬 架 困 侧 第4号模式 (第6条、第7条関係) 架 嫠

日から 日余さ 田田 計計 古当する時景を 全年月 主たる動務先の 推定有效期間 指定区の機能 经有用关键 医敷機開名 用象機関の 指龙医氏名 米線搬 原在基

(編化)

1 指定限の有効期間は、指定された日から5年間とします。

2 上記の記載等項に変更があった場合は、変更の層出が必要になります。

= = 指揮化化磷酸物物化物 ÷ ą * 個外部に対 ・ 能力機所指定制 CどちもかにOを行わてください。) ①セームページ連絡状態を ・機能する単位のなど関してください。 (を発生をおかりをなるの) (を発生を他かりの対象してくどか)。 = WHITE ACCRESS CPORCE SPECIFIC SPECIFIC SECTION 1 Ξ 作之医治之中动物多足形命 deary Pox 0988 * を表の場合)株別別等の #: 作が美国県が国はつかって、日本の政府等。 1個日本の日本なる民族を 1 条架下の ・ 本図しない) 有効なり 利用する お骨料を # × MON APIK OKR URMU 9889 je. 計断工は分解に回事し た 解 (成 近 8 8 8 度) 及び破損等有等。 42 14 381110140 ş 新札 ・ 東路 STEERN DOMESTIC SECTION OF OL O. FF 11.11.14.16 6XWh WPR GIS ×

日本家業総務が附近

(日本工業規格A別4番)

ので適加します。

指定を更新します 指定します

いて、故のとおり

12

第6号を1、第8条数項

ACCIDING R

指定医指定内容变更屈

第7号模式(第9条題展)

養保の患者に対する医療を図りる発音を発発し発出しませまる医療の存储について、次のと当り手指を成の発展があったため続け出ます。

耕 吳 29.HB (MARK)

96000 5-875'33.

经营业

왕 쓮

発見器の合格

機利指向医・ 部力開利指対別 (どちももののを付けてください。) 性当子る砂線群岛 93565 安安 80.00 主たる階級化の反映機関 指定国の船舶 40 衝 化学医路线 ш

※更加の内容(展別のもった等値のお記載してください。)

新定面位表的字氏名 (IRMの使用取) 推立 171,121 少年的第 ホームページ製機な名 6.00 计分析处 集田所 家更事由発生日 纷

※1 氏を会解的した確認は、組織的から顕新を開新を指定する金融 DP製料を除りを設たしたくだらい。 等は、4-4人ようの最高性を、自定部分のようなようなご需要する状態)以口管に影響を指すため、 言様に保持する水分、ORMをも続ける様々は、一切「元を」重の水かりを修りまたの同から高から 推動「国際条理論の分した」の参加した。 他当する政権権名 新田県 を発売を またる顕成化 の医療機関

8

(日本産業規格A別4業)

(日本産業規格A794番)

開発の観光に対する原理等に関する治療部の発生をに関される医療の指定について、次のとおり等地にます。 ш = 놔 ш メールアドレス # 金属建築 ÷ 指定医指定律语作出簿 ※非決国結合議合義(現本)を寄存してください。 故族 所在独 電話寄号 Ε; # 主たる動物先の仮復機関 指定回の機能 卓 密 经常因条件 计四性特 ш **東公信祭加帯** 新进年月日 報用の報用 Ħ. 争田寺 化

第8号模式(第19条関係)

指定医指定通知書再交付申請書

年の個別時

施及の動を行なすの原表を行至する存在を全定を10条の政治に終わり、指治国語治療管制の序案を行うこと、我のおおりを確します。

-绮 = ŧs. æ

985

| # H | a | 年 月 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 日 日 日 日 | 等 學 學 學 學 學 學 學 學 學 學 是 學 是 是 是 是 是 是 是 | - 簡 名 |
|-----|----------------------|---|--|-------|
| | | | | |
| | (18) (18) (18) | 協力量が出 ○を作けてくた(| 顕純指定版 (どちちかに | |
| | th. | 医肠管膜 | 46 | 80. |
| æ | | | * | |
| | | | | |
| | | 1-941.13 | | |
| | | C ALCOHOL | | |

再発針中諸陽由(いずれかに○全付けてください。)

指定医指定菌等等を厳損したため (株1)

他と国際と語り時を完装したため(後1)

3 指定医指定器等等を亡失又は腐失したため(研2)

※1 再文件側由が破壊又は汚難の場合は、当該指定医療定道加密を部件してください。

一大大したいとはより年女女女女女子な優、吹った他が田祖治国首都を発見したときは、他就を治院を追随事を始を近くられまする。

(日本泉政院格入列4番)

第9号様式(第11条関係)

| 公 | HLI | 政 | 粉析 | | 保計 (受診者 | 米蒲の | - j | χ̄̄́́ ② | % ⊚ | 保険 | 有为 | 負担 | | - 3π- | 压医 | 茶菜 | Ž EEZ | | 1 起 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 |
|---------|-------|-----|-----|------|-----------------|--------|----------------|------------|--------|-------|------|--------|----|-------|----|-----|----------|-----|---|
| 公費負担者番号 | 受給者番号 | 住 所 | 氏 名 | 生年月日 | 保護者 (受診者が18歳 | 未満の場合) | | | | 保険者番号 | 有効期間 | 負担上限月額 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | P |
| 各各 | 7 | | | | 住所 | 氏名 | | | | | | | | | | | | | Ī |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 44 七 4 |
| | | | | 年 | | | | | | | | | | | | | | | INTERITE DID AM |
| | | | | Я | | 続柄 | | | | 適用区分 | | | | | | | | | |
| | | | | 日生 | | | | | | 分 | | | | | | | | | # = = |

緊急その他やむを得ない場合には、本医療受給者証に記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となる。

上記のとおり、認定する。 年 月 日

東京都知事

(日本産業規格A列5番)

日本工業規略A列5番

第12号接式(第14条関係)

自己負担限官権管理票

北

(景) (行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則 (平成16年東京都規則第345号)別記第1に準じた教示の文を付すこと。)

注意事項

- 1 この証を交付された方は、標記の疾病について、この証の表面に記載された負担上限月額までを保健医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション)に支払うことで保険診療を受けることが可能となります。
- 2. 保険医療機関等において診療を受ける場合、保険配(高齢受給者証の交付を受けている方は、保険証及び高齢受給者証)に添えて、この配と自己負担上限額管理票(自己負担のある方のみ)を必ず窓口に提出してください。
- 都道府県の指定を受けていない保険医療機関等では、この証は使用できません。
- 4 次の場合は、この証を区市町村の担当窓口に特参し、変更などの手続を行って ください。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき(住民票の写しが必要です。)。
- 保険証の種類が変わったとき(同意書等の書類が必要です。)。

(3) (5)

- 保険証の記号・番号が変わったとき。
- (4)後期高齢者医療又は高齢受給者証による医療の給付が受けられるようになったとき(受給資格がなくなったときも手続が必要です。)。
 - ・4つんここくな品質性が、4つんここのようががか女、ソ。)。 5 この医療券を破損し、汚し、又は紛失したときは、区市町村の担当窓口で再交付の手続を行うことができます。
- 6 有効期間満了後も引き続き医療費助成を受けようとする方は、有効期間満了前に区市町村の担当窓口で更新の手続をしてください。

| に区市町村の担当窓口で更新の手続をしてください 7 問合せ先 | の手続をしてください。 | |
|-----------------------------------|---------------|--|
| | に区市町村の担当窓口で更新 | |

| 本等 (確定) | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|------|----|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|----------|--------|--|
| (事業) を養金 (事業) を養金 (事業) を養金 (事業) を養金 (事業) を養金 (事業) を持ちている (事業) を対している (事業) を対している (事業) を対している (事業) を対しましましましましましましましましましましまします。 | | EC | 99 | 由準書 | | | | | | | | | | |
| (事業) を養金 (事業) を養金 (事業) を養金 (事業) を養金 (事業) を養金 (事業) を持ちている (事業) を対している (事業) を対している (事業) を対している (事業) を対しましましましましましましましましましましまします。 | | | | 自己負担の 実務額 (月間) | | | | | | | | | | |
| (利用を) (利用 | 米斯斯 | 上級月額 | | 自己負担額・ 利用者負担額 | | | | | | | | 40 | 多菌素 | |
| (大) | | - | П | 新春美 介閣サービス委 総製(10割分) | | | | | | | | 月間に達しまし | (推定)医量 | |
| # we | | | | (指定) 医療機関名 | | | | | | | | おり自己負担上罪 | | |
| | 安君 | | | 料田 | | | | | | | | 22 | 44 B | |
| | | _ | _ | | | | | | | | | _ | | |

第三节商共(施15条) 被沿着距离

| 新見・見谷 | Mat Blabs - | 3.8 | ATTING 株本製品 · 白頭田崎 | ・設能を集集等・合理的数は、G・TAかに目を付けてください。) |
|--------------------|--|-----|--------------------|---|
| | 8.69 | | | |
| | 10000000000000000000000000000000000000 | F. | TO: | |
| NEWS WHEN | 報報をお | | | |
| | 1巻メーロ | | | |
| | 2911/14/10 | | | |
| MIR-8 | 住所文33 所在他 | P. | El Co | |
| 化新醇 | 15名以北京集 | | | |
| (株式ラレゼ (将版・連修 | 機能のしている調整料金 研究・当後所の心臓機の | | | |
| (名称形成形) 関連的に中部・ | 保証を必須信等の制のロ 開展者の中語する場合の本記載D | | | 4 п в |
| | | | 1000 | 压器 |
| 保証のおか | 成員の職・兵名(開設者が出入の場合) | | | |
| | | | | |

土部のとおり着格の自者に移する医療等に関する医療施用を施工権の構造による教院医療機関の指定の申請を なお、中国に当たり、側面に製了る同条製造業等やの機能に終るしないことを提的します(股間含む)。

田原(は人にあってな所有性) 開発を表式は代表的

氏者(体人にあっては気軽量が代数者にも)

英和電流

|仮名画館の場合は同巻階間ロード、院域の場のは後間ロード、改善部等等地がの場のは設置地震メケーションコード、女舗国参照の他の子舗を実を経ざ事のも指載したられない。 ĕ

毎1 美名館からのお客の中央公司10メール・1・10日には、表記を寄たが行ってください。 毎1 回差量が予定する単のは、「SO部のとより」と対象に、表記を寄たが行ってください。

職員の商券になする国務等に関する出資(状)

第 申請者が、第二十一条第一等の報告による報告が行わり たんにから 建築の大学をは (出版的集の経費に乗りを開 の日本シャン・デスを建た業に十分の機能による他の影響 参数数の表別の協議の参加をした他 (金額等級について) 物面の物面がある自動物に、で、物質を出の目から経 **またらほとして解放的機会性で記めるところにより機** 申申申告をよりは日本日本の日本日本のことのように、 二十二年の利用のよう もを出出を開発の他のののあしの 世界なんけの生命技術の名のように必要等の第二天命 十回に内に神楽の日を凝ねした場合における自然特別 第二て生命を制造しないものであるとき。

> ねらに挙げるらのじして着今で変わらものを合む。は下部に、 2. 教施を集合事は、前種の参加を行うた事会において、次

STREET, STREET

位(下この他において「指皮形を実践の信息」という。」は、 第五日報報をご覧のあるこのにより、利益的し、(12日報刊)

新十四年 第五条件-型の配品工を新口田開稿取り由日

- 李俊俊が、紫藤は上の他に他かられ、その他がを終れ

PUTSTORY

り、又は物件を乗けることがなくなるまでの者であると 二 申請告が、この出席その物間別の信仰的第三数する法 れ、中の物のを進わり、別は物のを乗びることがなくな

様で飲食で定めるものの他的により前金の別に出せる

の各等のいずれかに禁用するときは、何の前番金額の包含

商等及は出版を担に終る並んせない者 (別数部級につい (金融評価について独自の物象が出る物を整体) の他 で最初の指摘がある物を除く、このを指すてあった物は、 七 申請者が、前衛の申請則主年以内に対定関係に関し下 2. 高田県に最後する製器内に関し土金の製造による数 実際機能の物質の物質の発生の場所をつき場合に対いて 李寶香坊、湖南四景六十四山内に山田寺はに新る路人 自動物法の目から経験して出年を組織しないもかであ 64.8.

2. 中部会が、第二十三条の規定により指定的金融部の名 安を物り返まれ、その物がしの日から起源して正常を確 **第しない等(出版的な影響を開か物を生物リネタれた者** があんせある集合に向いては、発験を用しの総合に得る F18年後は「年成日年出版第八十八年」第十五条の後回 **れた者が意人でない場合においては、周期課的があった** 他が著していた最后の程度を発出して、この年を定り目 DRATEMAC AMMON WATER CARLATERN であるとき、ただし、出路取得しか、地質協会機能の対 による課題があった日歌か十日以外に集御並んの役割 大田子の高級機の関係を 山下「発展場」という。 であった者で会話をおいの目から経験して具年を報酬 別しの日から起算して五年を組造しないものを含む。) **製の製造しのうも実施を見しの総合の開催となった番** おによる音楽を選集を開放を含むの表現して影響とないこ ととすることが報告であると疑められるものとして罪 **第七の他の出版事業に関して出版的の飲息業業の問題** SPTOBTRACE.

A: 希腊者が、加入で、その指数等のうちに関係等のいず 九、中国書が、法人でない者で、その管理者が第一年から

れかに展出する他のあるものであるとき.

其次は難しく不明な行為をした新せあるとか。

中の衛生を行うできて無力をに対して「職権を行っている。」 **作名の移動の事をした者 (由部技術に分くて知事の教** 物がある物を除く、で、食物を取り合うを設定して設 お 年間をか、第二十三条の第四寸よる第四回を開めら 中の金額の分割のあるのとの名をありなりのとの名を受ける 別の物は一の物がご何の作品を発送者十四条の機能に 日報書書館代替やオコ教委の第十八第三郎のなる古中 **世界教育で変わるものに扱用する場合を除**て、

THROUGH SANDER COMMENT COMMIX 日の報告が、毎世別者等の方法に関し物を2は解析の **新館所しくは600米間及びは限金の金属の中であるる場** 製田高田の小屋間に下一面町川南県川十七田田田田県 **等の最初さを欠くのを見があるとして最近工業十九条** の最初による指摘のは第二十二条第一年の最初による 所有しくは物質でないとき、

ARREST SANTEL CLEDWIN ZLENGS, W.

たの手手のいずれかに訴当するとをは、間を所書書類の

他家をしないことができる。

素製物等を発し、第一番の手機があった場合において 第七号までのいずわかに禁制する者であるとき。

2. 参議者が、第二十二条第二級の職員による条件に終 2 前に毎日最ける最合の日か、当該申請に折られ投資 動物を含さたしかであるとき。 おないちかであるとき.

しくは影響の発展が、指数の影響をして新して年 ※日の日からないののは、

(日本産業協路3利6条)

年を経済しないものであるとき,

第19号模式(第21条,第22条関係)

第200号程本(第25条周長)

指定院委員の国設者の任所 (法人の報合は、法人の何在地) 指定院委員の国設者の氏名 (法人の報合は、法人の名称) ¢ の規定により 문 難疴医療費助或指定医療機関指定書 第14条第1項 第15条第1項 東京都加事 指定医療機関の指定を更新 構成の患者に対する困嫌等に関する指律 댎 他公司委権関に出会 1 指定国業機関の名称及び所在地 ш 2 指定の有効期間 下記のとおり 中の権 計 9

(日本工業規格A列4票)

| 報信年月日 | 18 | 11 日 | STREET, TOWNSHIP BEAUTIFUL TO BE STREET, STORY |
|----------------------------------|--|----------------|--|
| 北京都市医生年月日 | 10 11 | 11 | 1695年、1200年、1891年1991年1991年1991年 - 1720日日 1892年 - 1720日日 1892年 - 1720日日 1892年 - 1720日日 1892年 - 1720日 - 1720日 1892年 - 1720日 |
| | 北京 | 2000年 | |
| | (146) | KER | |
| | 所在地 | 医 E/E/E | |
| Stores for department | 0.00 | 安女芸 | |
| DOSESS OF FREE ST | | 10.00 | |
| | 0.000 | 医妊娠 | |
| | | 医毛角 | |
| | end they | 年五年 | |
| | 作野果は明確維 | 100000 | |
| 3127.6 | (1891) | 医妊娠 | |
| Z/IZ | Et 2,112.8.称 | 家を前 | |
| 10,016 | (186) | 年を発 | |
| 他ばりしている診察師会 | る政策組合 | 10000 | |
| (経院・設施所のみ記載) | SO SERE | 変更数 | |
| 保 品 の 輪 国際者が出 | · 医 条 人の組合) | | 展面に記載してください。 |
| LEDO ZEH BA | の後者に対する限 | WW.EM1-2 | 上記のとおり職員の後者に対する民業等に関する法律第19条の確定により組付出ます。 申 月 日 |
| 300000000 | | | |
| 494 | | | |
| 州市市 一年 | | | |
| 2 - P (#2) | 44 | | |
| 無政界又は代数者 | | | |
| 出産団人にあっては報作権) | CITATION : T | P. | |
| - 日本記録の ロルスにあっ | 高いである。 のでは、100mmので | | |
| 東京衛田等 | S. | | |
| ※1 ロードの表現を伴う場合に 語の平純的必要になります。 | H15年6年, 繁建 | (MOSSE | ロードの表現を伴う場合は、変更値の動図医療機関の優止組及び変更能の指定医療機関の範囲指定中 No 中級が必要になります。 |
| 新2 医性機関の場合 | とは民族の後には一一 | S. Million | ※2 反後機関の場合は反後機関ロード、機関の場合は機関ロード。砂質を関手業者の場合は設置を構え |

第21专编式(第24条関係)

※1 素荷の廃止の場合は、循純医療物成的定用整機開拓定者の採用・多鉛ケレてください。 ※2 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬用コード、訓除者應手業者の場合は説問音 進ステーションコード、今選医療院の場合は介護保険手製所等分を記載してください。 (液当するものに)を付け、内容・磐田豊を記載してください。) 上記のとおり鑑賞の生者に対する国際等に関する法律権行規国籍の条の規定により紹け出ます。 щ 1 業務の休止 2 業務の廃止(等1) 1 業務の利益 п H 審研医療費制或指定医療機関業務体注等期 氏名(法人にあっては名称及2万代総書氏名) 中 七の野 m 住所(法人にあっては所在地) : 〒 Ę 内容・衛布 (福化等由が「その割」の総 合体、必ず回義してくださ と、) # 届出事由発生年月日 記され事任 附款者又は代此者 2-F(\$82) 电路等级 ... 指定年月日 非政務知事 8.85 ... mid:m K 65 66 (20 S)

(日本産業規格4月4条)

新以也無具(新改条因称)

第25台編片(第35条開降)

| | 18 | 2月・小湖の地区 |
|-------------|----|----------|
| AP HE 19 11 | 护 | н |
| 中華の際語 | | |

巻1 職所医療費助収額官Xを機関関制定者(原本)を近付してください。

上記のとおり継続の患者に対する医療等に関する治律所知条の規定により申し出ます。

名辞 : 所在唯 : 平

п ÷

 \equiv

氏名(出人にあっては名称及び代表者氏名) 住所の各人にあっては新在地 解政者文法代表者

をはあり

コード(構2)

和政策和等

※2 医療機関の場合は医療機関コード。薬局の場合は薬鼠コード、部類脊護事業者の場合は訪問者 緑メアーフ=ソコーエ合語医療院の時位日が総営服务後回避の会団機つれて近めて

(日本企業栽培A94条)

明後, 診療所, 素助, 訪問香膳年業所,介護医業院 上記のとおり最終の息者に対する医薬等に関する法律権行権関係対象の概定により申請します。 情告2条機関指定等を亡失又は属失したため(※2) E (いずいはよ○を行けてください。) 2 他位因業議開始に得る行用したため(後1) 1 指定区級機関指定書を政策したため(941) ÷ 職系次級數以此對定因級職器指定者再交付申請數 m Œ, 4 名称 : 所在應 : 干 指定年月日 医髓髓膜炎

※1 再交付機由が政策又は形革の場合は、当該指定医療機関指定者を指付してください。

氏名(協人におっては名称及び代表者氏名)

東京都治事

在所在人にあっては所在他

WILLIAM W

3-F(衛3) :: 開設者及は代表者

※2 ご欠したことにより再交付を受けた後、失った相当定験権国権に請金条見したときは、当該権 定医療機能指定費を減やかにお罪に返還してください。 ※3 医療機関の場合は医療機関コード、薬司の場合は薬品コード、認能体験等者者の場合は認面体質メテーフョンコード、全種医療院の指令は介護保護手能保存の中部第四人へだかい。

(日本産業栽格A列(番)

医療機器法

| この中部書は、全和書館文体影像巻を使わずに支払った医療員 | (中国の食品上発展を超えて実はった服務数を提供するため | 0.0788 | ARMIERA | 100000 | 288813 | ・ の個別を に関える のののない。 を のののは、 ののののは、 ののののののののののののののののののののののの | 8966 | | 10000 | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|---|--|
| のものです。親国もの機構を行いて対応、地域の急遽は関係を対する。 第10人体機能の開業機・対機機能を与す対策を行われて で発展を開発して対象を行われて、対象に対象を行われて、 | | 4684 47 474 70 574 71 574 | 000 | 10年間の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の | 11年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の | THE SAME IN | 名の表現を対して対象をあるといれた。 ものでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | 4 | _ | |
| ・科学となる機能がことにも必要です。「日本書を行ったから手動・・特殊の方は、大体の中をおく、国会機能をでは、大体の中をよく、国会機能ではできた。 ・参表件の日の1日から危機能は申請が何度です。 ・第2人称に、工程数・指立下突日を構成であった。 | 手数ptaktを終わてす。) の中、可能すび確認してくない。 みまでを一立を再載ののります。) | : 1 | 100 | i | Manual Ma | 교 명 경 공 | (12.00) 1-2-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12- | 20 20 21 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 | 20 to 60 to 50 to | 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 |
| [書類送付先] 〒163-8101 新選区西勒爾2-5 東京都福祉同生活福祉課政僚抗成 | - 8 - 1 本成膜マル製程当 電路の333m +664 | | 281 881 | | 284 284 284 284 284 284 284 284 284 284 | | | | | |
| 大井の中は、必ず能入してください。 | | 0 | 0188 | | Ř. | | 1 | 0.0 | | |
| (4 m) 1 3 | | * | 288 898 878 | ### F 0 R | 大 関本産 で行う | - | - | | c | |
| 422 | 現場の 田田 の 開催し 医療機能 | * | 288 648 648 | 3 8 8 7 0 0 | 大阪 会域で 関連で | | - | 8 | · · | |
| 4055,8871-6882A438674,083 | (1980) (1980) (1980) (1980) | * | 888 668 878 | 222 | 大学報 | 299 | | 7.7 | | |
| K ED AF | <u>口腔</u> 名義人 選字 | * | 888 | *** | 人を報 開発器 | 269 | | 4 | ľ | |
| 関係事業等間接の大松と、開発を表示する条件のも様々と対します。 水井に、冬年間に関して、美味管が出る金貨を向び開手を開発します。 のいてはままます | 、火薬器等分割を、大型の口服に等からからながら、大学を与し、大学を与び医療機能が大学を与しては対象性の対象性を対象に対象性を対象に対象性を対象に対象性を対象に対象性を対象に対象性を対象を対象に対象性を | | 888 888 878 | ### FN0 | 4 # # # # # # # # # # # # # # # # # # # | - | | | | |
| 4.0 thus R | | 10 mm | を を を の の の の の の の の の の の の の の の の の | 9 5 8 8 8 8 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 | 第1日 中 2 報報 対象で、 かまかい | Manager . | の 一部にから最近な影響・宇宙を開発している。 の 1 日本の 1 | 1 | e | |
| DEFT -) | i | を終り 機関を ゆうの間 マ | ENLAY. | ě | | | | 7-128 | | |
| | | | 8 - 1 - 1880) | 8 8.0 - 調剤 | 14・報牒の | _ | | | | |
| 98 | 5.6 回りません 10 日本 1 | 200 | 120 120 120 120 120 120 120 120 120 120 | | | | 9 | 8 7 8 | 数数を を対象を のが確定でき | |
| E . | | (BC#48) | 11条注册 | 100 | TIME | NSF-PORT | 「医療機関等征事業の記載については下記のとおりお願いします。」 | | | |
| 第1年度最高次の開作が予54年の音楽なする場合は開発開設 文庫書中の書きまたの人のから、 中部の第1年 の書きまたの人のから、 | Section 12 to the contract of | 1940 1940 1940 1940 | ###################################### | 100000 100000 100000 100000 | の記録の使用に 「保護」の場合 数数かの表面の ReCrit Cokyo | のから、発表のののでは、 のののではない。 「は、かごうい | 1. 学生社会医院長の第二個主義に対象を表現します。 ②アセグイムの「開発」の場合「開催」の機能を開発します。 ②アセグイム(開発)の場合「開催」の機能を開発します。 第12個に対象していては、学術的を発展しては、②アイグリンクのの「200年」。 第12個に対象しては、「第10年」ので、1. ②アイグリングのの「201年」とは19年11日 | Cheiga htm | MEEALT | 100 |
| ※要を会員外の口服を確認されて表定する際は委任任の記入が必要 | 必要です。(別しの主要機能が始めください。) | (H4) 2 | が存在のため | MATCH | の発展を | 第三年 日本 | 医糖物物的物质 | 1259 S. 118.6 | 8000,008 | Auch |
| ※ 任 状 8.は、下記の他を代理人と並の、本本他の報告の課本及び表別に関する機能を発信します。 | 状表別に対する権利を責任します。 | 1470 1470 1470 1470 1470 1470 1470 1470 | 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 | が の は を を を を を を を を を を を を を | 「お妻の」の 日子学ので、 で様子等な様 | 等の心能に記 発酵点数と対 合には、必ず | は現代である。 のフェントの「数数」の扱う「なまだ」の扱うを表に加えてきた。 のフェントの「数数をの扱う」である。 の数字事件の数:「数字とはのトラント、事業点数と関係できったのかが発音を発言します。 の数字数は単によって発点数が発生を含まれてい。のと述が成の数字数字(数数の数据)に呼か。 | 「記載を発置される場合」 | C#4. | |
| 英格雷拉拳 簡 | E # | (1971) (1971) (1971) | 子の心を表数を含めない。 はいましかの様かをない。 | お寄わり | 日本の | で、 医療等力を開発を与り合うできる。 医療を含まれる | って優勝している場合には、 のコピーを発展を含ます。 | HELL BOR | 胚物種の配入け必要ありません | 2000 |
| (銀在台/市路台外人) | (東京者/第30年日最名職人) | | | | ı | | , | ※投資大品の存品は、美国を参加してくだかい。 | 新生参照してく | 1462 |
| 45 | 9.0 | E 62 | 医療機能からの単位体的 | 数別を記 | 7 | MACHINE AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IN C | (日本の地域を表現の対象を表現している。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | CT-000000000000000000000000000000000000 | St. | Ī, |
| 8 | MA. E | | | | | | | | | |

※本様式の用紙サイズはA3利です。

| 2010年、第四十年時間開発などには同じ、東京の役職は近日 | URITA ALL DESIGNATIONS OF THE PERSONS OF THE PERSON | 己貴祖と顕編を組えて文払った劉権資を請求するため | 開発するため | XATES | BRNCEAS | MARCON | 名の子を担ける国際に扱える政策の対応、国際を称ことも必能は無限です。 | MHOV. | 8888 | | お年月日 | |
|--|--|--|--|---|--|---|---|----------------------------|---|--|----------|--|
| 第5人は美国の開業国土建築組みますが対策の人ださい。 ・原産基礎的に総合を指すを指すのよう。有面に関係を受けて行かい。 | (PS\$C). | | | 100 mg / 100 mg | D SERVICE | 11日本部を記されている | が対象したため して主催した影響 | #12/AC2# | のようと、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のよると、 のなると、 のなると、 のなると、 のなると、 のなると、 のなると、 のなると、 のなると、 のなると、 のなると、 のなる。 のな。 のなる。 のなる。 のなる。 のなる。 のなる。 のな。 のなる。 のなる。 のなる。 のなる。 の。 のな。 のな。 のな。 のな。 のな。 のな。 のな。 | Atte | | |
| 製造な関係を対して1.20の前です。(自然動物は1.20) 18のから、中央のもれなり、日本自動を上口的の日子 | の手が開発性は関連の合うです。 インター・ファイン | CT | | 4 | | - 8369 | | | | | | ^ |
| ・音楽のグル・ストロードのストに、日本の関係を表現した。 ・音楽のの子のこのような人の主義を表現した。 ・音楽の学に、文書館・書き子宮口を書館できまりました。(最后かきできー3か月経路をからすり、 | 第2の前で2~3か月数度が分割す。) | ENWOOD | | | | | 2 N | 94 | 16.13-0488 68 (1989-18.7) | \$25524888 \$265.1- | (日本のの日報 | 1802 1802 1802 1803 1803 1803 1803 1803 1803 1803 1803 |
| [書類送付失] 〒163-8001 顧谐医西蒙指2-8- - 東京都羅美属生活機秘密無難成 | 2-8-1 | 9 42 0 1300 454 | × | # F | | | 6 6 8 8 | | 28 | OWNER CLOSESTE E. STREE-TARRESTEE CLO | | MALGE TACKE TACKE |
| ・本帯の中は、必ず配入してください。 | | | 0, | * | 288 646 876 | 777 | 288 888 288 | | ASSENCE BRI | 1 | | |
| **** 1 3 | 20000 | | | * | 688 | *** | 288 868 KEB | | emerodale | 1 | e e | |
| 金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の金の | MARKI DAMA | 2 B 2 B 2 | 6 C | | 655 668 898 | *** | 888 888 888 | | emember 6 and | 9880 | | |
| 925cBth-682-64813 | 7869 | | | * | 555 848 848 | eee - 110 | 288 848 888 | | A IN WILKENSON | A 10. | E | |
| の事中 | | | | * | 555 | EEE | 2,880 9,860 8,800 | | 1 58 | 4 (9) | | |
| 開発機能の発展のなが、部分機能の指導の場合関連的の手間がこれ、対象性の対象は、上部の口線に関い込んでのから、 発力、ドラ連に関して、無対数の関連を表示がの対象機能は、大路をし、設備体制の対象を整定等の 対象には国际を参数的対 パンドの開発をよっ | · 并4、其格國及原資は、 4 - 周第1、指題為自じ條 4 - 周第1、指題為自じ條 | 大阪の口様に関い的人の人の一般を開発を受ける。 | のためい。 は単数を数のす | * | _ | EEE | 288.03 288.03 288.03 | a | on a second | 시 에 : | | |
| 第 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | | | NA LABORA | NATIONAL PROPERTY. | NAME OF TAXABLE PARTY. | OR SHEAR STATE | CHILD VALLE | ・ 1 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | 40 | | l |
| 数数数の合成を表している。 | 金銭をおり (金銭を) | ※放為後とを重確が到り組合は設備対策など。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | - ************************************ | Sea of the | 100 mm | 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 200 | の イラの教徒、 原列の基準を担づしている。 ・ 14 年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の | and and | e and and and an extra parts. | | · | |
| Me | 80 E | | | 上記がとかり組制します。 (資格1) - | MRL24. (MR1 - MR | # 0 H M 4 H | 1 年 [0] | | | Newson-F | | \pm |
| 日 年 中 一部を発生しています。 | SMRZDBM C | ^ | | 1 | | | | 0 | 99708 | 888 888 988 988 988 988 988 988 988 988 | | |
| 9.4. と記述を日常にからた部件を選定する場合は最高機会 第二次等や・日報を考定したがか。 予算を・日報を申録を与したがか。 不能の確定、日報に関手・参与を見入たがか。 | 4 | Amenica de la composición della composición dell | 1 | [医療機能] 1 FeAS 1 FeAS | *12.65EBC | が記載につい いのは別談 の様の「解験 | 「国産会議院 英俊を集めの機能でしていては下級ののおりの報うと、中でしているのの名の表現を開いませませます。 これがいの (職権・政策を合成している) (職権・政策を保護・政策を発展していました。) | SEREN EASTERN ERCAY, | 原数表面 本語を語の現場については下記のただが影響とします。] 「中のような異常を表現しまない。 のフェブランド 1000、1000、1000、1000 1000 1000 1000 100 | BREALT | 500 | |
| ※ はなる口事が確認をついた。 | t | (新しくは調査をお願めください。) | | 0.00 | 11.000000 | STATE | TO CHARBO | 2.0 | Manual Cont. | Take School | 2000 | |
| 数 任 状 8は、7部の音を代理人と定め、東京都の集集性の前年及び受験 | 1 | 数任します。 | | (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | のでは、日本 | (1997) (1998) (| Di Owners O'V. Small | 開発の対象を開発を表 | 製造の金融を持続してインターの のレイストの「開発しの後のとの発出しているののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | THE PARTY OF | | |
| A SUBSTRUM | | * | п | 2 700 | 11日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | 2 C. B. | の職者を持ち | STRES | を受け、 できた。 できた。 というない はない はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか | SECTION . | BAURES | |
| (委任告/契約告本人) | (発信者/雑込先) | 一種込み口を名義人) | | Chrome | 8080 | E. 180 | 000000000000000000000000000000000000000 | | 類できます)。 ※配義が第の数数は、新聞を参照してください。 | F. #HE-68 | LECEBIA | |
| 456 | 440 | | | 単を区 | 単位共和400分割を受け | _ | 252.252.252.00 0.000.000.000 | A. 486714 | ・日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | LECTRONICA CONTRACTOR | 6834. W. | |
| 84 | 86 | | 0 | _ | | | | | | | | |

※本様式の用紙サイズはA3判です。

| するものです。製料でも企業を重要が記されば、 製造の機能を、対象を行うがあっておける。 ・主義を行うが、「大きますをしているをしている。」と語言は整合を下くたが、 ・主義を行うが、「大きますをしているのをして、まて、設定事を行うなからで参考に対象を対象するす。 ・主義を行うが、「大きますをしているのをして、まて、設定事を行うなからで参考に対象を対象するす。 ・事業を介護な「大きのような」、・事業・「大きなをしている。」といるである。「大きなない」、「大きなない」、「大きなない」、「大きなない」、「大きなない」、「大きなない。」、「大きなない」、「大きなない。」、「大きなない」、「大きない」、「大きなない」、「大きなない」、「大きなない」、「大きなない」、「大きなない」、「大きなない」、「大きなない」、「大きないるない。」、「大きなない」、「大きなない。」、「大きなない。」、「大きなないない。」、「大きなない。」、「大きなない。」、「ないない、「ないないない、「ないないないない。」、「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない | 動機器又は医療委主張わずに支払ったぐ動物付款 や自己負担 上職務を結えて実施した小職権対策を請求 | 上類報告報光 | の発売の | 報報与 | 英語の数字 | 14868 | 大学業務を | SHO, SHIP | ※今回ケービス等回等年出たの、他的名称による記憶に整設です。 | MBrev. | 9.0 | 64.68 | 24月日 | |
|---|--|-----------------------------|--------------------------|---------|--------|------------------|------------------------|----------------------------------|--|---------------------|---------------|--|--|-------------------------------|
| ・幸福者は介護サービス事業者等ごとに「私の者です。また。 中国をの方は、大きの中で区入し、中国サービス事業者等 ・課業人の世界の「おから全国は本籍が可能です。 ・第3人時に、北韓国・集ら予算日を中部が可能です。 | の際は熱りません。 ・お棚には関係を受けてく | 7.00 | | | | 114.04 (14.04 | 000 | 27.15.88 27.15.88 75.65.88 | 単独で気能をし を推断して支払 | CERMINAL CONTRACTOR | BROWER | 複数量的では直接調整性で変化をしたため 学習を表記とは需要を発明して表現した影響を対けついて発展と関係部の複数があたらの そのも、「配象を発展し | 94110 | - |
| | 、経際書発行にから手数制は数配が集体です。 19個所を支げて、下記まで書記してのだらい。 19世上末す、(第389章で2~37) 程程立の少すす | 数制は配配の で制造しての 22-30月程 | MENTON SELV. ROOMS | . 2 | | HANG | 8 | X 27 | ALEGA AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN | # 4 # 4 | # . | 新 衣 配 形 の の | 報告書品を A×A×条約区分 | ※単数総合権 (よの権力能入し ないなくがあり |
| [報題近在大] P163-600 整個区内路積2-8 「報題近在大] 参加表域等原本大路等電影局 | 第2-8-1 6年時後漢マル都知道 | A40 | DICTION AND | 1987 | | | ! | | | | + | | | |
| 、大枠の中は、必ず肥入しての遅い。 | | 1 | | | : | | 20 | 28 88 88 | | | E | - | | |
| (| 2000 | | | | | * | *** | 00 M 00 M 01 M 01 M | a | | E | | c | |
| # 0 1 # 0 1 | 発音が | - | 2 80 | a l | N de | * | ### - 0.0 | 28 88 88 | | | - | • | | |
| 施 | (78) | | | | | ¥ | | 2 B 8 F 8 F | | | | | | |
| Hets | | | | | | * | EE. | 28 88 88 | | - | - | | | |
| | 計画 マ離り | _ | | | | | | | | 0 | + | 36 | 6 | |
| 国産業国発団第のただと、別行を扱う店の国産総の手提をします。 合作、米手提に関して、英共等を指定回答をのの国産総称と当合 らしては対象します。 | 10年代、大学教学大学は、上記の日前に寄り込んでながら、 184~第5に、女演をおび回路を開発が発送者には特殊報告決定す | 1、上記の口音 | 25番目 | 4.00年度 | 大学の記事を | * | - 40 | 26 89 89 | - | - 0 | - 0 | 2 | • | |
| 報 金田県産業 | | | | | | | | | | | _ | ŧ | | |
| (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5 | ・「中国職員の政治を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | 名を報告の | E464 | ¥ 1 8 1 | ŧ | 報子の報子 | 1280とおり回れたます。 136枚1 | . 84. | = 188 | B 88.6] | * | E ESSEN 4-7 | = | |
| 88 | | | | | | YES | がマ を開 を開 | | | 0 | | | ### A | |
| 新年月日 (報路 太正 編版 平成 中也) | 3.6 | | | | | - 1 | 4666 | - | - | | | The warran | MB4 | |
| 0 K * | 表的なとの機能 | _ | ^ . | | | (名間47) | 田田田か | 者質性観りなるのは | 1. 明報記載 | びかたって 砂に競技 | の主な注象を発売機能を | 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | (全種的作業科用を負担機関の機能器に包たっての主体注意の)所用を占領限に合い。 ・影響の対象となるのは、単発機関のに設定を発展を - 影響の対象となるのは、単発機関のに設定を発展性 | 10年2年 |
| ※上記書込み口書にからい。数字を書はその事件ない 対象書を、口書を表記していて、 十字目書は、古書に記る・事をを述っていた。 | and a second | | | *** | | 報じ物 | リンドになる人間できる人間と | 10-10日間・10世間 | ソ・関析者と記載を | 衛 | 華. 少篇 予获结员 | 豪産用取り リハビリヤ | 智能コンピンケーション、適合参数を基性等、全部参加研究サーバス(全国多数対象多項政のような人称)、全部を記載を推進、立案を発表ロンパンケーション、企業を発表を通過を開発しませた。 | 對國際指認 院居代表數 |
| N受験をは外の口音を提込をして検索する際は登長状の配入が必要です。ITLCは需要を加速へは対し、 | EAMORTY, IRLO | 130001 | A-CEST | 5 | | 100 G | A種に行対象単位 | オレセントン製作はアフ | 第1975年 単版本権に行力力と総称した単有数要権(10回/基位) の新型機器指数に従われ上に認材が作りが終わます数(3 | 古数単編 が作った | (10P)/1 | 製造、11.4円 数(の服装) | 、11.4円/単位など)を記載ください。 (の数対象として諸校回都が単位数数) | 教へ加せい存職が無対策が |
| 数 年 状 Att Telepotential Lines attachment a | 任 状 | 4841.84 | | | | 20 | 義してく | 1000 | | | | | | |
| Kente R | | | | | | 市影響 | 8 (11) | URBBE | WAXA NEW | 黄柏区沙 | -7# Ho | 他にない場合 | 【非常議集團】利用者負担額の、A×E×負担区分の計算に一位しない場合はその適由等を記載させる | ICESTA, |
| (銀田舎/安都舎米人) | (癸任者/楊弘先口座名義人) | 8日座名義, | 2 | | | | | | | | | | | |
| 80 | A/D | | | | | | | | | | | | | |
| 26.6 | 3.6 | | | _ | B | | | | | | | | | |

※本様式の用紙サイズはA3利です。

| 記第3号 | | | 軽拍 | Ѐかつ? | 高額用申 | 請書兼規 | 養証明 | 書 | | |
|----------------|----------------|------|---------------|-------------|-------------------|-----------------|------|------------------|----------|----------|
| | | | | | | | | | (軽症かつ高部 | 照会用 |
| 東京都 | _ | 殿 | | | | | | | | |
| 4 | | • | | | | | 質の認力 | E基準について | ては、下記 | のとも |
| り回答し | ます | (下の | 口にチェ | ックし | てくださ | (r,°)° | | | | |
| _ | 該当あ | りま | せん。 | | | | | | | |
| ٦ | ※金額 | 及び | 月数を満れ | たさな | い場合は | tこちらの | 欄にす | ・ェックしてく | ください。 | |
| | 下記の | とお | り申請い | たしま | す。 | | | | | |
| | ∭ <u>33,33</u> | 31 円 | 以上の医療 | 農総額の | D証明が ₂ | 3 ヶ <u>月</u> 分必 | 要となり | ります。 | | |
| | 全額及 | び月数 | はが足りない。 | 易合は非 | 限定とみな | されるため | 提出前 | に必ず内容をご確 | 頷ください。 | |
| 年 | F A | 1 | 日 | | 住所 | | | | | _ |
| | | | | | 氏名 | | | | | _ |
| | | | | | 生年月日 | 1 | 年 | | <u>B</u> | _ |
| | | | ata esta atta | nt -in - | ~ | to the 60 day. | | z nn de | | |
| | als II | 甦 | 病医療費 | 助成に | 係る医療 | (質総額) | り無査。 | E明書 | | ٦. |
| | 病名 | | - | | 1 5 4 | 2 4- | | +5+55 | BBS2 4 | 4 |
| 算定根 | 処期间 | | 年 | Я | 1日か | ら 年 | 月 | 末日までの | [M] 22 | + |
| 診療・ 関剤・ | 年月 | | 診 | 寮・調査 | 将費の図 | 医療費総額 | | 備 | 老 | |
| 介護給付 | €2 | | | | | | (円) | | | |
| 年 | 月 | B | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | | |
| 年 | 月 | Ш | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | | 7 |
| 合 | ät | | | | | | | | | 7 |
| 「軽き | 生かつ高 | 朝」の |)対象となる | 医療費 | を算定根 | 処期間内の | 日付の書 | いものから全て | ご記入下さい | 7. |
| 36.1 | 患者の力 | がお | 持ちの「軽値 | Eかつ高 | 額の認定 | 基準への所 | 食につい | ハて」の要件(多 | 草定根拠期間) | を参 |
| ₩2 | 難病の日 | 接費 | 助成制度の約 | 哈付对象 | となる介 | 護保険サー | ピスの | F _F . | | |
| 上記のと | :おりの | 医療 | 費総額で | あるこ | とを証明 | 月します。 | | 年 | 月 日 | |
| | | | 在地 | | | | | | | |
| pet etc.) | 金田田か | | 設名 | | | | | | 6 | <i>3</i> |
| 医無 | 幾関名 | | 『理者名』 『当者名 | | 型.) | | | | | D) |
| | | | 話 3 | 1771.894.0 | 1807 | | | | | |
| | | - ~ | 394 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(日本産業規格A列4番)

細目別記第4号様式

| 氏名 | Г | | | | | \neg | 生年 | 月日 | | | | |
|----------------|--------------|-------|-------------|------------|-----|--------|--------|------|-----|-------|--------|---|
| 疾病名 | Т | | | | | _ | | | _ | | | \neg |
| | _ | | | | | | | | | | | |
| 算定期間 | | | 年 | . 月 | 1 | 日から | , | 年 | 月 | 日まで | での間 | |
| 診療・ | | | 10-sh | ・調剤 | 生事 | の医療 | W-90 | 塘 | | | | |
| 調剤・ | 年 | 月 | D> 196 | DIRECTOR S | 7.4 | の医療 | JHL NO | (円) | | 備 | 考 | |
| 介護給付 | * | | | | | | | (17/ | 4 | | | |
| 年 | 月 | В | | | | | | | ┸ | | | |
| 年 | 月 | B | | | | | | | ┸ | | | |
| 年 | 月 | B | | | | | | | ┸ | | | |
| 年 | 月 | B | | | | | | | ┸ | | | |
| 年 | 月 | B | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | B | | | | | | | ┸ | | | |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | В | | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | B | | | | | | | ┸ | | | |
| 슴 | 計 | | | | | | | | | | | |
| ※算定根拠1 | 朝間内 | の日付 | の古いもの |)から全 | てご影 | :入下さ | L١. | | | | | |
| 災難病の医療 | | | | | | | | | | | | |
| 上記のとま | 5 Y 0. | | | あるこ | とを | 証明し | ます | | | 年 | 月 | <u> </u> |
| | | | 在地 | | | | | | | | | |
| 医療機関 | 11名 | | 設 名 理者名_ | | | | | | | | | (FI) |
| EZ-SA DAD | -1-1-1 | | <u> </u> | 所属課 |) | | | | | | | _ • |
| | | 電 | 話 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 医療機関の | | | | | | | | | | にり悪した | と患者の | 方に対し |
| て一定以 ①難病の医 | | | 類がかかっ | | | | | | | tont | -m ==- | - Lm #1 |
| ①無柄の医 難病にかか | | | | | | | | | | | | |
| ②既に認定 | | | | | | | | | | | | |
| る方で、現 | | | | | | | | | | | | J - J - J - J - J - J - J - J - J - J - |
| Marin de M | s Rite add / | n sta | となる医療 | · 小体 | 极脸 | #-12 | (= 40 | かる書 | 田のみ | 12歳/か | *15 | |

(日本産業規格A列4番)

問合せ先 東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課 疾病対策担当 25320-4471

| 1 3 | © 心身障 | 害者图 | 逐療費助成制度 |
|--------------|---|--|---|
| 法別番号 | 8 0 | 分 | 心身障害者(児)医療(障) |
| 取 扱 医 療機 関 等 | 契約医療機関 (東京都医師会に加入している医 | 療機関 | 非会員は東京都と個別に契約する)) |
| 疾病等の | 全疾病 | | |
| 対 象 者 | 神障害者保健福祉手帳1級を持 (2) 一定所得額以下の方 (3) 医療保険等各法により医療に ただし、生活保護受給者、中国残 | っている。 関する給f 留邦人等 5 65 歳以 | |
| 申 請 の手 続 | | 章害児人 | 費が支給されている施設入所者は介護給付費の給 所給付費が支給されている施設入所児は保護者住 |
| 認定期間 | 更新の場合は9月1日から翌年の | 8月31 | その日以降の直近の8月31日まで。 日まで。ただし、精神障害者は、当該期間中に精 場合は、当該手帳の有効期限満了の日まで。 |
| 公費負担額 | 準じた一部負担金(1割負担、月額円 円(年間上限 144,000円))を控除 又は生活療養標準負担額は助成しな の食事療養標準負担額又は生活療養 → 認定された方は、 (1) 下記(2)以外の方は、高確法に 生活療養標準負担額を負担する | -限入院 した額を い(住民 標準負担 こ準じた る。 | 確保に関する法律(以下「高確法」という。)に 57,600円(多数回該当 44,400円)、外来 18,000 助成する。ただし、入院時の食事療養標準負担額 税非課税者は、医療保険の自己負担額から入院時 額を控除した額を助成する。)。 一部負担金及び入院時の食事療養標準負担額又は 標準負担額又は生活療養標準負担額を負担する。 |
| 根拠法令等 | 心身障害者の医療費の助成に関す | る条例 | |
| 問合せ先 | [申請窓口] 各区市町村心身障害者医療担当課 [施策関係] 福祉局生活福祉部医療助成課助成 | | 320) 4571 |

1. 概要

心身障害者(児)の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が医療費の一部を助成する制度で、昭和49年7月1日から実施している。(注)「障」と書いて「マルショウ」と略称する。

2. 認定期間

- ア 受給者証の有効期間は、9月1日から翌年の8月31日までの1年間であり、毎年9月1日に更新する。
- イ 精神障害者保健福祉手帳による受給者は、アの期間内に手帳の有効期日が到来する場合には、当該手帳の有効期限までが認定期間となる。

3. 受給者証





4. 医療機関での取扱い

(1) 受給資格の確認及び請求

医療機関の窓口で対象者から「受給者証」と「被保険者証」の提示を受け、受給資格を確認する。(両証の提示がない場合、医療機関はこの制度による取扱いは行わない。)

患者から(障)の一部負担金(5.参照)を徴収のうえ、助成額を審査支払機関に請求する。

(2) 対象者が都内国民健康保険または都内後期高齢者(②の表示のある受給者証のみ)の被保険者の場合 (都外国保、都外後期高齢の場合は、下記注意のとおり)

医療機関は、保険給付分・

・

同助成分とも診療報酬明細書(公費併用レセプト)を使用し国保連合会へ請求する。東京都は、国保連合会を通し医療機関に

同助成分を支払う。



保険給付分と助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求してください。

注意 都外国保(他道府県の市町村国保及び国保組合)都外後期高齢者医療(他道府県の広域連合) の場合

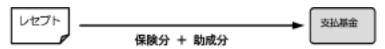
都外国保・都外後期高齢の場合は併用レセプトでの請求はできません。

この場合は、窓口では助成制度を適用せず医療保険の自己負担額を徴収してください。

保険分のみレセプト請求し、助成分は本人が区市町村から現金償還を受ける取扱となります。

(3) 対象者が社保の被保険者又は被扶養者の場合

医療機関は、保険給付分・億助成分とも診療報酬明細書(公費併用レセプト)を使用し支払基金へ請求する。東京都は、支払基金を通し医療機関に億助成分を支払う。



保険給付分と助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求してください。

(4) 対象者が、他の公費負担医療制度(自立支援医療等)に該当し一部負担金が**貸**制度の一部負担金より 高額の場合

自立支援医療等の一部負担金が「関制度の一部負担金より高額の場合には、その差額分について「関制度で助成を行う。 医療機関は、3者併用(保険+自立支援医療等+ 「関)の診療報酬明細書を作成し請求する。

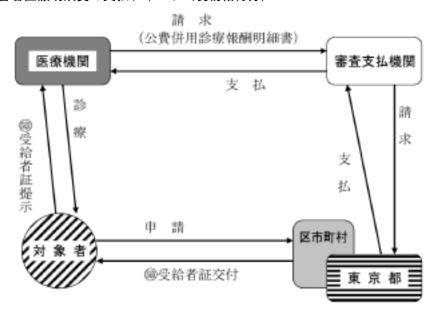
(5) 高額療養費の現物給付がある場合

(入院等で、窓口において限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証が提示され、高額療養費を現物給付する場合)

医療機関は、診療報酬明細書の特記事項欄に「26 区ア」「27 区イ」「28 区ウ」「29 区エ」「30 区オ」を記載すること。 P. 287 以降を参照してください。

(6) 対象者が受給者証を提示しなかった場合や保険が現金給付となる場合

対象者が医療機関の窓口で医療費を支払った後、区市町村に医療助成費支給申請書を提出し、現金給付を受ける。



5. 一部負担金

(1) 「黴、食の表示のある受給者証(負担者番号80136・・・)」(前年度の住民税が課税世帯)

外来は、1割負担とし1か月18,000円(※1)(年間上限144,000円※2)を上限とする。入院は、1か月57,600円(多数回該当44,400円※3)を上限とする。医療機関の窓口では、医療機関ごとに、レセプト単位で上限額までを徴収する。(一部負担金の合計が月の上限を超える場合、6.の高額医療費として対象者に支給される。)

なお、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、助成対象外。

- ※1 令和元年8月診療分より18,000円。令和元年7月診療分までは1か月14,000円上限となる。
- ※2 外来療養にかかる年間上限:1年間の外来療養にかかる一部負担額(月の高額医療費が支給されている場合は、支給後の額)の合計が、年間上限額(144,000円)を超えた場合は、超過した分を年間の高額医療費として支給。 年間上限額の算定期間は、8月1日から翌年の7月31日までの期間について行う。
- ※3 多数回該当:月の高額医療費の支給対象となった回数が、対象となる療養を受けた月以前の12か月間に3回以上 ある場合は、4回目以降は上限額が軽減され、44,400円を超える金額を月の高額医療費として支給する。

注意 多数回該当及び外来療養に係る年間上限額の扱いについて

マル障制度は、医療機関窓口負担額が負担上限額を超えた場合、その超えた金額を「高額医療費(6.参照)」として、受給者本人に支給する仕組み。多数回該当及び外来療養に係る年間上限額は、この仕組みにより都から受給者本人に高額医療費として支給する。

従って、医療機関窓口においては、外来 18,000 円、入院 57,600 円まで徴収してください。

(2)「食の表示のある受給者証(負担者番号80137・・・)」(前年度の住民税が非課税世帯)

入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額のみ負担。

6. 高額医療費

対象者が病院などで支払った一部負担金の合計が月の上限を超えた場合及び同一の世帯に属する複数の ட 対象者が病院などで支払った一部負担金の合計が月の上限を超えた場合、その超えた金額を「高額医療費」として区市町村から対象者に支給する。

「外来のみの場合」…18,000円を超えた金額及び年間上限額144,000円を超えた金額を支給する。

「入院がある場合や他の受給者との合算がある場合」…57,600 円(多数回該当の場合は 44,400 円)を超えた金額を支給する。

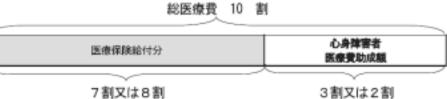
7. 助成額

健康保険各法の規定による医療の給付が行われた場合の医療費のうち、対象者が負担する額から

(輸制度の一部負担金を 控除した額。入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は助成しない。(以下 例1~例9参照)

例1 住民税課税者(高齢受給者証所持者を除く。) 【入院外】 総医療費 10 割 心身障害者 一部負担金 医療保険給付分 医療費助成額 相当額(1割) 7割又は8割 3割又は2割 (義務教育就学前は8割) (義務教育就学前は2割) 【入院】 総医療費 10 割 7割又は8割 3割又は2割 (義務教育就学前は8割) (義務教育就学前)は2割) 心身障害者 一部負担金 医療保険給付分 医療費助成額 相当額(1割) 食事療養標準負担額又は 入院時食事療養費又は入院時生活療養費 生活療養標準負担額

例2 住民税非課税者(高齢受給者証所持者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。) 【入院外】



(義務教育就学前は8割)

(義務教育就学前は2割)

【入院】



例3 高齢受給者証(現役並み所得者)所持者 (70歳以上75歳未満) の住民税課税者 【入院外】

総医療費 10 割

| 医療保険給付分 | 心身障害者 医療費助成額 | 一部負担金 相当額(1割) |
|---------|-----------------|------------------|
| | | |
| 7 割 | 3 | 割 |

【入院】

総医療費 10 割



例 4 高齢受給者証(現役並み所得者)所持者 (70歳以上75歳未満)の住民税非課税者 【入院外】





【入院】

総医療費 10 割

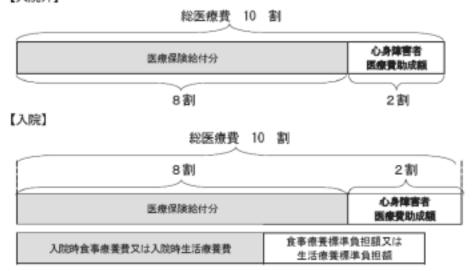


入院時食事療養費又は入院時生活療養費 食事療養標準負担額又は 生活療養標準負担額

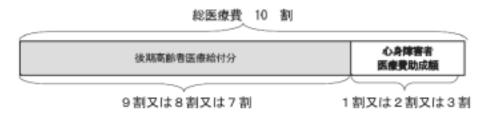
例5 高齢受給者証(現役並み所得者除く)所持者 (70歳以上75歳未満)の住民税課税者 【入院外】

総医療費 10 割 心身障害者医療費 一部負担金 医療保険給付分 助成額 (1 書) 相当額 (1割) 8 割 2 割 【入院】 総医療費 10 割 8割 2人割 心身障害者医療 一部負担金 医療保険給付分 費助成額 (1割) 相当額 (1割) 食事療養標準負担額又は 入院時食事療養費又は入院時生活療養費 生活療養標準負担額

例 6 高齢受給者証(現役並み所得除く)所持者(70歳以上75歳未満)の住民税非課税者 【入院外】



例7 後期高齢者医療の被保険者(住民税非課税者) 【入院外】



生活療養標準負担額

例8 自己負担金がある公費負担医療適用者の住民税課税者 【入院外】

総医療費 10 割

公費負担又は医療保険給付分

心身障害者
医療費助成額

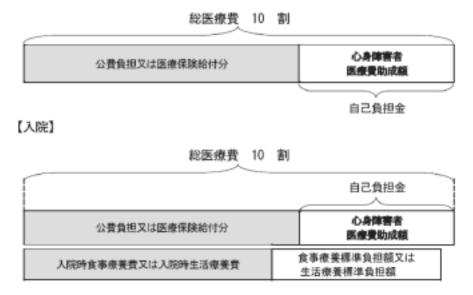
自己負担金

【入院】



例9 自己負担金がある公費負担医療適用者の住民税非課税者

【入院外】



[※] 高額療養費の支給または付加給付がある場合には、実質の保険給付割合は例1~例9の率と異なる。

8. 他の医療制度との関係

電制度は、医療保険各法の支給があった場合について、その一部負担金から 電制度の一部負担金を控除した額を助成する制度である。

東京都の条例に基づく制度であるので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法等の法律に基づく給付及び難病医療等の疾病限定的な他公費制度による給付を優先させる。

国制度(法律) > 🚳 > 📵 「80」、 📦 「81」、 🗐 ・ 🕣 「88」、 👘 「89」

※ (韓・観・乳・子・倩)は、併用して使用できない。(いずれかー制度の受給者証等を発行)

問合せ先 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 助成担当 ☎5320-4571

| 1 4 | 親ひとり | 親家庭等 | 医療費助成制度 |
|--------------|--|---|--|
| 法 別 番 号 | 8 1 | 区分 | ひとり親家庭等医療(制) |
| 取 扱 医 療機 関 等 | 契約医療機関 (東京都医師会に加入している | 医療機関(| 非会員は東京都と個別に契約する)) |
| 疾病等の | 全疾病 | | |
| 対 象 者 | (児童とは、満 18 歳に達した年 2 一定所得額以下の方 | 育するひとり F度の末日 関する給付 | 親家庭等の定義に掲げる児童 障害のある場合は 20 歳未満)までの方をいう。) を受けている方。ただし、生活保護を受けている を除く。 |
| 申請の手続 | 対象者の住所地の区市町村の担 | 当課に申請 | する (詳細は各区市町村へ問合せください。)。 |
| 認定期間 | | | 12月31日まで。更新の場合は1月1日から12 閉が3月31日(児童に障害がある場合には20歳 |
| 公費負担額 | 準じた一部負担金(1割負担、月2円(年間上限 144,000円))を控修 又は生活療養標準負担額は助成し 時の食事療養標準負担額又は生活 → 認定された方は、 (1) 下記(2)以外の方は、高確定 生活療養標準負担額を負担額 | 額上限入院 除した額を助ない(住民) ない(住民) 療養標準負 法に準じた- する。 | 確保に関する法律(以下「高確法」という。)に 57,600円(多数回該当44,400円)、外来18,000 か成する。ただし、入院時の食事療養標準負担額 说非課税世帯は、医療保険の自己負担額から入院 担額を控除した額を助成する。)。 一部負担金及び入院時の食事療養標準負担額又は 優養標準負担額又は生活療養標準負担額を負担す |
| 根拠法令等 | 各区市町村が制定するひとり親 | 家庭等の医 | 療費の助成に関する条例等 |
| 問合せ先 | [認定・給付関係]各区市町村ひとり親家庭等医療[施策関係・制度運用]福祉局生活福祉部医療助成課医 | | (5320) 4282 |

1. 概要

ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、都内の各区市町村が、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成する制度で、平成2年4月から実施されている。(注)「親」と書いて「マルオヤ」と略称する。

2. 認定期間

親医療証の有効期間は、各年の1月1日から12月31日までの1年間であり、その更新月日は、各年の1月1日である。なお、ひとり親家庭等の一部の者が年の途中で資格が消滅する場合は、資格が消滅する者の備考欄に「○月○日まで有効」と表示されている。

3. 医療証

医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、住所地の区市町村長に申請をし、医療費の助成を受ける資格を証する「親医療証」の交付を受ける。

様式は(意) 食表示証(一般世帯)と食表示証(住民税非課税世帯)の2種類である。

親医療証は世帯証であり、個人証の(電)心身障害者医療費助成制度、乳乳幼児医療費助成制度とは、異なっている。なお、後期高齢者医療制度の被保険者又は高齢受給者(前期高齢者)に該当する者(住民税非課税世帯、2割証・3割証の場合にのみ(親)が適用)については、備考欄に(後期高齢適用者・高齢受給者と表示されている。

















4. 公費負担

(1) 現物給付

対象者は、健康保険証と (親) 医療証を医療機関の窓口に提出する。医療機関の窓口では、患者負担分 (親) 制度の一部負担金・入院時食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額)がある場合は、これを徴収する。助成する医療費は、区市町村が東京都国民健康保険団体連合会(以下:「国保連合会」)または社会保険診療報酬支払基金関東審査事務センター(以下:「支払基金」)を通じて医療機関に支払う。

(2) 現金給付

対象者が、受診の際に医療機関の窓口へ

観医療証を提示しなかったとき、保険の療養費が支給されるとき及び都外の

国保加入者・都外後期高齢加入者の場合は、対象者が一旦医療機関の窓口で自己負担分を支払い、後日区市町村に申請

(保険給付決定通知書、領収書提出)のうえ、現金給付を受ける。この事業の実施主体は、都内の各区市町村である。

5. 医療機関での取扱い

(1) 受給資格の確認

医療機関の窓口で対象者から「受給者証」と「被保険者証」(電子資格確認を受ける場合は「受給者証」)の提示を受け、受給資格を確認する。証の提示がない場合、医療機関はこの制度による取扱いは行わない。

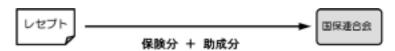
(2) 対象者が都内国民健康保険または都内後期高齢者の被保険者の場合

(都外国保、都外後期高齢の場合は、下記注意のとおり)

医療機関は、保険分、

制制度助成分とも、診療報酬明細書(公費併用レセプト)を使用して、都内国保または都内後期高齢の場合は国保連合会へ請求する。

※ 月の途中で資格の取得または消滅があった場合には、診療報酬明細書の「公費分点数」欄に再掲する。



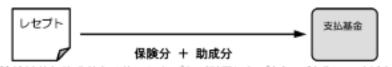
保険給付分と助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求してください。

注意 都外国保(他道府県の市町村国保及び国保組合)都外後期高齢者医療(他道府県の 広域連合)の場合

都外国保・都外後期高齢の場合は併用レセプトでの請求はできません。

この場合は、<u>窓口では助成制度を適用せず</u>医療保険の自己負担額を徴収してください。保 険分のみレセプト請求し、助成分は<u>本人が区市町村から現金償還</u>を受ける取扱となります。

(3) 対象者が社保の被保険者又は被扶養者の場合



保険給付分と助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求してください。

(4) 対象者が、他の公費負担医療制度に該当し、かつ(親)制度の助成がある場合

医療機関は、保険分、他の公費負担医療分、 制度助成分とも診療報酬明細書(公費3者併用レセプト)を使用し、 都内国保及び都内後期高齢者分は国保連合会へ、社保分は支払基金へ請求する。

(5) 高額療養費の現物給付がある場合

入院等で、窓口において限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証が提示され、高額療養費を現物給付する場合には、診療報酬明細書の特記事項欄に「26 区ア」「27 区イ」「28 区ウ」「29 区工」「30 区オ」を記載すること。

6. 助成額 (一部負担金)

区市町村は、国民健康保険法又は健康保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、 当該法令の規定によって対象者が負担すべき額から、制制度の一部負担金を控除した額を助成する(住民税非課税世帯は、 一部負担金はない)。

(1)「(=)、食の表示のある医療証(負担者番号81136〇〇〇)」(前年度の住民税が課税世帯)

外来は、1割負担とし1か月18,000円(※1)(年間上限144,000円※2)を上限とする。入院は、1か月57,600円(多数回該当44,400円※3)を上限とする。医療機関の窓口では、医療機関ごとに、レセプト単位で上限額までを徴収する。(一部負担金の合計が月の上限を超える場合、対象者からの申請により、下記(3)の高額医療費として、対象者に支給される)

なお、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、助成対象外。

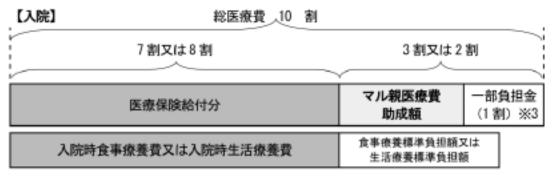
住民税課税世帯 総医療費 10 割 「入院外」 総医療費 10 割 医療保険給付分 マル親医療費 助成額 (1割)※1 7割又は8割 3割又は2割

(8割は、義務教育就学前の場合) (

(2 割は義務教育就学前の場合)

- ※1 入院外は1か月18,000円を上限とする。(令和元年8月診療分より。令和元年7月診療分までは1か月14,000円上限。また、年間上限144,000円※2)
- ※2 外来療養にかかる年間上限:

1年間の外来療養にかかる一部負担額(月の高額医療費が支給されている場合は、支給後の額) の合計が、年間上限額(144,000 円)を超えた場合は、超過した分を年間の高額医療費として支 給。年間上限額の算定期間は、8月1日から翌年の7月31日までの期間について行う。



※3 入院は、1か月57,600円(多数回該当 44,400円※4)を上限とする。 なお、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、助成対象外。 所得状況等に応じて医療保険制度の軽減措置あり。

※4 多数回該当:

月の高額医療費の支給対象となった回数が、対象となる療養を受けた月以前の12か月間に3回 以上ある場合は、4回目以降は上限額が軽減され、44,400 円を超える金額を月の高額医療費として支給する。

注意 多数回該当及び外来療養に係る年間上限額の扱いについて 多数回該当及び外来療養に係る年間上限額は、対象者本人からの申請により、区市町村から本人に高 額医療費として支給する。

(2)「食の表示のある受給者証(負担者番号81137〇〇〇)」(前年度の住民税が非課税世帯)

入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額のみ負担。

(3) 高額医療費

対象者が病院などで支払った一部負担金の合計が月の上限を超えた場合及び同一の世帯に属する複数の 親対象者が病院などで支払った一部負担金の合計が月の上限を超えた場合、対象者からの申請により、その超えた金額を「高額医療費」として区市町村から対象者に支給する。

「外来のみの場合」…18,000 円を超えた金額及び年間上限額144,000 円を超えた金額を支給する。

「入院がある場合や他の受給者との合算がある場合」…57,600 円 (多数回該当の場合は 44,400 円) を超えた金額を支給する。

7. 他の医療制度との関係

(1)「(**)、食表示証(一般世帯)の場合」負担者番号81136〇〇〇



※ 他の公費負担医療制度の一部負担金 - 郷一部負担金 = 郷で助成 (患者負担)

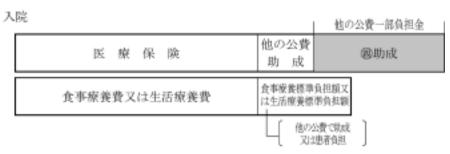


※ 他の公費負担医療制度の一部負担金 - 郷一部負担金 = 郷で助成 (患者負担)

(2)「食表示証(住民税非課税世帯)の場合」負担者番号81137〇〇〇



※ 他の公費負担医療の一部負担金を働で助成



※ 他の公費負担医療の一部負担金を鶸で助成

ひとり親家庭医療費助成制度 区市町村担当課・負担者番号一覧

2023年10月1日現在

| | <u> </u> | | - | -) (| <i>2</i> , | y, J. → -! | W. 77 F | 1 | | | | | | | | 1 日 | 現在 |
|-------|---|------|----------------|------|------------|------------|-------------|---|----------|------|----|------------|----------|----|------------|-----|----------|
| 区市町村 | 担当部課・電話番号 | N.I. | (- | _ | | | 当番 号 | | 10 | N. I | | (1) | | 担者 | | | 14.5- |
| 区山加山山 | 15日的味、电时街夕 | | :別 :号 | | 道府 番号 | - | 実施機 関番号 | | 検証 番号 | | 別号 | | 道府 番号 | - | 実施材 関番り | | 検証 番号 |
| 千代田区 | 子ども部子育て推進課手当・医療係 03 (5211) 4230 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 1 | 2 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 1 | 0 |
| 中央区 | 福祉保健部子育て支援課子育て支援係 03 (6264) 8403 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 2 | 0 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 2 | 8 |
| 港区 | 子ども家庭支援部子ども若者支援課 子ども給付係 03(3578)2430 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 3 | 8 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 3 | 6 |
| 新宿区 | 子ども家庭部子ども家庭課育成支援係 03 (5273) 4558 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 4 | 6 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 4 | 4 |
| 文京区 | 子ども家庭部子育て支援課児童給付係 03 (5803) 1701 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 5 | 3 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 5 | 1 |
| 台東区 | 区民部子育て・若者支援課給付担当 03 (5246) 1232 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 6 | 1 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 6 | 9 |
| 墨田区 | 子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 03 (5608) 1439 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 7 | 9 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 7 | 7 |
| 江東区 | こども未来部こども家庭支援課給付係 03 (3647) 4754 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 8 | 7 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 8 | 5 |
| 品川区 | 子ども未来部子育て応援課手当医療助成担当 03 (5742) 9174 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 9 | 5 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 0 | 9 | 3 |
| 目 黒 区 | 子育て支援部子育て支援課手当・医療係 03 (5722) 9645 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 0 | 3 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 0 | 1 |
| 大田区 | こども家庭部子育て支援課児童育成係 03 (5744) 1274 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 1 | 1 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 1 | 9 |
| 世田谷区 | 各総合支所子ども家庭支援課子ども家庭支援センター 世田谷 03 (5432) 2311、北沢 03 (6804) 7526 玉川 03 (3702) 1792、砧 03 (3482) 1344 烏山 03 (3326) 9864 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 2 | 9 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 2 | 7 |
| 渋 谷 区 | 子ども家庭部子ども青少年課子育て給付係 03 (3463) 2558 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 3 | 7 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 3 | 5 |
| 中野区 | 子ども教育部子育て支援課子ども医療費助成係 03 (3228) 3253 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 4 | 5 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 4 | 3 |
| 杉並区 | 子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 03 (5307) 0785 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 5 | 2 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 5 | 0 |
| 豊島区 | 子ども家庭部子育て支援課児童給付グループ 03 (3981) 1417 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 6 | 0 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 6 | 8 |
| 北区 | 子ども未来部子ども未来課子育て給付係 03 (3908) 9096 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 7 | 8 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 7 | 6 |
| 荒川区 | 子ども家庭部子育て支援課子育て給付係 03 (3802) 4832 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 8 | 6 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 8 | 4 |
| 板橋区 | 子ども家庭部子育て支援課子どもの手当医療係 03 (3579) 2374 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 9 | 4 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 1 | 9 | 2 |
| 練馬区 | こども家庭部子育て支援課児童手当係 03 (5984) 5824 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 0 | 2 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 0 | 0 |
| 足立区 | 福祉部親子支援課親子支援係 03 (3880) 5883 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 1 | 0 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 1 | 8 |
| 葛 飾 区 | 子育て支援部子育て応援課児童手当係 03 (5654) 8298 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 2 | 8 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 2 | 6 |
| 江戸川区 | 子ども家庭部児童家庭課援護係 03 (5662) 1259 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 3 | 6 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 3 | 4 |
| 八王子市 | 子ども家庭部子育て支援課 042 (620) 7368 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 4 | 4 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 4 | 2 |
| 立 川 市 | 子ども家庭部子育て推進課手当・医療費給付係 042 (528) 4798 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 5 | 1 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 5 | 9 |

| | | | Ê | | | 負担を | 皆番号 | <u></u> | | | | (| 負: | 担者 | 番号 | | |
|-------|--|---|----------|---|----------|-----|------------|---------|----------|----|---|----------|----------|----|------------|---|----------|
| 区市町村 | 担当部課・電話番号 | | :別 :另 | | 直府 番号 | - | 実施核 関番号 | | 検証 番号 | 法番 | | | 道府 番号 | - | 実施核 関番号 | | 検証 番号 |
| 武蔵野市 | 子ども家庭部子ども子育て支援課手当医療係 0422 (60) 1963 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 6 | 9 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 6 | 7 |
| 三鷹市 | 子ども政策部子育て支援課手当・医療係 0422 (29) 9675 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 7 | 7 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 7 | 5 |
| 青梅市 | こども家庭部こども育成課手当・医療係 0428 (22) 1111 内 2138.2139 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 8 | 5 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 8 | 3 |
| 府中市 | 子ども家庭部子育て応援課育成係 042 (335) 4100 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 2 | 9 | 3 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 9 | 1 |
| 昭島市 | 子ども家庭部子ども子育て支援課手当・医療助成係 042 (544) 4193 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 0 | 1 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 0 | 9 |
| 調布市 | 子ども生活部子ども家庭課家庭福祉係 042 (481) 7093 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 1 | 9 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 1 | 7 |
| 町田市 | 子ども生活部子ども総務課手当・医療費助成係 042 (724) 2143 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 2 | 7 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 2 | 5 |
| 小金井市 | 子ども家庭部子育て支援課手当助成係 042 (387) 9839 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 3 | 5 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 3 | 3 |
| 小平市 | 子ども家庭部子育て支援課手当助成担当 042 (346) 9544 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 4 | 3 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 4 | 1 |
| 日野市 | 子ども部子育て課助成係 042(514)8598 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 5 | 0 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 5 | 8 |
| 東村山市 | 子ども家庭部子ども保健給付課手当係 042 (393) 5111 内 2103 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 6 | 8 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 6 | 6 |
| 国分寺市 | 子ども家庭部子ども子育て支援課手当助成係 042 (325) 0111 内 378 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 7 | 6 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 7 | 4 |
| 国立市 | 子ども家庭部子育て支援課子育て支援係 042 (576) 2111 内 156 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 8 | 4 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 8 | 2 |
| 福生市 | 子ども家庭部子ども育成課手当助成係 042 (551) 1737 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 4 | 1 | 8 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 4 | 1 | 6 |
| 狛 江 市 | 子ども家庭部子ども政策課手当助成係 (直通) 03 (3430) 1277 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 4 | 2 | 6 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 4 | 2 | 4 |
| 東大和市 | 子ども未来部子育て支援課手当・助成係 042 (563) 2111 内 1763 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 4 | 3 | 4 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 4 | 3 | 2 |
| 清瀬市 | 福祉・子ども部子育て支援課子育て支援係 042 (497) 2088 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 4 | 4 | 2 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 4 | 4 | 0 |
| 東久留米市 | 子ども家庭部児童青少年課助成支援係 042 (470) 7736 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 4 | 5 | 9 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 4 | 5 | 7 |
| 武蔵村山市 | 子ども家庭部子ども青少年課手当・青少年係 042 (565) 1111 内 186 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 4 | 6 | 7 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 4 | 6 | 5 |
| 多摩市 | 子ども青少年部子育て支援課手当・医療・相談担当 042 (338) 6851 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 4 | 7 | 5 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 4 | 7 | 3 |
| 稲城市 | 子ども福祉部子育て支援課手当助成係 042 (378) 2111 内 238 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 4 | 8 | 3 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 4 | 8 | 1 |
| 羽村市 | 子ども家庭部子育て相談課手当・助成係 042 (555) 1111 内線 236 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 5 | 0 | 9 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 5 | 0 | 7 |
| あきる野市 | 子ども家庭部子ども政策課子ども政策係 042 (518) 7854 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 4 | 9 | 1 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 4 | 9 | 9 |
| 西東京市 | 子育て支援部子育て支援課手当助成係 042 (460) 9840 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 3 | 9 | 2 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 3 | 9 | 0 |
| 瑞穂町 | 福祉部子育て応援課子育て支援係 042 (557) 7624 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 5 | 1 | 7 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 5 | 1 | 5 |
| 日の出町 | 子育て福祉課子育て支援係 042 (588) 4113 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 5 | 2 | 5 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 5 | 2 | 3 |
| 檜原村 | 福祉けんこう課福祉係 042(598)3121 内111 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 5 | 4 | 1 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 5 | 4 | 9 |

| | | | (m) | | | 負担者 | 音番号 | 1. 7 | | | | (| 負: | 担者 | 番号 | | |
|------|---------------------------------|---|----------|---|----------|-----|------------|---------|----------|----|---|----------|----------|----|-------------|---|----------|
| 区市町村 | 担当部課・電話番号 | | :別 :号 | | 道府 昏号 | | 実施機 関番号 | | 検証 番号 | 法番 | | | 道府 番号 | | 実施機 関番 5 | | 検証 番号 |
| 奥多摩町 | 福祉保健課子育て推進係 0428 (85) 2611 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 5 | 5 | 8 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 5 | 5 | 6 |
| 大島町 | 福祉けんこう課子育て応援係 04992 (2) 1471 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 5 | 6 | 6 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 5 | 6 | 4 |
| 利島村 | 住民課 04992 (9) 0013 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 5 | 7 | 4 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 5 | 7 | 2 |
| 新島村 | 民生課福祉介護係 04992 (5) 0243 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 5 | 8 | 2 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 5 | 8 | 0 |
| 神津島村 | 福祉課福祉係 04992 (8) 0011 内 37 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 5 | 9 | 0 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 5 | 9 | 8 |
| 三宅村 | 福祉健康課福祉係 04994 (5) 0902 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 6 | 0 | 8 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 6 | 0 | 6 |
| 御蔵島村 | 総務課民生係 04994 (8) 2121 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 6 | 1 | 6 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 6 | 1 | 4 |
| 八丈町 | 福祉健康課厚生係 04996 (2) 5570 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 6 | 2 | 4 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 6 | 2 | 2 |
| 青ヶ島村 | 総務課 04996 (9) 0111 内 206 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 6 | 3 | 2 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 6 | 3 | 0 |
| 小笠原村 | 村民課住民係 04998 (2) 3113 | 8 | 1 | 1 | 3 | 6 | 6 | 4 | 0 | 8 | 1 | 1 | 3 | 7 | 6 | 4 | 8 |

問合せ先 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療助成担当 ☎5320-4282

| 1 5 | 乳 幼児医療費助成制度 |
|--------|---|
| 法別番号 | B 8 8 区 分 乳幼児医療(乳) |
| 取扱医療機関 | 契約医療機関 (東京都医師会に加入している医療機関(非会員は東京都と個別に契約する)) |
| 疾病等位 | 全疾病 |
| 対象 🦻 | 義務教育就学前の乳幼児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)を養育している方であって、以下のいずれにも該当する方 (1) 一定所得額以下の方(詳細は各区市町村へ問合せ) (2) 当該乳幼児について、医療保険等各法により医療に関する給付を受けていること。なお、当該乳幼児が生活保護を受けている場合、施設等に措置により入所している場合等を除く。 |
| 1 | 2 乳幼児の住所地の区市町村の担当課に申請する(詳細は各区市町村へ問合せください。)。 |
| 認定期間 | 申請のあった日から、その日以降の直近の9月30日まで。更新の場合は10月1日から翌年の9月30日まで。ただし、6歳児については、終期が3月31日となる。 |
| 公費負担額 | 医療に関する給付について、各種医療保険等を適用し、その自己負担額(入院時の食事療養標準負担額を控除した額)を助成する。 → 認定された方は、入院時の食事療養標準負担額を負担する。 |
| 根拠法令 | 等 各区市町村が制定する乳幼児の医療費の助成に関する条例等 |
| 問合せか | [認定・給付関係] 各区市町村乳幼児医療担当課 [施策関係・制度運用] 福祉局生活福祉部医療助成課医療助成担当 (5320)4282 |

1. 概要

都内の各区市町村が、乳幼児の健やかな育成と子育て支援を図るため、乳幼児を育てている保護者に対して、乳幼児に 係る医療費の一部を助成する制度で、平成6年1月から実施されている。(注)「乳」と書いて「マルニュウ」と略称する。

2. 認定期間

乳 医療証の有効期間は、各年の 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までの 1 年間であり、その更新月日は、各年の 10 月 1 日である。ただし、この制度の対象となる乳幼児の年齢が 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までとなっているので、医療証の赤枠で囲ってある有効期間に注意すること。

3. 医療証

医療費の助成を受けようとする者は、住所地の区市町村長に申請をし、医療費の助成を受ける資格を証する「乳医療証」の交付を受ける。乳医療証は、個人証となっている。

法別番号は、「88」である。都道府県番号は、「13」である。実施機関番号は、「8 \bigcirc 」及び「2 \bigcirc 」である。

実施機関番号は、都基準に基づく事業と区市町村単独事業を区別するために、2つ 設定しているが、医療機関窓口における取扱は同じである。

(区市町村別の負担者番号はP.168参照)。



4. 公費負担

(1) 現物給付

対象者は、健康保険証と

② 医療証を医療機関の窓口に提出する。医療機関の窓口では、入院の場合は食事療養標準負担額のみ徴収する。助成する医療費は、区市町村が国保連合会又は支払基金を通じて、医療機関に支払う。

(2) 現金給付

対象者が、受診の際の医療機関の窓口へ乳 医療証を提出しなかったときや保険の療養費が支給されたとき、都外の国保加入者のときは、区市町村が対象者の申請(保険給付決定通知書、領収書)などに基づき、直接対象者に支払う。この事業を実施しているのは、都内の各区市町村である。

5. 医療機関での取扱い

(1) 受給資格の確認

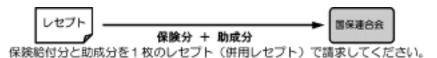
医療機関の窓口で対象者から「受給者証」と「被保険者証」(電子資格確認を受ける場合は「受給者証」)の提示を受け、受給資格を確認する。証の提示がない場合、医療機関はこの制度による取扱いは行わない。

(2) 対象乳幼児が都内国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者の場合

医療機関は、保険分、 乳制度助成分とも、診療報酬明細書(国保と公費併用レセプト又は社保と公費併用レセプト)を使用して、都内国保の場合は国保連合会へ、社保の場合は支払基金へ請求する。

(注) 月の途中で資格の取得及び消滅があった場合には、診療報酬明細書の「公費分点数」欄に再掲する。この乳制度 助成分について、区市町村が国保連合会又は支払基金を通じて医療機関に支払う。

国民健康保険の場合



注意 都外国保(他道府県の市町村国保及び国保組合)

都外国保の場合は併用レセプトでの請求はできません。

この場合は、<u>窓口では助成制度を適用せず</u>医療保険の自己負担額を徴収してください。保 険分のみレセプト請求し、助成分は本人が区市町村から現金償還を受ける取扱となります。

社会保険の場合



保険給付分と助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求してください。

(3) 対象乳幼児が他の公費負担医療等に該当し、かつ 判制度の助成がある場合

保険分、乳制度助成分及び他の公費負担医療分は、診療報酬明細書(国保と公費併用レセプト又は社保と公費併用レセプト)を使用して、国保の場合、国保連合会へ、社保の場合、支払基金へ請求する。

(4) 高額療養費の現物給付がある場合

診療報酬明細書の特記事項欄に「26 区ア」「27 区イ」「28 区ウ」「29 区エ」「30 区オ」を記載すること。

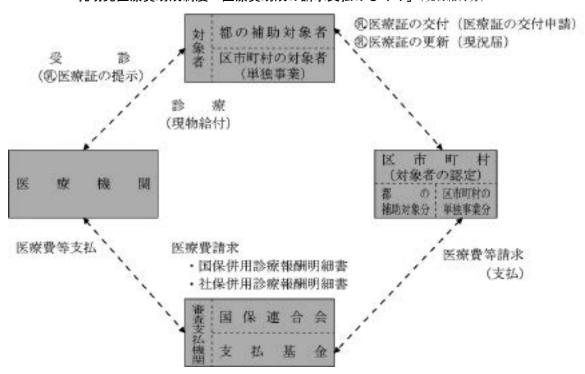
6. 助成額

区市町村は、国民健康保険法又は健康保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、 当該法令の規定によって対象者が負担すべき額を助成する。ただし入院時食事療養標準負担額は自己負担。



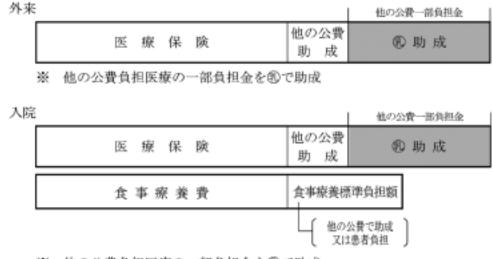
※ 入院時食事療養標準負担額は、所得状況等に応じて医療保険制度の軽減措置あり。

「乳幼児医療費助成制度・医療費助成の請求支払のしくみ」(現物給付分)



7. 他の公費負担医療制度との関係

乳制度の助成は、小児慢性特定疾病医療費助成制度等法に基づく公費負担医療制度の給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない(他の公費負担医療制度の給付を優先する)。適用関係は下記の図のとおり。



※ 他の公費負担医療の一部負担金を配で助成

8. 予医療費助成制度との関係について

6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は、義務教育就学児医療費助成(分制度)の対象となる。 乳制度と分制度は負担者番号が異なるため、「診療報酬明細書」作成の際は特に注意すること。

※ 義務教育就学児医療費助成制度の詳細は (P. 171~参照)。

乳幼児医療費助成制度 区市町村担当課・負担者番号一覧

2023年10月1日現在

| | | | | | 負担者 | 4来与 | 1, | | | | | 1 | 負担者 | | | 1 14 | 現仕 |
|-------|--|---|----|----|-----|-----|----------|--------------|----|---|---|----|---------|---|------------|----------|----|
| 区市町村 | 担当部課・電話番号 | 法 | 别 | | 直府 | | 5 実施材 | 幾 | 検証 | 法 | 別 | _ | 直府 | | 毛施模 | É | 検証 |
| | | 番 | ·号 | 県都 | 番号 | ŀ | 関番号 | 를 | 番号 | 番 | 号 | 県都 | 昏号 | B | 具番号 | <u>.</u> | 番号 |
| 千代田区 | 子ども部子育て推進課手当・医療係 03 (5211) 4230 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 0 | 1 | 4 | | | | | | | | |
| 中央区 | 福祉保健部子育て支援課子育て支援係 03 (6264) 8403 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 0 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| 港区 | 子ども家庭支援部子ども若者支援課子ども給付係 03 (3578) 2430 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 0 | 3 | 0 | | | | | | | | |
| 新宿区 | 子ども家庭部子ども家庭課子ども医療・手当係 03 (5273) 4546 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 0 | 4 | 8 | | | | | | | | |
| 文京区 | 子ども家庭部子育て支援課児童給付係 03 (5803) 1701 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 0 | 5 | 5 | | | | | | | | |
| 台東区 | 区民部子育て・若者支援課給付担当 03 (5246) 1232 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 0 | 6 | 3 | | | | | | | | |
| 墨田区 | 子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 03 (5608) 1439 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 0 | 7 | 1 | | | | | | | | |
| 江東区 | こども未来部こども家庭支援課給付係 03 (3647) 4754 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 0 | 8 | 9 | | | | | | | | |
| 品川区 | 子ども未来部子育て応援課手当医療助成担当 03 (5742) 9174 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 0 | 9 | 7 | | | | | | | | |
| 目 黒 区 | 子育て支援部子育て支援課手当・医療係 03 (5722) 9864 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 0 | 5 | | | | | | | | |
| 大田区 | こども家庭部子育て支援課こども医療係 03 (5744) 1275 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | | | | | | | | |
| 世田谷区 | 子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当 03 (5432) 2309 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | | | | | | | | |
| 渋谷区 | 子ども家庭部子ども青少年課子育て給付係 03 (3463) 2558 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 3 | 9 | | | | | | | | |
| 中野区 | 子ども教育部子育て支援課子ども医療助成係 03 (3228) 3253 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 4 | 7 | | | | | | | | |
| 杉並区 | 子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 03 (5307) 0785 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 5 | 4 | | | | | | | | |
| 豊島区 | 子ども家庭部子育て支援課児童給付グループ 03 (3981) 1417 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 北区 | 子ども未来部子ども未来課子育て給付係 03 (3908) 9096 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 7 | 0 | | | | | | | | |
| 荒川区 | 子ども家庭部子育て支援課子育て給付係 03 (3802) 4832 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 8 | 8 | | | | | | | | |
| 板橋区 | 子ども家庭部子育て支援課子どもの手当医療係 03 (3579) 2374 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 1 | 9 | 6 | | | | | | | | |
| 練馬区 | こども家庭部子育て支援課児童手当係 03 (5984) 5824 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 0 | 4 | | | | | | | | |
| 足立区 | 福祉部親子支援課子ども医療費給付係 03 (3880) 5923 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 1 | 2 | | | | | | | | |
| 葛 飾 区 | 子育て支援部子育て応援課児童手当係 03 (5654) 8294 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 0 | | | | | | | | |
| 江戸川区 | 子ども家庭部児童家庭課医療費助成係 03 (5662) 8578 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 3 | 8 | | | | | | | | |
| 八王子市 | 子ども家庭部子育て支援課 042 (620) 7368 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 2 | 4 | 3 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 4 | 6 |
| 立川市 | 子ども家庭部子育て推進課手当・医療費給付係 042 (528) 4816 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 2 | 5 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 5 | 3 |
| 武蔵野市 | 子ども家庭部子ども子育て支援課手当医療係 0422 (60) 1963 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 2 | 6 | 8 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 6 | 1 |

| | | | | 1 | 負担者 | 省番 号 | 를 | | | | | <u></u> | 負担者 | 全番号 | <u></u> | | |
|-------|--|---|----------|---|----------|-------------|--------------|---|----------|----|--------|---------|----------|------------|------------|---|----------|
| 区市町村 | 担当部課・電話番号 | | :別 :号 | | 直府 番号 | | 実施機 関番号 | | 検証 番号 | 法番 | 別 号 | | 直府 昏号 | - | 実施機 関番号 | | 検証 番号 |
| 三鷹市 | 子ども政策部子育て支援課手当・医療係 0422 (29) 9675 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 2 | 7 | 6 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 7 | 9 |
| 青梅市 | こども家庭部こども育成課手当・医療係 0428 (22) 1111 内 2139 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 2 | 8 | 4 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 8 | 7 |
| 府中市 | 子ども家庭部子育て応援課育成係 042 (335) 4100 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 2 | 9 | 2 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 2 | 9 | 5 |
| 昭島市 | 子ども家庭部子ども子育て支援課手当・医療助成係 042 (544) 4193 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 0 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 0 | 3 |
| 調布市 | 子ども生活部子ども家庭課家庭福祉係 042 (481) 7093 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 1 | 8 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 1 | 1 |
| 町田市 | 子ども生活部子ども総務課手当・医療費助成係 042 (724) 2139 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 2 | 6 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 2 | 9 |
| 小金井市 | 子ども家庭部子育て支援課手当助成係 042 (387) 9839 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 3 | 4 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 3 | 7 |
| 小平市 | 子ども家庭部子育て支援課手当助成担当 042 (346) 9544 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 4 | 2 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 日野市 | 子ども部子育て課助成係 042 (514) 8598 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 5 | 9 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 5 | 2 |
| 東村山市 | 子ども家庭部子ども保健・給付課手当係 042 (393) 5111 内 3652 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 6 | 7 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 6 | 0 |
| 国分寺市 | 子ども家庭部子ども子育て支援課手当助成係 042 (325) 0111 内 378 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 7 | 5 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 7 | 8 |
| 国立市 | 子ども家庭部子育て支援課子育て支援係 042 (576) 2111 内 156 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 8 | 3 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 8 | 6 |
| 福生市 | 子ども家庭部子ども育成課手当助成係 042 (551) 1737 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 4 | 1 | 7 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 4 | 1 | 0 |
| 狛 江 市 | 子ども家庭部子ども政策課手当助成係 03 (3430) 1277 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 4 | 2 | 5 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 4 | 2 | 8 |
| 東大和市 | 子ども未来部子育て支援課手当・助成係 042 (563) 2111 内 1761 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 4 | 3 | 3 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 4 | 3 | 6 |
| 清 瀬 市 | 福祉・子ども部子育て支援課子育て支援係 042 (497) 2088 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 4 | 4 | 1 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 4 | 4 | 4 |
| 東久留米市 | 子ども家庭部児童青少年課助成支援係 042 (470) 7736 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 4 | 5 | 8 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 4 | 5 | 1 |
| 武蔵村山市 | 子ども家庭部子ども青少年課手当・青少年係 042 (565) 1111 内 185 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 4 | 6 | 6 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 4 | 6 | 9 |
| 多摩市 | 子ども青少年部子育て支援課手当・医療・相談担当 042 (338) 6851 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 4 | 7 | 4 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 4 | 7 | 7 |
| 稲城市 | 子ども福祉部子育て支援課手当助成係 042 (378) 2111 内 232 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 4 | 8 | 2 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 4 | 8 | 5 |
| 羽村市 | 子ども家庭部子育て相談課手当・助成係 042 (555) 1111 内 237 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 5 | 0 | 8 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 5 | 0 | 1 |
| あきる野市 | 子ども家庭部子ども政策課子ども政策係 042 (518) 7854 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 4 | 9 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 4 | 9 | 3 |
| 西東京市 | 子育て支援部子育て支援課手当助成係 042 (460) 9840 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 3 | 9 | 1 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 3 | 9 | 4 |
| 瑞穂町 | 福祉部子育て応援課子育て支援係 042 (557) 7624 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 5 | 1 | 6 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 5 | 1 | 9 |
| 日の出町 | 子育て福祉課子育て支援係 042 (588) 4113 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 5 | 2 | 4 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 5 | 2 | 7 |
| 檜原村 | 福祉けんこう課福祉係 042(598)3121 内111 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 5 | 4 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 5 | 4 | 3 |
| 奥多摩町 | 福祉保健課子育て推進係 0428 (85) 2611 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 5 | 5 | 7 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 5 | 5 | 0 |

| ź | |
|---|---|
| ш | - |

| | | | | 1 | 負担者 | 首番 号 | <u></u> | | | | | 1 | 負担者 | 首番 号 | - | | |
|------|---------------------------------|---|----------|---|----------|-------------|------------|---|----------|---|--------|---|----------|-------------|--------------|---|----------|
| 区市町村 | 担当部課・電話番号 | - | :別 :号 | , | 道府 昏号 | - | 実施機 関番号 | | 検証 番号 | | 別 号 | | 重府 番号 | - | 尾施機 具番号 | | 検証 番号 |
| 大島町 | 福祉けんこう課子育て応援係 04992 (2) 1471 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 5 | 6 | 5 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 5 | 6 | 8 |
| 利島村 | 住民課 04992 (9) 0013 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 5 | 7 | 3 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 5 | 7 | 6 |
| 新島村 | 民生課福祉介護係 04992(5)0243 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 5 | 8 | 1 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 5 | 8 | 4 |
| 神津島村 | 福祉課福祉係 04992 (8) 0011 内 37 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 5 | 9 | 9 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 5 | 9 | 2 |
| 三宅村 | 福祉健康課福祉係 04994 (5) 0902 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 6 | 0 | 7 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 6 | 0 | 0 |
| 御蔵島村 | 総務課民生係 04994 (8) 2121 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 6 | 1 | 5 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 6 | 1 | 8 |
| 八丈町 | 福祉健康課厚生係 04996(2)5570 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 6 | 2 | 3 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 6 | 2 | 6 |
| 青ヶ島村 | 総務課 04996(9)0111 内 206 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 6 | 3 | 1 | | | | | | | | |
| 小笠原村 | 村民課住民係 04998(2)3113 | 8 | 8 | 1 | 3 | 8 | 6 | 4 | 9 | 8 | 8 | 1 | 3 | 2 | 6 | 4 | 2 |

問合せ先 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療助成担当 **☎**5320-4282

| 1 6 | 子義務教育就学児医療費助成 | 制度 |
|-------------|---|--|
| 法 別 番 号 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 学児医療 (子) |
| 取扱医療機 関等 | 7017 E 771 DADG | と個別に契約する)) |
| 疾病等の 範 囲 | ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ | |
| 対 象 者 | 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の3月31日までの間にある者)を養育している該当する方(1)一定所得以下の方(詳細は各区市町村へ問合せ)(2)当該児童について、医療保険等各法により医療に関する当該児童が生活保護を受けている場合、施設に措置により | いる方であって、以下のいずれに い給付を受けていること。なお、 |
| 申請の手続 | 児童の住所地の区市町村の担当課に由請する(詳細は冬区) | 市町村へ問合せください。)。 |
| 認定期間 | 申請のあった日から、その日以降の直近の9月30日まで。 年9月30日まで。ただし、6歳児については、始期が4月1 最初の3月31日までは乳幼児医療)、15歳児については、終 | 日となり(6歳に達する日以後の |
| 公費負担額 | 各区市町村で下記の(1)又は(2)を実施している。詳細は、金(1) 入院については、医療保険の自己負担額を助成し、通院ついては、自己負担額から一部負担金等相当額(通院1回した額を助成する。ただし、入院時の食事療養標準負担額→認定された方は、通院時の一部負担金等相当額(通院1回につき200円(準負担額を負担する。 (2) 医療保険の自己負担額を助成する。ただし、入院時の食・認定された方は、入院時の食事療養標準負担額を負担する。 | (調剤及び訪問看護を除く。) に につき 200 円 (上限額)) を控除 ほは助成しない。 上限額)) と入院時の食事療養標 |
| 根拠法令等 | 各区市町村が制定する義務教育就学児の医療費の助成に関す | る条例等 |
| 問 合 せ 先 | [認定・給付関係] 各区市町村義務教育就学児医療担当課 [施策関係・制度運用] 福祉局生活福祉部医療助成課医療助成担当 (5320) 4282 | |

1. 概要

都内の各区市町村が、児童の保健の向上と健全な育成を図るため、児童を養育している保護者に対して、児童に係る医療費の一部を助成する制度で、平成19年10月から実施されている。(注)「子」と書いて「マルコ」と略称する。

2. 認定期間

iggle医療証の有効期間は、各年 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までの 1 年間であり、その更新月日は、各年 10 月 1 日である。ただし、6 歳児については、3 月 31 日までは \P であり、4 月 1 日から \P に切替わるため、4 月 1 日から 9 月 30 日までとなる。また、この制度の対象となる児童の年齢が、15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者となっているので、医療証の赤枠で囲んである有効期間に特に注意すること。

3. 医療証

医療費の助成を受けようとする者は、住所地の区市町村に申請をし、医療費の助成を受ける資格を証する「予医療証」の交付を受ける。 予医療証は、個人証となっている。 予医療証の様式は、「通院負担有(200円)」の表示証と、表示がない証の2種類あり、区市町村によって異なる。

(1) 通院負担「有」の場合

学医療証の右上に赤枠で囲まれた「通院負担有(200円)」の表示がある。本人負担は、通院(調剤及び訪問看護を除く。以下同じ)については、「一部負担金(通院1回につき200円(上限額))の徴収に係る留意事項」(P.175~参照)。入院については、本人負担はない。



(2) 本人負担「無」の場合

本人負担がないため、子医療証には本人負担に関する表示がない。



負担者番号

| | 法別 | 番号 | 都道府 | 県番号 | 実 | 施機関番号 | 検証 番号 |
|------|----|----|-----|-----|---|-------|----------|
| 通院負担 | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | | |
| 「有」 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | | |
| 本人負担 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | | |
| 「無」 | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | | |

(乳)制度と同様の番号

※ 通院負担「有」の場合と本人負担「無」の場合各々複数の負担者番号がある。これは、都基準に基づく事業と区市町村単独事業を区別するために設定しているが、医療機関窓口における取扱は同じである。

4. 医療機関での取扱い

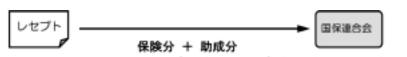
- (1) 対象児童が都内国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者の場合
 - ①対象者が、健康保険証と⑦医療証を医療機関の窓口に提出した場合

医療機関の窓口では、子制度の通院一部負担金及び入院の場合の食事療養標準負担額を徴収する。(子制度本人負担「無」の者については、入院時食事療養標準負担額のみ徴収)

医療機関は、保険分及び子制度助成分とも、診療報酬明細書(国保と公費併用レセプト又は社保と公費併用レセプト)を使用して、都内国保の場合は国保連合会へ、社保の場合は支払基金へ請求する。助成する医療費は、区市町村が国保連合会又は支払基金を通じて医療機関に支払う。

(注) 月の途中で資格の取得及び消滅があった場合には、診療報酬明細書の「公費分点数」欄に再掲する。

国民健康保険の場合



保険給付分と助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求してください。

注意 都外国保(他道府県の市町村国保及び国保組合)の場合

都外国保の場合は併用レセプトでの請求はできません。

この場合は、<u>窓口では助成制度を適用せず</u>医療保険の自己負担額を徴収してください。 保険分のみレセプト請求し、助成分は本人が区市町村から現金償還を受ける取扱となります。

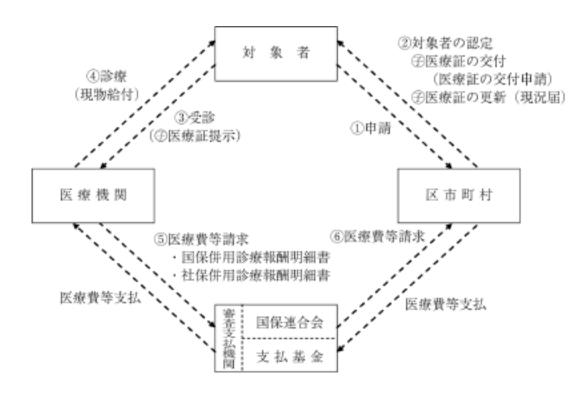
社会保険の場合



保険給付分と助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求してください。

②対象者が、受診の際に医療機関の窓口へ 予医療証を提示しなかった場合や、保険の療養費が支給された場合、都外の国保加入者の場合

対象者の申請(保険給付決定通知書、領収書)に基づき、区市町村が直接対象者に支払う。



(2) 対象児童が他の公費負担医療等に該当し、かつ (子) 制度の助成がある場合

保険分、子制度助成分及び他の公費負担医療分については、診療報酬明細書(国保と公費併用レセプト又は社保と公費併用レセプト)を使用して、都内国保の場合は国保連合会へ、社保の場合は支払基金へ請求する。

(3) 高額療養費の現物給付がある場合

診療報酬明細書の特記事項欄に「26区ア」「27区イ」「28区ウ」「29区エ」「30区オ」を記載すること。

5. 公費負担額·助成額

(1) 通院負担「有」の場合

国民健康保険法又は健康保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、入院については当該法令の規定によって対象者が負担すべき額を助成し、通院については一・制度の一部負担金(市町村により、通院1回につき 200 円(上限額))を控除した額を助成する。ただし、入院時食事療養標準負担額は自己負担。

外 来



 7 割
 3 割

 医療保険
 ③助成

 食事療養標準負担額 患者負担

※ 入院時食事療養標準負担額は、所得状況に応じて医療保険制度の軽減措置あり。

1 食460円

(2) 一部負担金 (通院1回につき200円 (上限額)) の徴収に係る留意事項

①医療保険上の自己負担額(3割相当額)が200円に満たない場合

医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額を徴収する。

例えば、医療保険上の自己負担額(3割相当額)が183円であれば、10円未満の端数を四捨五入し、180円を徴収する。ただし、診療報酬明細書の一部負担金額の欄には、183円(10円未満の端数を四捨五入する前の金額(1円単位))と記載する。

②1日のうちに同一医療機関に2回通院した場合

2回通院した場合でも1回分だけ徴収する。診療報酬明細書の診療実日数の記載においては、同一医療機関に同一日に2回通院した場合でも、「1日」として記載することとなっている。本制度における「1回」と診療報酬明細書の「1日」は同義であるため、本制度においても診療報酬明細書に合わせ、1回分だけ徴収する。

また、同日中に2回通院して最初の1回目で200円に満たない場合(例えば180円)、2回目の来院時には、1回目の自己負担額と200円までの差額(20円)は徴収しない。

③1日のうちに別の医療機関を受診した場合

医療機関ごとに一部負担金を徴収する。ただし、調剤薬局は、一部負担金を徴収しない。

④1日のうちに同一医療機関の複数科を受診した場合

200円(上限額)を徴収し、診療科ごとには一部負担金を徴収しない。

⑤補装具(治療用装具)の場合

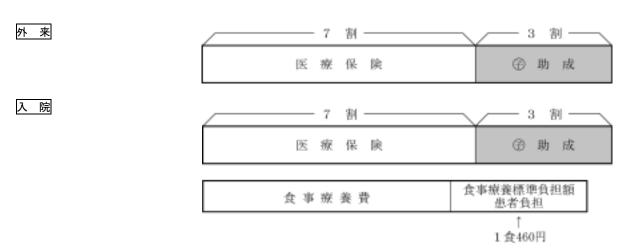
医師が疾病又は負傷の治療遂行上必要と判断し、医療保険を適用して補装具を購入する場合には、一部負担金は徴収しない。

⑥診察と別の日に行う検査のみの場合

診療実日数にカウントしない検査のみの来院は、一部負担金は徴収しない。

(3) 本人負担「無」の場合

国民健康保険法又は健康保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の 規定によって対象者が負担すべき額を助成する。ただし、入院時食事療養標準負担額は自己負担。



※ 入院時食事療養標準負担額は、所得状況に応じて医療保険制度の軽減措置あり。

6. 他の医療制度との関係

予制度の助成は、小児慢性特定疾病医療費助成制度等他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない(他の公費負担医療制度の給付を優先する。)。

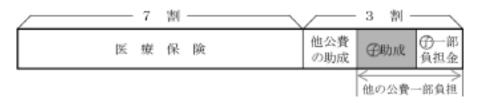
法に基づく公費負担医療制度との関係では、法に基づく給付が行われた結果、対象者に一部負担金が生じた場合、その一部負担金が子制度での一部負担金より高額の場合には、その差額を子制度で助成する。

また、都公費負担医療制度と子制度の関係も、同様に都公費負担医療制度を優先する。

生活保護法による被保護者は予制度の対象とならない。適用関係は下記の図のとおりである。

外来「通院負担「有」の場合」*予制度一部負担金=通院1回につき200円(上限額)

●他公費一部負担金 > 分制度一部負担金 → 差額を分で助成



●他公費一部負担金 < 分制度一部負担金 → 分助成なし

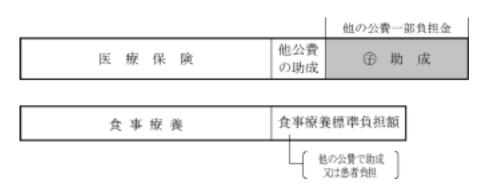
「本人負担「無」の場合」

・他公費一部負担金を子で助成

| | | | 他の公費 | 一部負担金 |
|-----|--------|------------|------|-------|
| 医療(| 25 199 | 他公費 の助成 | Ŧ | 助成 |

入 院

通院負担「有」の場合 本人負担「無」の場合 共通



※ 他の公費負担医療の一部負担金を子で助成

7. 骨医療費助成制度との関係について

令和5年4月から高校生等医療費助成制度が開始した。これにより、15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は、高校生等医療費助成(費制度)の対象となる。 予制度と 使制度は負担者番号が異なるため、「診療報酬明細書」作成の際は特に注意すること。

※ 高校生等医療費助成制度の詳細は (P. 179~参照)。

義務教育就学児医療費助成制度 負担者番号一覧

2023年10月1日現在

※ 各区市町村の担当課及び連絡先は、乳幼児医療費助成制度と同様 (P. 168~参照)。

| F + | | | 所得 | | | | | | 負 | 担 | 1 1 | <u> </u> | 番 | 号 | | | | | |
|------|----------------|------------------------|-----|---|---|----|------|---|-----|---|-----|----------|---|---|----|---|-----|----------|----|
| 区市町村 | 事 業 内 | 容 | 制限 | 法 | | 都证 | | | ミ施村 | | 検証 | 法 | | | 首府 | | ミ施村 | | 検証 |
| | 1 100 区的开兴县专业上 | ф ¬ Д. Iп Д. 1 | 有:〇 | 番 | 1 | | 番号 。 | | ■番- | 1 | 番号 | 番 | 号 | 県 | 番号 | ß | 番 | <u> </u> | 番号 |
| | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 0 | 1 | 7 | | | | | | | | |
| | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 0 | 2 | 5 | | | | | | | | |
| | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 0 | 3 | 3 | | | | | | | | |
| | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 0 | 4 | 1 | | | | | | | _ | |
| | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 0 | 5 | 8 | | | | | | | | |
| | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 0 | 6 | 6 | | | | | | | | |
| 墨田区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 0 | 7 | 4 | | | | | | | | |
| 江東区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 0 | 8 | 2 | | | | | | | | |
| 品川区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 0 | 9 | 0 | | | | | | | | |
| 目黒区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 0 | 8 | | | | | | | | |
| 大田区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 1 | 6 | | | | | | | | |
| 世田谷区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 2 | 4 | | | | | | | | |
| 渋谷区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 3 | 2 | | | | | | | | |
| 中野区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 4 | 0 | | | | | | | | |
| 杉並区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 5 | 7 | | | | | | | | |
| 豊島区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 6 | 5 | | | | | | | | |
| 北区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 7 | 3 | | | | | | | | |
| 荒川区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 8 | 1 | | | | | | | | |
| 板橋区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 1 | 9 | 9 | | | | | | | | |
| 練馬区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 0 | 7 | | | | | | | | |
| 足立区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 1 | 5 | | | | | | | | |
| 葛飾区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 2 | 3 | | | | | | | | |
| 江戸川区 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 3 | 1 | | | | | | | | |
| 八王子市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 2 | 4 | 8 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 2 | 4 | 2 |
| 立川市 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 2 | 5 | 2 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 5 | 6 |
| 武蔵野市 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 2 | 6 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 6 | 4 |
| 三鷹市 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 2 | 7 | 8 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 7 | 2 |
| 青梅市 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 2 | 8 | 6 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 8 | 0 |
| 府中市 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 2 | 9 | 4 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 2 | 9 | 8 |
| 昭島市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 3 | 0 | 5 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 3 | 0 | 9 |
| 調布市 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 3 | 1 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 3 | 1 | 4 |
| 町田市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 | 1 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 3 | 2 | 5 |
| 小金井市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 3 | 3 | 9 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| 小平市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 3 | 4 | 7 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 3 | 4 | 1 |
| 日野市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 3 | 5 | 1 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 3 | 5 | 5 |
| 東村山市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 3 | 6 | 2 | | | | | | | | |

| <u> </u> | | | 所得 | | | | | | 負 | 担 | 1 1 | | 番 | 号 | | | | | |
|----------|--------------|-------------------------|-----------|----|---|------|----------|---|------------|---|----------|---------|----------|---|----------|---|------------|---|-------|
| 区市町村 | 事業内 | 容 | 制限 有:○ | 法番 | | 都道県看 | 道府 译号 | | 尾施村 関番号 | | 検証 番号 | | :別 :号 | | 道府 番号 | | 尾施村 関番・ | | 検証 番号 |
| 国分寺市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | .,, _ | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 3 | 7 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | | 7 | 4 |
| 国立市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 3 | 8 | 8 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 3 | 8 | 2 |
| 福生市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 4 | 1 | 2 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 1 | 6 |
| 狛江市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 4 | 2 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 2 | 4 |
| 東大和市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 4 | 3 | 8 | | | | | | | | |
| 清瀬市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 4 | 4 | 6 | | | | | | | | |
| 東久留米市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 4 | 5 | 3 | | | | | | | | |
| 武蔵村山市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 4 | 6 | 1 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 6 | 5 |
| 多摩市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 4 | 7 | 9 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 7 | 3 |
| 稲城市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 4 | 8 | 7 | | | | | | | | |
| 羽村市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 5 | 0 | 3 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 5 | 0 | 7 |
| あきる野市 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 4 | 9 | 2 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 4 | 9 | 6 |
| 西東京市 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 3 | 9 | 6 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 3 | 9 | 0 |
| 瑞穂町 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 5 | 1 | 8 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 5 | 1 | 2 |
| 日の出町 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 5 | 2 | 6 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 5 | 2 | 0 |
| 檜原村 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 5 | 4 | 2 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 5 | 4 | 6 |
| 奥多摩町 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 5 | 5 | 9 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 5 | 5 | 3 |
| 大島町 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 5 | 6 | 7 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 5 | 6 | 1 |
| 利島村 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 5 | 7 | 5 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 5 | 7 | 9 |
| 新島村 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 5 | 8 | 3 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 5 | 8 | 7 |
| 神津島村 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 5 | 9 | 1 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 5 | 9 | 5 |
| 三宅村 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 6 | 0 | 9 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 6 | 0 | 3 |
| 御蔵島村 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 6 | 1 | 7 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 6 | 1 | 1 |
| 八丈町 | 入院・通院中学校卒業まで | 自己負担なし | | 8 | 8 | 1 | 3 | 7 | 6 | 2 | 5 | 8 | 8 | 1 | 3 | 5 | 6 | 2 | 9 |
| 青ヶ島村 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 6 | 3 | 6 | | | | | | | | |
| 小笠原村 | 入院・通院中学校卒業まで | 入院 自己負担なし 通院 1回 200円 | | 8 | 8 | 1 | 3 | 1 | 6 | 4 | 4 | 8 | 8 | 1 | 3 | 4 | 6 | 4 | 8 |

問合せ先 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療助成担当 ☎5320-4282

| 1 7 | 青高村 | 交生等医验 | 療費助成制度 |
|-----------|---|--|--|
| 法別番号 | 8 9 | 区 分 | 高校生等医療(青) |
| 取扱医療機 関 等 | 契約医療機関 (東京都医師会に加入している | 医療機関(| 非会員は東京都と個別に契約する)) |
| 疾病等の範囲 | 全疾病 | | |
| 対象者 | 3月31日までの間にある者。高校下のいずれにも該当する方。 (1) 一定所得以下の方(詳細は名 (2) 当該高校生等について、医療 お、当該高校生等が生活保護名 除く。 | 交在学中か否 各区市町村〜 療保険等各沿 を受けている | 初の4月1日から18歳に達する日以後の最初のかを問わない。)を養育している方であって、以下問合せ) とにより医療に関する給付を受けていること。なる場合、施設に措置により入所している場合等をず区市町村が必要と認める場合は、当該高校生等 |
| 申請の手続 | 高校生等の住所地の区市町村の |)担当課に申 | 請する(詳細は各区市町村へ問合せください。)。 |
| 認定期間 | 年9月30日まで。ただし、15歳 | 児については | 9月30日まで。更新の場合は、10月1日から翌 は、始期が4月1日となり(15歳に達する日以後)、18歳児については、終期が3月31日となる。 |
| 公費負担額 | (1) 入院については、医療保険のついては、自己負担額から一部した額を助成する。ただし、 → 認定された方は、通院時の一部負担金等相当額準負担額を負担する。 | の自己負担額 部負担金等相 入院時の食事 頁(通院1回 成する。たた | いる。詳細は、各区市町村へ問合せ 原を助成し、通院(調剤及び訪問看護を除く。)に 国当額(通院1回につき 200円(上限額))を控除 事療養標準負担額は助成しない。 につき 200円(上限額))と入院時の食事療養標 でし、入院時の食事療養標準負担額は助成しない。 |
| 根拠法令等 | 各区市町村が制定する高校生等 | の医療費の | 助成に関する条例等 |
| 問合せ先 | [認定・給付関係] 各区市町村高校生等医療担当課 [施策関係・制度運用] 福祉局生活福祉部医療助成課医 | | (5320) 4282 |

1. 概要

都内の各区市町村が、高校生等の保健の向上と健全な育成を図るため、高校生等を養育している保護者に対して、高校 生等に係る医療費の一部を助成する制度である。 (注)「膏」と書いて「マルアオ」と略称する。

2. 認定期間

電医療証の有効期間は、各年 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までの 1 年間であり、その更新月日は、各年 10 月 1 日である。ただし、15 歳児については、3 月 31 日までは全であり、4 月 1 日から電に切替わるため、4 月 1 日から 9 月 30 日までとなる。また、この制度の対象となる高校生等の年齢が、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者となっているので、医療証の赤枠で囲んである有効期間に特に注意すること。

3. 医療証

(1) 通院負担「有」の場合

電医療証の右上に赤枠で囲まれた「通院負担有(200円)」の表示がある。本人負担は、通院(調剤及び訪問看護を除く。以下同じ)については、「一部負担金(通院1回につき200円(上限額))の徴収に係る留意事項」(P.182参照)。入院については、本人負担はない。



(2) 本人負担「無」の場合

本人負担がないため、『青医療証には本人負担に関する表示がない。



負担者番号

| | 法別 | 番号 | 都道府 | 梨番号 | 実 | 施機関係 | 号 | 検証 番号 |
|-----------|----|----|-----|------------|---|------|---|----------|
| 通院 負担 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | | | |
| 「有」 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | | | |
| 本人 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | | | |
| 負担 「無」 | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | | | |

※ 通院負担「有」の場合と本人負担「無」の場合各々複数の負担者番号がある。これは、都基準に基づく事業と区市町村単独事業を区別するために設定しているが、医療機関窓口における取扱いは同じである。

4. 医療機関での取扱い

- (1) 対象高校生等が都内国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者の場合
 - ①対象者が、健康保険証と骨医療証を医療機関の窓口に提出した場合

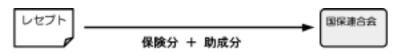
(入院で医療費が高額な場合は、限度額適用認定証も提示)

医療機関は、保険分及び(青)制度助成分ともに、診療報酬明細書(国保と公費併用レセプト又は社保と公費併用レセプト)を使用して、都内国保の場合は国保連合会へ、社保の場合は支払基金へ請求する。

助成する医療費は、区市町村が国保連合会又は支払基金を通じて医療機関に支払う。

(注) 月の途中で資格の取得及び消滅があった場合には、診療報酬明細書の「公費分点数」欄に再掲する。

国民健康保険の場合



保険給付分と助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求してください。

|注意| 都外国保(他道府県の市町村国保及び国保組合)の場合

都外国保の場合は併用レセプトでの請求はできません。

この場合は、<u>窓口では助成制度を適用せず</u>医療保険の自己負担額を微収してください。 保険分のみレセプト請求し、助成分は<u>本人が区市町村から現金償還</u>を受ける取扱いとなります。

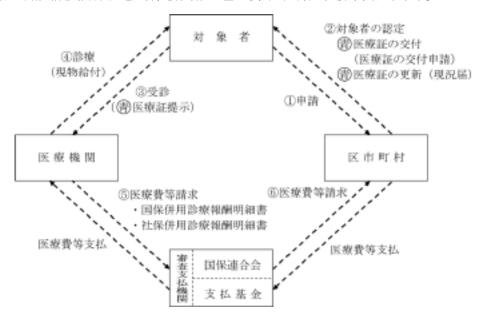
社会保険の場合



保険給付分と助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求してください。

②対象者が、受診の際に医療機関の窓口へ (青) 医療証を提示しなかった場合や、保険の療養費が支給された場合、都外の国保加入者の場合

対象者の申請(保険給付決定通知書、領収書)に基づき、区市町村が直接対象者に支払う。



(2) 対象高校生等が他の公費負担医療等に該当し、かつ 制度の助成がある場合

保険分、
(情)制度助成分及び他の公費負担医療分については、診療報酬明細書(国保と公費併用レセプト又は社保と公費併用レセプト)を使用して、都内国保の場合は国保連合会へ、社保の場合は支払基金へ請求する。

(3) 高額療養費の現物給付がある場合

診療報酬明細書の特記事項欄に「26区ア」「27区イ」「28区ウ」「29区エ」「30区オ」を記載すること。

5. 公費負担額·助成額

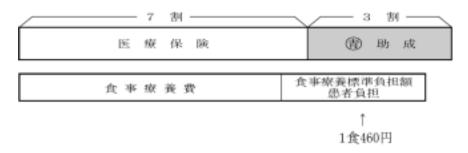
(1) 通院負担「有」の場合

国民健康保険法又は健康保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、入院については当該法令の規定によって対象者が負担すべき額を助成し、通院については書制度の一部負担金(通院1回につき200円(上限額))を控除した額を助成する。ただし、入院時食事療養標準負担額は自己負担。

外 来



入院 「高額療養費が現物給付されない場合」 (例) 医療費が高額療養算定基準額以下の場合



※ 入院時食事療養標準負担額は、所得状況に応じて医療保険制度の軽減措置あり。

(2) 一部負担金 (通院1回につき200円 (上限額)) の徴収に係る留意事項

①医療保険上の自己負担額(3割相当額)が200円に満たない場合

医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額を徴収する。

例えば、医療保険上の自己負担額 (3割相当額) が 183 円であれば、10 円未満の端数を四捨五入し、180 円を徴収する。ただし、診療報酬明細書の一部負担金額の欄には、183 円 (10 円未満の端数を四捨五入する前の金額 (1 円単位)) と記載する。

②1日のうちに同一医療機関に2回通院した場合

2回通院した場合でも1回分だけ徴収する。診療報酬明細書の診療実日数の記載においては、同一医療機関に同一日に2回通院した場合でも、「1日」として記載することとなっている。本制度における「1回」と診療報酬明細書の「1日」は同義であるため、本制度においても診療報酬明細書に合わせ、1回分だけ徴収する。

また、同日中に2回通院して最初の1回目で200円に満たない場合(例えば180円)、2回目の来院時には、1回目の自己負担額と200円までの差額(20円)は徴収しない。

③1日のうちに別の医療機関を受診した場合

医療機関ごとに一部負担金を徴収する。ただし、調剤薬局は、一部負担金を徴収しない。

④1日のうちに同一医療機関の複数科を受診した場合

200円(上限額)を徴収し、診療科ごとには一部負担金を徴収しない。

⑤補装具(治療用装具)の場合

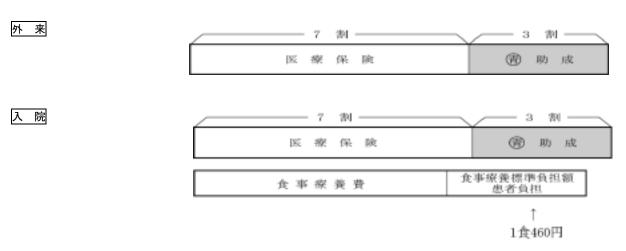
医師が疾病又は負傷の治療遂行上必要と判断し、医療保険を適用して補装具を購入する場合には、一部負担金は徴収しない。

⑥診察と別の日に行う検査のみの場合

診療実日数にカウントしない検査のみの来院は、一部負担金は徴収しない。

(3) 本人負担「無」の場合

国民健康保険法又は健康保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担すべき額を助成する。ただし、入院時食事療養標準負担額は自己負担。



※ 入院時食事療養標準負担額は、所得状況に応じて医療保険制度の軽減措置あり。

6. 他の医療制度との関係

情制度の助成は、小児慢性特定疾病医療費助成制度等他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、 その給付の限度において行わない(他の公費負担医療制度の給付を優先する)。

法に基づく公費負担医療制度との関係では、法に基づく給付が行われた結果、対象者に一部負担金が生じた場合、その一部負担金が骨制度での一部負担金より高額の場合には、その差額を骨制度で助成する。

また、都公費負担医療制度と骨制度の関係も同様に都公費負担医療制度を優先する。

生活保護法による被保護者は骨制度の対象とならない。適用関係は下記の図のとおりである。

外来 「通院負担「有」の場合」* (計制度一部負担金=通院1回につき200円(上限額)

●他公費一部負担金>(配制度一部負担金 → 差額を配で助成

| | | 他の公費ー | 部負担金 |
|------|------------|-------|------------------------|
| 医療保険 | 他公費 の助成 | 雷助成 | 門一部 負担金 (200円上型) |

●他公費―部負担金<個制度―部負担金 → 開助成なし

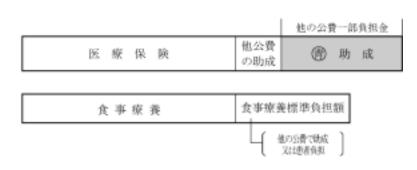
「本人負担「無」の場合」

・他公費一部負担金を(書)で助成

| | | | | 他の公費 | 一部負担金 |
|----|---|---|------------|------|-------|
| 医物 | 保 | 険 | 他公費 の助成 | ⊕ | 助 成 |

入 院

通院負担「有」の場合 本人負担「無」の場合 共通



※ 他の公費負担医療の一部負担金を()ので助成

高校生等医療費助成制度 負担者番号一覧

2023年10月1日現在

※ 各区市町村の担当課及び連絡先は、乳幼児医療費助成制度と同様 (P. 168~参照)。

| 区市 | | | 所得 | | | | | 負 | | 担 | 者 | Z. | 番 | : | 号 | | |
|------|-----------------|--------|-------|----|---|------|----------|---|------------|---|----------|---------|---|---|----------|------------|--|
| 町村 | 事業内 | 容 | 制限有:○ | 法番 | | 都道県都 | 道府 昏号 | | ミ施村 関番・ | | 検証 番号 | 法 番· | | | 直府 番号 | 医施機 引番号 | |
| 千代田区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 0 | 1 | 6 | | | | | | |
| 中央区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 0 | 2 | 4 | | | | | | |
| 港区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 0 | 3 | 2 | | | | | | |
| 新宿区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 0 | 4 | 0 | | | | | | |
| 文京区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 0 | 5 | 7 | | | | | | |
| 台東区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 0 | 6 | 5 | | | | | | |
| 墨田区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 0 | 7 | 3 | | | | | | |
| 江東区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 0 | 8 | 1 | | | | | | |
| 品川区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 0 | 9 | 9 | | | | | | |
| 目黒区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 0 | 7 | | | | | | |
| 大田区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 1 | 5 | | | | | | |

| 区市 | | | 所得 | | | | | 負 | | 担 | 者 | <u>×</u> | 番 | : | 号 | | | | |
|------|-----------------|------------------------|-----------|---|----------|---|----------|---|------------|---|----------|----------|----|---|----------|---|-------------|---|----------|
| 町村 | 事 業 内 | 容 | 制限 有:○ | | ·別 ·号 | | 道府 番号 | | 尾施村 関番・ | | 検証 番号 | | 別号 | | 道府 番号 | | 尾施村 関番 : | | 検証 番号 |
| 世田谷区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 2 | 3 | | | | | | | | |
| 渋谷区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 3 | 1 | | | | | | | | |
| 中野区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 4 | 9 | | | | | | | | |
| 杉並区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 5 | 6 | | | | | | | | |
| 豊島区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 6 | 4 | | | | | | | | |
| 北区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 7 | 2 | | | | | | | | |
| 荒川区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 8 | 0 | | | | | | | | |
| 板橋区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 1 | 9 | 8 | | | | | | | | |
| 練馬区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 2 | 0 | 6 | | | | | | | | |
| 足立区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 2 | 1 | 4 | | | | | | | | |
| 葛飾区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 2 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| 江戸川区 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 2 | 3 | 0 | | | | | | | | |
| 八王子市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 2 | 4 | 7 | | | | | | | | |
| 立川市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 2 | 5 | 1 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 2 | 5 | 5 |
| 武蔵野市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 2 | 6 | 9 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 2 | 6 | 3 |
| 三鷹市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 2 | 7 | 7 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 2 | 7 | 1 |
| 青梅市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 2 | 8 | 8 | | | | | | | | |
| 府中市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 2 | 9 | 3 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 2 | 9 | 7 |
| 昭島市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 3 | 0 | 4 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | 3 | 0 | 8 |
| 調布市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 3 | 1 | 9 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 3 | 1 | 3 |
| 町田市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 | 0 | | | | | | | | |
| 小金井市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 3 | 3 | 8 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | 3 | 3 | 2 |
| 小平市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 3 | 4 | 6 | | | | | | | | |
| 日野市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 3 | 5 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 3 | 5 | 4 |
| 東村山市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 3 | 6 | 1 | | | | | | | | |
| 国分寺市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 3 | 7 | 9 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | 3 | 7 | 3 |
| 国立市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 3 | 8 | 7 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | 3 | 8 | 1 |
| 福生市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 4 | 1 | 1 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | 4 | 1 | 5 |
| 狛江市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 4 | 2 | 9 | | | | | | | | |
| 東大和市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 4 | 3 | 7 | | | | | | | | |

| 区市 | | | 所得 | | | | | 負 | | 担 | ₹ | 旨 | 番 | : | 号 | | | | |
|-------|-----------------|-------------------------|-------|----|---|---|----------|---|------------|---|----------|---|----------|---|----------|---|------------|---|-------|
| 町村 | 事 業 内 | 容 | 制限有:○ | 法番 | | | 道府 番号 | | 尾施村 関番・ | | 検証 番号 | | :別 :号 | | 道府 番号 | | 実施は 引番・ | | 検証 番号 |
| 清瀬市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回 200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 4 | 4 | 5 | | | | | | | | |
| 東久留米市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回 200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 4 | 5 | 2 | | | | | | | | |
| 武蔵村山市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 4 | 6 | 0 | | | | | | | | |
| 多摩市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 4 | 7 | 8 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | 4 | 7 | 2 |
| 稲城市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 4 | 8 | 6 | | | | | | | | |
| 羽村市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 5 | 0 | 2 | | | | | | | | |
| あきる野市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 4 | 9 | 1 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 4 | 9 | 5 |
| 西東京市 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 3 | 9 | 5 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | 3 | 9 | 9 |
| 瑞穂町 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回 200円 | | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 5 | 1 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | 5 | 1 | 4 |
| 日の出町 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 5 | 2 | 5 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 5 | 2 | 9 |
| 檜原村 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 5 | 4 | 1 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 5 | 4 | 5 |
| 奥多摩町 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 5 | 5 | 8 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 5 | 5 | 2 |
| 大島町 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 5 | 6 | 6 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 5 | 6 | 0 |
| 利島村 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 5 | 7 | 4 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 5 | 7 | 8 |
| 新島村 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 5 | 8 | 2 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 5 | 8 | 6 |
| 神津島村 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 5 | 9 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 5 | 9 | 4 |
| 三宅村 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 6 | 0 | 8 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 6 | 0 | 2 |
| 御蔵島村 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 6 | 1 | 6 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 6 | 1 | 0 |
| 八丈町 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 自己負担なし | | 8 | 9 | 1 | 3 | 7 | 6 | 2 | 4 | 8 | 9 | 1 | 3 | 5 | 6 | 2 | 8 |
| 青ヶ島村 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回200円 | 0 | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 6 | 3 | 5 | | | | | | | | |
| 小笠原村 | 入院・通院 18 歳年度末まで | 入院 自己負担なし 通院 1回 200円 | | 8 | 9 | 1 | 3 | 1 | 6 | 4 | 3 | 8 | 9 | 1 | 3 | 4 | 6 | 4 | 7 |

問合せ先 東京都福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療助成担当 ☎5320-4282

都医療費助成制度

18

51 (難病医療(国の研究事業対象疾病。以下「国疾病」)) (特殊医療(先天性血液凝固因子欠乏症等))

法别番号

- 38 (B型・C型ウイルス肝炎治療)、38 (肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)
- 82 (特殊医療(人工透析))、82 (小児精神病)、82 (被爆者の子に対する医療)
- 82 (大気汚染関連疾病)
- 83 (難病医療(都単独医療費助成対象疾病。以下「都疾病」))
- 87 (妊娠高血圧症候群等)

| 法別番号 | 5 1 | 区 分 | 難病等 (国の研究事業対象疾病 都) | | | | | | | |
|----------|--|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関等 | | | | | | | | | | |
| 疾病等の範囲 | スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎 | 炎、先天性血 | 液凝固因子欠乏症等 | | | | | | | |
| 対 象 者 | 上記疾病にり患しており、医療保険等各法又は介護保険法により医療又は介護に関する給作を受けている方。ただし、他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。 ※1 劇症肝炎、重症急性膵炎については、平成26年12月31日までに助成を受けていた方が平成27年1月1日から継続して助成を受ける場合(更新を含む。)に限り対象となる。 ※2 小児慢性特定疾病に該当する疾病については、満18歳未満の方は小児慢性特定疾病医療費助成に申請すること。 | | | | | | | | | |
| 申請の手続 | 民票、健康保険証の写し、保険者区分を確認する書類(※)を添付申請する。 ※1 先天性血液凝固因子欠乏犯 ※2 先天性血液凝固因子欠乏犯 | がらの情報は して患者の信 定等について 定等のうち第 | っては所定の診断書)、個人番号に係る調書、住 是供にかかる同意書(※)及び健康保険上の所得 注所地を管轄する区市町村担当窓口を経て知事に は、(※)の書類は不要 WII・第IX因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与 特定疾病療養受療証の写しを添付する。 | | | | | | | |
| 認定期間 | スモン:申請日から原則として 劇症肝炎、重症急性膵炎:6かり 先天性血液凝固因子欠乏症等:F | 月間 | 直近の9月30日まで 請日の属する年度の3月31日まで | | | | | | | |
| 公費負担額 | 額 | | 用について、各種医療保険等を適用後の自己負担 る訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養 | | | | | | | |

| | 管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、 介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスに要する費用について、介護保険適用後 の自己負担額 |
|-------|--|
| 根拠法令等 | 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 |
| 問合せ先 | [認定関係] 保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 (5320)4472 [制度関係] 保健医療局保健政策部疾病対策課疾病対策担当 (5320)4471 [給付関係] 福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当 (マル都担当) (5320)4454 |

| 法別番号 | 38 区 分 B型・C型ウイルス肝炎治療(御) | | | | | | | | | |
|--------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取 扱 医 療機 関 等 | 契約医療機関、東京都が開設する医療機関 (東京都医師会に加入している医療機関(非会員は東京都と個別に契約する)) | | | | | | | | | |
| 疾病等の範 囲 | B型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロン治療を要する場合の当該疾病、C型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療を要する場合の当該疾病及びB型ウイルス肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療を要する場合の当該疾病 | | | | | | | | | |
| 対象者 | 以下のいずれにも該当する方。ただし、他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。 (1) 上記疾病に該当する方 (2) 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方 | | | | | | | | | |
| 申請の手続 | 以下の書類を患者の住所地を管轄する区市町村担当窓口を経て知事に申請する。 (1) 申請書 (2) 東京都が指定する肝臓専門医療機関が記載した所定の診断書 ※1 インターフェロンフリー治療(再治療)の申請については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医が診断書を作成する場合を除き、当該医師の意見書の添付が必要となる。 ※2 核酸アナログ製剤治療(更新)の申請については、検査内容及び受けている治療内容が分かる資料等の提出をもって代えられる場合がある。 (3) 住民票(世帯全員分が記載されたもの) (4) 健康保険証の写し (5) 高齢受給者証の交付を受けている方は、受給者証の写し (6) 区市町村民税の課税状況が確認できる書類(世帯全員分) | | | | | | | | | |
| 認定期間 | 別表 5 (P190) 参照 | | | | | | | | | |
| 公費負担額 | 1 住民税非課税世帯の方(H階層) 認定疾患に係る医療に関する給付について、各種医療保険等を適用し、その自己負担額(入院時の食事療養標準負担額又は入院時の生活療養標準負担額を除く。)を助成する。 2 上記1以外の方(A・D階層) 認定疾病に係る医療に関する給付について、各種医療保険等を適用し、その自己負担額から月額患者一部負担額(別表6(P190)のとおり)を控除した額を助成する。 → 認定された方は、 (1)住民税非課税世帯の方(H階層)は、入院時の食事療養標準負担額又は入院時の生活療養標準負担額を負担する。 (2)上記(1)以外の方(A・D階層)は、月額患者一部負担額及び入院時の食事療養標準負担額又は入院時の生活療養標準負担額を負担する。 | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 | | | | | | | | | |
| 問合せ先 | [認定関係] 保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 (5320)4472 [制度関係] 保健医療局保健政策部疾病対策課疾病対策推進担当 (5320)4476 [給付関係] 福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当 (マル都担当) (5320)4454 | | | | | | | | | |

法別番号38 (別表5)

【認定期間】

原則として、申請書を受理した日の属する月の初日から起算して下記期間を経過する日まで

| 治療法 | 認定期間 |
|---|-------|
| B型ウイルス肝炎若しくはC型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロン治療又はB型ウイルス肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療 | 1年 |
| C型ウイルス肝炎に対して行われるペグインターフェロン及びリバビリン併用治療又はインターフェロンフリー治療(ダクラタスビル・アスナプレビル併用療法、ソホスブビル・リバビリン併用療法(セログループ(ジェノタイプ)1・2以外)、前治療歴を有するC型慢性肝炎・C型代償性肝硬変に対するソホスブビル/ベルパタスビル配合錠(リバビリン製剤(レベトールに限る)の併用あり)による治療) | 7 か月 |
| C型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療(オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤及びリバビリン (レベトールカプセル 200 mgに限る。)併用療法) | 5 איל |
| C型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療(ソホスブビル・リバビリン併用療法(セログループ(ジェノタイプ)2)、レジパスビル/ソホスブビル配合錠による治療、オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤による治療、エルバスビル及びグラゾプレビル併用療法、ダクラタスビル塩酸塩・アスナプレビル・ベクラブビル塩酸塩配合錠による治療、C型代償性肝硬変に対するグレカプレビル水和物/ピブレンタスビル配合剤による治療(セログループ(ジェノタイプ)1又はセログループ(ジェノタイプ)2)、C型慢性肝炎・C型代償性肝硬変に対するグレカプレビル水和物/ピブレンタスビル配合剤による治療(セログループ(ジェノタイプ)1・2以外)、C型慢性肝炎・C型代償性肝硬変・C型非代償性肝硬変に対するソホスブビル/ベルパタスビル配合錠による治療(リバビリン製剤の併用なし)) | 4 か月 |
| C型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロンフリー治療(C型慢性肝炎に対するグレカプレビル水和物/ピブレンタスビル配合剤による治療(セログループ(ジェノタイプ)1又はセログループ(ジェノタイプ)2))※C型慢性肝炎に対する前治療歴に応じて4か月とすることができる。 | 3 か月 |

月額患者一部負担額 (月額)

(別表6)

| 階層区分 | | 同一世帯に属する方全員の区市町村民税 (所得割)の課税年額の合計額 (※但し、Hは所得割及び均等割の合計) | 月額患者一部負担額(ただし、食事療養・生活療養標準負担額は含まない。) |
|------|---|---|-------------------------------------|
| Н | I | 区市町村民税非課税世帯(※)の方 | なし |
| A | 1 | 235,000 円未満(Hを除く。) | 1 万円 |
| D |) | 235,000 円以上 | 2 万円 |

^{※「}区市町村民税非課税世帯」とは、患者の属する住民票上の世帯全員が、区市町村民税(所得割・均等割とも) 非課税である場合をいう。

| 法 | 別 | 番 | 号 | 3 8 | 区分 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進 | 事業(鄱) | | | | | | |
|---|---|----|-----|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 取機機 | 扱具 | | 療等 | 1. 比为4. • 重度比硬多冷擦研究促進事業指定医療機関 | | | | | | | | | |
| 疾 | 病 | 等 | 囲の | B型肝炎ウイルス若し | くはC型肝 | F炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変 | | | | | | | |
| 対 | 以下のいずれにも該当する方。ただし、他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。 (1) 上記疾病に該当し治療を受けている方 (2) 世帯年収が概ね370万円未満の方 (3) 肝がん・重度肝硬変での入院又は肝がんの通院治療(「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」に限る。)で申請月の前の11か月以内に高額療養費算定基準額を超えた月が2か月以上ある方 (4) 肝がん・重度肝硬変の治療研究への協力に同意している方 (5) 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方 | | | | | | | | | | | | |
| 申手 | ñ | 持 | の続 | (1) 申請書 (2) 臨床調査個人票及 (3) 医療記録票の写し 前の11か月以内にの) (4) 医療証明書の写し 険薬局で医療を受け (5) 住民票 (6) 限度額適用認定記 (7) 保険者からの情報 | なび同意書 とび同意書 とでに いて に でいた はない に でない はない に は に は と に と に は に に は に は に は に は に は | 轄する区市町村担当窓口を経て知事に申記 (臨床調査個人票は指定医療機関が作成し ・重度肝硬変での入院又は肝がんでの通院 費算定基準額を超えた月が2か月以上あ 収書及び診療明細書(指定医療機関以外の 類適用・標準負担額減額認定証の写し等 る同意書(必要な場合のみ) 証明書(必要な場合のみ) | たもの) 治療で、申請月の ることが分かるも | | | | | | |
| 認 | 定 | 期 | 間 | 原則として、申請書 | を受理した | 日の属する月の初日から起算して1年を約 | 圣過する日まで | | | | | | |
| | | | | る保険診療の自己負担 去12月以内に保険医療で高額療養費の算定 いて肝がん・重度肝硬 基準額を超えるものに | 額から、以 療機関にお 基準額を超 変入院関係 限る。)を | 肝がん・重度肝硬変の入院医療又は肝がん下の階層区分に応じた自己負担月額を除いいて肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は 強えた月が既に2月以上あり、指定医療機関 医療又は肝がん外来関係医療(自己負担額受けた月のみが助成対象。なお、健康保険 負担額及び入院時の生活療養標準負担額に | 、た額。ただし、過 肝がん外来関係医 又は保険薬局にお が高額療養費算定 から支給される高 | | | | | | |
| | | | | | | 階層区分 | 自己負担月額 | | | | | | |
| 公事 | 費負 | 負担 | 額 | H 7.0歳以上 限 | | 票準負担額減額認定証の適用区分が「オ」の方票準負担額減額認定証の適用区分が「I」又は | なし | | | | | | |
| 70歳未満 限度額適用認定証の適用区分が「エ」の方 70歳以上 高齢受給者証の自己負担割合が「2割」の方(限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分が「I」又は「II」の方を除く。) (株) | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠 | 机対 | | · 築 | 東京都難病患者等に | 係る医療費 | 等の助成に関する規則 | - | | | | | | |
| 問 | | | • | [認定関係] 保健医療局保健政策 [制度関係] 保健医療局保健政策 [給付関係] | 部疾病対策 | | | | | | | | |

| 法別番号 | 82 |
|----------|--|
| 取扱医療機 関等 | 契約医療機関、東京都が開設する医療機関 (東京都医師会に加入している医療機関(非会員は東京都と個別に契約する)) |
| 疾病等の範 囲 | 人工透析を要する腎不全 |
| 対 象 者 | 上記疾病にり患しており、医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方。ただし、 他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。 |
| 申請の手続 | 申請書に、個人番号に係る調書、住民票、健康保険証の写し及び特定疾病療養受療証の写しを添付して患者の住所地を管轄する区市町村担当窓口を経て知事に申請する。 |
| 認定期間 | 申請日から原則として申請日以降の直近の9月30日まで |
| 公費負担額 | 認定疾病に係る医療に関する給付について、各種医療保険等適用後の自己負担額(1万円までを限度とし、入院時の食事療養標準負担額又は入院時の生活療養標準負担額を除く。) ※介護保険法による介護については本制度の対象外 |
| 根拠法令等 | 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 |
| 問合せ先 | [認定関係] 保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 (5320)4472 [制度関係] 保健医療局保健政策部疾病対策課疾病対策担当 (5320)4471 [給付関係] 福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当 (マル都担当) (5320)4454 |

| 法別番号 | 8 2 | 区 分 | 精神医療 | 小児精神病 | (都) | | | | | | | |
|----------|--|----------------------|--------------------|------------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関等 | | | | | | | | | | | | |
| 疾病等の範 囲 | 精神障害で入院医療を要する疾病 (付随する軽易な傷病とは、入院 をいう。) | | | | おいて行いうる医療 | | | | | | | |
| 対 象 者 | 1 以下のいずれにも該当する元 方を除く。 (1) 現に上記の疾病に該当 (2) 満 18 歳未満の方 (3) 医療保険等各法により 2 認定患者であって、満 18 歳 満とする。 | し、精神科症 医療に関する | 病院又は精神科 る給付を受けて | 幕病床に入院して こいる方 | ている方 | | | | | | | |
| 申請の手続 | 申請書に診断書、住民票、健身 長を経て知事に申請する。 | 東保険証の写 | しを添付して、 | 患者の住所地を | を管轄する区市町村 | | | | | | | |
| 認定期間 | 申請書を受理した日の属する で。ただし、起算日から1年以内 満20歳)に達する方については (認定期間を残して退院したと | 内に満 18 歳(は、誕生日の属 | 対象年齢延長 関する月の末日 | の扱いを受けて 1まで | いる方にあっては、 | | | | | | | |
| 公費負担額 | 医療に関する給付について、名標準負担額を除く。)を助成する | | 等を適用し、 | その自己負担額 | (入院時の食事療養 | | | | | | | |

| | → 認定された方は、入院時の食事療養標準負担額を負担する。 | | | |
|--------------------------------|--|--|--|--|
| 根拠法令等 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 | | | | |
| 問合せ先 | [認定関係] 福祉局中部総合精神保健福祉センター事務室精神障害者保健福祉手帳担当 (3302)7739〈直通〉 [給付関係] 福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当(マル都担当) (5320)4454 | | | |

| 法 別 |] 番 | 号 | 8 2 | 区 | 分 | 被爆者の子に対する医療(衝) | | | | |
|------|------------|----|--|--------------|-------------------|--|--|--|--|--|
| 取 扱機 | 发 医 関 | 療等 | 契約医療機関、東京都が開設する医療機関 (東京都医師会に加入している医療機関(非会員は東京都と個別に契約する)) | | | | | | | |
| 疾範 | 青 等 | の囲 | 1 造血機能障害 2 肝臓機能障害 3 細胞増殖機能障害 4 内分泌腺機能障害 5 脳血管障害 6 循環器機能障害 7 腎臓機能障害 8 水晶体混濁による視機能障害 8 水晶体混濁による視機能障害 10 運動器機能障害 11 潰瘍による消化器機能障害 11 潰瘍による消化器機能障害 (除外疾病) (1)感染症疾病 (2)寄生虫病 (3)中毒又は事故による疾病 (4)原子爆弾の放射能の影響に | |)でな | いことが明らかである疾病 | | | | |
| 対: | 象 | 者 | 以下のいずれにも該当する方。 を除く。 (1) 被爆者の実子であり、健康 (2) 上記の障害を伴う疾病にか (3) 医療保険各法により医療に | 診断受診 かり、6 | >票 <i>0</i> か月 | 以上の医療を必要とする方 | | | | |
| 申手 | 請 | の続 | 申請書に診断書 (医療費助成用 知事に申請する。 |])、健康 | 診断 | 受診票の写し及び健康保険証の写しを添付して、 | | | | |
| 認定 | 芝期 | 間 | 申請書を受理した日の属する月の初日から起算して2年間(平成25年度より認定期間1年から2年に変更)を限度とする。ただし、健康診断受診票を交付されていることを前提とする。 | | | | | | | |
| 公費 | 負担 | 額 | 用した後の自己負担額(入院時の成する。 | の食事療 | 養標 | 医療に関する給付について、各種医療保険等を適準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)を助負担額及び生活療養標準負担額を負担する。 | | | | |

| 根拠法令等 | 東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例 |
|---------|--|
| 問 合 せ 先 | [認定関係] 保健医療局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当 (5320)4473 |
| | [給付関係] 福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当(マル都担当)(5320)4454 |

| 法 別 番 号 | 82 区 分 大気汚染関連疾病(都) | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関 等 | 契約医療機関、東京都が開設する医療機関等 (東京都医師会に加入している医療機関(非会員は東京都と個別に契約する)) | | | | | | | |
| 疾病等の範 囲 | 以下のいずれかに該当する方 (1) 気管支ぜん息 (2) 慢性気管支炎 (3) ぜん息性気管支炎 (4) 肺気しゅ (5) (1)~(4)の続発症 | | | | | | | |
| 対 象 者 | 以下のいずれにも該当する方。ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない方を除く。 (1) 現に上記の疾病にかかっている方 (2) 18 歳未満の方(18 歳の誕生日が属する月の末日までにある方を含む。) ※生年月日が平成9年4月1日以前の被認定者は、更新申請のみ可能。 (3) 東京都の区域内に引き続き1年(3歳に満たない方は6か月)以上住所を有する方 (4) 喫煙していない方 (5) 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方 | | | | | | | |
| 申 請 の手 続 | 認定申請書に主治医診療報告書、住民票の写し、健康保険証等の写し(疾病等の範囲の(1) 以外に該当する方は、申請時に胸部エックス線フィルム(直接撮影に限る。)の提出も必要。) を添付して、患者の住所地が市町村(保健所政令市を除く。)の場合は市町村長を経由して管 轄する保健所長に、区の場合は区長又は保健所長に、保健所政令市の場合は保健所長に申請す る。 | | | | | | | |
| 認定期間 | (1) 新規申請の場合は、申請を受理した日から起算して2年を経過した日以降の直近の誕生日の属する月の末日まで (2) 更新申請の場合は、前回の認定の有効期間の満了日の翌日から2年間ただし、(1)及び(2)に定める期間中に18歳に達する場合は、その誕生日の属する月の末日までを限度とする。 | | | | | | | |
| 公費負担額 | 認定疾病に係る医療に関する給付について、各種医療保険等を適用し、その自己負担額(入院時の食事療養標準負担額を除く。)を助成する。 ※生年月日が平成9年4月1日以前で有効な医療券を持っている方に対しては、月額6,000円を超える部分(入院時の食事療養・生活療養標準負担額を除く。)を助成する。 | | | | | | | |

| 根拠法令等 | 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 |
|-------|---|
| 問合せ先 | [認定関係] 東京都(区市)大気汚染障害者認定審査会設置保健所(30か所) [施策関係] 保健医療局健康安全部環境保健衛生課環境保健担当(5320)4491 [給付関係] 福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当(マル都担当)(5320)4454 |

| 法 別 番 号 | 54・83 区 分 難病等 54 (指定難病)・83 (都単独疾病 都) | | | | | | | |
|--------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 取 扱 医 療機 関 等 | 54:指定医療機関 83:契約医療機関、東京都が開設する医療機関 (東京都医師会に加入している医療機関(非会員は東京都と個別に契約する)) | | | | | | | |
| 疾病等の範 囲 | 別表 3 (P116) のとおり | | | | | | | |
| 対 象 者 | 54:別表3のIの疾病に該当する方であって、①厚生労働大臣の定める症状の程度に該当する方又は②申請日の属する月の12月前までの間で当該疾病に係る医療に要した費用の額が33,330円を超えた月数が3月以上ある方83:別表3のIIの疾病に該当する方であって、①知事の定める基準に該当する方又は②申請日の属する月の12月前までの間で当該疾病に係る医療に要した費用の額が33,330円を超えた月数が3月以上ある方 ※83については、上記に加え、医療保険等各法又は介護保険法により医療又は介護に関する給付を受けている方。ただし、他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。なお、83の対象疾病のうち、小児慢性特定疾病に該当するものについては、満18歳未満の方は小児慢性特定疾病医療費助成に申請すること。 | | | | | | | |
| 申請の手続 | 申請書に、臨床調査個人票(54については都道府県が指定した医師が作成したもの)、個人番号に係る調書、住民票、申請者等の健康保険証の写し、申請者等の課税状況を証明する書類、保険者からの情報提供に係る同意書その他必要な書類を添付して患者の方の住所地(※)を管轄する区市町村担当窓口を経て知事に申請する。 ※54については、患者の方が満18歳未満の場合は、当該患者の保護者の住所地 | | | | | | | |
| 認定期間 | [認定期間の変更] 令和5年10月1日から指定医が「重症度分類を満たしていることを診断した日(開始日)」等まで遡って医療費助成を開始することが可能。 54:開始日から、原則として申請日から1年を経過する日の属する月の末日まで 83:開始日から、原則として申請日以降の直近の7月31日まで なお、遡り等の詳細については下記のURL参照 https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/seido/maedaoshi.html | | | | | | | |
| 公費負担額 | 1 月ごとの、認定を受けた疾病及びその疾病に付随して発生する傷病に係る診療、調剤、居宅における療養上の管理及び看護に要した費用の額について、各種医療保険等適用後の自己負担額(当該額が当該医療費総額の3割の方は、当該医療費総額の2割)から負担上限月額(月額自己負担限度額)を控除した額。ただし、原則として入院時の食事療養標準負担額及び入院時の生活療養標準負担額は公費負担の対象外 2 月ごとの、認定を受けた疾病及びその疾病に付随して発生する傷病に係る介護保険による訪問看難、訪問リハビリテーション、民宅療養管理指導、企業療養施設サービス、企業予防 | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 難病の患者に対する医療等に関する法律、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する 規則 | | | | | | | |

[認定関係]

保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 (5320)4472

[制度関係]

問合せ先

保健医療局保健政策部疾病対策課疾病対策担当 (5320)4471

[給付関係]

福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当(マル都担当) (5320)4454

| 法別番号 | 87 区 分 妊娠高血圧症候群等(都、区) | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 取扱医療機 関等 | 契約医療機関 (東京都医師会に加入している医療機関(非会員は東京都と個別に契約する)) | | | | | | | |
| 疾病等の範 囲 | 妊娠により入院医療を必要とする疾病及びその続発症 (1) 妊娠高血圧症候群及びその関連疾患 (2) 糖尿病及び妊娠糖尿病 (3) 貧血 (4) 産科出血 (5) 心疾患 | | | | | | | |
| 対 象 者 | 以下のいずれにも該当する方。ただし、生活保護受給者、他の法令等による給付により自己 負担を生じない方を除く。 (1) 上記の疾病に該当する方 (2) 前年分の総所得税額が30,000円以下の世帯に属する方又は入院見込期間が26日以上の方 (3) 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方 | | | | | | | |
| 申請の手続 | 申請書に診断書、住民票、保険証の写し、世帯調書及び各種所得税額等証明書を添付し、患者の住所地を管轄する保健所を経由して知事、区長又は保健所政令市長に申請する。 | | | | | | | |
| 認定期間 | 診断書における入院見込期間 | | | | | | | |
| 公費負担額 | 認定疾病に係る医療に関する給付について、各種医療保険等を適用し、その自己負担額(入 院時の食事療養標準負担額を除く。)を助成する。 → 認定された方は、 入院時の食事療養標準負担額を負担する。 | | | | | | | |
| 根拠法令等 | (都の制度) 東京都妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成実施要綱 (区及び保健所政令市の制度) 区及び保健所政令市が制定する医療費助成実施要綱 | | | | | | | |
| 問合せ先 | 都内市町村の区域内 [認定関係] 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課母子医療助成担当(5320)4375 [給付関係] 福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当(マル都担当)(5320)4454 特別区(23区)及び保健所政令市の区域内 各区市役所保健衛生主管課 | | | | | | | |

※Q&A は225ページに記載

1. 概要

(別表 7) (P. 220~参照)の対象者に対して、医療費を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、併せて患者の医療費及び一部の介護サービスにかかる費用の負担を軽減する。介護サービス費の一部も助成対象となるものとして、

御医療費助成では次のものが該当する。難病医療(国疾病)[負担者番号 51136018]、特殊医療(先天性血液凝固因子欠乏症等)[負担者番号 51137016]、難病医療(都疾病)[負担者番号 83136010]

<<肝がん・重度肝硬変医療(法別番号38)>>

令和3年4月分より肝がんの外来医療に係る医療費の一部も助成対象になった。

制度の概要は、B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている方の入院治療や通院治療に係る医療費の一部を助成する制度。

肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療(「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」による通院治療に限る。)に係る医療費で、高額療養費算定基準額を超えた月が助成対象月を含め過去1年間で3月以上ある場合、肝がん指定医療機関で受けた3月目以降の医療費について、患者の自己負担額が1万円*となるよう助成する。* 住民税非課税世帯の場合は自己負担額なし

【都医療費助成制度の根拠規定】

- ア 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則
- イ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則
- ウ 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例
- エ 東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例
- オ 東京都妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成実施要綱
- カ 児童福祉法施行細則

2. 医療証及び患者一部負担額

| ۷. | 二派 | 証及ひ忠る | 及び患者一部負担額 | | | 医療保険 の適用 | | | ν ά Λ | | | | |
|------|----|--------------|--|----------|--|-------------|----------------------|---------|-----------------------|----------|---|---|---|
| 被交付証 | | 番号及び 担者番号 | 医療費助成の種類 | 医療券の色 | 患者一部負担額 | | り 外来・調剤 | 訪問看護 | 適用の護保険の | | | | |
| | 54 | 54136015 | 難病医療(指定難病) | うすオレンジ色 | 患者一部負担額表 (P. 118) 参照 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 受給者証 | 54 | 54136023 | 難病医療 (指定難病・生活保護受給者) | うすオレンジ色 | なし (入院時食事・生活療養標準 負担額を含めて助成) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 者証 | | 52138013 | 小児慢性特定疾病 | うすオレンジ色 | | 0 | 0 | \circ | × | | | | |
| | 52 | 52137015 | 小児慢性特定疾病 (生活保護法の被保護世帯又は 血友病等患者等) | うすオレンジ色 | 患者一部負担額表 (P. 76)参照 | 0 | 0 | 0 | × | | | | |
| | F1 | 5.1 | 51 | E 1 | 51 | 51136018 | 難病医療 (国の研究事業対象疾病) | もも色 | なし (入院時食事・生活療養標準負担 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 91 | 51137016 | 特殊医療 (先天性血液凝固因子欠乏症等) | もも色 | 額を含めて助成) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 医 | 83 | 83136010 | 難病医療(都疾病) | しろ色 | 患者一部負担額表 (P. 201)参照 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 療 | | 82138009 | 特殊医療 (人工透析を必要とする腎不全) ※1 | クリーム色 | 特定疾病療養受療証を適用した 入院・外来ごとに一医療機関あた り月額1万円を超える額及び入 院時の食事・生活療養標準負担額 | | 0 | 0 | × | | | | |
| | | 00 | 00 | 82134008 | 小児精神病 | クリーム色 | | 0 | × | \times | × | | |
| | | | | 82134008 | 被爆者の子に対する医療 | クリーム色 | 入院時食事·生活療養標準負担額 | 0 | 0 | \circ | × | | |
| 券 | 82 | 82137001 | 大気汚染関連疾病 | みどり色 | 八匹可及尹・生伯尔食标毕貝担領 | 0 | 0 | \circ | × | | | | |
| | | 82137555 | 大気汚染関連疾病 ※2 | みどり色 | | 0 | 0 | \circ | × | | | | |
| | | 82137530 | 大気汚染関連疾病 ※8 | もも色 ※9 | 月額6千円及び入院時食事・生活 療養標準負担額 ※10 | 0 | 0 | 0 | × | | | | |
| | | 82137670 | 大気汚染関連疾病 ※8 | もも色 ※9 | 月額6千円及び入院時食事・生活 療養標準負担額 ※10 | 0 | 0 | 0 | × | | | | |

| | | | | | | | 療保 適用 | | 適介 |
|-------|-----------------|----------|---------------------------------------|--------|------------------------------|--------------------|----------|------|--------|
| 被交付証 | 法別番号及び 負担者番号 | | 医療費助成の種類 | 医療券の色 | 患者一部負担額 | 入院 | 外来·調剤 | 訪問看護 | 適用 保険の |
| | | 38136016 | B型・C型ウイルス肝炎治療 | やまぶき色 | 入院時食事•生活療養標準負担額 | 0 | \circ | × | × |
| | | 38136016 | B型・C型ウイルス肝炎治療 | ラベンダー色 | 患者一部負担額表 別表 6 (P. 190) 参照 | 0 | 0 | × | × |
| | 38 | 38136024 | 肝がん・重度肝硬変医療 ※5 | もえぎ色 | 入院時食事·生活療養標準負担額 | ○ ※ 6 | 0 | × | × |
| | | 38136024 | 肝がん・重度肝硬変医療 ※5 | あじさい色 | 患者一部負担額表 P. 191 参照 | ○ ※ 6 | 0 | × | × |
| | 87 | 87136008 | 妊娠高血圧症候群等 ※3 | クリーム色 | 入院時食事·生活療養標準負担額 | 0 | × | × | × |
| 患者票※4 | | 93137008 | 結核一般医療(法別番号 10) | しろ色 | なし | × * 7 | 0 | × | × |
| 受給者証 | 93 | 93133007 | 自立支援医療(精神通院医療) (法別番号 21)(社保・後期高齢者) | しろ色 | なし | × | 0 | 0 | × |
| 証 | | 93132009 | 自立支援医療(精神通院医療) (法別番号 21)(国保) | しろ色 | なし | × | 0 | 0 | × |

- ※1 [負担者番号 82138009] (人工透析を必要とする腎不全) が適用できる訪問看護は、在宅自己連続携行式腹膜灌流 に関する訪問看護に限定
- ※2 平成20年8月1日以降の新規認定分
- ※3 八王子市及び町田市を除く都内市町村
- ※4 結核一般医療での[負担者番号 93137008] は、社会保険の加入者(被扶養者含む。以下同じ)、国保組合の加入者及び後期高齢の加入者の住民税非課税者に、精神通院医療での[負担者番号 93137007] は社会保険加入者、後期高齢の加入者又は国保組合の住民税非課税者に振り出す。
- ※5 平成30年12月1日から制度開始
- ※6 助成要件:肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療(「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」又は「粒子線治療」による通院治療に限る。)に係る医療費で、助成該当月を含む過去1年間に3か月以上、対象医療費の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えており、3月目が指定医療機関で受けた医療であること。 (本治療については、診断の基準や治療方法等について、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」等で定められているため参照すること。)
- ※7 外科的手術に伴う処置・入院等について適用となる場合有り。
- ※8 生年月日が平成9年4月1日以前で医療費助成を受けている者を対象(平成30年4月1日から)
- ※9 平成30年4月1日以降の医療券
- ※10 平成30年4月1日以降の患者一部負担額
- ※11 法別番号「54」は、難病の患者に対する医療等に関する法律、法別番号「52」は、児童福祉法を根拠とする制度であり、 (都) 医療費助成制度外の制度だが有用な情報のため、本欄に併記。

難病等(都単独疾病)(負担者番号83136010)の患者の

一部負担額の限度額表 (月額) (単位:円)

| 市 天正院♥ N X X 以 (十座:1) | | | | | | | | | |
|------------------------------|-----------------------------|----------------------|-------------------|--------|-----------|--|--|--|--|
| | | | 負担上限月額(月額自己負担限度額) | | | | | | |
| 階層区分 | 階層区分の基 | 準 | 本則(83136010) | | | | | | |
| | | | 一般 | 高額かつ長期 | 人工呼吸器等装着者 | | | | |
| 低所得 I | 区市町村民税 | 本人年収 ~80 万円 | 2, 500 | 2, 500 | | | | | |
| 低所得Ⅱ | 非課税世帯 | 本人年収 80 万円超 | 5,000 | 5, 000 | | | | | |
| 一般所得 I | 区市町村民税記 7.1万円未満 | | 10,000 | 5, 000 | 1,000 | | | | |
| 一般所得Ⅱ | 区市町村民税課税 7.1万円以上25.1万円未満 | | 20,000 | 10,000 | | | | | |
| 上位所得 | | 区市町村民税課税 25.1万円以上 | | 20,000 | | | | | |

- ※1 階層区分は、患者の加入する医療保険上の世帯の被保険者の区市町村民税の課税額(非課税の場合は患者本人も含む) により算定する。
- ※2 複数の医療機関で支払った医療費及び介護サービス費の額を合算する。※薬局での保険調剤、医療保険の訪問看護 及び介護保険の訪問看護サービスを含む。
- ※3 「高額かつ長期」とは、医療費助成の認定後、認定を受けた疾病に係る月ごとの医療又は介護に要した費用の総額が 50,000 円を超えた月が6回以上ある者(別途申請手続が必要)
- ※4 「人工呼吸器等装着者」とは、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする方であって、認定を受けた疾病により、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要があり、かつ、日常生活動作が著しく制限されている方(別途申請手続が必要)
- ※5 認定を受けた患者の方の加入する医療保険上の世帯に、難病医療(指定難病)(54)を受けている方又は小児慢性特定疾病医療費助成(52)を受けている方がいる場合(認定を受けた患者が小児慢性特定疾病医療費助成を受けている場合を含む)、認定を受けた患者の方の「83」の月額自己負担限度額は0円となる。また、医療保険上の世帯に他の難病医療(都疾病)(83)の認定を受けている方がいる場合、それぞれの月額自己負担限度額に応じて、当該額が按分される。

3. 給付内容

認定された疾病にかかる医療費について、医療保険各法を適用し、その患者負担額を対象者に助成する。

(1) (都) 医療費助成の対象

次のアからウまでの要件をすべて満たす場合に、患者負担額や利用者負担額を助成する。

- ア 御医療券等に記載された疾病を治療するために受ける診療、調剤、訪問看護であること。
- イ 都医療券等の有効期間内に行われる治療であること。
- ウ 医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律(後期高齢者医療制度)または介護保険法が適用されること。 (制度ごとの保険適用区分は P. 199~200 参照)

ただし、他の法令等により、患者の自己負担額が生じない場合を除きます。

医療券等の種類によって医療費助成の内容は異なります。各制度については「公費負担医療費制度の所轄一覧」の所管部署にお問い合わせください。

(2) 衛医療費助成の対象とならないもの(例示)

- ・ 都 医療券等に記載された病名以外の病気やけがの治療
- ・差額ベッド代、個室料、移送費、交通費、鍼、灸、あん摩、マッサージ
- 補装具の作成費用
- ・申請のための診断書料、医療費支給申請に必要な療養証明等の証明書料
- ・訪問介護 (ヘルパーの派遣) などの福祉サービス

(3) 医療券等適用にあたっての注意事項

- ① 衛 医療券等に記載されている病名に対する診療であるか。
 - ア 都医療券等に記載された病名以外の病気やけがの治療は助成対象外です。
 - イ 副作用等に対する治療は助成対象外です。

ただし、負担者番号 38136016 のウイルス肝炎治療医療費助成制度では、核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療又はインターフェロン治療による軽微な副作用が発生し、当該治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療については、助成の対象となります。

- ア 翻 医療券等の有効期間外に受けた治療は助成対象外です。

なお、「大気汚染関連疾病」は、概ね2年間、「被爆者の子に対する医療」は2年間です。

③医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律(後期高齢者医療制度)または介護保険法が適用されているか。

- ア 保険外の負担や自費診療は助成対象外です。
- イ 医療保険等適用後の患者負担額が高額療養費の自己負担限度額を超えている場合についての、医療費助成する金額は、高額療養費相当額を除いた金額となります。また、介護保険法に係る助成については、負担者番号「51」「54」「83」のみです。

④患者一部負担の算定

ひと月の各医療機関における入院・外来・調剤等を合算し、月額自己負担限度額まで算定します。

⑤有効期限の開始日が月の途中からとなる (都) 医療券等の取り扱い

- ア 外来の場合
- ・有効期限の開始日以降のものを助成の対象とし、開始日より前に行われた外来医療は、助成の対象としません。 [特定疾病療養受療証の適用が認定条件となっている疾病の場合]
 - ・自己負担限度額が月額1万円又は2万円となる制度ですが、東京都が助成する額は月額1万円が上限です。
 - ・助成する額は、有効期限の開始日より前において、どれくらい自己負担をしたかによります。 つまり、自己負担限度額が1万円の場合、有効期限の開始日より前に、8,000円の自己負担をしている場合は、 助成できる外来診療は、残りの2,000円分となり、既に1万円に達している場合は、高額療養費に該当するため 助成はありません。

イ 入院の場合

・診療月内における有効期限の開始日以降の診療報酬点数に保険の自己負担割合を乗じて求めた額とします。 特定疾病療養受療証の適用が認定条件になっている疾病の場合でも同じ取扱いとし、自己負担額の1万円を限 度に助成の対象とします。これは、外来の場合と取扱いが異なりますので、留意してください。

⑥月額自己負担限度額が変更となるケース

- ア 階層区分が変わった場合
- イ 認定を受けた後、1年のうちに特定医療費の総額が月額 50,000 円を超える月が6月以上ある場合(負担者番号 54 | 及び58 | | 及び58 | | | と

そのため、医療機関の窓口等では、必ず御医療券等の確認をお願いします。

(4) 歯科医療機関

東京都と契約を締結している医療機関及び難病法並びに児童福祉法の規程により都道府県の指定を受けた医療機関 (以下、「指定医療機関」という。)であれば、医療機関に併設されている歯科でも 御医療券等を扱うことができます。 ただし、医療費助成は、 御医療券等に記載された病名に限られるため、歯科医療機関における取扱いは、ベーチェット病やシェーグレン症候群などの患者に対する歯科治療など、限られた疾病のものとなります。 御医療券等に記載された病名による歯科治療の適否については、所管課(疾病対策課)にお尋ねください。

(5) 医療保険における請求

① 東京都と契約した医療機関等に患者が 御医療券等を提示すれば、患者は助成対象となる医療費等の医療機関窓口での 支払いを要しません。契約医療機関等が、国保連合会又は支払基金を通じて医療費等を東京都に請求します。

【医療機関払いの方法】

○ 併用レセプト

都内の契約医療機関及び指定医療機関においては、医療券番号や負担金額等をレセプトに記入し、国保連合会・支払 基金に請求します。助成対象医療費は、国保連合会・支払基金から支払われる保険分の医療費と併せて支払います。 ○ 「東京都負担医療費請求書」等(10名連記式)

都内の契約医療機関においては、次の公費対象医療費及び介護サービス費は「

割東京都負担医療費請求書」等(10名

連記式)で東京都へ直接、請求してください(併用レセプトでは取扱えませんので御注意ください。)。

- ・他道府県の国保・後期高齢と公費負担者番号が「82・83・87」で始まるものとの併用
- ・他の医療費助成制度の一部負担額を公費負担者番号が「82・83・87」で始まるもので請求する場合(国保及び後期高齢に限る。社保は併用レセプトで請求可)
- ・介護保険と公費負担者番号が「83」で始まるものとの併用

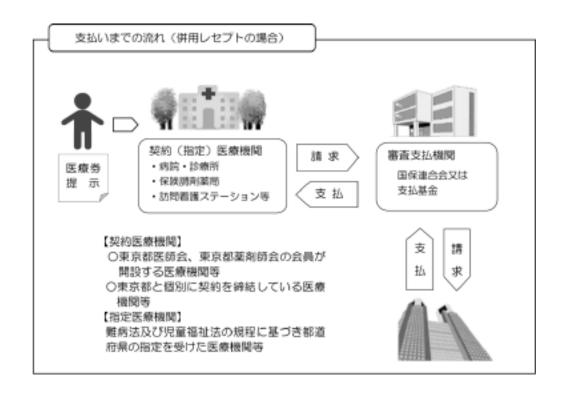
請求書には必ずレセプトの【写し】を添付し、<u>医療機関名欄には担当者名及び連絡先</u>を記入してください。この請求書についての問い合わせは、東京都福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当(元03-5320-4454)までお願いします。

- ② 法別番号「51」では、入院時の食事・生活療養標準負担額を含めて助成します。
- ③ 負担者番号「93133007」は精神通院医療の公費負担医療費の患者負担分について助成します。(公営国保の加入者の住民税非課税者で区市町村から国保受給者証(精神通院)負担者番号「93132009」の交付を受けた者には、精神医療給付金が公営国保から給付されます)

法別番号「93」は、精神通院医療「21」を適用した医療費の患者負担分について助成します。後期高齢者医療加入者においては、精神通院医療「21」を適用した医療費について、6分優先でその一部負担金を対象に患者負担分を助成します。(ただし、18,000 円 (平成 30 年 8 月 1 日以降)を限度とします。また、低所得 $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II}$ の方は、8,000 円を限度とします)

法別番号「93」は、結核一般医療「10」を適用した医療費の患者負担5%部分について助成します。

④ 小児精神病「負担者番号 82134008」、妊娠高血圧症候群等「負担者番号 87136008」は、当該疾病に係る入院医療費の みを対象者に助成します。





【特定疾病療養受療証について】

人工透析を必要とする腎不全(負担者番号:82138009)の医療券を持つ全ての方及び先天性血液凝固因子欠乏症等(負担者番号:51137016)の医療券を持つ一部の方は、制度上「特定疾病療養受療証」の取得及び提示が前提となっているため、医療券と「特定疾病療養受療証」は一緒に提示を受けてください(医療券の認定条件欄にもその旨の記載があります。)。

- ・特定疾病療養受療証は保険者が発行し、医療保険の高額療養費支給の特例として、人工透析を必要とする腎不全(負担者番号:82138009)の医療券を持つ全ての方及び先天性血液凝固因子欠乏症等(負担者番号:51137016)の医療券を持つ一部の方は、医療機関ごと、入院・外来ごとに、それぞれの医療費の自己負担限度額が、10,000円(上位所得以外)又は20,000円(上位所得)となるものです。
 - <u>これらの受給者で医療券を適用する場合は、必ず「特定疾病療養受療証」を確認してください(医療券の認定条件欄に、</u> その旨の記載があります。)。
- ・東京都では、上位以外、上位所得者のいずれの患者に対しても、入院外来別に月額 10,000 円まで助成します。上位所得者の負担額が 10,000 円を超えた場合には、10,001 円から 20,000 円までは自己負担となります。この自己負担は助成されませんので、「衛医療費支給申請書兼口座振替依頼書」の医療機関等証明欄は証明しないでください。
- ・患者の医療保険の変更があった場合は、特定疾病療養受療証も新しい保険者に申請する必要があります。
- ※ 特定疾病療養受療証がない場合は、医療費助成を受けられません。

(6) 介護保険における請求

介護保険適用の訪問看護などの介護サービスを受ける場合(負担者番号 5413****・5113****・8313****)

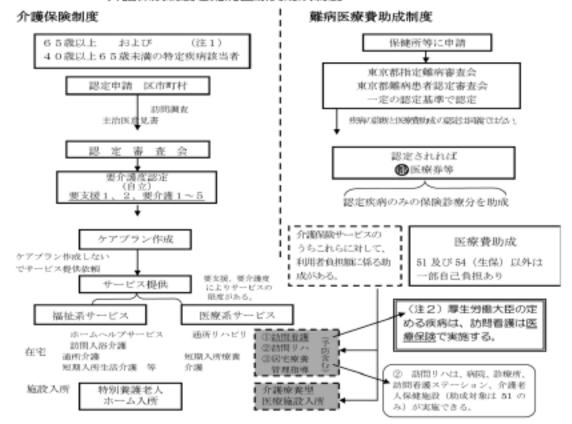
御医療券等に記載されている疾病に対して受ける訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護療養施設サービス(介護療養型医療施設における入院)又は介護医療院サービスは、助成の対象となります。

難病医療(国疾病)及び特殊医療(先天性血液凝固因子欠乏症等)「法別番号 51」並びに難病医療(都疾病)「法別番号 83」では、認定された疾病に係る介護保険適用の訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導又は介護医療院サービスにおける利用者負担額を対象者に助成します。

- 翻 医療費助成では下記のものが該当します。
- 難病医療(国疾病)(負担者番号 51136018)
- ·特殊医療(先天性血液凝固因子欠乏症等)(負担者番号 51137016)
- ·難病医療(都疾病)(負担者番号 83136010)

難病医療「83」には、患者一部負担額があります。難病医療費の自己負担額の累積額(月額)が「一部負担額の限度額表(月額)」に定める額に達するまで徴収します。(P. 201 参照)

介護保険制度と難病医療費助成制度



(注1) 介護保険40歳以上65歳未満第2号被保険者の特定疾病該当者

(特定疾病のうち下線は特定疾患治療研究事業(難病医療費助成対象)9疾病(うち都単1疾病))

①初老期の認知症(うちクロイツフェルト・ヤコブ病) ②脳血管疾患 ③筋萎縮性側素硬化症 ④進行 性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病 ⑤背髄小脳変性症 ⑥多系統萎縮症 ⑦糖尿病 性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症 ⑥閉塞性動脈硬化症 ⑤慢性閉塞性肺疾患(うちびまん性 汎騒気管支炎) ⑩両側の膝関節又は股関節の著しい変形を伴う変形性関節症 ⑪関節リウマチ(うち悪 性関節リウマチ) ①後縦靱帯骨化症 ⑬背柱管狭窄症(うち広範背柱管狭窄症)⑭骨折を伴う骨粗鬆症 ⑮早老症 ⑯がん(回復の見込みがない状態)

(注2) 訪問看護を医療保険で実施する疾病

(難病医療費助成対象疾病は下線の16疾病(うち都単1疾病))

①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤紡萎縮性側素硬化症 ⑤背髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ②進行性筋ジストロフィー ②パーキンソン病関連疾患 (進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がI度又はII度のものに限る)) ⑩多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群) ⑪ブリオン病 ⑩亜急性硬化性全脳炎 ⑪ライソゾーム病 ⑪副腎白質ジストロフィー ⑩宵髄性筋萎縮症 ⑪球腎腫性筋萎縮症 ⑪慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑭後天性免疫不全症候群 ⑪頭髄損傷 ⑩人工呼吸器を装着している状態 (鼻マスク式によるものを含む)

これらの疾病等は、防悶看護は医療保険に報酬を請求する。1日2回以上肪間看護を実施した場合も、「 難病等複数回訪問加算」請求できる。

4. 他の医療制度との関係

各種医療保険が優先適用され、その自己負担額を対象に助成する。 御医療券 (P. 227~参照) とその他との2種類以上の医療費助成等の併用がある場合、 御医療費助成との関係における優先順位は下記のとおり取り扱います。

※マル障・マル親・マル乳・マル子については、併用して使用することはできません。医療証(受給者証)を発行する際には、いずれか一制度の医療証を発行しています。重複して所持している場合などは、証を発行している区市町村へお問い合せください。

[基本ルール] 国制度(法律) > 🚳 > [📵 ・ 🚯 ・ 🗐 ・ 🕣 ・ 📵]

[個別パターン1] 結核「10」・「93」> 精神「21」・「93」

(部「93」については、結核「10」の医療における5%又は精神「21」の医療における10%の自己負担分を助成する)

[個別パターン2] 医療保険 > ⑤特定疾病療養受療証 > 自立支援医療「15」・「16」 >小児慢性特定疾病「52」> ⑥「82」

[個別パターン3] 医療保険 > (表)特定疾病療養受療証 > 小児慢性特定疾病「52」 >難病医療「54」 > 難病医療「51」・(額)「83」 > (4)「82」

5. 医療機関での取扱い

(1) 窓口での確認

(1) 都 医療費助成 (精神通院医療、結核一般医療を除く)

②精神通院医療

精神通院医療の自立支援医療受給者証に法別番号「93」から始まる番号が振り出されているか確認する。

精神通院医療(法別番号21)(負担者番号93133007)

社保加入者、後期高齢者医療加入者及び国民健康保険組合加入者の住民税非課税者に振り出す。

※ 区市町村国保の方は、受給者証と併せて公費負担医療費の患者負担分の給付対象者(住民税非課税者等に限る) には精神「国保受給者証(精神通院)(負担番号93132009)」が交付される。)

③結核一般医療

結核一般医療の患者票に法別番号「93」から始まる番号が振り出されているか確認する。

結核一般医療(法別番号10)(負担者番号93137008)

社保加入者、国保組合加入者及び後期高齢加入者の住民税非課税者のみに振り出す。(ただし生保が適用される方及 び療育給付受給者を除く)

※ 区市町村国保の方は、患者票と併せて公費負担医療費の患者負担5%の給付対象者(住民税非課税者等に限る) には結核「結核医療給付金受給者証(負担者番号 93131001)」が交付される。(「1. 感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律」(P. 1 参照)

(2) 請求方法

① 都 医療費助成(精神通院医療、結核一般医療を除く)

一般処理 保険(後期高齢者医療及び介護保険を含む。以下同じ)分及び

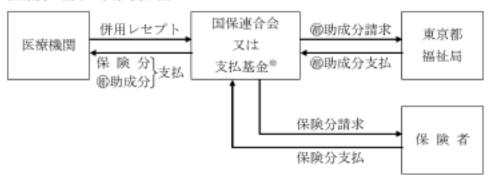
御医療費助成分を1枚のレセプト(併用レセプト)で請求する。

例外処理 以下に掲げる
御医療費助成分は、例外処理として、保険分とは別に
御東京都負担医療費請求書等 (P. 234 ~参照) により請求する。なお、(i) の保険分は単独レセプトにより、(ii) (iii) においては保険分と
先に適用される公費は併用レセプトにより東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」) へ請求
する (国保及び後期高齢者医療に限る。社保は併用レセプトで請求可)。

(i) 他道府県の国保又は後期高齢で法別番号「82」「83」「87」の場合

- (ii) 自立支援医療「15」「16」、難病医療「51」「54」「83」及び小児慢性特定疾病「52」の患者負担額を法別番号「82」で助成する場合
- (iii) 自立支援医療「15」「16」、難病医療「51」「54」及び小児慢性特定疾病「52」の患者負担額を難病医療「83」 で助成する場合

医療費の請求・支払流れ図



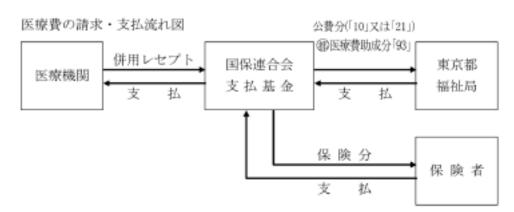
※ 社会保険診療報酬支払基金関東審査事務センター。以下同じ

②精神通院医療



③結核一般医療

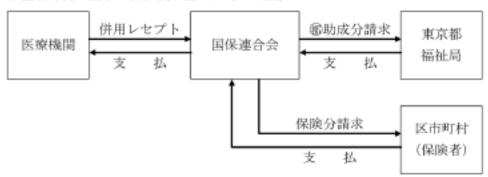




④介護保険と併用の場合

難病医療・特殊医療「51」の場合、介護保険分及び御助成分を1枚のレセプトで併せて請求する(介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成12年3月厚生省令第20号)の例による)。併用レセプトを使用することにより、高額介護サービス費に相当する額44,400円を超える利用者負担額は介護保険分及び御助成分と併せて支払われる。

介護給付費の請求・支払流れ図(「51」の場合)



難病医療「83」の場合は、翻助成分は保険分とは別に介護給付費請求書により請求する。(P. 232 参照)

介護給付費の請求・支払流れ図(「83」の場合)



(3) レセプトの記載方法

平成24年4月から、外来診療についても高額療養費の現物給付化が行われるようになったことから、レセプトの記載要領も変更され、特記事項欄への記載のほか、高額療養費が現物給付される場合は、保険の(一部)負担金額欄及び摘要欄への記載が必要な場合がありますので御注意ください。本件に関しては、東京都国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金関東審査事務センターのホームページに記載上の案内がなされていますので、御参照ください。

① 都 医療費助成 (精神退院医療、結核一般医療を除く)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」による。

- (i) レセプトの負担者番号・受給者番号欄は、

 (都) 医療券等の番号を記入する。
- (ii) 難病医療「83」及びB型・C型ウイルス肝炎(課税)「38」では、療養の給付欄の公費の項に外来における「一部負担金額」の項又は入院における「負担金額」の項に(都)医療費助成の患者一部負担額を記入する。
- (iii) 都医療費助成の対象医療とそれ以外の医療が併せて行われる場合は、療養の給付欄の公費の項に 都医療費助成分の保険点数、次いで療養の給付に応じて一部負担金額、食事・生活療養費の請求額並びに標準負担額を記入する。
- (iv) 難病医療「51」については、医療券の適用区分に応じた特記事項欄等の記載が必要となる。
- (v)高額療養費に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した額が 御医療助成額となる。併用レセプトを使用することにより、高額療養費等に相当する額は、保険者より保険分と併せて支払われる。 難病医療「51」の 御医療券については、 御医療券の適用区分欄に記載された記号により、特記事項欄等に所得区分を記載する。また、指定難病「54」及び小児慢性特定疾病「52」も同じ取扱いとなる。 (下表参照)

| 医療券の適用区分 | | レセプ | トの特記事項 | ĺ |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 多数回該当 |
| ア | | 26区ア | | 31多ア |
| 1 | | 27区イ | | 3 2 多イ |
| ウ | | 28区ウ | | 33多ウ |
| 工 | | 29区工 | | 3 4 多工 |
| オ | | 30区才 | | |
| VI | 26区ア | | | 31多ア |
| V | 2 7 区イ | | | 3 2 多イ |
| IV | 28区ウ | | | 33多ウ |
| Ⅲ (前期高齢) | 29区工 | | | 3 4 多工 |
| Ⅲ (後期高齢2割) | | 4 1 区力 | | 43多力 |
| Ⅲ (後期高齢1割) | | 42区キ | | 44多キ |
| П | 2054 | 摘要欄 | 低所得Ⅱ | |
| I | 30区才 | 摘要欄 | 低所得 I | |

- ※ 医療券の適用区分がⅡの場合はレセプトの摘要欄に「低所得Ⅱ」、Ⅰの場合は「低所得Ⅰ」と記入します。
- ※ 70歳以上の方で、医療券の適用区分が「Ⅱ・Ⅰ」の場合、多数回該当(34多オ)の設定はありません。
- ※ 本制度における多数回該当の対象は、**同一医療機関での入院のみ**です(外来、調剤、訪問看護は対象とはなりません。)。
- ※ 保険者からの回答がない場合など、一部の医療券等には適用区分が空欄のものがあります。この場合、<u>次の場合を</u> 除いてレセプトの特記事項欄への記載は必要ありません。
- ・後期高齢者医療被保険者証又は高齢受給者証をお持ちの方

(高齢受給者証等の負担割合が1割又は2割の方の場合は、レセプトの特記事項欄に記入する負担区分の取扱いは「エ」、3割の方の場合は「ア」になります。ただし、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示がある場合は、その証の適用区分どおりに記載する。)

- ・限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方 (その証の適用区分の記載は下記表の医療券等の適用区分と一致するので、それに該当する記載が必要です。)
 - (vi) 人工透析等の長期療養により「特定疾病療養受療証」の交付を受けている1万円上限の者は、保険分の患者負担相当額が1万円を超える場合は、レセプトの特記事項欄に必ず「02長」と表示をする。 特定疾病療養受療証の自己負担限度額が2万円の者については、下記のとおり記載する。
 - (ア)「保険の患者負担額が2万円を超える場合」
 - レセプトの特記事項欄に「16長2」と表示し、公費①負担金額欄に「10,000」円と記入する。
 - (イ)「患者負担額が1万円を超えて2万円未満の場合」 レセプトの特記事項欄の表示は不要。公費①の負担金額欄に患者負担額から1万円を差し引いた額を記載 する。
 - (ウ)「患者負担額が1万円以下の場合」 レセプトの特記事項欄、公費①の負担金額欄への記入は不要。

②精神通院医療

負担者番号・受給者番号欄には、受給者証の番号を記入する。負担者番号は、まず法別番号「21」から始まる番号を 上段に優先して記入し、そのすぐ下に法別番号「93」から始まる番号を記入する。受給者番号は、「21」と「93」とでは 同一の番号を記入する。療養の給付欄については、法別番号「21」の公費に係る請求点数を記入する。医療保険に係る ものと同じ場合は省略してもよい。また、法別番号「93」に係るものは、記入の必要がない。

なお、例外処理として、都外医療機関等における 御医療費助成分は、例外処理として、保険分及び公費分「21」とは 別に 御東京都負担医療費請求書(精神通院)により請求する。

③結核一般医療

負担者番号・受給者番号欄には、患者票の番号を記入する。負担者番号は、まず法別番号「10」から始まる番号を上段に優先して記入し、そのすぐ下に法別番号「93」から始まる番号を記入する。受給者番号は、「10」と「93」とでは同一の番号を記入する。療養の給付欄については、法別番号「10」の公費に係る請求点数を記入する。医療保険に係るものと同じ場合は省略してもよい。また、法別番号「93」に係るものは、記入の必要がない。

(4) 提出支払

| 請求種別 | 提出先 | 提出期日 | 支払日 |
|-----------------------|---|-------------------------|-------------------|
| 国保及び後期高齢者医療 併用レセプト | 東京都国民健康保険団体連合会 | 診療月の 翌月 10 日 | 診療月の 翌々月 20 日頃 |
| 社保併用レセプト | 社会保険診療報酬支払基金関東審査事務センター | 診療月の 翌月 10 日 | 診療月の 翌々月 20 日頃 |
| 介護保険併用レセプト 「51」のみ | 東京都国民健康保険団体連合会 | 診療月の 翌月 10 日 | |
| 精神通院医療 | 区市町村国保・後期高齢・組合国保 ⇒ 東京都国民健康保険団体連合会 社保 ⇒ 社会保険診療報酬支払基金関東審査事務セン ター ※国保の「93」の方は、併用レセプトにより東京都国 民健康保険団体連合会へ請求する。 | 診療月 <i>の</i> 翌月 10 日 | |
| 結核一般医療 | 国保 ⇒ 東京都国民健康保険団体連合会 社保 ⇒ 社会保険診療報酬支払基金関東審査事務セン ター ※国保の「93」の方は、併用レセプトにより東京都国 民健康保険団体連合会へ請求する。 | 診療月 <i>の</i> 翌月 10 日 | |
| その他例外処理での | 東京都福祉局生活福祉部医療助成課 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 電話番号 03 (5320) 4454 | 診療月の 翌月 10 日 | 診療月の 翌々月10日頃 |

※「公費負担医療費の請求・支払について」(様式は P. 212 参照)

これは、各医療機関から請求された公費負担医療費分について、既に東京都から国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金を通じて支払い済みのもののうち、過誤調整などが必要と考えられるものを出力したものです。この通知が届きましたら、まずは医療機関において、理由内容に沿ってレセプト請求内容を確認し、訂正が必要なものについては、レセプトの取下げ及び再請求手続きを行ってください。

過誤処理を防ぐ一番の方法は、医療機関の窓口で個)医療券等の確認をすることです。

| | 主な過誤理由 |
|---------------------|---|
| 理由コード | 内 容 → 処理方法 |
| 請求金額エラー(高額限 度額超) | レセプト特記事項欄の記入誤り(区分相違や空欄)のため、公費助成額に誤りが生じています。 ⇒レセプトの取下げ依頼をお願いします。返戻されたレセプトの特記事項欄に、医療券等の適 用区分に合わせた記載等をした上で再請求してください。 |
| 認定期間外 | 請求のあった該当月は認定期間外です。 ⇒患者の公費受給資格がない場合は、レセプトの取下げ依頼をお願いします。返戻されました ら、公費番号を削って再請求してください(他の公費を受給している場合は、その公費番号で再 請求してください。)。 (参考) 負担者番号 82137001・82137555・82137530・82137670 (大気汚染関連疾病) は、認定 請求からシステム反映まで時間がかかることがあります。 |
| 長期高額疾病請求額エラー | 人工透析又は血友病の公費助成限度額(1万円)を超えて公費負担医療費を請求しています。 ⇒レセプトの取下げ依頼をお願いします。患者の特定疾病療養受療証を確認し、返戻されたレ セプトの特記事項欄に、「02長」又は「16長2」を記載の上、再請求してください。 |
| 受給者該当なし | 請求された受給者番号に該当する認定患者はおりません。 ⇒患者の医療券等を確認してください。レセプトを取下げ、正しい受給者番号に修正して再請求してください。 |

| 整理各与 36128000018 | 810 | 公費有無者務等 受給者數等 | \$4136015 | 受験者成名 化年月日 | | | 保險者書号 本人・家藝 |
|---------------------|--------|--|---------------------|---|----------------------|--------------------|----------------|
| を対ける | 中国华 | 6年 10月(外) 路線分 | 4.9 | | 10, 139 /8. | 9,019 FI | * |
| 前氏発力 | 18.8 | 請求金額エラー (高額限度額超) | (Belli) | | | | |
| | Ž. | プト物記事項機の記入 | 新り(KS分配路 ・ | アセプト特記等項償の記入費の(区分和確や空職)のため、公費支払額に関りが生じています。 | 対類に割りが生じ | doubt. | |
| 発を開め | 数末と | 等の御圧整部重か書詞 行の、適所司分重元印 証券したくがない。 | してください。 字されている医が | 医療等の適用整部機を確認してください。審査支払機器にフセプトの数下が治癒をしていただち、フセプトが戻りましたも、適所に分面に印字されている氏分()、で呼ぶされるよう、等記等范曄、施数機等を打正して兵器をしてください。 | の表下げ位相をし 定されるよう、特 | たいれがめ、ア 四寺近畿・筆家 | セプトが戻り機等を訂正し |
| 整理器号 26126000019 | 610 | 公費負担者務与受益者等等 | 82138009 | 安給者氏名 生年月日 | | | 保護者類別本人・家族 |
| 意味が意 | 9.6154 | 5年 10月 CO 28報分 | 68 | | 19, 163 At | 19, 160 [4] | × |
| BRES | 発展 | 長期英額亮將請求額エテー | | | | | |
| | Y | 通行の時成限度額1万 | 円を超えて公費 | 人工通行の結成部度額1万円を超えて公費負担医験費を請求しています。 | 44. | | |
| 数な無数 | 報ご | 着男女が機関にレセプトの発下が収益をしていただき し、再雑者してください。 | 数下げの報をし | 4 | レセプトが戻りましたら特記事項側に | (単2位) | 長」を記載 |
| | | | | | | | |
| 報酬が数 | | | | | | | |
| 音が作点 | | | | | | | |
| 発生を | | | | | | | |

籔

公都自在医療教の証券・支柱にしてた

8-R05412.H12II

ロノらから、東京都は当業する公費自由・返業費の成業度に審議力・ただを 離にありがとうございます。 さん、業種屋から郵送をいただいた公費自由定量を行った。既に高から 同民職業保護信託を含文は社会保護診費監察支払基金を選じてお支払い 解みのもののうち。右面のとおり取りがあるとして出力されましたのでお知ら まいたします。 しきましては、請求中学を課議部のうえ、アセプト選尾による過ぎ運動の ものましては、請求中学を課議部のうえ、アセプト選尾による過ぎ運動の もの表すしては、請求中学を課場がのうえ、アセプト選尾による過ぎ運動の もの表すしては、請求中等と課題があるとしてお願いいたします。

アカプト制度による過程運動についた 機能調水や公療気出水差り、設計課題や等の置かで、通過運動のため フセプト協反を行う場合は、仮治の強化でフセグトの関すが改善を下指すが 建築出くだがい、響を単存成にしきましたは、放置で合われくだがい。

部内の反響機関等 (1)国際分 東京側国民経療保険団体組合会企画事業部管理機関的開発 (2)国際分 東会保護部機関電光払高金東京審査委員会等指 (2)出版分 社会保護部機関電光払高金東京審査委員会等指 (3)出版分 社会保護部機関表別

等外の医療機関等 (1)国情分・各国的場の国民館研究院団体連合会 (2)社保分・社会保険部業物業文化基金の各審査委員会事務局

原要を提示していた 収拾者等の別人にスを他の股票費を収益限収益等の場合は、存施民業業 総保施業の医療学等を確認し、同しく業課夫へださるようが置いさいします。 94

収集者の資産行うさん 公費を出者参与、必治者参の双口を返雇国参行らかはしたは、下別くは国 で作う人がのい。 単行情報は取得政権を認定 関係的指針(ヤイ等石は) ロ3-5320-4454(ダイヤシイソ) 173

+

その機アセント返回の手続きを行った場合でも、行き違いで本議知が指述されることがあります。また、本通知は診察月毎に存成しており、過去に発送した国一型指名の通知とは診察人体が異なります。第下本題がます。

6. 医療保険との関係

(1) 🌇 医療費助成 (精神通院医療、結核一般医療を除く)

各種医療保険が優先適用され、その自己負担額を対象助成とする。

①国保、後期高齢者医療又は社保・外来・患者一部負担額ありの場合

| • | - ②医療費助成対象 | 100% | | - |
|------|-------------|------------|--------|----------------------------|
| 70% | | • | 30% — | |
| 医療保 | : 険 | 高 額 療養費 | 患者負 | 担 |
| 保険者負 | 担 | 保険者 負 担 | @医療費助成 | 9.者一部 負担額 ¹⁰ |

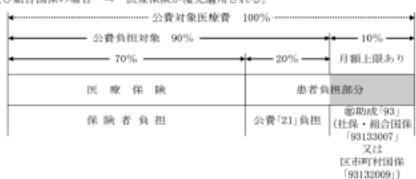
※「83」のみ医療保険適用後の自己負担割合が30%の場合は、医療費助成により自己負担割合が20%となる

②国保、後期高齢者医療又は社保・外来・患者一部負担額なしの場合



(2) 精神通院医療の場合

(例1)社保及び区市町村国保及び組合国保の場合 ⇒ 医療保険が優先適用される。



(例2)後期高齢者医療加入者の場合 ⇒ 優分が優先適用される。

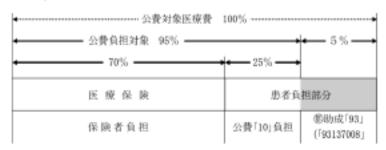


(例3)生活保護法(医療扶助)



(3) 結核一般医療の場合

(例1)社保 ⇒ 医療保険が優先適用される。



(例2)区市町村国保

(住民税非課税者)

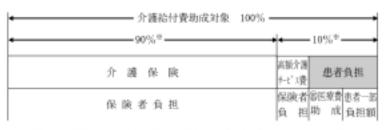


(例3)生活保護法(医療扶助)



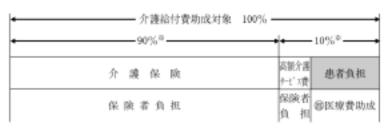
7. 介護保険との関係

(例1)介護保険+難病医療「83」



※介護保険適用後の自己負担割合が2割となる方(平成27年8月1日以降) については、保険者と患者との負担割合がそれぞれ80%、20%となる。

(例2)介護保険+羅病等医療「51」



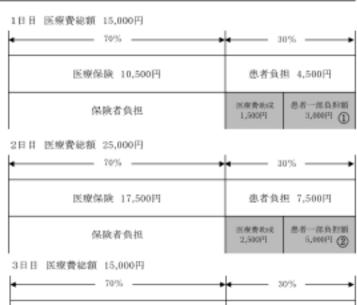
※介護保険適用後の自己負担割合が2割となる方(平成27年8月1日以降) については、保険者と患者との負担割合がそれぞれ80%、20%となる。

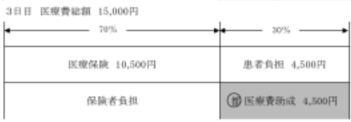
8. 請求事例

事例1 「難病医療(都疾病・83136010)により医療費助成を行う場合」

A 病院 外来診療 実日数3日 (患者負担率3割(難病医療費の負担率は2割) 自己負担上限月額 10,000円 難病医療対象分5,500点(総医療費も同点数とする。) [自己負担上限額管理票の記載内容]

| | 令和 | 5年1月分自己負 | 担上限額管理票 | | | | |
|--------|-----------------------|-------------|---------|------------|------------|--|--|
| 受診者名 | | × 00 | 受給者番号 | 0012568 | | | |
| | | | 月額日 | 自己負担上限額 10 | 円000円 | | |
| 日付 | 医療機関名 | 医療費総額(10割分) | 自己負担額 | 自己会社の基礎銀行物 | 微权印 | | |
| 1月5日 | ○○○病院 | 15,000円 | 3,000円 | 3,000円 | (1) | | |
| 1月5日 | ××薬局 | 5,000円 | 1,000円 | 4,000円 | (a) | | |
| 1月20日 | ○○○病院 | 25,000円 | 5,000円 | 9,000円 | a | | |
| 1月20日 | ××薬局 | 10,000円 | 1,000円 | 10,000円 | (a) | | |
| 1月31日 | 000病院 | 15,000円 | 15,000円 | | 0 | | |
| 上記のとおり | 記のとおり月額自己負担上限額に達しました。 | | | | | | |
| 目付 | 医療機関名 微似 | | | | | | |
| 1月20日 | | ××3 | 能局 | | (1) | | |





[計算式]

医療保険 38,500円

[5,500点×7割]

難病医療 8,500円

[5,500点×3割-8,000円①+②]

患者負担 8,000円 ①+②

[(5,500点-<u>1,500点</u>)×2割]

レセプト記載例

| 療 | 149-125 | 請求 点 5,500 | 療決 定 点 | 一群負担金 | FI |
|-------|-----------|---------------|--------|-------|----|
| 療養の給付 | 公費 ① | AK | zh. | 8,000 | 円 |
| 付 | 公費 (2) | /ii | Ä | | Д |

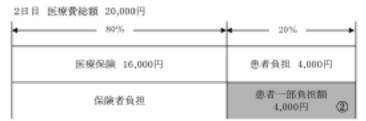
★ 3日目の総点数 ※ 公費①の欄に、医療費助成分の患者一部負担額を記載する。

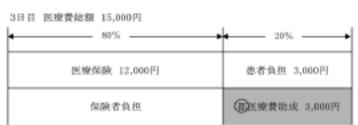
事例2 高齢受給者証及び後期高齢者医療 「難病医療(都疾病・83136010)により医療費助成を行う場合」

B 病院 外来診療 実日数3日 (患者負担率2割) 自己負担上限月額 10,000円 難病医療対象分5,500点(総医療費も同点数とする。) [自己負担上限額管理票の記載内容]

| 特定医療費(指定難病) | | | | | | | |
|------------------------|----|---------|-------------|--------|--------|--------------|--------|
| | | 令和 | 5年1月分自己負 | (81.) | 上限额管理票 | | |
| 受診者 | 8 | × 2 | × 00 | 受 | 給者番号 | 0012568 | |
| | | | | | 月額 | 1己負担上限額 10 | . 000P |
| 日付 | 科 | 1定医療機関名 | 医療費能額(10割分) |) | 自己負担額 | 自己兵馬の緊積額(方額) | 衝取自 |
| 1月5日 | 00 | 〇角院 | 20,000円 | | 4,000円 | 4,000円 | (1) |
| 1月5日 | ×> | (薬局 | 5,000円 | | 1,000円 | 5,000円 | 0 |
| 1月20日 | 00 | 〇例院 | 20,000円 | | 4,000円 | 9,000円 | 0 |
| 1月20日 | ×> | (薬局 | 10,000円 | \Box | 1,000円 | 10,000円 | 0 |
| 1月31日 | 00 | 〇の病院 | 15,000円 | ┐ | | | 0 |
| 上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。 | | | | | | | |
| 目付 | | 指定医療機関名 | | | | | |
| 1月20日 | Г | | ××; | 影明 | | | 0 |

1日日 医療費総額 20,000円 80% 20% 20% 医療保験 16,000円 患者負担 4,000円 保険者負担 4,000円 ①





[計算式] レセプト記載例

医療保険 44,000円 [5,500点×8割]

難病医療 3,000円

[5,500点×2割-8,000円①+②] 給

患者負担 8,000円 ①+②

[(5,500点-<u>1,500点</u>)×2割]

 機機
 請求
 点
 ※決定
 点
 一部負担金
 円

 金費
 立
 点
 点
 円

 6付
 公費
 点
 点
 円

 2
 2
 点
 円

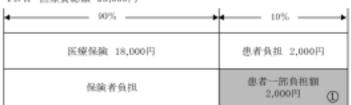
★ 3日目の総点数 ※ 公費①の欄に、毎医療費助成分の患者一部負担額を記載する。

事例3 「難病医療(都疾病・83136010)により医療費助成を行う場合」

C 判院 外来診療 実日数3日(後期高齢者医療制度患者負担率1割) 自己負担上限月額 5,000円 難病医療対象分4,700点(総医療費も同点敷とする。) [自己負担上限額管理票の記載内容]

| 特定医療費(指定難病) | | | | | | | |
|------------------------|----------------|-------------|-----------|--------------|------------|--|--|
| | - 令和 | 5年1月分自己負 | 担上限額管理票 | | | | |
| 受診者 | K X | × 00 | 受給者番号 | 0012568 | | | |
| | | | 月額 | 自己負担上限額 5 | . 000E | | |
| 目付 | 推定医療機関名 | 医療費総額(10割分) | 自己負担額 | 自己会社の業務額(月報) | 微収印 | | |
| 1月5日 | ○○○ 約 院 | 20,000円 | 2,000円 | 2,000円 | 0 | | |
| 1月5日 | ××薬局 | 15,000円 | 1,500円 | 3,500円 | 0 | | |
| 1月20日 | 000病院 | 12,000円 | 1,200円 | 4,700円 | 0 | | |
| 1月20日 | ××薬局 | 10,000円 | 300円 | 5,000円 | 0 | | |
| 1月31日 | 000網院 | 15,000円 | | | 0 | | |
| 上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。 | | | | | | | |
| 目付 | | | | | | | |
| 1月20日 | | ××3 | 表局 | | (1) | | |





2日目 医療費総額 12,000円



3日日 医療費総額 15,000円



[計算式]

後期高齢者医療制度 42,300円

[4,700点×9割]

難病医療 1,500円

[4,700点×1割-3,200円①+②]

患者負担 3,200円 ①+②

[(4,700点-<u>1,500点</u>)×1割]

レセプト記載例

| 1 | Į. | 果族 | 請 | 求 | 4,700 | Æ. | 泰決 定 | Ä | 一部負担金 | H |
|-----|--------|---------|---|---|-------|----|------|-----|-------|---|
| 9 0 | 発をつきする | 公費 ① | | | | ΔX | | ži. | 3,200 | P |
| f | t : | 公費 ② | | | | ΔX | | Æ. | | H |

★ 3日目の総点数 ※ 公費①の欄に、医療費助成分の患者一部負担額を記載する。

事例4 「精神通院医療 精神通院医療「21」及び「93」の場合」

実日数1日

総医療費 1,800点 精神医療分 1,200点

精神医療対象外分 600点

精神医療対象分(12,000円)

| ◆ 公費負担対象 90% — ◆ 70% — | | ← 10% − 月額上限あり |
|---------------------------|------------------|----------------------------------|
| 医療保険 8,400円 | 精神公費 2,400円 | 患者 1,200円 |
| 保険者負担 | 精神公費負担 法別番号21 | 動助成 法別番号93 |

精神医療対象外分(6,000円)

| 70% | 30% |
|-------------|------------------|
| 医療保険 4,200円 | 患者負担部分 1,800円 |
| 保険者負担 | |

[レセプト記載例]

| 市町村 | | | | |
|-----|----|-----|---------|--|
| | | | 601 5 | |
| 公費② | 93 | 1 3 | 300 7 | ◆ 社会保険、後期高齢者医療制度、国保紐 区市町村国保の公費番号 93132009 |

| | 保険 | 清 求 1,800 | ΔĽ | | 一部負担金額 | Н |
|-------|---------|----------------------------|---------|---|----------|--------|
| 療養の給付 | 公費 | 崇精神医療対象: 点数を記載 1,200 | 分の 点 | Ħ | ※精神医療対象分 | о Н |
| | 公費 ② | 3,255 | | | ., | ., |

※ 精神医療対象外分に@を適用する場合、社保併用の⑩助成額は別請求となる。

[計算式]

医療保険 12,600円 [1,800点×7割]

精神公費「21」 2,400円 [1,200点×9割-1,200点×7割]

億助成「93」 1,200円 [1,200点×1割] 患者負担 1,800円 [600点×3割]

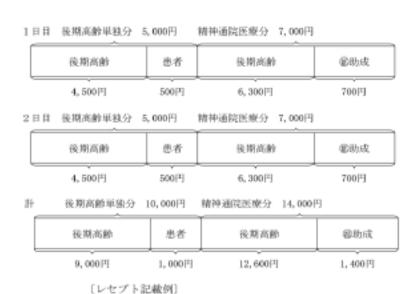
事例5 「精神通院医療 @後期高齢者医療と精神通院医療「21」の場合」

精神通院医療「21」は、後期高齢者医療(高齢受給者の場合は医療保険)を優先し、当該医療費の10%(ただし、 14,000円(平成29年8月1日以降)を限度とする。また、低所得 I・II の方は、8,000円を限度とする。)と精神通院医療 の上限額との差額について負担する。精神通院医療の上限額までの部分について「93」が助成する。また、精神通 院医療に係る医療とそれ以外の医療が同時に併せて行われる場合のそれ以外の医療については後期高齢者医療 における定率負担となる高齢者の医療の確保に関する法律に基づく一部負担金は、まず精神通院医療に係る医療 費について、次いで精神通院医療に係る医療費以外について生じるものとして取り扱う。

実日数2日(後期高齢者医療患者負担率1割負担の場合)

総医療費 2,400点 後期高齢単独分 1,000点 精神通院医療分 1,400点

| | 後期高齢単独分 | 精神通院医療分 | 「93」助成分 | 窓口徴収額 |
|-----|---------|---------|---------|-------|
| 1日目 | 5,000円 | 7,000円 | 700円 | 500円 |
| 2日目 | 5,000円 | 7,000円 | 700円 | 500円 |



| 市町村 | 3 9 | 13 | 000 | 0 |
|-----|-----|-----|-----|---|
| 公費① | 2 1 | 1.3 | 601 | 5 |
| 公費② | 93 | 1.3 | 300 | 7 |

| zbi | 保険 | 請 | 求 2,400 | Æ | 一部負担金額 | 円 |
|-------|---------|---|------------|---|--------|---|
| 療養の給付 | 公費 ① | | 1,400 | | 1,400 | |
| | 公費 ② | | | | | |

[計算式]

後期高齢 21,600円 [24,000円×9割]

@助成「93」 1,400円 (14,000円×1割) 患者負担 1,000円 (10,000円×1割)

| 区分 | 疾病名 | 対象者 |
|--|--|--|
| 難病等 (国疾病) 法別番号 51 | スモン プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植 によるクロイツフェルト・ヤコブ病 に限る) | 東京都の区域内に住所を有する者であって、一又は 二に掲げるもの。ただし、他の法令等による給付によ り自己負担を生じない者を除く。 |
| 難病等 (都疾病) 法別番号 83 | 悪性高血圧 母斑症 <u>(指定難病の結節性硬化症、</u> スタージ・ウェーバー症候群及びク <u>リッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。)</u> 古典的特発性好酸球増多症候群びまん性汎細気管支炎遺伝性 QT 延長症候群網膜脈絡膜萎縮症原発性骨髄線維症肝内結石症 | 一 疾病名の欄に掲げる疾病にり患している者であって、知事が別に定める基準を満たすもの、ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 (イ)母斑症のうち神経皮膚黒色症、ゴーリン症候群(基底細胞母斑症候群)及びフォン・ヒッペル・リンドウ病並びに特発性好酸球増多症候群のうち好酸球増加症、遺伝性 QT 延長症候群、骨髄線維症及び先天性血液凝固因子欠乏症等(第Ⅲ因子欠乏症等を除く)にり患している者であって、児童福祉法第 6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病及び同条第2項の規定に基づき当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める状態の程度(以下「小児慢性特定疾病 |
| 特殊医療 (先天性血液凝固因子欠乏 症等) 法別番号 51 | 先天性血液凝固因子欠乏症等(第I 因子欠乏症、第II因子欠乏症、第VI 因子欠乏症、第VII因子欠乏症、第VII 因子欠乏症、第IX因子欠乏症、第X 因子欠乏症、第XI因子欠乏症、第 XII因子欠乏症、第 XII因子欠乏症、第 就II因子欠乏症、第 证、フォン・ヴィルブランド病及び血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症をいう。) | 及び当該疾病に係る厚生労働大臣が定める状態の程度」という)に該当するもの(当該疾病に係る医療費助成の申請を行う者に限る) (ロ) 先天性血液凝固因子欠乏症等のうち第W回因子欠乏症等及び人工透析を必要とする腎不全にり患している者であって、特定疾病療養受療証の交付を受けていないもの又は小児慢性特定疾病及び当該疾病に係る厚生労働大臣が定める状態の程度(当該疾病に係る医療費助成の申請を行う者に限る) |
| 特殊医療 (人工透析) 法別番号 82 | 人工透析を必要とする腎不全 | 二 同一の月に受けた都単独疾病に係る医療につき 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例 (これによることができないとき、及びこれによ ることを適当としないときは知事が別に定める算 定方法)により算定した当該医療に要した費用の 額が 33,330 円を超えた月数が申請日の属する月 以前の12月以内に既に3月以上である者又はこれ に準ずるものとして知事が別に定める者(都単独 疾病に係る医療費助成の申請を行う者に限る。) |
| 難病等 (国疾病) 法別番号 51 | 劇症肝炎 重症急性膵炎 | 次の一及び二に掲げる者。ただし、他の法令等による 給付により自己負担を生じない者を除く。 一 東京都の区域内に住所を有する者 二 平成26年12月31日において疾病名の欄に掲げる疾病に係る医療費助成を受けていた者であって、 引き続き平成27年1月1日から当該疾病に係る医療 費助成受けている者(更新が続く限り対象) |
| 小児精神病 法別番号 82 | 精神障害で入院医療を要する疾病 及び精神障害に付随する軽易な傷 病 | 以下のいずれにも該当する者 (1) 現に左記の疾病に該当し、精神科病院又は病院の精神病床に入院をしている者 (2) 満18 歳未満の者 (3) 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている者。ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない者を除く。 (4) 満18 歳に達した時点で引き続き医療を受ける場合は満20歳未満とする。 (5) 認定期間内であっても退院と同時に医療券は失効する。 |

| 区分 | 疾病名 | 対象者 |
|------------------------|---|---|
| 被爆者の子に対する医療 法別番号 82 | (1) ~ (11) の障害を伴う疾病及び その続発症 (1) 造血機能障害 (2) 肝臓機能障害 (3) 細胞増殖機能障害 (4) 内分泌腺機能障害 (5) 脳血管障害 (6) 循環器機能障害 (7) 腎臓機能障害 (8) 水晶体混濁による視機能障害 (8) 水晶体混濁による視機能障害 (10) 運動器機能障害 (11) 潰瘍による消化器機能障害 (11) 潰瘍による消化器機能障害 ※医療券に認定疾病名が記載されている。 | 以下のいずれにも該当する者 (1)被爆者の実子であり健康診断受診票の交付を受けた者 (2)左記の障害を伴う疾病にかかり、6か月以上の医療を必要とする者。 (3)医療保険等各法により医療に関する給付を受けている者。ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない者を除く。 |
| 大気汚染関連疾病 法別番号 82 | (1) 気管支ぜん息 (2) 慢性気管支炎 (3) ぜん息性気管支炎 (4) 肺気しゅ (5) (1) ~ (4) の続発症 | 以下のいずれにも該当する者。 (1) 現に左記の疾病に該当する 18 歳未満の者(生年月日が平成9年4月1日以前の被認定者は更新のみ可能)。 (2) 東京都の区域内に引き続き1年(3歳に満たない乳幼児は6か月)以上住所を有する者。 (3) 医療保険等各法により医療に関する給付を受けている者。ただし、他の法令等による給付により自己負担を生じない者を除く。 (4) 喫煙していない者 |
| 妊娠高血圧症候群等 法別番号 87 | 妊娠により入院医療を必要とする 疾病及びその続発症 (1) 妊娠高血圧症候群及びその関 連疾患 (2) 糖尿病及び妊娠糖尿病 (3) 貧血 (4) 産科出血 (5) 心疾患 | 以下のいずれにも該当する者。 (1) 左記の疾病に該当する者。 (2) 前年分の総所得税額が 30,000 円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が 26 日以上の者。ただし、生活保護受給者、他の法令等による給付により自己負担を生じない者を除く。 |
| 結核一般医療 法別番号 93 | (1) 肺結核 (2) 肺外結核 ※比較的最近、結核に感染したと考 えられる方などで、発病の危険が高 い方(潜在性結核感染症)も含む | (1) 国の制度:左記の疾病に該当する者。 (2) 都の制度:次のいずれにも該当する者。 ①国の制度による患者票の交付を受けた者。 ②区市町村民税非課税者。ただし、区市町村国民健康 保険の被保険者、生活保護受給者及び療育給付受給 者を除く。 (注)区市町村国民健康保険の被保険者(住民税非課 税者等)は、国の制度の適用後の残り5%は保 険給付される。 |
| 精神通院医療 法別番号 93 | 精神障害及び当該精神障害に起因 して生じた病態に対して行われる 通院医療 | (1) 国の制度:左記の障害により通院医療を必要とする者 (2) 都の制度:次のいずれにも該当する者 ①国の制度による医療受給証の交付を受けた者 ②区市町村民税非課税者。ただし、他の法令等による 給付により自己負担を生じないもの及び区市町村国 民健康保険の被保険者を除く。 (注)区市町村国民健康保険の被保険者(住民税非課税者等)は、国の制度の適用後の自己負担分は 保険給付される。 |
| B型・C型ウイルス肝炎 法別番号 38 | B型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎に対して行われるインターフェロン治療を要する場合の当該疾病、C型ウイルス肝炎に対して行 | 以下のいずれにも該当する者 (1) 東京都の区域内に住所を有する者 (2) 左記の疾病に該当する者 (3) 医療保険各法により医療に関する給付を受けて |

| 区分 | 疾病名 | 対象者 |
|--|---|---|
| | われるインターフェロンフリー治療を要する場合の当該疾病及びB型ウイルス肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療を要する場合の当該疾病 | いる者。ただし、他の法令等による給付により 自己負担を生じない者を除く。 |
| B型肝炎ウイルス若しくは C型肝炎ウイルスによる肝 がん又は重度肝硬変 法別番号 38 | B型肝炎ウイルス若しくはC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度 肝硬変に対して行われる入院治療 及び肝がん通院医療(「分子標的薬 を用いた化学療法」、「肝動注化学療 法」又は「粒子線治療」による通院 治療に限る。) | 以下のいずれにも該当する者 (1) 東京都内に住所がある者 (2) B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断され入院医療を受けている者又はB型・C型肝炎ウイルスによる肝がんと診断され外来医療を受けている者 (3) 年収が概ね370万円未満の者(ただし、生活保護受給者は除く。) (4) 保健医療機関における「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」又は「肝がん外来関係医療」の自己負担額が高額療養費算定基準を超えた月が、申請月の前の11か月以内に2か月以上ある者 (5) 肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している者 |

9. 現金給付(償還払い)

(1) 医療費

御医療費の受給者が、認定の申請中等で御医療券を医療機関の窓口に提示できないときは、医療保険単独の扱いとなるので自己負担分を窓口で徴収する。患者は、医療機関の窓口で支払った金額について、東京都福祉局に支給申請を行い、御医療費の償還を受ける。

申請に必要な書類

「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」(P. 231 参照)

※「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」内の医療機関等証明欄は、医療機関で記入する。医療機関は、患者に御医療券の提示を求め、有効期間及び認定疾病・病名を確認し、レセプトの点数のうち 御医療費分について記載する。 なお、領収書だけでは、診療内容が確認できないので、医療機関等証明欄により、 御医療費助成対象の医療費であることを証明する必要がある。

・本人払い(償還払い)(現金給付扱い)

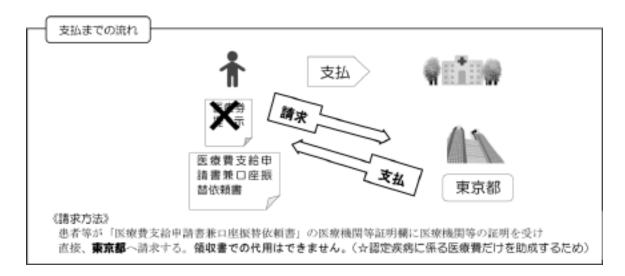
次の理由により、患者が医療機関等の窓口で支払った認定疾病に対する医療費は、患者本人等が東京都へ所定の申請 書で申請することにより、返還を受けることができます。

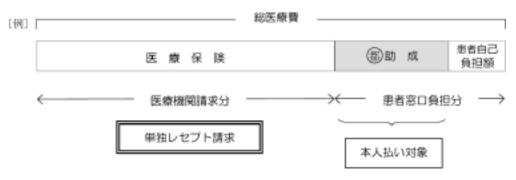
申請書を東京都が受理してから支払いまでには、概ね2か月、事例によっては3か月の期間を要します。

- ア 御 医療券等に記載された有効期間の開始日から 御 医療券等が交付されるまでの間に支払った医療費
- イ 東京都と契約していない医療機関等で支払った医療費
- ウ 健康保険の変更等により月額自己負担限度額が減額された 御 医療券等の交付を受けた者が、届出等から減額後の 御 医療券等が交付されるまでの間に、減額前の 御 医療券等により患者一部負担金として支払った医療費

【本人払いの請求方法等】

- 〇患者は、『医療費支給申請書兼口座振替依頼書』の**医療機関等証明欄に医療機関等の証明を受け**、直接東京都へ請求 します。領収書添付の必要はありません。
- ○医療費の請求は、認定された疾病のみに対する医療費助成のため、上記ウを除いて領収書では受け付けていません。 (上記ウにおいても、領収書で受け付けられるのは、領収額が月額自己負担限度額と同額であるか、医療券等を使用したことが明記されているものに限ります。)
- ○公費負担者番号が「54」「83」「52」又は「38」の(都)医療券等をお持ちの方において、還付請求する月と同一月で「自 已負担上限額管理票」を使用して医療費を支払った場合は、その管理票の写しも添付するようお願いしています(た だし、「38136024 (肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)」は除く。)。





【「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」医療機関等証明欄の記入に際しての留意点】

- ○証明の際には、必ず 個 医療券等の提示を受け、東京都から医療費助成が受けられることを確認してください。
- ○有効期間外であるものは証明しないでください。

<u>また、医療機関の受領金額が医療券に記載されている月額自己負担限度額を超えない場合は、患者など申請者の求</u>めに応じ、証明をしてください。

公費負担者番号「54」「83」「52」又は「38」の患者負担額は、ひと月ごとに自己負担額を管理するため、ひとつの医療機関での支払いが月額自己負担限度額内であったとしても、他の医療機関での支払いを合算した場合に月額自己負担限度額を超え、本人払い(償還払い)が生じる場合があります。

- ○証明の際は、「医療機関等コード」及び記入担当者の氏名と所属も必ず記入してください。
- ○都の助成額を既に公費併用レセプトにより請求したものの証明はしないでください。
- ○医療機関が証明した金額のうち、東京都は高額療養費相当額を控除して支払います。従って、申請書の証明金額の 全額が支払われない場合もあります。高額療養費相当額は、患者本人が加入している保険者に請求する必要があり ます。
- ○特定疾病療養受療証について

人工透析を必要とする腎不全(負担者番号:82138009)又は先天性血液凝固因子欠乏症等(負担者番号:51137016)のうち病名が「第8因子欠乏症」、「第9因子欠乏症」又は「血友病等」の方は、制度上「特定疾病療養受療証」の取得及び提示が前提となっているため、自己負担限度額が1万円の方は医療機関等証明欄の限度額認定証の提示欄に「長1」と、同2万円の方は「長2」と記載してください。

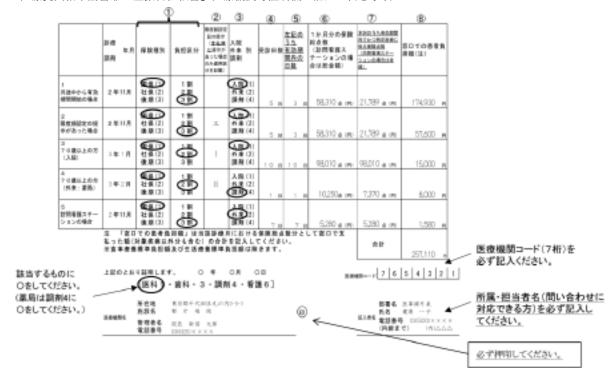
人工透析により特定疾病療養受療証をお持ちの方で、上位所得者の自己負担限度額は2万円ですが、負担者番号が82138009の医療券の助成の上限は1万円(差額の1万円は、他の公費で助成される場合を除いて患者負担)となります。

○限度額適用認定証について

医療機関での支払いの際に、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証が提示されていた場合は、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の区分に記載の記号を、医療機関等証明欄の限度額認定証の提示欄に記載してください。

なお、この申請書の問い合わせは東京都福祉局生活福祉部医療助成課医療給付担当 (12.03-5320-4454) までお願いします。

★「医療費支給申請書兼口座振替依頼書」医療機関等証明欄の記入の留意事項について



【留意点】レセプト単位で記入してください。記入例①から⑧は以下のとおりお願いします。

- ① 「保険種別」・「負担区分」は受診時の主保険の情報に○をしてください。
- ② 「限度額認定証の提示」は<u>支払時に提示があった場合のみ</u>、適用区分を記入してください。 (窓口での患者負担額の根拠として確認させていただきます。証明記入時の受給者証の区分とは一致しない場合がある ため、不明な場合は記入しないでください。)
- ③ 入院、外来、調剤のいずれかに○をしてください。薬局は外来ではなく「調剤」を選択してください。
- ④ 「受診日数」は受給者証等の有効期間にかかわらず、月の診療日数(レセプトの日数)を記入してください。 ※ 薬局では処方せんの受付回数を記入してください。
- ⑤ 「左記のうち有効期間内の日数」は④受診日数のうち、受給者証の有効期間内の日数を記入してください。
 - ※ 薬局では処方せんの受付回数を記入してください。
- ⑥ 「1か月分の保険総点数」は当該月の保険総点数※(レセプトの点数)を記入してください。
 - ※ 訪問看護ステーションの場合は、当該月の療養費(円)を記入してください。
- ⑦ 「左記のうち有効期間内でかつ特定医療に係る保険点数」は受給者証の<u>有効期間内でかつ認定疾病にかかる点数</u>を記入 してください。
 - ※ 訪問看護ステーションの場合は、認定疾病のみに係る療養費(円)を記載してください。
- ⑧ 「窓口での患者負担額」は、⑥で記載の1か月の保険点数に対応する窓口領収額を記入してください。
 - ※ 助成額は⑦の点数から高額療養費等を考慮して都が再計算するため、⑧の金額とは必ずしも一致しません。

(2) 介護給付費

介護給付費の利用者負担額を助成する。

申請に必要な書類

「介護給付費支給申請書兼口座振替依頼書」(P. 232 参照)

※ 介護給付費利用者負担額証明欄は、サービス事業者等で記入する。

・用紙の配付

各区市町村の担当窓口で配布しており、用紙をコピーして使用することも可能。東京都福祉局では公式ホームページに掲載しており、ダウンロードが可能となっている。

「医療費支給申請書兼口座振替依頼書 (難病用)」

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/tukaikata/s_nanbyo.html

「医療費支給申請書兼口座振替依頼書 (小児慢性特定疾病)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/tukaikata/s_5452.html

「医療費支給申請書兼口座振替依頼書(38・82・87用)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/tukaikata/s_maruto8287.html

「介護給付費支給申請書兼口座振替依頼書」

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/tukaikata/s_kaigo.html

以下の用紙は、各区市町村の担当窓口での配布はないが、前記用紙と同様に公式ホームページにて掲載しており、ダウンロードが可能となっている。

「医療費支給申請書兼口座振替依頼書 (難病 (国疾病)、特殊医療)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/tukaikata/s_jusyo.html

「医療費支給申請書兼口座振替依頼書(難病/生活保護受給者用)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/tukaikata/s_nanbyo_seiho.html

「医療費支給申請書兼口座振替依頼書(肝がん・重度肝硬変用)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/tukaikata/s_kangan.html

【請求先】

東京都福祉局生活福祉部医療助成課

郵便番号 163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03 (5320) 4454

10. Q&A

- Q1) 訪問看護や訪問診療の際、出先で毎回金額を請求することができないが、どのように請求したらよいのか。
- A1) 訪問診療や訪問看護を実施した月の月末の日付で、月の診療又は訪問看護費用を記載し、請求することが可能。 その際、すでに自己負担上限月額まで達していた場合は、上限額を超える分は全て公費に請求することとなり、 達していない分については、本人への請求となる。
- Q2) Q1の請求を口座引き落としで行っている場合、徴収印は、口座の引き落としを確認してからにしたい。実際にいつの段階で押せばいいのか。診療・訪問した月から1か月又は2か月は遅れてしまうことが考えられる。自己負担上限額管理票を預かってもよいか。
- A 2) 自己負担上限額管理票を一つの事業所が預かってしまうと、患者の方が他の医療機関で受診する際に問題となる可能性がある。そのため、あらかじめ患者に関わる医療機関が分かっている場合に、事前に関係機関との協議により、毎月、自己負担上限額を超えることが経験上分かっている医療機関があれば、その機関のみが自己負担上限額管理票に記載し患者の方からの徴収を行うこととし、その他の機関は始めから公費請求を行うこととするなどといった取り決めをしておくことも考えられる。
- Q3) 介護保険では、1円単位で請求が出てくるが、自己負担上限額管理票にはどのように記載したらよいのか。
- A3) 本人に対する請求を1円単位で行った後、自己負担上限額管理票には、10円未満を四捨五入した金額を記載することとされている。
- Q4) 自己負担上限額に達している等、患者の自己負担が生じない場合も、自己負担上限額管理票に記載する必要があるか。
- A 4) 自己負担上限額管理票に総医療費の記載が必要であるのは、①高額かつ長期に渡り医療費が必要となる方に対して 今後の医療費助成における自己負担上限月額が軽減される根拠となる可能性があることと、②軽症かつ高額の医療 費を要することを持って医療費助成の対象となることを証明する根拠となる可能性があることの、二つの理由から である。そのため、患者自己負担額の有無にかかわらず、原則として記入することが望ましい。
 - ①「高額かつ長期」の基準

認定を受けた後の一月の医療費総額(認定を受けた難病に係る 10 割分)が高額(5万円超)である月が 6回以上ある場合

- → 患者の方の区市町村民税の課税額等に応じ、自己負担上限月額が下がる場合がある。
- ②「軽症かつ高額」の基準
 - 一月の医療費総額(認定に関する難病に係る10割分)が高額(33,330円超)である月が3回以上ある場合
 - → 軽快・重症化を繰り返す疾病にり患しているなど更新時に軽快し認定の基準である重症度分類を満たさない 場合であっても認定となる。
- Q5) 病院・診療所が処方箋を前月の終わりに発行し、その月を超えて保険薬局に処方箋が持ち込まれた場合、自己負担上 限額管理票はいつの月に記載すればよいか。
- A5) レセプト請求の月と同じように実際に診察・処方や調剤を行った月に記載してする。具体的には、病院・診療所は、 処方箋を発行した月に、保険薬局は、調剤を行った月に記載する。
- Q6) 54の受給者証を提示されたが、自己負担上限額管理票を持ってこなかった患者に対し、どのように取り扱えばよいか。
- A 6) 患者一部負担割合が3割の方については、医療費総額の2割の額又は受給者証に記載された負担上限月額のうちの低い方の額を領収する。払いすぎた分については、後日、患者から直接東京都福祉局に超過分を請求することになる
- Q7) 83のマル都医療券(難病・都疾病)だけでなく、80のマル障を持っている患者が受診しているが、80のマル障のみ適用してよいか。
- A7) 83のマル都医療券(難病・都疾病)と80のマル障の併用がある場合、優先順位としては、第一公費を83のマル 都医療券(難病・都疾病)、第二公費を80のマル障とする。
 - 【参考】一部負担金の徴収方法(難病(都疾病)83 とマル障課税者80136***・マル親課税者81136***)

難病(都疾病)で一部負担額が発生する場合に、一部負担額から医療費総額の1割(ただし、当該受診の難病(都疾病)の自己負担額まで)を控除した額をマル障・マル親に請求する。

- 【事例】難病(都疾病) 83136010 70歳未満の者(患者負担3割の場合)
 - ○自己負担上限額:低所得Ⅱ(5,000円)
 - ○一般の健康保険加入者(窓口負担3割 → 2割)
 - ○マル障・マル親の自己負担額:1割

難病(都疾病)の一部負担額をマル障・マル親が助成する。ただし、医療費総額の1割(当該受診の際の難病(都疾病)の自己負担額まで)は自己負担となる。

| | 医療費 | 医療 | 保険 | 難病(者 | 8疾病) | マ | ル障(課税) | ・マル親(課税) |
|------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 診療日 | 総額 | 保険給付 | 一部負担 | 助成 | 一部負担 | 助成 | 一部負担 | 考え方 |
| 1日目 | 22,000 | 15, 400 | 6, 600 | 2, 200 | 4, 400 | 2, 200 | 2, 200 | 1割負担 |
| 2 日目 | 10,000 | 7,000 | 3,000 | 2, 400 | 600 | 0 | 600 | 1割のうち難病上限まで |
| 3 日目 | 20,000 | 14,000 | 6,000 | 6,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 4 日目 | 50,000 | 35,000 | 15,000 | 15,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 102,000 | 71, 400 | 30,600 | 25,600 | 5,000 | 2, 200 | 2,800 | |

難病(都疾病)の自己負担上限額管理票にはこの金額を 記載

実際の窓口徴収額

その他、難病医療費助成制度に関する情報については、東京都福祉局のホームページ「難病ポータルサイト」に掲載されている。

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/index.html

| 第1 | 8号様式 | (第7条 | 関係) | | (表 | E) | | | | |
|----|---------------|-------------|--------------|------------|-----|-----|----|----|---|-------------|
| | | (| M) | - | N. | 报 | ħ | | | |
| Ш | 負担者 | 番号 | | | | | | | | |
| Ш | 受給者 | 番号 | | | | | | | | \boxtimes |
| Ш | 対 (| 106 | | | | | | | | |
| Ш | L | 氏名 | | | | | | | | |
| Ш | 者金 | 年月日 | | | | | | | | |
| | 明名 | 2 | | | | | | | | = |
| | 41.068 | | | | | | | | | |
| | 月額自己 限度額 | 9.70 | | | | | | | | |
| Ш | | 80 80 | 呼吸 | | 2.8 | П | 18 | 報収 | П | \leq |
| Ш | その | 他 | | | | | | | | |
| Ш | 上記の | とおり | 決定し | ます | | | | | | |
| | | | 東京都 | Ser# | | | [| Ħ | | |
| | この医療 競術 (各 | 東野は 医疾病: | . 改の : 白: | 60. (0. | こ利) | 用する | | | | |

| | | 89 mc | 負担限皮膜1 | 12系 | |
|-----|---------------|--------------------------|-------------------|----------------------|-----|
| 雅 | | | 受給者 量号 | | |
| | | 社会与自 | 上級月額 | | _ |
| 田仲 | (株定) 医療機構名 | 施療費 含価サービド政 範値に検索を | · 職職食物料 類組食物料料 | の記載器の 見機器 (表現) | •0 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | Г |
| | | | | | Т |
| | | | | | |
| | | | | | Т |
| 上記の | とおり自己負担上 | 日月日にましまし 五月日 | | | 135 |
| an | | 2.93 | 1,64 | | #E |

| я | 2020 | 94 | | | | | | | |
|------|--------|------|-----------------|-----|--------|---------------|--------------|--------|--------------|
| ý | th did | \$9 | | | | | | | > |
| 홨 | 住 | si | | | | | | | |
| R | JS, | 8 | | | | | | | |
| ä | 独尔 | ЯΟ | | | | | | | |
| 何名 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| Ħ | 助展 | i nc | L 24 TH | - | un-oc- | | | 1.00 | |
| _ | 効果 | | | | | て気管保証 内積金額 | 186. 1 | L人保養高年 | F 9 18 |
| 20 | | | | | | | 18A. 1 | 1人保養率 | 9 4 4 |
| 対理定年 | | | | | | | 18A. 1 | 人供養組 | 9 4 4 |
| おおおお | 农内 | * | | の自己 | ORR | | 有各病、才 | 1人保養率円 | 9-9 18 |
| 部定条件 | 农内 | * | ь, е | の自己 | ORR | | 18.A. 1 | 人仿佛实行 | F 9# |

この長春春は、次の疾病に使用する。 羅病(非者負担なし):もも色

| | (第7条例 | MI. | (表) | | |
|--------|-------|-------|-----|---|-----------|
| | 翻 | BE | N | 8 | |
| 負担者 | 潜步 | | | | \Box |
| 受給者 | 操作 | | | | $ \times$ |
| 27 (0: | 799 | | | | |
| 80 E | 3. | | | | _ |
| 者生生 | _ | | | | |
| 18 | | | | | |
| 46 | | | | | |
| 4/388 | 750 | | | | |
| 助成内容等 | | | | | |
| 上記の | とおり後 | 定します。 | | | |
| | 1 | 化京都为 | * | 印 | |

| | | 都 医 療 券 (本人共在有り) |
|------|------|---------------------------|
| Ħ | 乳器番号 | 1 |
| 类 | 给养者号 | |
| Эŧ | 佐 粉 | |
| * | 5. 8 | |
| ŧ | 生年月日 | ' |
| 屬名 | | |
| n | 物期间 | |
| | | 上和理解政府について政権保険各位、東人保保証等を通 |
| 82 | 成内容 | し、その自己負別相当業の一部 |
| 粉泥涂件 | 政門審 | C. COUCLEMONINGO-IS |
| 器定单件 | | り決定します。 |

この反應等は、次の疾病に使用する。 B面又はC型ウイルス肝炎(腰敷): ラベンダー

| | | | (事務者・凡活飲養標準負別額のろ本人負担) |
|-----|-----|------|--|
| n | 用名言 | 19 | |
| 2 | 松岩區 | 砂 | |
| Ŋ | 佳 | Ħ | |
| * | ß; | 8 | |
| à | 生年 | Яп | ' |
| 崩名 | | | |
| Ð | 쐈찌 | Ħ | |
| 殿 | 成内 | Ħ | 上記画定成所について同意回路を使、他人発音主等を選ぶし、J 時の食事要費・生活を登信等月初期を除いた自己会は明白等会が |
| | | | |
| æ | | | |
| 库 | | | |
| | | | |
| 定条件 | n. | Link | り決定します。 |

この医療療は、数の疾病に使用する。 各型又はC型ケイルス計奏(非額報):や主ぶき

| E391 | | | |
|------|--|--|--|
| | | | |

181

| - | HERRIN | (食事收集-1 | 7 | STATE OF STA | 100 | | | |
|------|---------------------------------------|---|----------------------------------|--|--------------------------|---|--|--|
| | | | _ | _ | _ | 1 | | |
| - 5 | 的存货计 | | | | | × | | |
| 17 0 | αк | | | | | | | |
| r | 0.6 | | | | | 4114 | | |
| | 5950 | | | | | | | |
| N | 依明古香り | | | 維持代別 | | | | |
| ij | 100 | | | 6.0 | | | | |
| | 0.000 | | | | | | | |
| n | CARTE | 水、水中酸4种 | 現場は食の | | 方別等の条件 | 機関は行きなります にを実施し、他回車 行をなります。 | | |
| | maya | 物度条件を構たした場合に関う、サテル・車度計画を実施が他の参照 のうちまり目の等の乗車とついて、自己会計画を全額的条件を | | | | | | |
| 2000 | 計構定人配 卓郵保養數 也) 正月(3) 区積工(1形) | 関係区度 スリヤ 夏之私申請と成 内に、保険を申 | がら布別 走るもの 糖期又仕様 類 (自己有) | 日新的家(同一 に取る。)ロー 映画相におい 日報に共調報 | の保護者に も、当該医療 で数点ない | われた辞がん。報 いける自立良理器 能が行われて見ね。 電池計画主人応期 幹額と明えらもの | | |

家京都和市

(日本度養殖根(用(番)

(金銭を含む)の(銀りの)第

| | | | H | | | Ď. | | |
|--------------|---|--|---|---|-----------------------------------|--|--------------------------------------|---|
| | | orn. | errer | 1997 E.E.E | ** | 350 | | |
| | | | 183 | DHEE | 1 | | | |
| 1 | 1.杯字音号 | | 1000 | | | | | |
| 3 | SHT#9 | | | | | | | X |
| 11 10 | (E m) | | | | | | | |
| r | n. 6 | | | | | | | |
| | 144.0 | | | | | | | |
| N | NMART | | | WHICH | + | | | |
| 48 | 86,16 | | | 44 | | | | |
| | 4 9/48 | | | | | | | |
| 0.2.6.9.7.86 | | 000 000 00 000 00 000 | 事業のに数 中央別に市 の一の数形式 | 計画を出席 保険者ごう ちゃる人場合 ロマーの名称 日ウェンによ | 10.1 Borri 8 (18 0.8GE | が円 で供料機 物が決略 機能が上 | # 1 XVIII # 14804 8 Will Act | 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| _ | M. Michigan | Bek hitte | | ncille, fiz | | | Mindred Co. of | |
| | M-KOY N | 50.0000 50.0000 | 9086525 | は日本、新た みて、自己を ORMのほう | CHINA | M44-09 | | sismes |
| 29/23 | 同一点针点 衍建定人后 点面服务员 の12月点 医療工业科 | 50.0000 50.0000 | 毎の管理と を生を担合する を与機能で 対けんみる 組えるもの 機機能とは 20年(日に) | タイプ、自己を の機関は7年 位置を事務は 関係区域 5年 七型 5、1年 保険を同じま の単数 2 日本 | 利用を 対象表 に一の単 につる。 はです | MPR への 上に13 開で付け 新者にお 当該お車 がん・素 | 利となら れた利は ける自己 総合われ 使用機関 | (人・家地 (人・家地 (人)(の日 (人)(の日 |
| 44 | 同一点针点 衍建定人后 点面服务员 の12月点 医療工业科 | 即及条件を 1.3 月日日 治療研究院 ル・収度計画 階級対象 又は 夏田 弘 学園 が 内に、収納日 ジスク・選問 になる。メルター になる。メルター になる。 にな。 になる。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 になる。 にな。 にな。 に、 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 になる。 にな | 毎の管理と を生を担合する を与機能で 対けんみる 組えるもの 機機能とは 20年(日に) | タイプ、自己を の機関は7年 位置を事務は 関係区域 5年 七型 5、1年 保険を同じま の単数 2 日本 | 利用を 対象表 に一の単 につる。 はです | MPR への 上に13 開で付け 新者にお 当該お車 がん・素 | 利となら れた利は ける自己 総合われ 使用機関 | (人・事件 (人・事件 (人)(人)(日 (人)(日)(日) |

(日本年末原発(円(書)

| | ਿ 医 療 券 |
|------|---|
| | (会事般無標準負担終のみ本人集選) |
| _ | 型者番号 松香香号 |
| Г | 住所 |
| 対象者 | f. :8 |
| | 生年月日 |
| 病名 | |
| 14 | 炒料間 |
| 助 | 成内容 上記数定数與二項、工匠數學特別數定過程。人與時代數 專稿數理數是數學數以上自己與數學與數學數 |
| 認定条件 | |
| Ŧ | 足のとおがみまします。 |
| * | * * * * • |

この医療等は、大の疾病に便用する。 妊娠高血圧症候等等:ウリーム会 小児療神病:ウリーム色

| | (食事等 | |
|-----|-------|---|
| ΙE | 負担者書 | 号 8 2 1 3 7 |
| H | 受給者會 | 9 |
| 2 | 在兩 | |
| 1 | 压名 | |
| ١L | 94971 | |
| 100 | | |
| 1 | 効期間 | |
| 1 | 战内容 | 上記載立向的について、英素保険を集を進用し、その自己会 投載(人政時の支事業費・生活業業様等会投稿を除く。) |
| その報 | | |
| - | 上記の | おり決定します。 年 月 日 |
| | | 那定権者名 公司 |

この医療挙は、次の偿病に使用する。 大気汚染関連疾病:みどり色

BUSHIC

(A) (B)

| 10001 | | | 8. | . 11 | 1 | 3 | 700 | | |
|-------|--------------|--------|--------------------|------|-----|-----|--------|------------------|-------------------|
| | | | | | | | | | \geq |
| | EM | | | | | | | | |
| 1000 | r.e. | | | | | | | | |
| | 3970 | | | | | | | | |
| ŧ | | | | | | | | | |
| • | SHE | | | | | | | | |
| | INCAH BUR | 6,00 | 9E9 | | | | | | |
| | idna. | 0.81 | 建設板 雑 1人 も月朝 | 和内区 | つ食事 | 家海- | 111510 | L-C-ULT RHTTO | L. enno 所屬を除く。 |
| | ime). | M 9.88 | ei.s | ÷, | | | | | |
| | | 4 | 78 | - | 11 | | | | |
| | | | | | | | | | |

・の政務条は、水の新興に使用する。(平成20年4月1日から) 1気の開放連絡時、もち色

第23号様式 (第7条国保)

| | | | 180 | | |
|----------|-------------|-------|------|----|---|
| | @ | PE | 101 | 20 | |
| | | (本人 | 典权有等 |) | |
| 9.5 | COMP. | | | | |
| 9.0 | 数性素のは | | | | |
| 93 | 经基件号 | | | | - |
| 의 호 | 住所 | | | | |
| 市 | 戊名 | | | | |
| | 全年月日 | | | | |
| 有 | | | | | |
| * | (2)(R)(R) | | | | |
| 月報 開格 | 有已负担 例 | | | | В |
| 8246 | | | | | |
| E | 記りとおり決 | 定します。 | | | |
| | | 東京各知 | Jt. | P | |

大きさ 【縦 137ミリメートが 【機 89ミリメートか】

| | ® |) 医 # 非 | |
|----|----------|---|---|
| | (全事原基 | ・ 外俗被養標準負折額のみ水人負担) | |
| ΙŒ | ①伊森斯特 | i i l | |
| ΙŒ | 会技術報等等 | | |
| ۱L | 気能者番号 | | 1 |
| Ш | n n e | | |
| Ш | # R S | | |
| ΙL | 生年月 日 | | |
| 1 | e 6 | | |
| П | 有效期間 | | 7 |
| | 表成与非 | 上の前定成長につかて国境各時各体等を認可し、入時時の食事 家養・生活需要標準負担機を除いた自己負担和当期を類 | |
| | 更変条件 | | |
| | 上記のとおり終 | 定します。 | |
| | | # # # X # X # | |

大きさ [解 13743メートル 使 あり15メートル

| RANGE TO BE A | 製造を提出の1、水準に対象を | のも高楽教や他の角線と重要を観えて変もった影響業を選挙するため は並み他である。 人。 あってもある。 | 123 | 8 222 | CAMPAGE TAX LUM CAMPAGE TO SEC | ##135 E. | DEBURET. | BEAR NAME OF THE OWNER, | | 24.10 | _ |
|--|---|--|------------------------------|-----------------------------------|---|---|-------------------------------------|--|-----------------------|---------------------|----------|
| 日間市口は海海間 日間市の下は、末日 日使力の定力の日 | におり物の様々を、注意要象 のできた人、生物機関等で言う から5条製は中国か可能です。 ・概念予定日本報送でおおりまし、 | 1/12かかる予報的は最近を確認って、 企会がたちので、工能を支援機関。工化がは、 ます、 個名のまでとへまた目標里かかります。 | ** ** | *3040 | AMOR II | 1000000 | * ***** ***** ******* ******* | AND THE REAL PROPERTY. | BUILDINGS B. | 取り下の事を を | 1000 |
| 曹权这件先] | | 新疆之一名一1 新國東東東東京都經濟。 東京 (1550) 464 | | 8810 6810 680 | iii | 人級 内容 開発 | | | | | |
| U B : | 13 | 5M584 | | 84.0 98.0 98.0 | : | A Res | 1 | 1 | 100 | | |
| I i | 80 0384 | | ** | 84.0 66.0 88.0 | : | 雄 | | | | | |
| 2 4704 | #19 15-08-0-138-0-1-138-0-1-1 | 日産者で (TB) (TB) (TB) | * * | 88.0 88.0 88.0 | # | 22 | | | | | |
| 8 | 388 B | 長橋人 選挙 | | 88.0 88.0 88.0 | 4 | 雄 | 6 | | 4.0 | Π. | |
| 10年後間等位 単次。 15、京中法に関い 52年月前します。 | 17、世界教育: 16日本東京 17、東京東州直接県民会区が日本 17、東京東州直接県民会区が日本 17、東京東州直接県民会区が日本 17、東京東州直接県民会区が日本 17、東京東州直接県民会区が日本 17、東京東州 17 東京東州 17 東京 17 東 17 東 17 東 17 東 17 東 17 東 1 | (株計にます、金額機能が発化し、120万円(株)を分配していたが、 機関等へ終金に、保証を立いる多数関係が非常禁にも経済を行成され | 1 4.4 | 100 E | 3 | 12 | 1 | | | | |
| MANUFACTURE OF THE PERSON OF T |) | BET - : | 14144 | 1001.00 | 516553 | | y. | riosconiai n | 27 | | L |
| on Name i was 20 | : MR 46 46 : | 56 966/466 () | E0001 | 222 222 2222 | - 1000 - 1 | | 1 | b | 8384 | 684 84 8581 | |
| DA (上記録ARC#C) (上記録A-元記録4) (7日の前9、古報-1 | E E E | ** | 0 / 1 (a) 0 / 4 0 / 8 | 行の機能 フトの 間 開発すると | MARIAN ME, AND | 198 A | Orto Hadi Orbitalia Maria | 間に見ます。 自は表示を含み付 ます。 してくせきい。 points (points) | | | citizes, |
| | | 大の個人が企業です。(時人の主義団をお願みくだれた。) 更一任一枚 NOMERO 10世代の関係を受けます。 | 2 (A) #809 01-1 080 | の25年日 明点数 5日 プトの 1日 日本日本 | 機関内では 入してくり 第1 の動作 | PORTER: | SARAMAN SARAMAN SARAMAN | 第七八年 年代 | arts ander Departu | SSCACHES | taus |
| | | 年 月 日 (後日本/東京大月市4条人) | 0 77 | 12000 11000 | 日本書もで | BERTE. | 関係を使ってき と簡単数の3で | (野している場合 一で申請できまり | f2 s | 10日入川会長8 日本中日してく | |
| 308H# | 御事人! | | | | | | | 1000 | | | 10000 |

| | ・日本は、初年を日の工具を乗り扱いでしましてもある。 マア・日本マルを連載されていると、日本のの単さないと | 春依頼書(中央保証外定会会) 日本の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本 | | | | * * | 国 等 | | 1.000 | 日本の別入] | |
|---|---|---|---|--|--|--|--|---|--|--|------|
| 5891 | です。他のする保護的ないと呼ば、自然の必要はありた は最初の保護者・主要を関するでも移入(10分)。 1部等に影響を経済を使用のよった際に指導を使けて(10) | MA: | , per (2) | A GUIDA | 1000 | W120.1 | L-0-0-8 | CRETERIOR | HALL D | 24.00 | |
| 101 | □京都職職をこれご他の意子・「日本業件にあるのでは、本日の中ですが、日本職事をご見がません。 ○日本の日本の公司をおりません。 | (中報的工能信用集件です。) (のも、予測家で構造して対抗な)。 | 4104 2 | 100 10 | 4100 | | | Latinopp | | | 1000 |
| E0.24 | 等1、天然報·但之予全日本報表であ行らせ、中中、1部 | 2のまで2~3か月程里かか5手で。 | ** +1 ES | 989 3 | [3 | Sept. | 3 1000 | A THE REAL PROPERTY. | - 300 min | \$1000 E | 1000 |
| ** | (这什么) 至155-初的 新建区西斯疆之 | - 2 - 1 他成課 Y 心影极高 - 電報 ED NOSE AND | 2.5 | | - | | | | 1.0000000 | 00 (0.4) | Sec. |
| t#ID | からは、必ず能入してください。 | - 1 | * * 2 | OI. | | 149 | 6 | N HATTON ON | 4.0 | | |
| 2.5 | | 66784 | | - | - | | 100 | | 4 3 = | - | |
| - | | | * * * | 8 | H | 1 100 | | T BEST OF ST | | | |
| ۽ ا، | 100 | ADDIT THE THE THE | * * 2 | 10 | # | 100 | | coordi | | | |
| ш | N COLUMN TORSALITATE LINE GUARAN | 日産業号 [TNI] | - | 100 | - 10 | - | | 1 1 2 | | | |
| 1 | 8 28 X | Dig 248+ | * * 2 | 100 | : | = | 2 | e announce | | | |
| ŀ | | 名義人 漢字 | 4 4 2 | 5 | 1 | 2 | 23 | · · · · · | D 100 | | |
| #5. # 5#63 | RELEY. | ・ 支援額は出来が、上記を口吹し掛け込んでくない。 ・ 数数を含む信息機能等で減る扱い、加速等能を提供する | 7.1 2 | | : | 2 | 13 | consci | 100 | 2 | |
| 080 | UE R | (中級名: ASBRELASETATICAS CHISARTY) | 185-1 010-0 | BALL TIT | FREE, | | | accidates and a | | | |
| | | | | 11186 | 1017,746 | reary) | DIFF. | BERTHART, MIC | F | | |
| | * - 1 | 08 1 - 1 | | | | | | | | | |
| 107 | | 08 71 1 | ARMADINARIA | | * No - 88 | | in the last | | E488 | ш | Ш |
| 10. | * - 1 | | 400-201 ESI 160 167 | K 1 - 181 | | | | | 271 | <u></u> | |
| 100 T | * - 1 | n.s. | ARTON CATE BERT | K 1 - 181 | | | tel | | 227 | | |
| 14. 147.1 15. | * - 1 | RA RESCHER | ###################################### | 2414000 | EMIL O | eretary | 0 Boseven | NUMBER OF STREET | e en | | |
| が、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 市 - 1 ましては 中年) 中 日 日 またと思えなり、田内田田マナル中の北京正成会 中 - 日本日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本 | RR SENSEMBER :) RES COMMENT : STATE STATE | ADD-COVERNO 1999 1999 1999 1999 1999 1999 1999 19 | THE STATE | ERHO | COLUMN TO SERVICE SERV | BOSEVIEW | N-LEF.I | METALLY | Cesers. | |
| (日) | を 一 ! # ** # * # * # # # # # # # # # # # # | RA SERVICES :) | ADM-COVERN | THE TOTAL OF THE | EMPLY SERVICES OF THE SERVICES | CONTROL OF THE CONTRO | BOCKFARIA | にもます。[はないまらな場合 す。 のおの意味である。 | MARTINE DALLS | (Mars. | |
| の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 市 - 1 ましては 中年) 中 日 日 またと思えなり、田内田田マナル中の北京正成会 中 - 日本日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本 | RA SERVICES :) | があってかりを称り 1987 日本年間 第2年 1987 日本年間 第2年 1987年 | THE TOTAL TO | 記載はつ の最大の数 の数を可能 のなってい のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ のなっ の の の の | はないのでは、 はないのでは、 を表現した。 を表現した。 できない。 できない。 | BOCKFARINGS OF STREET | にもます。 はないませんが発展された。 はない。 はない。 はない。 はない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 | の | (Mari | |
| (タイ) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日 | を - 1 ましては 4年) も ま ま ましたはこのから自分が終わるのが起送機と 中では毎年を記したがた。 地で、日本に関する事を記したがた。 を 1 を ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま | 元本 対称をからは、) 電話 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | ADD 100 Tell 1 | 1 年 日本 | 記載がつい の様の下級 の様の下級 の様の下級 の他の様の下級 の他の様の下級 の他の様の下級 の様のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は | はない様子 か成また。 様子の様子 を開発した。 はないない はある。 はないない はある。 はないない はないない はないない はないない はないない はないない はないない はないない はない は | DOCESTATION DOCES | にします。】 はないませんで構想 で、 はない。 はな。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はな。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 | の | CERTAIN CONTRACTOR CON | |

| 91.4位美術内企動 | 00.330.00 | SERIE. | 機能の会員 関格ではあ | STREET, | leu. | | BBR CR | - Mar 30 | | | **** | ec.m | | -3 | - | | PART OF | | | | BHT. | 8864 | | 2950 | |
|---|-----------------|--------------------|--|----------------|--------------|--------|--------|----------|--------|-----|------|-----------|-----|-------|----------------|-------------------------|----------------------|--|----------------------|-------|----------------|---|-----------------|--------------------------|-------|
| 長春世間前: 日射を 日海軍以政者権関係 日海を占たり。 北か 日産を占在見るよう 日之と4一、天和田 | COUNTY A | 関マイ 関連機 機関を基 | CONTRACTOR MANAGEMENT | 化かか事件 を使けれる | 0 TE | | | | | | | _ | | | Ť | 00FX | *** | Part of the last o | _ | _ | PEGG DLTE | THE STREET | encode (This | ECTORES SECTOR | 715 |
| (香蕉品付先) | 7.162- R.R.B | 1308 集製品 | ¥9ac | 新聞2- 新医療功 | 8-1 GR 4 | A-800 | | E 10 | 10.00 | 004 | | | - 1 | _ | + | 990 | | - CR | ARK | | + | | | \vdash | 11 |
| tipaeti.em | BALTO | gu. | | | | | | | | | | - 1 | - 1 | • | _ | 180 | 12 | | 20.0 | | _ | | _ | | _ |
| 0 R) | 1 | 3 | П | П | 661 | 84 | Т | Г | Г | | | П | | ٠ | • | 9 4 1 9 4 1 9 8 1 | : | | A# 5 | | ١. | | | | |
| 1 | | | iin | | WE | ex: | 1 00 | | ** | 3 | 18 | Ξ | | | | | :: | | A# 0 | | | | | | |
| TIME | 558820 | VORTE. | OR OTHER DESIGNATION OF THE PERSON OF THE PE | | D@1 | | | L | L | | | Ш | - 1 | | | 110 | # | | A# 0 | | Т | | | | |
| 8 | 88 | 1.2 | | | 型型 人群岛 | 漢字 | | | | | | \exists | 1 | | | *** | : | | ART OF | T | Τ | | - | | |
| 日本教育年記号のC た、日本語: 第1.7 | | 91.53 | SERCE | | | | | | | | | l#1 | - | | | ## () ## () | : | | A# 0 08 0 98 0 | T | | | | | 1 |
| DENE D | | | | | | | | | | | | - 1 | - 1 | 12 | orbo | 47334 | 1000 | 1000 | 1.000 | 1811 | Čensk Sensk | 11-14-18A | - | | + |
| REST - | > | | | | | | 14327 | TIC N | 60.236 | ETE | Pγ. | ╛ | | | | | PEG. | | | , | | | - | | |
| | | | | | 48.1 | - | | | | | | - 1 | | | | | MK4 - | | | | | | D0480-7 | ш | ш |
| 16 1470 (186 2) | | | | | M6 | | | | | | | | | | ٠, | ** | | | | | 0 | | om \$ | 84 884 884 | |
| | * | п | 0 | | 2000 | nem : | | | 2 | | | - 1 | | | | 194 | | _ | | | | | | | |
| EASTERNA ACTUALIS | 155-ARTH | 80+54 | MATERIAL PROPERTY. | 0 | ES. | | | _ | | | | ᆜ | | 1 711 | 0.85 | ecam: | 10.00 | 1500 | 00711 | 115.5 | *** | BALET.] UKSUBAKE | mesets. | れたてください | A. |
| 京会報号-CAR発生の 年度の数は、自動に | | | 4, | | - | | | Г | 0.30 | | 'n | | | - | | | #1 n#4 | | | | | | | | |
| 発展者は行力の議会 | | | 3 | 野 任 | 枚 | | | | IIN. | 3 | | | | BC# | 報点 47 収算 | 新手楽人 トル 7条 東京の際 | してくが 表」の様 に関係を | Tion BETT | D) 69 | 104 H | CHIEF CHIEF | 1888年日にお ます。 (あっても会ず数 (次の長春機器へ | manage to | FT. | eu eu |
| NO. 15046 20818 (| | n. 8:84 | BC### | OMESTO O | 1001:007 | CHESIS | | * | | | | | | | 210 | | | | | | T. (III) | でいる場合には | BARNET. | | *** |
| (R18/39 | 者多人) | | | | 見 性者。 | WAR | 口息名籍 | jio. | | | | | | _ | | | | _ | | | | | | 6余田してく) | nev. |
| 607 | | | | | bW. | | | | | | | - 1 | - 1 | شام | 13 | 65.50 | 9544 | | 1500 | 200 | 7.22 | 2014/10/17/18/E | SHEET, TIME | ALTERNATION AND ADDRESS. | |

| 00# | ues. | | ii aa | | 100 | 支帽 | Berle | - | in o | CAR | | | | | mar. | | ** | | om+- | | | | | 作品が | | | 日の数サー 数数数数 | ・ビス事業者等が促 <i>入</i> 事年月日 | |
|---------------|--|------------|--------------------|-----------|-----------------------|----------------|---------|-------------|-------------|--------------|------|----------------|--------|-------|---------------|-----|----|-----|--------|---------------------------------|------|-------------|------|-----------------|--------|---------|---------------|----------------------------|-------------------------------|
| 製造さ | です。日 祖皇を 大名称 | 288 884 | (2015-0 11-2010 | TAI | MAG DIS | 914. 8000 6 | 京市上 | | 以来が | ##T0 | | | | | | | | | 1777 | 30 W | | | *194 | Mac | i. | D-MAX | BALL BUTCHER | MINAA O | |
| 190 | はが確立 表表は、 の使用の 時に、別 | 100 | 100 | Či: | MA-1 MA-1 H/M-1 | H-17.7 | 200 | 1994 64L | 17. U | 12AF | 100 | SL CC | VOICE. | | r., i | | | , | 1894.4 | 9.00 | pa I | nn oc | *** | 4001 118 | P. | | 40R 0 | RREADER ANDERSON | ####### (COMBON) NETTEN |
| | 242.0 | , | 0.91 | 101.0 | 183 | 38 | 188 | â | LH. | 75-90 | en. | . 111 | 1111 | 100 | 101 | | | ı | + 4 | 1 | | 8811 010 | | | | | | | |
| 0.0 | $\overline{}$ | 1 | 1 | 3 | ~ | Т | Ĺ | | 24 | *** | Τ | Ť | Г | Т | П | | ñ | ı | + / | 1 | | NE 11 | | | Ī | | | | |
| T | | _ | ٠. | , | _ | - | | | * | HEN | t | | - | 28 | | 12 | | | * ^ | 11 | | 200 | | | | | | | |
| | | Sales | -042 | un. | Brrt. | 20 | | NO. | | 18 P 18 I | | | | | | | | | * * | 11 | | 100 | Γ. | | | | | | |
| | | | | RR LEN | 3 | | | | 0.8 8-8. | 217 | + | | | | | | | | + 11 | 17 | | 88 E | | | | | | | |
| E. 4 | ###################################### | 聞して. | V. 30 X 2 E | re. | 193 | 585 681/3 | 491 | UET Pod | Z.M. | 25.0 | 1000 | 900.8 900.9 | 61.B | 92.L | CATE CREEK | è | Wf | | * # | 5 | | 20 0 | | | | 0 | | | |
| | * * | | | | | | | | | | | | _ | | | | _ | | | | | | | | | l | *** | | |
| M.W. | Ŧ | | 1 | | | | | | | T) | |) | HL BI | KIZIN | | ۲., | - | .11 | 2012 | 1000 | | | | n i (4 - 188 | (m) | | SMEET-1 | \Box | ш |
| 16 17.71 | 0 < 100 | ** | ee. | | | | | | 15.48 | | | | | | | | | * | 981 | #01 #01 #01 #01 #01 | | | | | 0) | | | 144. 15. 15.04 | |
| D) | | | 4 | | A | п | | | 981 1833 | LOW | 1 | | | 2 | | | | D | - 324 | tait | \$4 | 华基础 | 住, 有 | 的網灣內 | 1二級文 | 疾病に | 倒して長け | 国化学研究の別り、 ・医療医サービス[] | |
| 8.00 8 | (日本) (中) (日本) (日本) (日本) | 8468 | U-170 | 100 | | | eno. | f | 1 | . 84114 | | T | *** | | 111.00 | | | | E1 | 27 6. 開催等: | 枞 | . 20 | 870 | N STATE OF | . 1938 | 701 | MEDIVED | チービス(小田連首 アーション、介護す | 供放化學者 |
| | turico | | | | | | 奏 | 任 | 枕 | . 191. | | | | ites. | | | | | - 98 | total. | 甲位 | | レセブ | | | | | PL単統など)を料 可靠として情求可能 | |
| | 1. TEN 1. DEN | | MA.E | źń. | 8.00 | cae | E PORTO | E.B.(3) | 1981-15 | 7548 | 15# | 0.89 | | A | | | | Γ | 9.94 | 164 | R | HER! | 0651 | h XIIX \$ | MIKO | n ii pi | 8-8-514 | 別はその場合等を記す | some. |
| | 要を息べ受給者本人) (受性者が領込者口意名義人) が を称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| この中間重点、機能電視の主流機等を扱い行う主もられた ののものです。 <u>第16寸を連集機能をしたをは、第18日の要求</u> 中間電子を開発したことは必要です。1日用電子によりで 間に成り下に、またの中部人力に発展機能を可能を行った。 最後の記載と、記載等を指する場合に対した。 | 連行事業人。 連行事業人。 学能的工能が対象です。 | 田倉会会会 6.50。1995 (中間着54数 | (2)を表現し | ACCOUNT MARKET, T | Death Street | Longica | がような ではその ではその ではその では では では では では では では では では では | MANA、 製物機力をよて関心する | CHARGE TO |
|--|--|-------------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------------|--------------------|--|--|--|
| 6公本から、大会を 8.2 ヤネミロのみてたからすします。(8.2 「中央 3.2 (4.4.1) 〒163-1601 新名区西新省 2 | | 2# #N | *** | 10×0 | AB 10 0.00 10 0.00 | NAME OF THE PERSON | ###################################### | ALTERNATION | ###################################### |
| ###################################### | ###################################### | * * | ## C | ii | A#(0) (基)(2) | Ι. | | | |
| **** | #14.80-140.04(T014 (EDUS A486)) | 4.8 | 100 | ii | A#(3) | | | | |
| | 20 segment min 1 m | * * | 0000 0000 0000 | :: | ABCD 98.00 88.00 | | | | |
| 0 n.s 20 We AZ 856 VE 46 | 718+ 08 | | 110 | ii | ##G | <u>.</u> | | | |
| AD BENEVICE OF BEN | 名乗人 上記の日本でありましています。 日本主人の日本日本であるこれが有利的ですることであります。 | * * | 111 | : | A#(0) ##(0) ##(0) | | | | |
| EDBAR B | A A A A MARKET COMMITTED CHARACTERS OF THE STATE OF THE S | • • | ## C | ii | AM (1) 08 (2) 08 (3) | L. | | | |
| es. | AA SERCORN () | 100000 | to a series | NORTH L. | GSL-18 | Mi.e+,) | 0.00 Each on the control of the cont | L . | |
| に対象に与立身に中でも、他でも他生する事を可能点をかまた事中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | BALL 10-14 BALL 10-14-14 | | | | | | x**** | | |
| 京都市4月中の日本社会により、日本大学を取りません。 | | ***** | 1881 222 2321 | · (##4) | | | 040 | IRIBAD RES RES RES RESP RESPC | |
| 衛信衛子開報報告人 位用 | 416 | | | | | 素徴的して包含 | | | |
| 数名 (食作者/報及数中標名番人) 位別 | #H | 2 MAR 3 MARS 5018 | 日本ボイル 日本田田県 | 中の呼がら い、東京都 けることが | IRPER | 福心热療養等 | 事業出金の採取 下の市 の転収 - 関イ(様無照) (連収欠化基本集出金) | READERGREE | |

| #1F | 25.00 | RE sile | 建 文的中源: | R # 110 | ONE STATE | 化脂醇 (物物) | ARC HI | |
|------|------------------|------------|---|------------------------|-----------|-----------------|---------------|---------|
| | 0 6 3 | 6 | 212-2-21 | ENAME TO | | | 年月日 | |
| 8197 | +) | | 利性療養性・2 | 3 1 3 3 | 0 0 | 7 | | |
| _ | | | 200591 | | \perp | 4 | * 4 | 11.9 |
| - | PHS | | | | | | | . 0 |
| 16.2 | SPREWS: | ITTEM. | ACCESSED FOR | 74. ABBERT | *** | LERIT GEOLEGI | encasees. | MA. |
| 30.0 | ADDRES AS | 10.00 | 、開発しい機能が発 の、影響では中華的か | を人が使っておねべ 表面、単位人の数3 | MAT. | ABURAT 66 B / 8 | | |
| - | Service - E.A. | MILE. | NAME OF TAXABLE | 200 | 1 to a | rent | | |
| No. | | 1/12/ | | 44 | 16.0 | 500 MH | | |
| U-87 | 11 8 | | | | - | | | - 1 |
| 811 | 200 CD | No. of Co. | 1.000 | (9) | _ | 1741 | () | |
| 1 | を表し、ES 大事のかは、 | etro. | NESS Le contra La maria de maria de la contraction de | en nomen et i | | | | |
| 1 | | | Seasoners Source | | 1.0084 | | | |
| 4 | 30、点形有2 東京西初華 | 程 | (Romection) | SEA-CEN- | | | ¥ H | |
| _ | | | _ | | | Court Sections | Secretary Sec | ATOMIC. |
| | | _ | æ | # H | 91 | R | | 1 |
| Ιl | 88 * | Я | п е | ** ** | (R | 音音 人名 | 8 4 | |
| ΙÍ | * | п | | | | | | |
| H | _ | _ | | | IN. | | | |
| l | | .0 | B | | - 6 | | | |
| | | .81 | 0 | | 179 | α | | |
| | | .0 | | | | | | |
| | | - | | | 13 | | | |
| | ę. | .0 | 100 | | | | | |
| | | .6 | | | | | | |
| | | | | 0 | - 0 | | | |
| ۱ ' | 1350 bb 9 | Dict. I | Ub. | | | | | |
| | | _ | 26 - SEM | . 69 1 | | News | Mar-V | |
| | | 10 | T 4 | A. 1 | | | | |
| | COMMINS. | 9,8 | X. | | | 0 | | |
| Ι΄ | | ğ=1 | | | | | | |
| 1 | 進生力 | | 第号 163-503 | ESERT. | TRA | 14 | | |
| l l | | 27 | Sections | PARKET | THE SE | Bich Bill me | | |
| | | | | | | 6413 | (R64) (B) | |

| 06940 | (A) 解除記憶的付金型影響社 年 月 日 | | | | | | | | | | , | |
|----------------|---|-----|-------|-------|----|--------|-----|-----|----|-----|---|---|
| 下陸の前について | , Messe | 物什么 | SM-WW | を交付しま | r. | | c | 208 | 海町 | мы | | 9 |
| ERNHS | | | | | 1 | NEW TO | 9 3 | 3 1 | 8 | 1 0 | 0 | 1 |
| State | 系名 住州 | " | | | | 60,00 | | | | | | |
| # OME | | q. | Я | пъ | | 4 / | 9 | п | 87 | : | | |
| | 表面製料 年 月 日から 年 月 日本せ ①素質事務のこと。 - 国保受給者証 (精神通称) 年 月 日 - 田の者について、国保証報者証 (精神通称) を受けします。 田 石 田 村 長 | | | | | | | | | | | |
| डलकेसर | | _ | | | | 10005 | | + | | _ | | ń |
| 景 氏 名 | | | | | | 生年月日 | | | | | | П |
| 看住所 | | | | | | | | | | | | |
| 国際関係者以内容 | 100,000 | | | | | | | | | | | |
| 月間日ご覧が | 上原版 | _ | | | | | | | | | | 4 |
| 5 名 年 | | | | | | | | | | | | |
| 商 邢田地 | | | | | | | | | | | | 4 |
| # & B | | | | | | | | | | | | - |
| 用 用在地 子 名 取 | | | | | | | | | | | | - |
| 号 名 称 名 所在地 | | | | | | | | | | | | |
| OMERROCE | ののとも 申用効用等の規則は、自立正確認者性的他们の相同と対応となる。 日報目参照のこと。 | | | | | | | | | | | |

(都) 東京都負担医療費請求書 10 名連記 (グリーン) の作成について

1. この請求書で請求できる負担者番号

都内医療機関においては、原則、併用レセプトによる請求になります。例外的に以下の場合について「御東京都負担医療費請求書」により御請求ください。

| 区 分 | 負担者番号 | 左の負担者番号について下記の場合 |
|--------------|-----------------|--|
| 都小児精神病 | 82134008 | |
| 都被爆の子に対する医療 | 02134000 | ・他道府県の国保・後期高齢との併用 |
| 都特殊医療 (人工透析) | 8 2 1 3 8 0 0 9 | ・第一公費の自己負担額を「82」に請求する場合※ (国保・後期高齢に限る。社保の場合は、併用レセプトで請求可) |
| 都妊娠高血圧症候群等 | 87136008 | |
| 都難病医療等 | 51136018 | ・第一公費の自己負担額を「51」に請求する場合※ (国保・後期高齢に限る。社保の場合は、併用レセプトで請求可) |

※例)・人工透析に係る医療について、更生医療「15」を適用し、その自己負担額について「82138009」で助成

2. 請求書の書き方

請求書は、診療・調剤年月ごとに別用紙としてください。また、内訳はレセプト単位で記入してください。

- (1) 診療・調剤年月欄は、1枚ごとに記入してください。
- (2) 医療機関等コード欄は、レセプトに表記する7桁の番号を1枚ごとに記入してください。
- (3) 御負担者番号・受給者番号欄は、1件ごとに御医療券等に記載されている番号を記入してください。
- (4) 保険者番号欄は、保険証の保険者番号を記入してください。保険証の記号・番号は、記入不要です。
- (5) 負担割合欄及び入院外来別欄は、1件ごとに該当するものを○で囲んでください。調剤薬局では、外来を○で囲んでください。
- (6) 診療日数欄は、入院又は外来日数を記入してください。調剤薬局では、処方せんの受付回数を記入してください。
- (7) 請求額欄上段は、各種健康保険(限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「限度額適用認定証等」という。)の提示があった場合はそれも含む)、又は他の医療費助成を適用した患者自己負担額を記入してください。82138009の医療券は、特定疾病療養受療証(長)を適用後の10,000円までが助成対象(特定疾病療養受療証(長)の限度額が20,000円の方であっても、助成額は10,000円まで)となります。請求額欄には10,000円までを記入してください。請求書の備考欄にも長と記入し、保険請求のレセプト特記事項欄にも「02長」又は「16長2」と表示をしてください。

限度額適用認定証等により高額療養費を現物給付した場合は、該当する区分に応じた自己負担限度額を請求額欄に記入し、備考欄に適用区分を限度額適用認定証等に記載されているとおり記入してください。

70歳以上で負担割合が1割又は2割(限度額適用認定証等の提示がない場合に限る)の方は、自己負担限度額(例:外来18,000円、入院57,600円)以下の金額を記入してください。

- (8) 公費分点数欄は、衛医療券等に記載された認定疾病及び有効期間内の点数を記入してください。
- (9) 請求金額は、1円単位までの請求とし、合計欄は、1枚ごとの合計件数と合計金額を記入してください。

3. 請求書の提出方法等

- (1) 請求書に必ず保険請求したレセプトの写しを添付してください。
- (2) 診療月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の平日)までに下記提出先に到着するよう送付してください。 なお、請求書の用紙が不足する場合は注文用紙を下記アドレス宛メールで送付ください。

【アドレス】 S1140404@section.metro.tokyo.jp

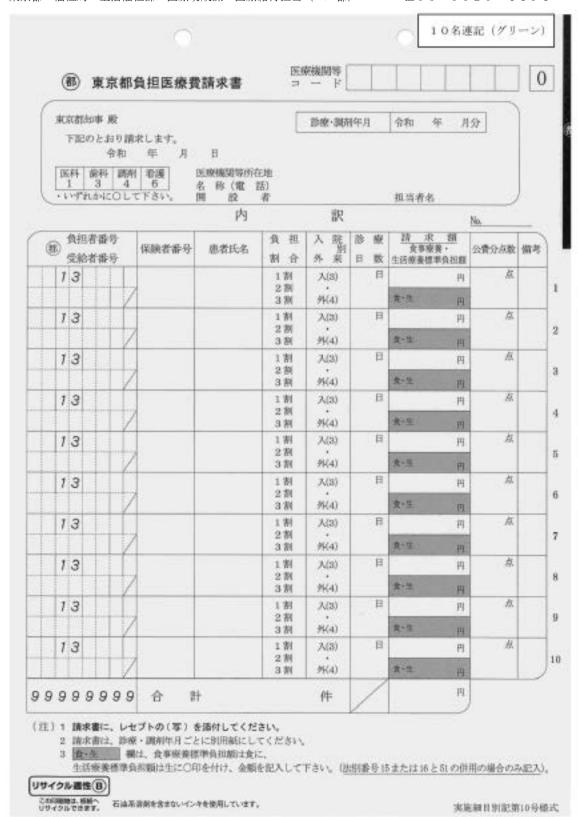
※注文用紙はこちら↓からダウンロードください

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/keiyakuyoushiki.html

4. 請求書の提出先

〒163-8001 東京都 新宿区 西新宿 二丁目8番1号 東京都 福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療給付担当 (マル都)

Tel $0 \ 3 - 5 \ 3 \ 2 \ 0 - 4 \ 4 \ 5 \ 4$



難病医療費請求書 10 名連記 (ブルー) の作成について

1. この請求書で請求できる負担者番号

都内医療機関においては、原則、併用レセプトによる請求になります。例外的に以下の場合について「難病医療費請求書」により御請求ください。

| 区 分 | 負担者番号 | 左の負担者番号について下記の場合 |
|-------------|-----------------|--------------------------------|
| | | ・他道府県の国保・後期高齢との併用 |
| 都 難病医療(都疾病) | 8 3 1 3 6 0 1 0 | ・第一公費の自己負担額を「83」に請求する場合※ |
| | | (国保・後期高齢に限る。社保の場合は、併用レセプトで請求可) |

※ 例) 難病に係る医療について、更生医療「15」を適用し、その自己負担額について「83136010」又は「83135012」で助成

2. 請求書の書き方

請求書は、診療・調剤年月ごとに別用紙としてください。また、内訳はレセプト単位で記入してください。

- (1) 診療・調剤年月欄は、1枚ごとに記入してください。
- (2) 医療機関等コード欄は、レセプトに表記する7桁の番号を1枚ごとに記入してください。
- (3) 御負担者番号・受給者番号欄は、1件ごとに翻医療券に記載されている番号を記入してください。
- (4) 保険者番号欄は、保険証の保険者番号を記入してください。保険証の記号・番号は、記入不要です。
- (5) 負担割合欄及び入院外来別欄は、1件ごとに該当するものを○で囲んでください。調剤薬局では、外来を○で囲んでください。※負担割合は各種健康保険の自己負担割合です。
- (6) 診療日数欄は、入院又は外来日数を記入してください。調剤薬局では、処方せんの受付回数を記入してください。
- (7) 請求額欄上段は、各種健康保険(限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「限度額適用認定 証等」という。)の提示があった場合はそれも含む)、又は他の医療費助成を適用した患者自己負担額から一部負担金 相当額欄に記入した額を差し引いた額を記入してください。

70歳以上で負担割合が1割(限度額適用認定証等の提示のない場合に限る)の方は、自己負担限度額(例:外来18,000円、入院57,600円)以下の金額を記入してください。

- (8) 公費分点数欄は、御医療券等に記載された認定疾病及び有効期間内の点数を記入してください。
- (9) 一部負担金相当額欄は、医療機関等で受給者が負担した金額(自己負担上限額管理票の自己負担額欄と同額)を記入してください。
- (10) 限度額適用認定証等により高額療養費を現物給付した場合は、備考欄に適用区分(ア・イ・ウ・エ・オ・Ⅱ・ I)を 記入してください。
- (11) 請求金額は、1円単位までの請求とし、合計欄は、1枚ごとの合計件数と合計金額を記入してください。

3. 請求書の提出方法等

- (1) 請求書に必ず保険請求したレセプトの写しを添付してください。
- (2) 診療月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の平日)までに下記提出先に到着するよう送付してください。 なお、請求書の用紙が不足する場合は注文用紙を下記アドレス宛メールで送付ください。

【アドレス】 S1140404@section.metro.tokyo.jp

※注文用紙はこちら↓からダウンロードください

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/keiyakuyoushiki.html

4. 請求書の提出先

〒163-8001 東京都 新宿区 西新宿 二丁目8番1号

東京都 福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療給付担当(マル都)

Tel 03-5320-4454

| | | | | | | | | | | | | 10名 | 連記(ブル | (=) |
|---|---|-----|--------------|-------|--------------|--------------------|-------------------|-------------------|----------|-------------------------|------|--------|----------------|-----|
| | | 205 | 推病医 | 療費計 | 青求書 | | | | 強問を | | 1 | | | (|
| | 1 | | 食都治療 下記のと | | 水します。 年 月 | В | | | 20-00:-3 | M 新年月 | |]年) | 99 | |
| | | | 1 3 | | 6 | 医軟機関等所名 称(電 制 設 | 在地 (話) 者 | | | | 10.5 | 当者名 | 0 | |
| | | | | | | 内 | | | 8 | 9 | | | No. | |
| | | -03 | 担者番9 | 10104 | 保険者番号 | 患者氏名 | 負担 割合 | 入院 別 外来 | 診療 日数 | 111 水 食事物: 生活餐業/香 | Ř- | 公費分点数 | 一部負担金 相 当 加 | 備考 |
| 8 | 3 | 1 | 3 | 1 | | | 1 割 2 割 3 割 | 入(3) - 所(4) | В | 食-含 | 19 | 点 | H | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | | 17 57 | 1割 | A(3) | H | | 円 | 点 | 門 | |
| | | | | 17 | | | 2 3H 3 3H | 95(4) | | 第 1年 | 19 | | | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | AD, E | | 1割 | 入(3) | В | | 14. | 故 | 円 | |
| | | | | | | | 3 // | 外(4) | | 在-生 | 17 | | | |
| 8 | 3 | 7 | 3 | | | | 1割 | X(3) | В | | 押 | AT. | 円 | |
| | | | | 1/ | | | 3 # | 56(4) | - | 作-生 | 19 | - | | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | 1 | | | 1 素 2 割 | A(3) | В | - | H | As. | FI | |
| 6 | - | + | | 1/ | | | 3割 | 外(4) | Н | 食・生 | P | Æ | [4] | |
| ď | 3 | 7 | 3 | | | | 2割 | A(3) | | AL III | m | - 77 | - " | |
| 9 | 3 | 1 | 3 | 1 | | | 3 %! 1 W | 34(4) 34(3) | - 11 | (R) (E) | 14 | M | FI | |
| 9 | 0 | | | 1/ | | | 2 W | Ø1-(4) | | 食 (生 | 10 | | | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | 1 | | | 1.30 | A(3) | П | | 四 | 故 | 111 | |
| | | | | 1 | | | 2割3割 | A(4) | | 食土生 | PH | | | |
| В | 3 | 1 | 3 | | VIEWAL. | | 1.29 | A(3) | B | | 円 | Ж | 円 | |
| | | | | 1/ | A.E.M. | | 2割3割 | 91(4) | | 九·当 | m. | | | |
| 8 | 3 | 7 | 3 | | | | 1 70 | A(3) | B | | 19 | A | . 19 | |
| | | | | 1 | 85 | | 2期3割 | 91(4) | | 由 -生 | (19) | 40, 5 | | |
| | | | 999 | | 合 計 | | | 件 | - 11 | | PJ : | 319.55 | 1 | |

- (注) 1 請求書に、レセプトの(写) を添付してください。
 2 請求書は、診療・製剤年月ごとに別用紙にしてください。
 3 負担者番号が、「83(350(2)の場合は、食事療養負担額又は生活療養標準負担額(食事のみ)の5割が助成対象となります。この場合、
 ★・生 報よ、食事療養標準負担額は食に、生活療養標準負担額は生に○印を付け、金額を配入してください。

大気汚染関連疾病医療費請求書(グレー)10名連記の作成について

1. この請求書で請求できる負担者番号

都内医療機関においては、原則、併用レセプトによる請求になります。例外的に以下の場合について「大気汚染関連疾病医療費請求書」により御請求ください。

| 区 分 | 負担者番号 | 医療券の色 | 左の負担者番号について下記の場合 |
|----------|----------|-------|---|
| 大気汚染関連疾病 | 82137001 | みどり色 | |
| (自己負担なし) | 82137555 | みどり色 | ・他道府県の国保・後期高齢との併用 |
| 大気汚染関連疾病 | 82137530 | もも色 | ・第一公費での患者負担分を「82」で助成での併用 (国保に限る。社保の場合は、併用レセプトで請求可) |
| (自己負担あり) | 82137670 | もも色 | |

2. 請求書の書き方

請求書は、診療・調剤年月ごとに別用紙としてください。また、内訳はレセプト単位で記入してください。

- (1) 診療・調剤年月欄は、1枚ごとに記入してください。
- (2) 医療機関コード欄は、レセプトに表記する7桁の番号を1枚ごとに記入してください。
- (3) 負担者番号・受給者番号欄は1件ごとに御医療券に記載されている番号を記入してください。
- (4) 保険者番号欄は、保険証の保険者番号を記入してください。保険証の記号・番号は記入不要です。
- (5) 負担割合欄及び入院外来別欄は、1件ごとに該当するものを○で囲んでください。調剤薬局では。外来を○で囲んで ください。
- (6) 診療日数欄は、入院又は外来日数を記入してください。調剤薬局では、処方せんの受付回数を記入してください。
- (7)【負担者番号が82137001又は82137555の場合】

請求額欄は、各種健康保険(限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「限度額適用認定証等」という。)の提示があった場合はそれも含む)、他の医療費助成を適用した患者自己負担額を記入してください。 【負担者番号が82137530又は82137670の場合】

請求額欄は、各種健康保険(限度額適用認定証等の提示があった場合はそれも含む)、他の医療費助成を適用した<u>患</u>者自己負担額から一部負担金相当額欄に記入した額を差し引いた額を記入してください。

70歳以上で負担割合が1割又は2割(限度額適用認定証等の提示がない場合に限る)の方は、自己負担限度額(例:外来18,000円、入院57,600円)以下の金額を記入してください。

【各負担者番号共通】

限度額適用認定証等により高額療養費を現物給付した場合は、備考欄に適用区分を記入してください。

- (8) 公費分点数欄は、翻医療券に記載された認定疾病及び有効期間内の点数を記入してください。
- (9) 一部負担金相当額欄は、医療機関等で受給者が負担した金額(自己負担限度額管理票の自己負担額欄と同額)を記入してください。
- (10) 請求額は1円単位までの請求とし、合計欄は1枚ごとの合計件数と合計金額を記入してください。

3. 請求書の提出方法等

- (1) 請求書には必ず保険請求したレセプトの写しを添付してください。
- (2) 診療月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の平日)までに下記提出先に到着するよう送付してください。 なお、請求書の用紙が不足する場合は注文用紙を下記アドレス宛メールで送付ください。

【アドレス】 S1140404@section.metro.tokyo.jp

※注文用紙はこちら↓からダウンロードください

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/keiyakuyoushiki.html

4. 請求書の提出先

〒163-8001 東京都 新宿区 西新宿 二丁目8番1号

東京都 福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療給付担当 (マル都) 1603-5320-4454

| | | 0 | | | | | | | | | | | (1 0名連記 (グレー) | | | | |
|---|---|---|----|-----|------------------------|-----|--------------|------------------|----|------|-------------------|----------|----------------|-------|----------------|----|----|
| | | 大 | 気 | 汚 | 杂関 | 連 | 疾病医療 | 走請求 | 書 | | | 根据等 | | | | 0 | |
| | | | | | 1 版 | | | | | | | 診療·1 | 間糾年月 | 鲊 | 用分 | | |
| | | | 下海 | 507 | E #8 9 | (南) | 対します。 年 月 | Ц | | | | | | | | | |
| | | | | | 調 ₄ 心(こ) | | Tさい。 | 医療機能 名 称 管 | | | | | #8 | 当者名 | 1 | | |
| | | | | | | | | | 内 | - 14 | | B | | | No. | | |
| | | | | Y 香 | | | 保険者番号 | 患者3 | 充名 | 負担割合 | 入 院 別 来 | 診療 日数 | 请求额 | 公費分点数 | 一部負担金 相 当 額 | 偏考 | |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | - | 7 | | | | 2割 | 入(3) ・ 外(4) | B | 円 | 点 | Ħ | | 1 |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | - | | | | | 1割2割 | 入(3) 外(4) | E | 円 | 点 | P | | 2 |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | - | | | | | 1割2割 | 入(3) | Я | 円 | 点 | P | | 3 |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | | | | | | 1割2割 | 入(3) | E | FI | 点 | Р | | 4 |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | - | 7 | | | | 1割2割 | 入(3) 外(4) | F | F | /ii | Ħ | | 5 |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | | 7 | | | | 1別2割 | 入(3) 外(4) | Ħ | P | 施 | 円 | | 6 |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | + | | | | | 1割2割 | 入(3) | Ħ | P | Æ. | Н | | 7 |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | 1 | | | | | 1割2割 | 入(3) | В | Pi | A | PI | | 8 |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | | | | | | 1割2割 | 入(3) 外(4) | В | PI | Æ | 円 | | 9 |
| 8 | 2 | 1 | 3 | 7 | - | | | | | 1割 | 入(3) 外(4) | Ħ | PI | Æ. | H | | 10 |
| 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 9 | 9 | 合 章 | t | | | 4: | | P | | | | |

- (注)1 請求書に、レセプトの(写)を添付してください。2 一部負担金和当額の確認のため、自己負担限度額管理票の(写)の提出をお願いすることがあります。3 請求書は、診療・調剤年月ごとに別用紙にしてください。

介護給付費請求書 10 名連記 (イエロー) の作成について

1. この請求書で請求できる負担者番号

下記の負担者番号が記載された医療券をお持ちの方の、介護保険の自己負担分については、「介護給付費請求書」により御請求ください。

| 区 分 | 負担者番号 |
|-----------|-----------------|
| 都難病医療(都単) | 8 3 1 3 6 0 1 0 |

2. 請求書の書き方

請求書は、介護年月ごとに別用紙としてください。また、内訳はレセプト単位で記入してください。

- (1) 介護年月欄は、1枚ごとに記入してください。
- (2) 医療機関等コード欄は、各種医療保険のレセプトに表記する7桁の番号を1枚ごとに記入してください。
- (3) 御負担者番号・受給者番号欄は、1件ごとに御医療券に記載されている番号を記入してください。
- (4) 保険者番号欄は、保険証の保険者番号を記入してください。保険証の被保険者番号は、記入不要です。
- (5) 負担割合欄及び施設在宅別欄は、1件ごとに該当するものを○で囲んでください。
- (6) 実日数欄は、介護サービスを行った実日数を記入してください。
- (7) 単位数単価欄は、該当する介護サービスの単価を記入してください。
- (8) 請求額欄は、介護保険の患者自己負担額から一部負担金相当額欄に記入した額を差し引いた額を記入してください。
- (9) 公費対象単位数欄は、翻医療券に記載された認定疾病及び有効期間内の単位数を記入してください。
- (10) 一部負担金相当額欄は、医療機関等で受給者が負担した金額(自己負担上限額管理票の利用者負担額欄と同額)を記入してください。
- (11) 請求金額は、1円単位までの請求とし、合計欄は、1枚ごとの合計件数と合計金額を記入してください。

3. 請求書の提出方法等

- (1) 請求書に必ず保険請求したレセプトの写しを添付してください。
- (2) 診療月の翌月10日(10日が土日祝日の場合は直前の平日)までに下記提出先に到着するよう送付してください。 なお、請求書の用紙が不足する場合は注文用紙を下記アドレス宛メールで送付ください。

【アドレス】 S1140404@section.metro.tokyo.jp

※注文用紙はこちら↓からダウンロードください

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/keiyakuyoushiki.html

4. 請求書の提出先

〒163-8001 東京都 新宿区 西新宿 二丁目8番1号

東京都 福祉局 生活福祉部 医療助成課 医療給付担当 (マル都) 1203-5320-4454

| | | 1 | 護 | 給 | 付 | 費計 | 青求書 | | | | 原コー療保 | | | | | 3 |
|---|---|---------------------------------------|----|-----|-----|-----|-------------------|-------------------------|-------------------------|--------------|-------|------------|-----|----|----------------|----|
| | 9 | 東京都知事 殿 下記のとおり請求します。 合和 年 月 | | | П | | | | | 计微年月 合和 年 月分 | | | | | | |
| | | 01 | | 3 | | 4 | 看護 6 C Fさい。 | 医療機関的 名 称 (1 開 一級 | |) | | | 担当者 | T. | | |
| | | | | | | | | 1 | M | | | 派 | | | No. | |
| | | 10 | 担省 | | 30 | | 保険者番号 | 患者氏名 | 負担 割合 | | 実日穀 | 単位数 単 価 | 請求額 | | 一部負担金 相 5 額 | 借考 |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | 1 | 1 | 5 | | 1 (M) 2 (M) 3 (M) | 施(3) | В | . PI | PI | 単位 | FI | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | i | | | | 1 #H 2 #H 3 #H | 施(3) 行(4) | н | PI | PI | 単位 | FI | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | 1 | Í, | | | 1 20 | 施(3) | В | PI | PI | 単位 | FI | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | | Ĺ | , | | 1 加 2 割 | 施(3) | D | FF | PI | 単位 | [1] | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | t | ĺ | | | 1 制 2 割 | 施(3) | В | П | ή | 単位 | la1 | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | | Ĺ | | | 1割2割 | 施(3) | Ð | P | PI | 単位 | PI | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | | Ĺ | | | 1 期 2 期 | 施(3) | Н | R | hl | 単位 | PI | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | 1 | | | | 1 34 | 施(3) | П | 79 | рц | 単位 | PI | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | 1 | - | Ĺ | | | 1割2割 | 施(3) 在(4) | Н | P | PI | 単位 | PI | |
| 8 | 3 | 1 | 3 | | | 1 | | | 1前2割 | 施(3) | Н | д | д | 単位 | 円 | |
| 9 | 9 | 9 | 9 | 9 8 | 9 : | 9 9 | 合 | 31 | | 件 | | | Щ | | | |

| 1 9 | 特定B型肝炎ウイルス感染・母子感染症防止 |
|-------|--|
| 法別番号 | 62 公費負担者番号「62130018」 |
| 取扱医療機 | 保険医療機関 |
| 対 象 者 | 対象者は、昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染された方及びその方から母子感染された方。対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決・和解・調停)において行う。 |

1. 概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害を受けたとして裁判上の和解手続等において認定された方のうち、20年の除斥期間が経過した無症候性キャリアの方(特定無症候性持続感染者)が、慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するために行う定期的な検査、又は無症候性持続感染者の方が出産した場合に、その子がB型肝炎ウイルスに感染することを防止するため、検査を受けた時は、医療費の自己負担分を支給する。

| 空 切松 木 連. | 母子感染》 | 方止医療費 | ₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩ | | |
|--------------------------------|----------------|--|--------------------------------------|--|--|
| 定期検査費 (受給者本人) | 母親分 (受給者本人) | 子ども分 (受給者が出産した子) | 世帯内感染防止医療費 (受給者の同居家族) | | |
| 1. 【現物 | · 勿給付】 | 2.【療養費払い】 | | | |
| 受給者の方は、医療機関の窓 により、窓口負担が不要にな | | 受診された方は、医療機関での窓口負担分を支払います。後 日、受給者の方が支払基金に直接窓口負担分を請求します。 | | | |

上記の表のうち、「1の定期検査及び母子感染防止医療のうち母親が受ける検査」については、受給者の方が「特定B型 肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証」を医療機関の窓口で提示することにより、窓口負担が不要となる。

「2の母子感染防止医療のうち子どもが受ける検査又はワクチンの投与及び世帯内感染防止医療」については、医療機関で窓口負担分を負担する。

受給者の方が後日、領収書・明細書等を添えて支払基金へ窓口負担分を請求する必要がありますので、受診された方に領収書・明細書をお渡しすることとなる。

2. 給付内容

慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するための受給者証に記載された定期検査および母子感染症に係る医療に要した医療 費のうち、医療保険(社保、国保または後期高齢者)を適用した後の自己負担額を給付する。

ただし、生活保護受給者は、医療費(食事療養費および生活療養費を除く。)の範囲が全て当該公費の対象となる場合は、 全額支給される。

3. 公費の対象医療

(1) 定期検査

| 定期検査 | 検査項目 | | | | | | | |
|------|--|-----|--|--|--|--|--|--|
| 血液検査 | 末梢血液一般検査、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST (GOT)、ALT (GPT)、ALP、γーGTP (γーGT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、AFP-L3%、PIVKAーII、HBe 抗原、HBe 抗体、HBV 核酸定量 (HBV-DNA) | 4 回 | | | | | | |
| 西海松木 | 腹部エコー | 4 回 | | | | | | |
| 画像検査 | 造影 CT 若しくは造影 MRI 又は単純 CT 若しくは単純 MRI | 2 回 | | | | | | |

(2) 母子感染防止医療

| 母子感染防止医療 | 巨 | 回数 |
|--------------------------------------|---|----|
| 特定無症侯性持続感染者に対する HBe 抗原及び HBe 抗体の血液検査 | 1 | 1回 |

なお、上記、(1) 定期検査、(2) 母子感染防止医療にかかる、初診料・再診料・血液採取料、検体検査判断料等については、公費として請求する。

4. 医療機関での取り扱い

(1) 窓口での確認

- ① 各種健康保険証
- ② 特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証
- ③ 定期検査受診票(定期検査受診時のみ使用)

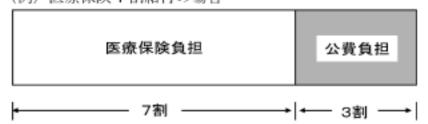
(2) 請求先

社保併用分·公費単独分 ⇒ 支払基金 国保併用分 ⇒ 国保連合会

5. 医療保険との関係

医療保険各法が優先する。

(例) 医療保険7割給付の場合



問い合せ先

[給付金の制度や請求手続きについて]

社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口

電話:フリーダイヤル 0120-918-027

[特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務]

(ホームページ) http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/kanen/index.html

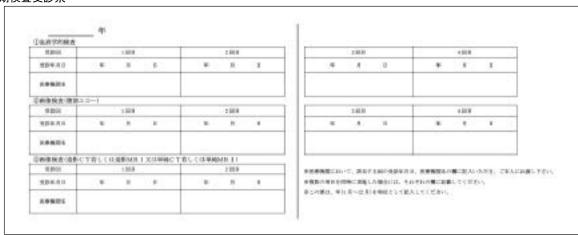
特定B型肝炎ウイルス感染症定期検査費等受給者証 (表)

| 特 | 定Bi | 型肝炎 | ウイノ | いス | 感染者 | 定期 | 検査 | 費等: | 受給 | 証 |
|-------|------------|------|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----------|-----------|
| 公香 | 費負 | 担者号 | | | | | | | | |
| 公5 | を負担 を給者 | 医療香号 | | | | | | | | / |
| 交 | 住 | 所 | | | | | | | | |
| 文 給 者 | Ľ; | 名 | | | | | | | | |
| | 生年 | Яп | | | | [| 見 | 本 | | |
| 是: | 行者: | 名称 | 社会 | : (¥18 | 比診療 | 報酬: | 支払進 | | | 段棚 |

(裏)

| 注 章 事 項 |
|--|
| 1 この経は、特定B型肝長ウイルス感染者特別金等の支給に関する特別情報法等6条等1項等10号に該当する方 (特定無度救性持続感染者)を対象として交付されます。 2 この読を交付された方は、機性肝炎又は肝がよの発症を確認するため、()から69までの自動検査を受けた場合。()及び(3)については年4周まで、(3)については年2周までは定期検査及びその診断のための情報(医科診療機能な数表及び使用薬剤の薬剤(薬機基準)によるものに |
| 限る)の自己負担分を支払う必要はありません。 ①血液学的検査 由血液学的検査の対象となる検査項目は、非血球数、自血球数、血 包素 (ペモダロゼン) 測定、ペマトクリット値、並小板数、末 前血液象、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラステン 時間測定、AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、すーGTP (y - GT)、数ピリルビン、最初ピリルビン、検責点、アルアミ ン、ChT、総コレステロール、AFF、F1VEA-I、AFF |
| - L 3 %、日日 e 抗原、日日 e 抗保、日日 V - D N A とする。 ②演権検査 (改都 C T 若しくは追訳MR I 又は早純 C T 若しくは早純 MR I) |
| 3 この証を交付された方は、子を住産した場合にその子に対する目限 新夫サイルスの以予感染を拡大するため、保険診断により自食学的検 査(旧Be:抗原及び目Be:故席)を受けた場合、子1人につき1回ま ではその自己負債分を支払う必要はありません。 |
| 4 保険国産機関等において診察を受ける場合、被保険者能、総合訓託に基えて、この証を必ず窓口に提出してください。 5 氏名、任布、加入している国産保険、搬送気に変更があったときは、社会保険診療契機を拡進金にその旨を紹けますください。 |
| 6 病態の進行や死亡で受給者の唇格がなくなったときは、この証を連 やかに社会保険診療機能をお基金に基礎してください。 7 この証を提供したり、分したり又は除失した場合は、社会国験診療 機能支払基金にその診を指されてください。 |
| 財務を支援等の必要機が強くなったときは、社会保険診療権限支 起産会にその背を届け扱てください。 その他の助い合わせは、下記に連絡してください。 |
| 通絡定 社会保険診療物構支払基金 (TEL 0120-918-027) (TEL 02-2591-7441) |

定期検査受診票



注:「定期検査受診票」の受診回数をご確認願います。年間(1月から12月)の限度回数を超える場合は公費負担の対象外となりますので、ご注意ください。

検査を行った医療機関は、「定期検査受診票」に受診年月日・医療機関名を記載し受給者の方へお渡しください。

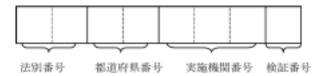
注:母子感染防止医療は、定期検査とは別に受給者の方が出産する子どもごとに受診することができます。また、「定期検査 受診票」の記載も不要です。

20 公費負担医療の診療報酬請求上の留意事項(社保・国保)

1. 公費併用明細書

(1) 公費負担者番号欄

各種公費負担医療の受給者証(医療券、医療証)に記載されている負担者番号8桁を必ず記載してください。



(2) 受給者番号欄

各種公費負担医療の受給者証(医療券、医療証)に記載されている受給者番号7桁を必ず記載してください。



(3) 月途中の保険者番号の変更

月の途中において保険者番号の変更があった場合は、保険者番号ごとに明細書を作成してください。

(4) 複数併用公費の取扱い

公費では複数の公費の対象となる患者が存在します。医療保険と公費負担医療を請求する場合は「併用レセプト」と呼ばれ、医療保険と公費が2つある場合は「3者併用レセプト」、公費が3つある場合は「4者併用レセプト」と呼ばれます。診療報酬明細書は優先順位が上位の公費負担者番号及び受給者番号を「公費①」の項に、下位の公費負担者番号及び受給者番号を「公費②」の項に記入してください。第3公費について、公費負担者番号欄に記載ができない場合(4者併用等)は、摘要欄に「公費負担者番号」、「受給者番号」、及び、「診療実日数」を記載することになります。加えて、第3公費に係る療養の給付の合計点数、負担金額、食事療養及び生活療養を行った日数及び当該療養に係る金額の合計額並びに標準負担額は、「療養の給付」欄及び「食事・生活療養」欄の「公費②」の項をそれぞれ上下に区分し、上欄には第2公費に係る事項を、下欄には第3公費に係る事項を記載することになります。

なお、電子レセプトの場合は、レセプト情報の公費レコードに第3公費以降も記録をお願いします。記録が出来ない場合は、レセコンのシステムベンダにお問い合わせ下さい。

(5) 療養の給付欄

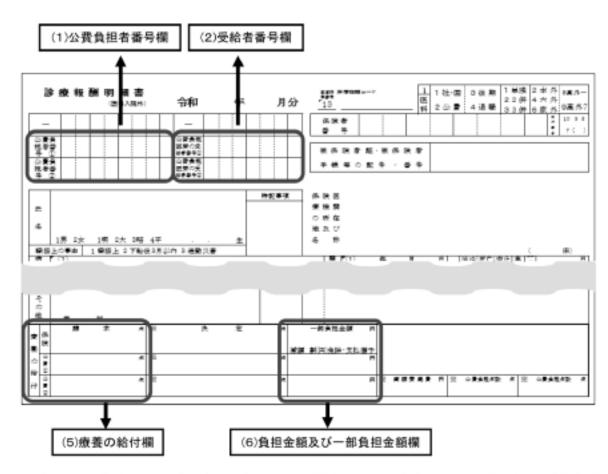
「公費①」及び「公費②」の項に、第1公費及び第2公費の療養の給付に係る合計点数を記載してください。第1公費に係る合計点数が医療保険に係るものと同じ場合は、第1公費に係る合計点数の記載を省略しても差し支えありません。また、第2公費があり、当該第2公費に係る合計点数が第1公費に係る合計点数と同じ場合は、第2公費に係る記載を省略しても差し支えありません。

(注) 医療保険と公費負担医療の給付内容が異なる場合、又は医療保険と公費負担医療の診療実日数が異なる場合は、明 細書摘要欄の公費負担医療に係る分にアンダーライン (赤ボールペンと赤鉛筆は使用不可)を引いて、その合計点 数を公費分点数欄に記載してください。

(6) 負担金額及び一部負担金額欄

入院における「負担金額」の項は、一部負担金の支払いを受けて記載が必要となる事例の場合は、その金額を記載してください。一部負担金相当額の一部を公費負担医療が給付するときは、公費負担医療に係る給付対象額を「負担金額」の項の「保険」の項の上段に()で再掲してください。「負担金額」の項には、支払いを受けた一部負担金と公費負担医療が給付する額とを合算した金額を記載してください。

入院外における「一部負担金額」の項は、高額療養費が現物給付された者に限り記載することとし、支払いを受けた 一部負担金の額を記載してください。この場合、一部負担金相当額の一部を公費負担医療が給付するときは、公費負担 医療に係る給付対象額を「一部負担金額」の項の「保険」の項の上段に()で再掲するものとし、「一部負担金額」 の項には、支払いを受けた一部負担金と公費負担医療が給付する額とを合算した金額を記載してください。



※公費には、公費番号 28 の感染症や公費番号 54 の難病のように、疾病に係る医療費に対し公費負担するもの(疾病対象公費)と、公費番号 80 の心身障害者(⑩)や公費番号 88 の乳幼児医療(乳)のように医療費全額を公費負担するもの(患者対象公費)があります。公費負担医療が2種類以上の場合は、公費分点数欄の記載方法は以下のとおりとなります。

ア)疾病対象公費を2種類持っている場合(支払基金、国保連合会ともに請求方法は同じ)

例) 保険と自立支援医療(公費21)と特殊医療(人工透析を必要とする 腎不全)(公費82)の併用、特定疾病療養受領証の自己負担限度額(長) 20,000円の場合

総点数42.300点 公費①自立支援医療500点

公費②41,000点 医療保険単独800点

| | 94 | # * 42,300 | A. | 301 | 決 | 定 | .AL | 一部負担金額 円 減額 割(円)免除·支払額予 |
|-----|----|---------------|----|-----|---|---|-----|----------------------------|
| 競換の | 公費 | | ň | * | | | di. | F00 |
| 舒舒 | 22 | 500 | Æ | 101 | | | Æ. | 500 |
| | 费区 | 41, 000 | | | | | | 10,000 |

イ)疾病対象公費と患者対象公費の2種類持っている場合

(支払基金、国保連合会と請求方法が異なります)

例)保険と自立支援医療(公費21)とマル障(公費80)の併用 総点数2,000点 公費①自立支援医療500点

公費 21 は精神疾患及びてんかんの治療費が公費対象であり、公費 80 は障害者 1 級等の患者の全医療費が公費の対象となります。

社会保険加入者

公費①の公費分点数欄には、第1公費の対象となる医療費(500点)の請求点数を記載してください。 公費②の公費分点数欄については、公費②の対象となる全請求点数(2,000点)を記載してください。

例)

| 101 | 保険 | 2,000 | 38 | 決 | 定 | ./K | 一部負担金額 円 減額 割(円)免除·支払猶予 |
|-----|------|--------------------|----|---|---|------|----------------------------|
| 報の合 | 金費 ① | 500 ^(x) | ** | | | .it. | 500 ^円 |
| 10 | 公費回 | 2,000 | 推 | | | /K | PI |

都内国民健康保険加入者

公費①の公費分点数欄には、第1公費の対象となる請求点数 (500 点) を記載してください。 公費②の公費分点数欄については、<u>公費①と公費②が原則保険総点数となるよう (1,500 点)</u>記載してください。 例)

| 恢 | 発験 | 2,000 | AK. | ** | 決 | 定 | Ж | 一部負担金額 円 減額 割(円)免除·支払発予 |
|-----|-----|-------|-----|----|---|---|------|----------------------------|
| 養の絵 | 公費田 | 500 | /K | 雅 | | | Ж | 500 P3 |
| 11 | 公費日 | 1,500 | AX. | * | | | ,či. | FI |

ウ) 患者対象公費は全ての医療費が対象となりますので、2種類の公費を持つことはできません。 万が一、2種類提示された場合は、一部負担金の少ない公費での請求となります(支払基金、国保 連合会と請求方法は同じです)。

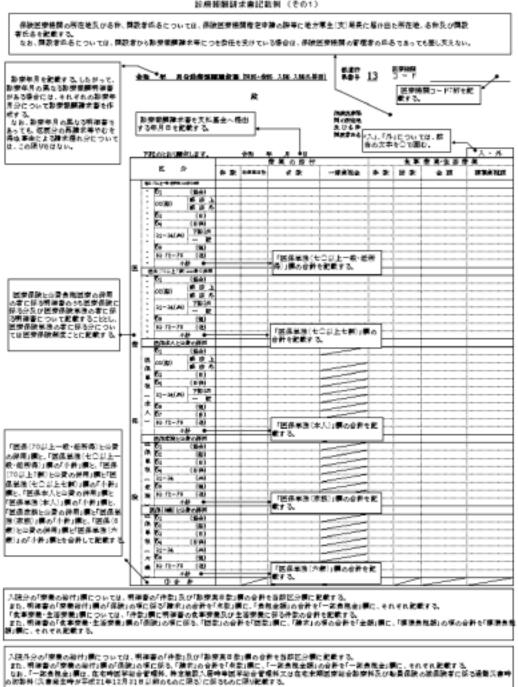
2. 診療報酬請求書

(1) 社会保険

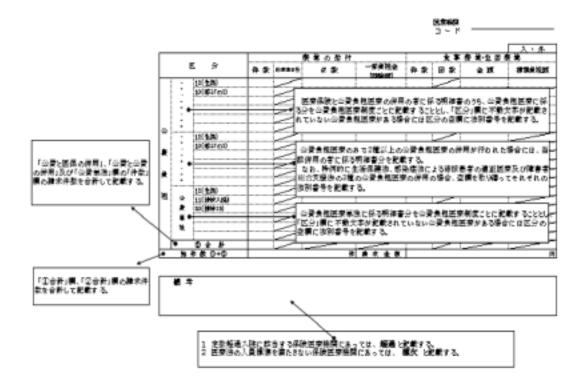
診療報酬請求書は、診療報酬請求書記載例を参考に黒若しくは青色のインク又はボールペン等を使用し明確な書体で 入院・入院外別に作成してください。

なお、レセプト電算処理システムによる光ディスク等での請求の場合は、光ディスク等送付書を作成しますが、返戻 照会に係る再請求分等、紙媒体での請求がある場合は当月請求の光ディスク等送付書とは別に、診療報酬請求書を作成 してください。

診療報酬請求書記載例 (その1)



診療報酬請求書記載例 (その2)



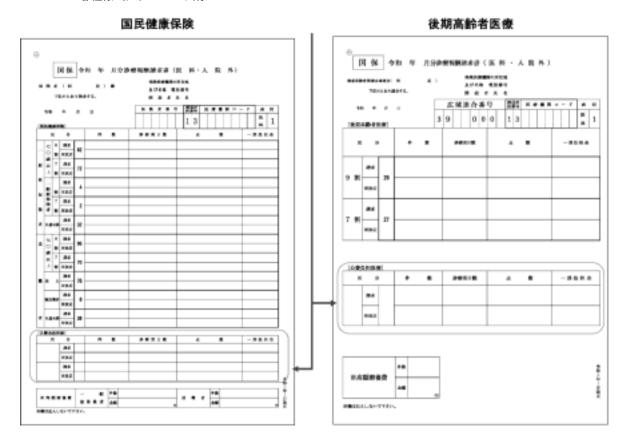
公費負担の機器の給付は、公費負担医療制度さとに「仲数」、「点数」、「一部負担金(経幹額)」模及び食事機養・生活機器の「仲数」、「金額」、「標準負担期」関に、各公費の請求に係るものを合計し、それぞれの制度の認当機に記載する。ただし、「公費引」の項に係る記載を省略した明細書については「何険」又は「公費引」の項の記載と同様であることから、これを加えて合計する。

(2) 国民健康保険

診療報酬請求書は都外の保険者のみ作成してください。請求書の公費負担医療分の欄は「診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領」で記載することとなっていますが、現在のところ、記載を省略しても差し支えありません。書式は東京都国民健康保険団体連合会ホームページよりダウンロードが可能です。

[診療報酬請求書、その他書式掲載場所]

ホーム > 各種様式ダウンロード集



診療報酬総括請求書の公費併用件数欄に都内保険者分と都外保険者分に分けて、公費の件数を記入してください。

紙媒体用 ⊕ M W 0K #0 **** 令和 年 月分 診療報酬総括請求書 1 3 • 6 N (R E) **新用整理委员会**() ****** **** ** : :::::: *** A 80 COPP PE BE お 日 名 内 温味を か 計 の 高味を の 高味を 100 保 Ħ 25

0.000 H B

電子媒体用



3. その他

E 9

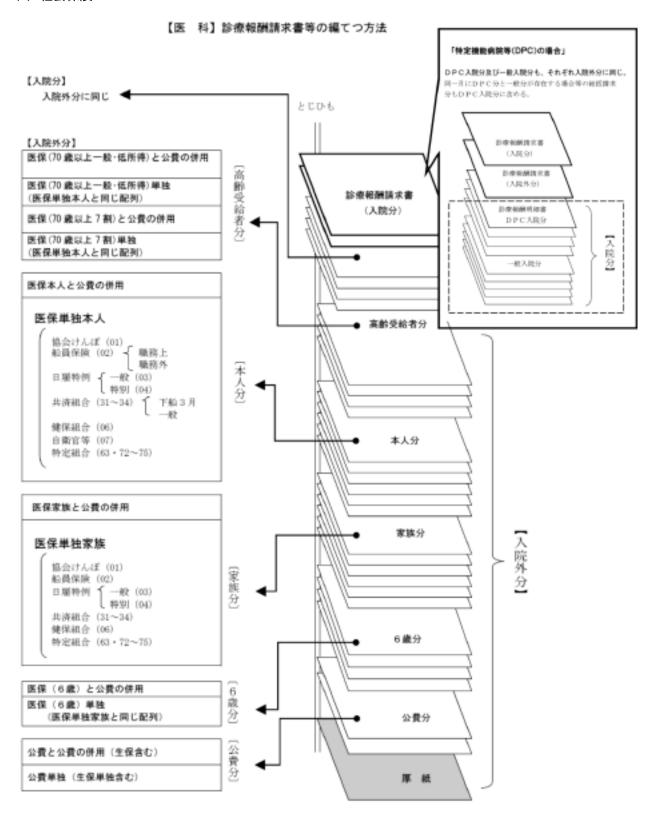
8 8 8

8 6 9

道府県が実施している医療助成制度(いわゆる道府県の単独事業)は取り扱いが出来ないため、公費併用ではなく、単 独分として請求してください。また、東京都が実施している医療助成制度についても、公費受給者が、都外の市町村国民 健康保険の被保険者または都外の国民健康保険組合の組合員の場合も取り扱いが出来ないため、公費併用ではなく単独分 として請求してください。

4. 編綴方法

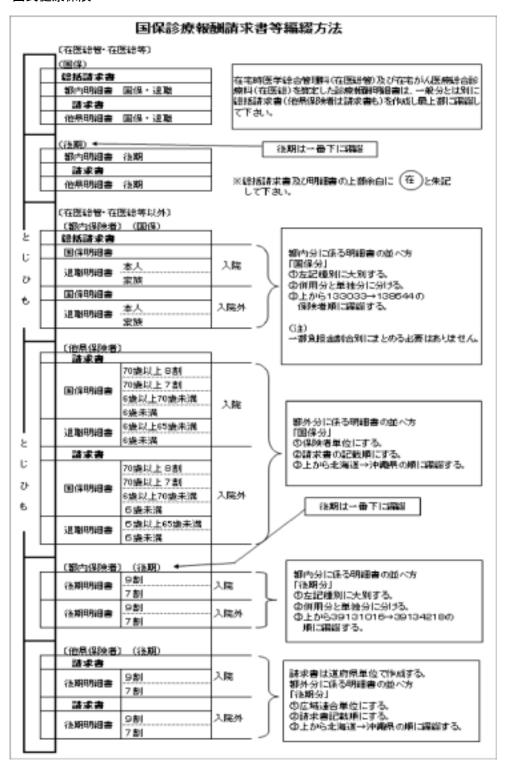
(1) 社会保険



(注)

- 1. レセプトの編てつ順序は、原則として請求書の記載順序とする。
- 2. 医療保険単独分の高額療養費長期疾病に係る当該明細書は、入除、入院外ともそれぞれ各管掌の最上部に属てつする。

(2) 国民健康保険



5. よくある問合せ(Q&A)

- Q1) マル乳(法別88)からマル子(法別88)への変更時期はいつですか?
- A1) 変更時期については、小学校1年生(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日)から変更となります。 なお、例年4月診療分は、未就学者が就学され、マル乳(法別88)受給者がマル子(法別88)受給者へ変更される 時期です。資格誤りでの返戻が多くなりますので、受給者証の確認をお願いします。(社保・国保)
- Q 2) マル障 (法別 80136×××) 及びマル親 (法別 81136×××) の患者負担額 (公費) の記載は、10円単位ですか? 1円単位でしょうか?
- A2) 原則として1円単位で記載願います。(社保・国保)
- Q3) 生活保護(法別12)単独分において、医療券の「本人支払額」欄10,000円と記載されていますが、当月の療養の給付請求点数が300点であったため、患者さんからは3,000円しかいただいていません。 レセプトの「負担金額」欄には、いくら記載すればよいですか?
- A3) 実際に患者から徴収した3,000円の記載となります。(社保)
- Q4) 返戻されたレセプトが、社保(国保)と公費の併用から社保(国保)単独となりました。紙レセプトで再請求する際の留意点を教えてください。
- A 4) 公費負担者番号・公費受給者番号を抹消するとともに、「保険種別 2 」欄、公費「実日数」欄及び公費「請求点数」欄の訂正もお願いします。なお、紙レセプトで再請求される場合は、新たにレセプトを作成せず、返戻されたレセプトの誤り箇所を二重線で抹消し訂正のうえ再請求願います。(社保・国保)
- Q5) 電子請求での公費5者併用の請求がわかりません
- A5) 公費5者併用レセプトについては、電子請求が不可なため、紙でのご請求をお願いします。(社保・国保)
- Q6) レセプトの取り下げのやり方がわかりません
- A 6) 専用用紙(国保:「再審査・取下げ依頼書」・社保:「再審査等請求書」)に取下げしたいレセプト情報(保険者番号や 診療年月等)を記入し、ご提出をお願いします。専用用紙の記入方法は、ホームページをご確認願います。
 - ※ オンライン請求を実施している保険医療機関等については、オンライン請求システムから再審査等請求(再審査・取下げ依頼)を送信することが可能です。

[国保連掲載場所] ホーム → 保険医療機関等・柔整施術所の皆様 → 診療(調剤)報酬明細書等再審査・ 取下げ依頼関係はこちら(国保)

[社保掲載場所] トップページ → 様式集 → 医療機関・薬局の方 → 再審査 → 再審査等請求書(社保)

- Q7) レセプト再請求について他県分の請求書は必要ですか
- A7) 紙請求の場合には必要ですが、電子請求については不要です。(国保)
- Q8) 特別療養費(資格証明書での受診)の請求方法は電子請求でよいですか
- A8) 総括請求書を別作成し、紙レセプトにてご提出をお願いします。(国保)
- Q9) レセプトの受付時間について
- A 9) 受付時間、受付日程につきましては、ホームページをご参照願います。 [国保連掲載場所] ホーム > 請求受付・支払日 [社保掲載場所] トップページ → 都道府県情報 → 東京 → 支払基金からのご案内(医療機関等用)
- Q10) 返戻レセプト理由について
- A10) 国保連合会よりご送付しております「増減点・返戻通知書」の摘要欄をご確認願います。なお、被保険者に関する資格情報等(記号番号・負担割合・公費番号)については、証の発行元である各区市町村、国保組合又は公費実施者へお問合せいただきますようお願いいたします。(国保)

問合せ先 社会保険診療報酬支払基金関東審査事務センター 事業管理課 ☎3987-6181 東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 管理課 ☎6238-0011

ホームページ 社会保険診療報酬支払基金 https://www.ssk.or.jp 東京都国民健康保険団体連合会 https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp

21 災害時の公費負担医療の取扱いについて(参考)

近年、各地で様々な自然災害が発生しているため、本項では公費負担医療に関係する被災者の取扱いや医療機関が被災した際の取扱いを掲載する。記載した内容は、厚生労働省等の通知を参考に過去の災害時の取扱いを取り纏めた一般的な対応であるため、災害発生時には、厚生労働省や都道府県等から発出される通知等を必ず確認して対応されたい。

1. 災害時における窓口での対応について

公費負担医療の医療券等の紛失や自宅に残して避難しているため、医療機関の窓口で提示できない場合でも被災者の以下①~④(公害認定疾病、水俣病、石綿救済法指定疾病の場合は①~⑤)の申し出により受診が可能となり、緊急の場合には、指定医療機関以外の医療機関でも受診が可能となる。

- ① 各制度の対象者である申し出
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 住所等連絡先を確認できるもの
- ⑤ 手帳の交付を行った自治体名又は機関名(※公害認定疾病、水俣病、石綿救済法指定疾病の場合)

2. 災害時における医療機関の請求について

災害等の影響による電気通信回線の機能障害やレセプトコンピュータの故障により、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求が行えない場合の取扱いは、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)において、以下の旨が規定されている。

- ① 事前に書面による請求を行う旨を審査支払機関に届出を行う必要はなく
- ② 療養の給付費等の書面による請求時に届出を行い
- ③ 届出内容を確認できる資料は請求の事後に提出すればよい。

(参考) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求の費用に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)

附則

(療養の給付費等の請求に係る経過措置)

第四条 (略)

2~4 (略)

- 5 第五条及び第六条並びに本条第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、第一条の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる療養の給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。
 - 一 電気通信回線設備の機能に障害が生じた保険医療機関又は保険薬局 当該障害が生じている間に行う療養の給 付費等の請求
 - 二 レセプトコンピュータの販売又はリースの事業を行う者との間で光ディスク等を用いた請求に係る設備の設置 又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している保険医療機関又は保険薬局であって、当該設置又は導入に係る 作業が完了しておらず、療養の給付費等の請求の日までに光ディスク等を用いた請求ができないもの 当該設置又 は導入に係る作業が完了するまでの間に行う療養の給付費等の請求

三・四(略)

五 その他電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある 保険医療機関又は保険薬局 当該請求

- 6 保険医療機関又は保険薬局は、前項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
- 7 保険医療機関又は保険薬局は、第五項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る療養の給付費等の請求の日に当該届出を行うことができる。この場合にあっては、前項の資料は当該療養の給付費等の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする。

【厚生労働省保険局 通知より】

[各制度における請求の取扱い]

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ① 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」(法第 10 条関係) 若しくは 「一般疾病医療」(法第 18 条関係) であったかを特定すること。
- ② ①により特定ができた場合は、診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち 公費負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受 給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

③ どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で原爆と表示するとともに、 摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求することとする。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課(電話番号 082-513-3109)、福岡県福祉労働部保護・援護課(電話番号 092-643-3301)又は神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課(電話番号 045-210-4907)に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局被爆者支援課に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費 負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号 が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる2桁の法別番号(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「54」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費 負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号 が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(5) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち 公費負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(6) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究推進事業に係る医療費の支給「38」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費 負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号 が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(7) 児童福祉法

- ① 医療機関等は、児童福祉法第 20 条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、 公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号(児童福祉法による療育の給付「17」)を付すとともに、摘要欄の余白に 被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。
 - なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。
- ② 医療機関等は、児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「52」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で当該小児慢性特定疾病医療支援の対象疾病名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁)が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号 (8桁)を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(8) 母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(母子保健法による養育医療「23」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費 負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号 が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(9) 生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(生活保護法による医療扶助「12」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費 負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号 が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する医療支援給付「25」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費 負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号 が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(11) 戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(戦傷病者特別援

護法による療養の給付「13」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。 なお、公費負担者番号(8桁)、受給者番号(7桁)が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費 負担者番号(8桁)を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号 が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 24 項に規定する自立支援医療(更生医療、育成医療及び精神通院医療)の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号 (8桁)、受給者番号 (7桁) が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費 負担者番号 (8桁) を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号 が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

- ※1 なお、明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの 出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。
- ※2 電子レセプトにより請求する場合においては、以下の点を参考にすること。
 - ① 公費負担者番号が確認できない場合には、「法別2桁 + 888888 (6桁)」を記録し、併せて摘要欄の先頭に「住所」を記録すること。
 - また、受給者番号が確認できない場合においては、「9999999 (7桁)」を記録すること。
 - ② 公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、「9999999 (7桁)」を記録し、摘要欄の 先頭に「不詳」を記録すること。
- ※3 「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(平成25年1月24日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)において「赤色で災2と記載する」とされているものについては、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載し、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、摘要欄の先頭に「災2」を記録すること。

(1)~(12)【厚生労働省 健康局、社会・援護局、こども家庭庁成育局通知より】

(13) 公害医療手帳

医療機関等は、慢性気管支炎等の公害認定疾病についての療養の給付を取り扱った場合は、認定を受けた都道府県又は公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市に照会した上で、公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書等を用いて当該自治体に請求すること。

(14) 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等

医療機関等は、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、水俣病被害者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(15) 石綿健康被害医療手帳

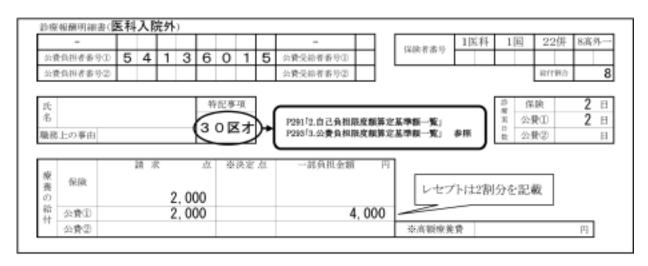
医療機関等は、石綿健康被害医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号(認定疾病に係る医療「66141011」)を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。 ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

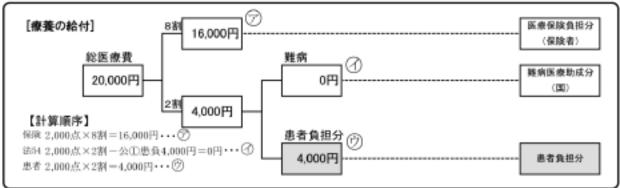
(13) ~ (15)【環境省大臣官房環境保健部、独立行政法人 環境再生保全機構通知より】

22 診療報酬請求等に関する参考事例

| 事例 1 | 難病医療「54」 (70 歳以上(患者負担2割)、限度額5千円(低所得Ⅱ) |
|-----------------|--|
| 事例 2 | 難病医療「83(都疾病)」 (70 歳以上(患者負担 2 割)、限度額 5 千円(低所得 II)) |
| 事例 | 難病医療「54」+ マル障「80」 (70 歳未満(患者負担3割)(住民税課税者)、限度額5千円(一般所得I)) |
| 事例 4 | 難病医療「54」+ マル障「80」 (70 歳未満(患者負担3割)(住民税課税者)、限度額5千円(一般所得Ⅰ)) |
| 事例 5 | 難病医療「54」+ マル障「80」 (70 歳未満(患者負担3割)(住民税課税者)、限度額5千円(一般所得I)) |
| 事例 | 難病医療「54」+ マル障「80」 (70 歳未満(患者負担3割)(住民税課税者)、限度額5千円(一般所得Ⅰ)) |
| 事例 | 難病医療「54」(既認定者、自己負担上限額1万円の場合) + 高額療養費本人入院(標準報酬月額28万円~50万円) |
| 事例 | 難病医療「54」(既認定者、自己負担上限額5千円の場合) + 高額療養費本人入院(標準報酬月額26万円以下) |
| 事例 | 難病医療「54」(既認定者、自己負担上限額5千円の場合) + 高額療養費本人入院(標準報酬月額26万円以下) |
| 事例 10 | 更生医療 : 障害者総合支援法「15」(自己負担上限額2万円の場合) + 高額療養費本人入院(標準報酬月額28万~50万円) |
| 事例 | 更生医療: 障害者総合支援法「15」(自己負担額なしの場合) + 高額療養費 本人入院(低所得者) |
| 事例 | 更生医療 : 障害者総合支援法「15」(自己負担額なしの場合) + 高額療養費 本人入院(低所得者) |
| 事例 13 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 事例 14 | 噂・観 (一部負担あり) で受診した場合 |
| 事例 15 | 子・青 ((通院負担有 200 円) で受診した場合①・② |
| 事例 16 | 自立支援医療と同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 事例 17 | 自立支援医療と聞・制(一部負担あり)の併用で分点数有の場合 |
| 事例 18 | 小児慢性疾病と子・青 ((通院負担有 200 円) の併用で分点数無の場合(1) |
| 事例 19 | 小児慢性疾病と子・青 ((通院負担有 200 円) の併用で分点数無の場合(2) |
| 事例 20 | 小児慢性疾病(一部負担金あり)と子・青(通院負担有 200 円)の併用で分点数有の場合 |
| 事例 21 | 小児慢性疾病(一部負担金なし)と子・青(通院負担有 200 円)の併用で分点数有の場合 |
| 事例 22 | 特定疾病療養受療証(自己負担2万円)と衝・「障(一部負担なし)の併用の場合 |
| 事例 23 | 特定疾病療養受療証(自己負担2万円)と衝・「障(一部負担あり)の併用の場合 |
| 事例 24 | 自立支援医療受給者証(精神通院医療)+ 精神医療給付金で他院にて上限に達している場合 |
| | |

事例1 難病医療「54」 (70歳以上(患者負担2割)、限度額5千円(低所得Ⅱ)





療養の給付内訳

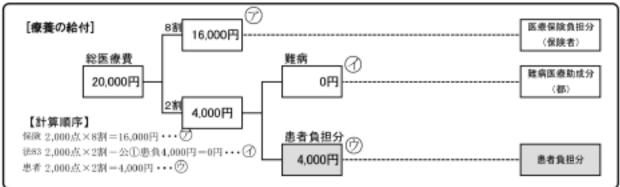
| 医療保険負担分 (保険者) 16,000円 | 難病医療助成分 (国) | 0円 | 患者負担分 | 4,000円 |
|--------------------------|----------------|----|-------|--------|
|--------------------------|----------------|----|-------|--------|

本事例において、法別番号54の公費患者負担限度額(5,000円)の場合、公費患者負担額(公費対象点数×2割)が 公費患者負担限度額を超えないため、結果として法別54の公費負担額は発生しない。

事例2 難病医療「83(都疾病)」

(70歳以上(患者負担2割)、限度額5千円(低所得Ⅱ))





療養の給付内訳

| 医療保険負担分 | 10.000 TI | 無病医療助成分 | οШ | also the fire little fire | 4 000 TI |
|---------|-----------|---------|----|---------------------------|----------|
| (保険者) | 16,000円 | (都) | 0円 | 患者負担分 | 4,000円 |

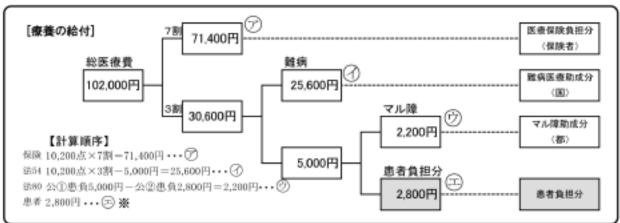
参考 事例 1·2 自己負担上限額管理票(法別番号83)



本事例の法別番号83は事例1(難病医療「54」)と同様、結果として公費負担額は発生しない。

事例3 難病医療「54」+マル障「80」 (70歳未満(患者負担3割)(住民税課税者)、限度額5千円(一般所得 I))





療養の給付内訳

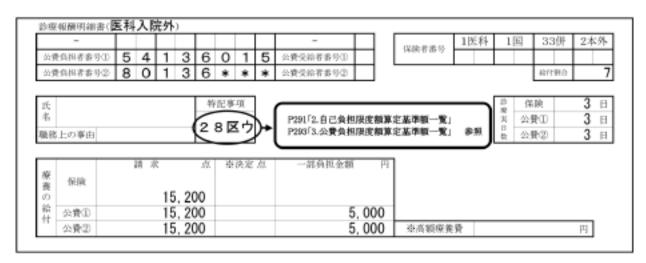
| 医療保険負担分 (保険者) 71,400円 | 難病医療助成分 (国) 25,600円 | マル障助成分 2,200円 | 患者負担分 2,800円 |
|--------------------------|------------------------|---------------|--------------|
|--------------------------|------------------------|---------------|--------------|

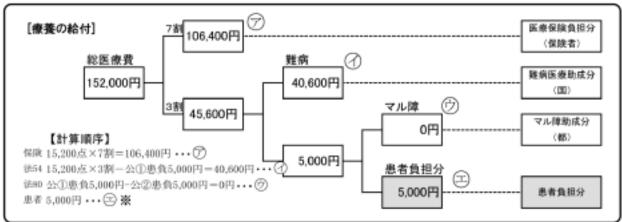
参考 事例3 自己負担上限額管理票(法別番号54)

| | 4 | 特定医療費 予和〇年〇月自己 | | | | |
|--------|------------|-------------------|--------|--------------|-------|---|
| 受診者名 | | | 受給者番号 | | | _ |
| | | | 月額自己負 | 担上限 | 5,000 | Ρ |
| 旧付 | 指定医療機関名 | 医探費総額(10割分) | 自己負担額 | 自己負担の累計額(月額) | 微坎印 | 1 |
| ОЛОЯ | A病院 | 22,000円 | 4,400円 | 4,400円 | 印 | 1 |
| ОЛОВ | A州院 | 10,000円 | 600円 | 5,000[4] | 印 | 1 |
| ОЯОВ | A解院 | 70,000円 | | | 印 | |
| 上鉛のとおり | 目 額の自己負担上限 | 変類に達しました。 | | | | _ |
| 日付 | 指定医療機関名 | | | | |] |
| ОЛОВ | | 印 | 1 | | | |

※実際の窓口徴収額の考え方については、297ページ「5難病・小慢・マル障等の併用について」を参照願います。

事例4 難病医療「54」+マル障「80」 (70歳未満(患者負担3割)(住民税課税者)、限度額5千円(一般所得 I))





療養の給付内訳

| 医療保険負担分 106,400円 | 量病医療助成分 (tel) | 40,600円 | マル障助成分 | 0円 | | 患者負担分 | 5,000円 |
|------------------|------------------|---------|--------|----|-----|-------|---|
| (保険者) 106,400円 | (国) | , | (都) | | - 1 | | -,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |

参考 事例 4 自己負担上限額管理票 (法別番号54)

| | 4 | 特定医療費 令和〇年〇月自己 | | | | |
|--------|-----------|-------------------|--------|--------------|-------|---|
| 受診者名 | | | 受給者番号 | | | _ |
| | | | 月期自己负 | (担上限 | 5,000 | P |
| 目付 | 推定医療機関名 | 医療費給額(10割分) | 自己負担額 | 自己負担の果計額(月額) | 微収印 | 1 |
| ОЛОВ | A樹院 | 50,000円 | 5,000円 | 5,000円 | BI | 1 |
| ОЛОВ | ARIR | 52,000FI | | | FII | П |
| 〇月〇日 | ARR | 50,000FI | | | βI | |
| 上記のとおり | 目額の自己負担上限 | 変類に達しました。 | | | | |
| 目付 | | 指定医療機関名 | | | | |
| ОЛОВ | | A病院 | | | | |

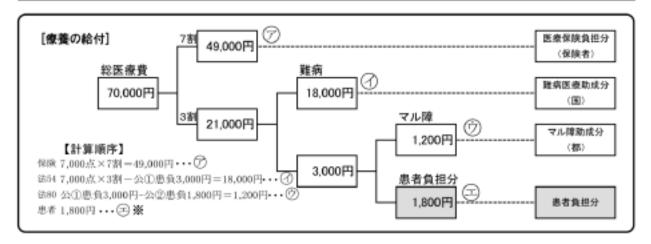
※実際の窓口徴収額の考え方については、297ページ「5離病・小慢・マル障等の併用について」を参照願います。

事例5 難病医療「54」 +マル障「80」

(70歳未満(患者負担3割)(住民税課税者)、限度額5千円(一般所得 I))





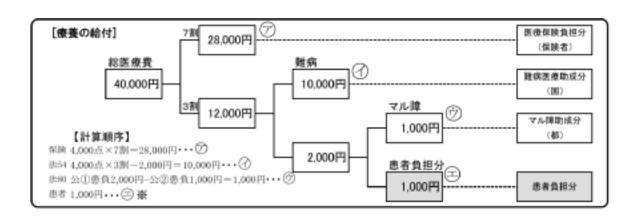


療養の給付内訳

| 医療保険負担的 | 49,000円 | 雅病医療助成分 | 18,000円 | マル障助成分 | 1,200円 | 患者負担分 | 1,800円 |
|---------|---------|---------|---------|--------|--------|-------|--------|
| (保険者) | | (国) | | (都) | -, | | -,, |

【B薬局】





療養の給付内訳

医療保険負担分 髓病医療助成分 マル陣助成分 28,000円 10,000円 1,000円 患者負担分 1,000円 (保険者) (国) (都)

参考 事例 5 自己負担上限額管理票(法別番号54)



1月5日 A病院 (総医療費 1,200 点)

1,200 点×7割-8,400 円

D:54 1,200 点×3 割一公田患負 2,400 円-1,200 円 公①患負 2,400 円-公②患負 1,200 円=1,200 円 (h: 80

患者負担 1,200円

1月6日 A邦院 保医販費 800 ±0

800 点×7 割=5,600 円

800 点×3 制一公正独负 600 円=1.800 円 进54 公①患負 600 円一公②患負 600 円一0 円 洗烟0

患者負担 600円

1月7日 A病院 (総部療費 2,000 点)

保険 2,000 点×7部-14,000円

80:54 2,000 点×3割一公印使負 0 円-6,000 円

(h: 80 公①患負0円-公②患負0円=0円

患者負担 0円

1月8日 A刺除 (総医頻費 3,000 点)

69.69 3,000 点×7割=21,000 円

3,000 点×3割-公①患負0円=9,000円 进54

公①患負0円-公②患負0円=0円 送80

患者負担 0円

1月5日 B薬局 (総医療費 1,000 点)

保険 1,000 点×7割-7,000 円

法 54 1,000 点×3 割一公①思负 2,000 円-1,000 円 法80 公①委員2,000円-公②委員1,000円-1,000円

患者負担 1,000円

1月6日 B薬局 (総医療費 1,500 点)

保険 1,500 点×7 割=10,500 円

法 54 1.500 点×3 期一公① 地負 0 円=4.500 円 法80 公印费负0円-公定费负0円-0円

患者負担 0円

1月7日 B薬局 (絶距療費700点)

保険 700 点×7 和-4.900 円

法 54 700 点×3 割-公①患負 0 円-2,100 円 社80 公①患負0円-公②患負0円=0円

患者負担 0円

1月8日 B薬局 (総医療費800点)

保険 800 点×7割=5,600円

法 54 800 点×3 割-公①患負 0 円=2,400 円 法80 公①费負0円-公②要負0円=0円

患者負担 0円

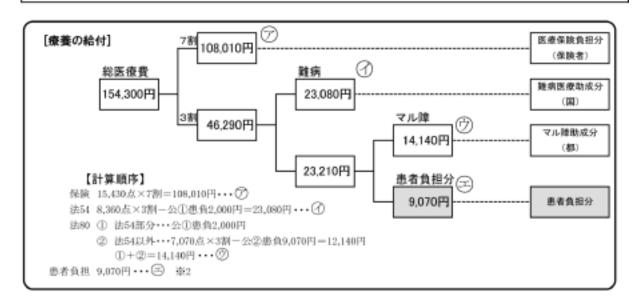
※実際の窓口徹収額の考え方については、297ページ「5離病・小慢・マル障等の併用について」を参照願います。

事例6 難病医療「54」 +マル障「80」

(70歳未満(患者負担3割)(住民税課税者)、限度額5千円(一般所得 I)) (総医療点数15,430点、難病医療「54」点数8,360点)







療養の給付内訳

参考 事例 6 自己負担上限額管理票(法別番号54)



1月6日 Bクリニック(総医療費 6,300点)

保険 6,300点×7割=44,100円 …⑦

法54 6,300点×3割-公①患負2,000円=16,900円…① 法80 公①患負2,000円-公②患負2,000円=0円…②

患者負担 2,000円…⊙

1月7日 Bクリニック(総医療費 2,060点)

保険 2,060点×7割=14,420円…⑦

法54 2,060点×3割-公①患負0円=6,180円…①

法80 公①患負0円-公②患負0円=0円…②

患者負担 0円…日

1月8日 Bクリニック(総医療費 5,000点)

保険 5,000点×7割=35,000円…②

法54 対象外

法80 5,000点×3割-公②患負5,000円=10,000円···◎

患者負担 5,000円…公

1月9日 Bクリニック(総医療費 2,070点)

保険 2,070点×7割=14,490円…②

法54 対象外

法80 2,070点×3割-公②患負2,070円=4,140円…②

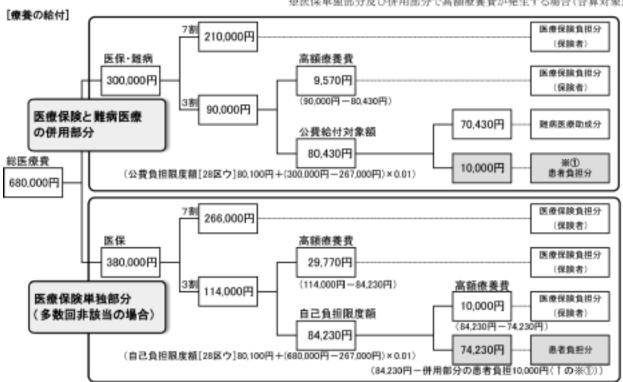
患者負担 2,070円…⑤

※2 実際の窓口徴収録の考え方については、297ページ「5難病・小慢・マル除等の併用について」を参照願います。

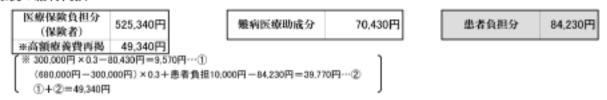
難病医療「54」(自己負担上限額1万円の場合)+高額療養費 事例7 本人入院(標準報酬月額28万円~50万円)



※医保単独部分及び併用部分で高額複養費が発生する場合(合算対象)

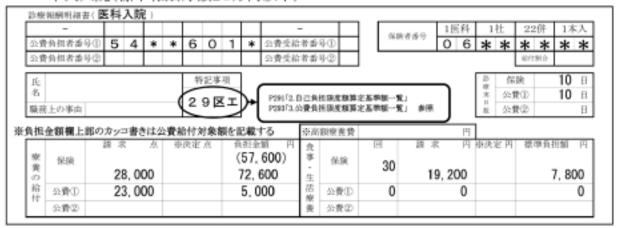


療養の給付内訳

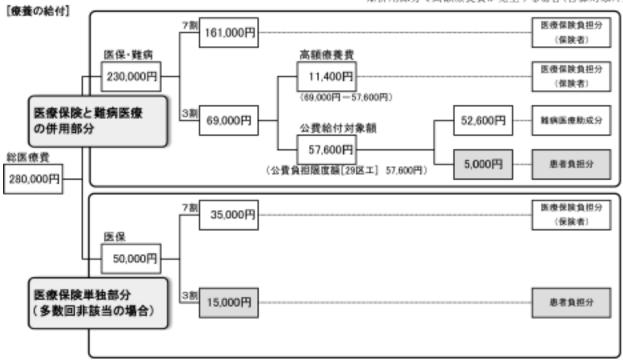


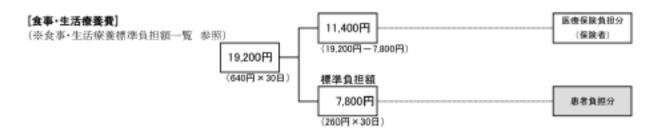
茶負担金額の記載については、245ページ「20公費負担医療の診療報酬上の留意事項(社保・国保)・(6)負担金額及び一部負担金額覧」を 参照願います。

事例8 難病医療「54」(自己負担上限額5千円の場合) + 高額療養費本人入院(標準報酬月額26万円以下)



楽併用部分で高額療養費が発生する場合(合算対象外)



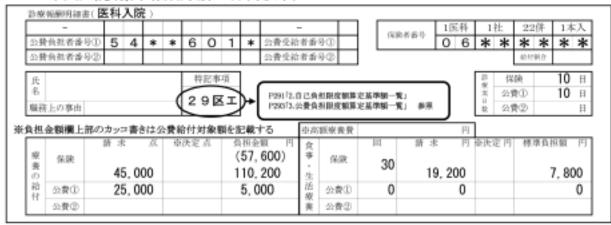


療養の給付内訳

| 医療保険負担分 (保険者) | 207,400円 | 继病医療助成分 | 52,600円 | 患者負担分 | 20,000円 |
|--------------------------------|----------|---------|---------|-------|---------|
| ※高額療養費再掲 ※ 230,000円 × 0.3-5 | 11,400円 | AEI | | | |

※負担金額の記載については、245ページ「20公費負担医療の診療報酬上の宿意事項(社保・国保)・(6)負担金額及び一部負担金額策」を参照願います。

事例9 難病医療「54」(自己負担上限額5千円の場合) + 高額療養費 本人入院(標準報酬月額26万円以下)



※医保単独部分及び併用部分で高額療養費が発生する場合(合質対象) [療養の給付] 医療保険負担分 175,000円 (保険者) 医保·難病 高額療養費 医療保険負担分 250,000円 17.400円 (保険者) (75,000円-57,600円) 医療保険と難病医療 75.000円 52.600円 難病医療助成分 の併用部分 公費給付対象額 57.600円 総医療費 5,000円 患者負担分 (公費負担限度額[29区工] 57,600円) 450,000円 医療保険負担分 140.000円 医保 高額療養費 医療保険負担分 200.000円 2.400円 (保険者) (60,000円-57,600円) 高額療養費 60,000円 医療保険単独部分 医療保険負担分 5.000円 (多数回非該当の場合) (保険者) 自己負担限度額 (57,600円-52,600円) 57.600円 52.600円 患者負担分 (自己負担限度額[29区工] 57,600円) (57,600円-併用部分の患者負担5,000円) [食事·生活療養費] 医療保険負担分 11.400円 (※食事・生活療養標準負担額一覧 参照) (保険者) (19,200円 - 7,800円) 19,200円 (640円×30日) 標準負担額 7.800円 患者負担分 (260円×30日) 療養の給付内訳 医療保険負担分 339.800円 無病医療助成分 52,600円 57,600円 患者負担分 (保険者) ※高額療養費再掲 24.800円 ※ 250,000円 × 0.3-57,600円 = 17,400円・・・①

※負担金額の記載については、245ページ「20公費負担医療の診療制限上の容意事項(社保・国保)・(6)負担金額及び一部負担金額覧」を参照額います。

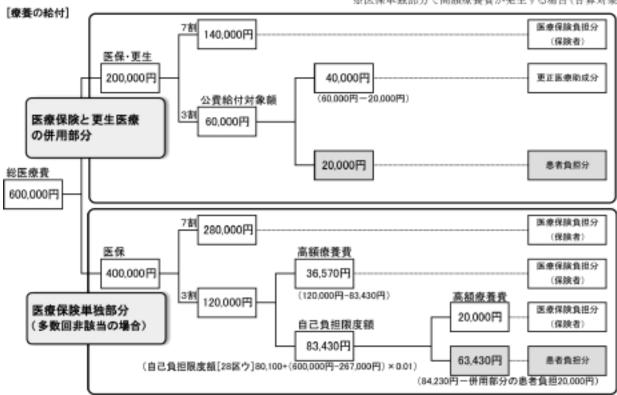
(450,000円-250,000円)×0.3+患負5,000円-57,600円=7,400円・・・②

①+②=24,800円

事例10 更生医療:障害者総合支援法「15」(自己負担上限額2万円の場合)+高額療養費本人入院(標準報酬月額28万~50万円)



※医保単独部分で高額療養費が発生する場合(合算対象)



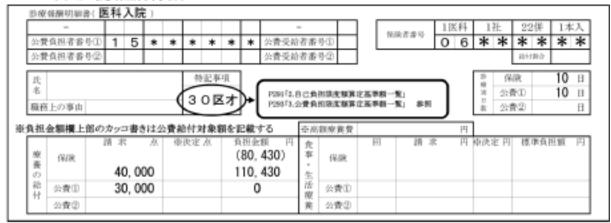
療養の給付内訳

| 医療保険負担分 (保険者) | 476,570円 | 更正医療助成分 | 40,000円 | 患者負担分 | 83,430円 |
|------------------|----------|---------|---------|-------|---------|
| ※高額複雜費再提 | 56 570円 | | | | |

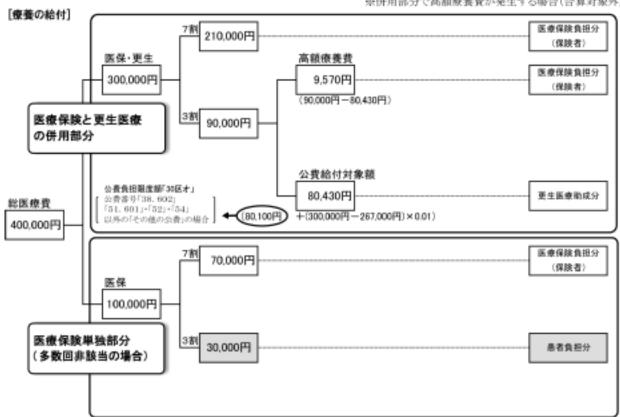
※ (600,000円-200,000円)×0.3+直負20,000円-83,430円=56,570円

至負担金額の記載については、245ページ「20公費負担医療の診療器職上の信意事項(社保・国保)・(6)負担金額及び一部負担金額覧」を参照観います。

事例11 更生医療:障害者総合支援法「15」(自己負担額なしの場合)+高額療養費本人入院(低所得者)



※併用部分で高額療養費が発生する場合(合算対象外)



療養の給付内訳

※ 300,000円×0.3-80,430円=9,570円

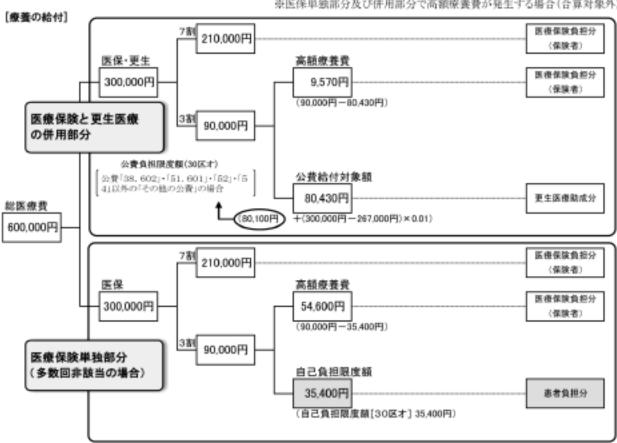
医療保険負担分 (保険者) 289,570円 ※高額療養費再掲 9,570円

※負担金額の記載については、245ページ「20公費負担医療の診療機関上の宿食事項(社長・国保)・(6)負担金額及び一部負担金額費」を参照期います。

更生医療:障害者総合支援法「15」(自己負担額なしの場合)+高額療養費 本人入院(低所得者)



※医保単独部分及び併用部分で高額療養費が発生する場合(合算対象外)



療養の給付内訳



※負担金額の記載については、245ページ「20公費負担医療の診療報酬上の留意事項(社保・国保)・(6)負担金額及び一部負担金額覧」を参照額います。

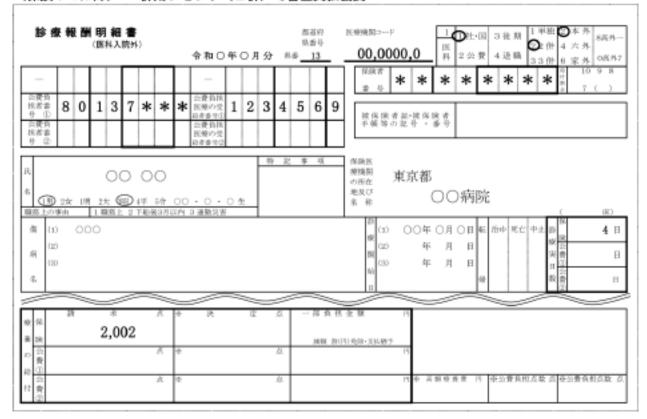
事例13

(陣・親・乳【一部負担なし】及び子・青【通院負担なし】で受診した場合

- マル障の自己負担なし
- ② 総点数 2,002点

の場合

(保険+マル障) ⇒ 併用レセプト(2併)で審査支払機関へ

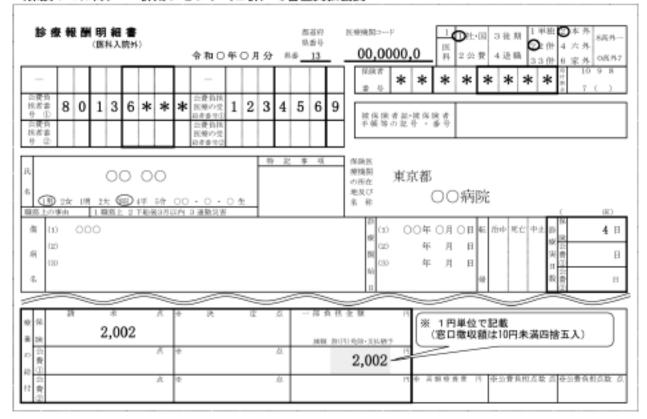


(陣)・観 【一部負担あり】で受診した場合

- マル障の自己負担あり
- ② 総点数
- 2,002点

の場合

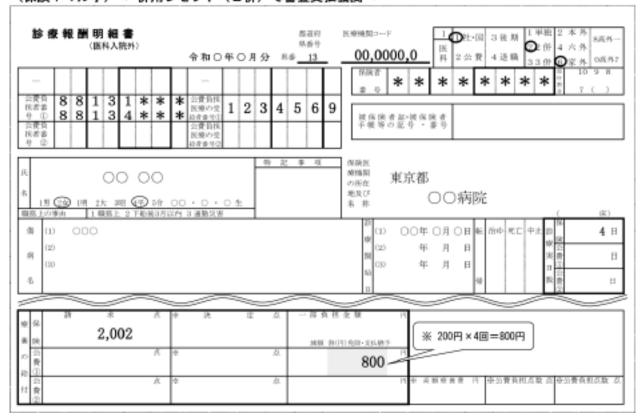
(保険+マル障) ⇒ 併用レセプト (2併) で審査支払機関へ



(子)・(青) 【通院負担有(200円)】 で受診した場合 ①

- マル子の自己負担あり
- ② 総点数 2,002点 診療実日数 4日
- ③ 1日の自己負担額がいずれの日も200円以上 の場合

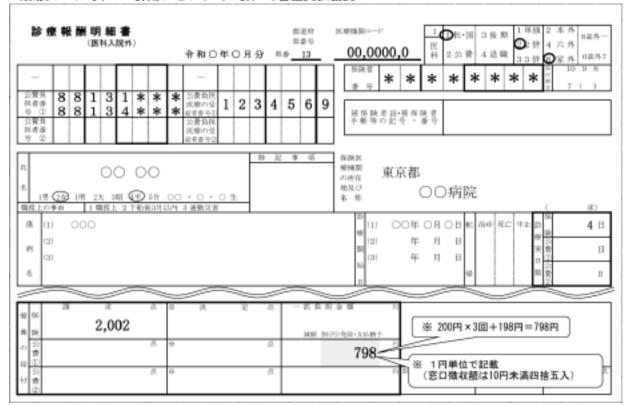
(保険+マル子) ⇒ 併用レセプト(2併)で審査支払機関へ



子・青【通院負担有(200円)】で受診した場合 ②

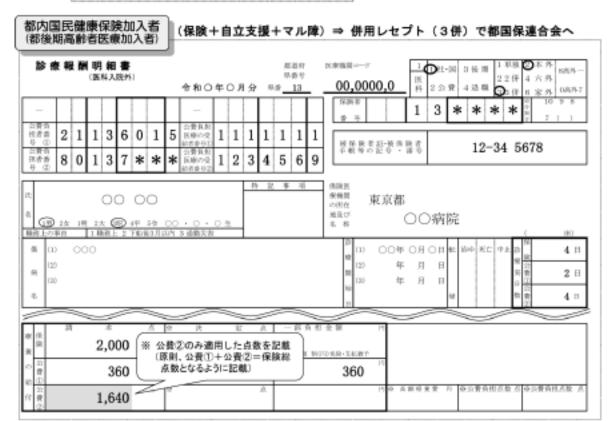
- マル子の自己負担あり
- ② 総点数 2,002点 診療実日数 4日
- ③ 1日の自己負担額うち、いずれかの日が200円未満 (1~3日目 200円、4日目 198円) の場合

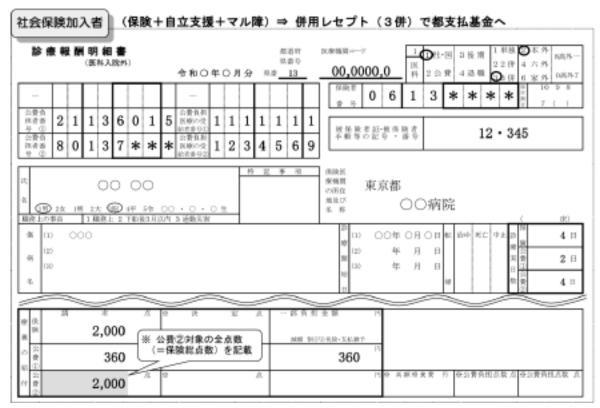
(保険+マル子) ⇒ 併用レセプト (2併) で審査支払機関へ



事例16 自立支援医療と障・観・乳【一部負担なし】又は子・青【通院負担なし】の併用で分点数のある場合

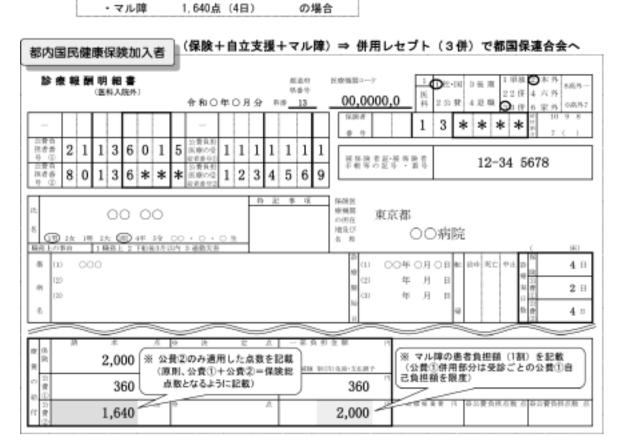
- マル障の自己負担なし
 総点数 2,000点
 - · 自立支援医療 360点 (2日)
 - ・マル障 1,640点(4日) の場合





自立支援医療と(障)・(親) 【一部負担あり】の併用で分点数のある場合

- マル障の自己負担あり
- ② 総点数 2,000点
 - 自立支援医療 360点(2日)
 - マル障 1,640点 (4日)



(保険+自立支援+マル障) ⇒ 併用レセプト (3併) で都支払基金へ 社会保険加入者 医療機器コード 診療報酬明細書 1. Det 10 3 % 10 836 H.-(医科入院外) 机多块 22件 4 /5 /5 0,0000,00 合和○年○月分 ஈ७_ 2公費 4 沿 職 13 048547 家外 0 6 1 3 * * * * 公費負担者 担責責 号 ① 2 1 3 5 6 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 接体除者は一接体除者 公東京 技术委 分 12 · 345 1 2 3 9 8 0 1 3 6 * * * 4 5 6 宇持耳 00 00 東京都 OFFICE 機及び () () 病院 名 称 004 ОЛОВ № 治中 死亡 (1) (1) 4 日 年 月 日 (2) 2 B 树 月 ėa) del (36) 13 8 4 11 ※ マル弾の患者負担額(1割)を記載 (公費①併用部分は受診ごとの公費①自 己負担額を限度) 2,000 ※ 公費②対象の全点数 MR NOTES BEFORE (=保険総点数) を記載 公費 360 360 喜公费負担方数 点 喜公費負担点数 2,000 2,000

小児慢性疾病と 子)・(青) 【通院負担有(200円)】の併用で分点数のない場合(1)

(小児慢性疾病-部負担金) - (マル子-部負担金) ⇒ 差額をマル子で助成 ※ 小慢の一部負担金が発生した受診に限り、その額を限度としてマル子一部負担金を徴収

総点数

5,450点

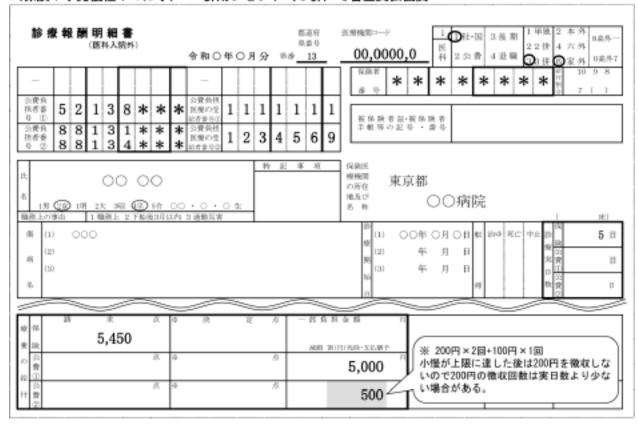
② 小児慢性疾病一部負担金限度額 5,000円(外来)

③ 診療実日数

5日

の場合

(保険+小児慢性+マル子) ⇒ 併用レセプト(3併)で審査支払機関へ



後【参考資料】297ページ「5難高・小慢・マル保等の保用について」を参照願います。

事例19 小児慢性疾病と (子)・(青)【通院負担有(200円)】の併用で分点数のない場合(2)

(小児慢性疾病一部負担金) - (マル子一部負担金) ⇒ 差額をマル子で助成

※ 小慢の一部負担金が発生した受診に限り、その額を限度としてマル子一部負担金を徴収

総点数

5.450点

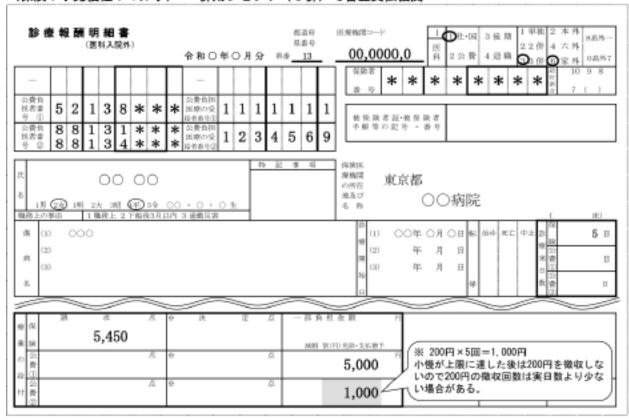
② 小児慢性疾病一部負担金限度額 5,000円(外来)

③ 診療実日数

5 H

の場合

(保険+小児慢性+マル子) ⇒ 併用レセプト(3併)で審査支払機関へ



後【参考資料】201ページ「5種店・小樽・マル篠等の供用について」を参照届います。

事例20 小児慢性疾病(一部負担金あり)と子・膏(温院負担有(200円))の併用で分点数のある場合

小児慢性疾病対象疾病分 : (小児慢性疾病一部負担金) - (マル子一部負担金) ⇒ 差額をマル子で助成 小児慢性疾病対象外疾病分: (医療保険の自己負担額(3割)) - (マル子一部負担金) ⇒ 差額をマル子で助成

① 総点数 6,000点 ⇒ 小児慢性疾病対象疾病分 4,000点 小児慢性疾病対象外疾病分 2,000点

② 小児慢性疾病一部負担金限度額 5,000円(外来)

③ 診療実日数 9日 (小児慢性疾病対象5日、マル子9日) の場合



存着を考賞料200ページ「5種病・小便・マル博等の併用について」を参照側にはす。

事例21 □ 小児慢性疾病(一部負担金なし)と子)・膏 【通院負担有(200円)】の併用で分点数のある場合

小児慢性疾病対象疾病分 : 一部負担金なし ⇒ マル子一部負担金なし

小児慢性疾病対象外疾病分: (医療保険の自己負担額(3割)) - (マル子-部負担金)⇒ 差額をマル子で助成

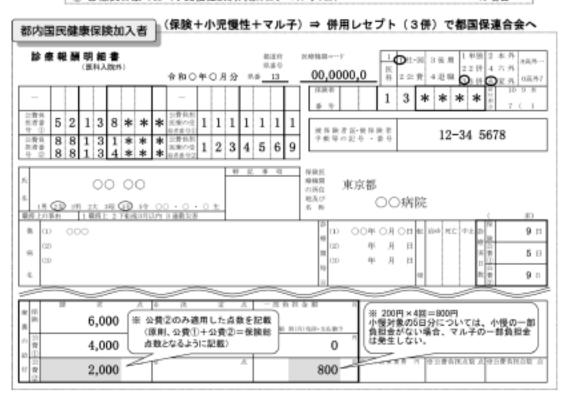
4.000点 総点数 6,000点 ⇒ 小児慢性疾病対象疾病分 小児慢性疾病対象外疾病分(分点数分) 2,000点

② 小児慢性疾病一部負担金(他院で上限に達している場合)

0円 (外来)

③ 診療実日数 9日 (小児慢性疾病対象5日、マル子9日)

の場合



(保険+小児慢性+マル子) ⇒ 併用レセプト(3併)で都支払基金へ 社会保険加入者 2 本外 8高外 診療報酬明細書 対検報問コード 1 (1) 21:-10 3 根 用 (医科入院外) 22世 4 六升 0,0000,0 合和○年○月分 □# 2公費 4进職 Os (H Ob A 0AA7 13 0 3 * 6 1 * * * 公費員 無百會 5 2 1 3 8 * * * 1 1 1 1 1 1 1 1 被作款者前·被採款者 于概等の記号、番号 $12 \cdot 345$ 8 8 1 3 1 * * 1 2 3 4 5 6 9 8 8 1 3 4 * * 校協問 00 00 東京都 の悪在 地及び () 病院 〇〇年 〇月 〇日 転 始め 元亡 CD 9 B 年 月 日 (20) ėξ 5 H (30) 66 月 日 4 9 11 ※ 200円×4回=800円 小慢対象の5日分については、小慢の一 部負担金がない場合、マル子の一部負担 金は発生しない。 6,000 ※ 公費②対象の全点数 (=保険総点数)を記載 MER BUTCHER SAW: 4,000 0 每公費負担水款点 6.000 800

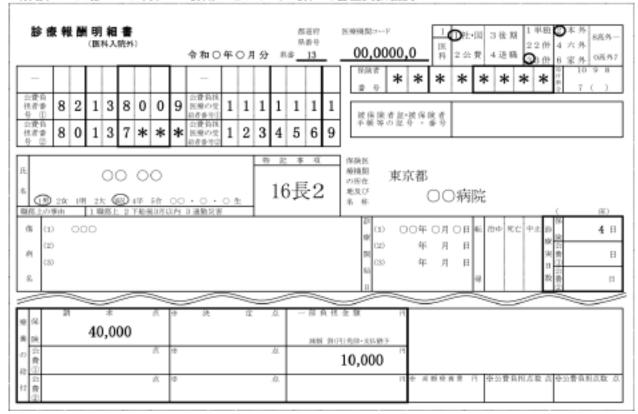
※【参考資料監督ページ与離婚・小楼・マル韓等の使用について」を参照師・ます。

特定疾病療養受療証(自己負担2万円)と(都)と(障)【一部負担なし】の併用

- マル障の自己負担なし
- ② 総点数 40,000点
- ③ 特定疾病療養受療証の自己負担限度額(長) 20,000円
- ④ マル都の助成額 10,000円

の場合

(保険+マル都+マル障) ⇒ 併用レセプト(3併)で審査支払機関へ



特定疾病療養受療証(自己負担2万円)と(都)と(障)【一部負担あり】の併用

- マル障の自己負担あり
- ② 総点数 8,000点
- ③ 特定疾病療養受療証の自己負担限度額(長) 20,000円
- ④ マル都の助成額 10,000円

の場合

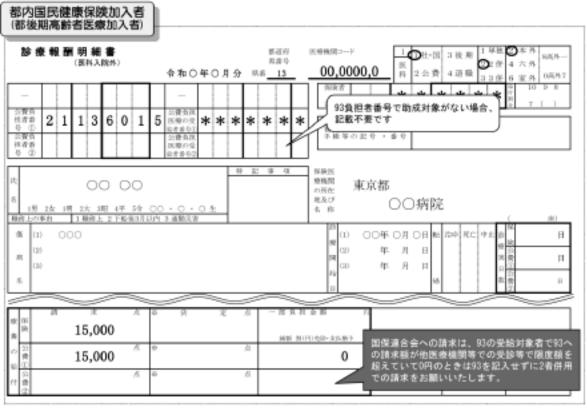
(保険+マル都+マル障)⇒ 併用レセプト(3併)で審査支払機関へ

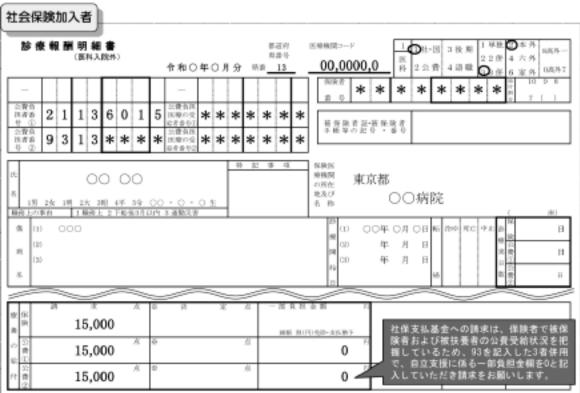
| 診療報酬明細書 (医科入院外) | 参加○年○月分 #季 13 | E 柳瀬間コード 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|------------------------------|--|--|
| 金費的 | 9 全費指標 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 妻 も 本 本 本 本 本 本 本 本 ま 7 () 被保険者証-被保険者 平帳等の記号・参号 |
| | 00.00.01 | |
| (1) OOO (2) (2) (3) | | 部 (1) ○○年 ○月 ○日 転 治中 死亡 中土 部 (2) 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 |
| 2 表 | ÷ ii | 金 版 19 引 Risk · 皮性 M 5 7 10,000 |
| 総 ① 公 村 費 ② | Ф <u>Д</u> | 8,000 四本 向额原养者 四 张公费共同后款 点 亚公费向制点款 点 |

[※] マル都適用後の自己負担額 ≦ マル障自己負担額(総点数×1割) の場合は、マル障の助成額は発生しない(総点数が、5,001点~9,999点の場合に、マル障の助成額が発生)

事例24 自立支援医療受給者証 (精神通院医療) +93負担者番号で他院にて上限に達している場合

- ① 総点数 15,000点
- ② 自立支援医療 精神通院医療 (患者の自己負担上限額5000円) ※ただし、他院にて上限に達している
- ※だたし、他院にて工版に達している
 ③ 93負担者番号 の場合





2 3

その他参考資料

1. 診療報酬明細書「特記事項」欄の記載と内容(抜粋)

| コード | 略号 | 内 容 |
|-----|-----|---|
| 02 | 長 | 以下のいずれかに該当する場合 ① 高額長期疾病に係る特定疾病療養受療証を提出又は特定疾病療養受療証情報を提供した患者の負担額が、健康保険法施行令第 42 条第 9 項第 1 号に規定する金額を超えた場合(ただし、患者が特定疾病療養受療証の提出又は特定疾病療養受療証情報の提供を行った際に、既に同号に規定する金額を超えて受領している場合であって、現物給付化することが困難な場合を除く。) ② 後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示又は後期高齢者医療特定疾病療養受療証情報を提供した患者の負担額が、高齢者医療確保法施行令第 15 条第 6 項に規定する金額を超えた場合(ただし、患者が後期高齢者医療特定疾病療養受療証の提示又は後期高齢者医療特定疾病療養受療証情報の提供を行った際に、既に同項に規定する金額を超えて受領している場合であって、現物給付化することが困難な場合を除く。) |
| 16 | 長 2 | 高額長期疾病に係る特定疾病療養受療証を提出又は特定疾病療養受療証情報を提供した患者の負担額が、健康保険法施行令第42条第9項第2号に規定する金額を超えた場合(ただし、患者が特定疾病療養受療証の提出又は特定疾病療養受療証情報の提供を行った際に、既に同号に規定する金額を超えて受領している場合であって、現物給付化することが困難な場合を除く。) |
| 21 | 高半 | 月の初日以外の日に 75 歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより被用者保険の被保険者でなくなった者の被扶養者であった者又は月の初日以外の日に 75 歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより国民健康保険組合の組合員でなくなった者の世帯に属する組合員以外の被保険者であった者 (いずれも市町村国保に加入することになる。) であって、当該後期高齢者医療の被保険者が 75 歳に到達した月に療養を受けた者 (以下「自己負担限度額特例対象被扶養者等」という。)の場合 |
| 26 | 区ア | 70 歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得901万円超)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(ア))が提示又は限度額適用認定証情報が提出された場合 ② 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得901万円超)の世帯」の適用区分(ア)の記載のある難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づく医療受給者証(以下「特定医療費受給者証」という。特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合(特記事項「31」に該当する場合を除く。) 70歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(3割))の提示のみ又は高齢受給者証情報若しくは後期高齢者医療被保険者証情報の提供のみの場合 ② 「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の高用区分(VI)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「31」に該当する場合を除く。) |
| 27 | 区イ | 70 歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額 53 万円~79 万円(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得600 万円超~901 万円以下)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(イ))が提示又は限度額適用認定証情報が提供された場合 ② 「標準報酬月額 53 万円~79 万円(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得600 万円超~901 万円以下)の世帯」の適用区分(イ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合(特記事項「32」に該当する場合を除く。) 70 歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額 53 万円~79 万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 380 万円以上)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(現役並み II 又は現役 III))が提示又は限度額適 |

| コード | 略号 | 内 容 |
|-----|----|---|
| | | 用認定証情報が提供された場合 ② 「標準報酬月額53万円~79万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上)の世帯」の適用区分(V)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「32」に該当する場合を除く。) |
| 28 | 区ウ | 70 歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額 28 万円~50 万円(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円超~600 万円以下)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(ウ))が提示又は限度額適用 認定証情報が提供された場合 ② 「標準報酬月額 28 万円~50 万円(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円超~600 万円以下)の世帯」の適用区分(ウ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患 医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合(特記事項「33」に該当する場合を除く。) 70 歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額 28 万円~50 万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 145 万円以上)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(現役並み I 又は現役 I))が提示又は限度額適用認定証情報が提供された場合 ② 「標準報酬月額 28 万円~50 万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 145 万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「33」に該当する場合を除く。) |
| 29 | 区工 | 70 歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額 26 万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円以下)の世帯」の限度額適用認定証(適用区分が(エ))が提示又は限度額適用認定証情報が提供された場合 ② 「標準報酬月額 26 万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円以下)の世帯」の適用区分(エ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合(特記事項「34」に該当する場合を除く。) 70 歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「標準報酬月額 26 万円以下(国民健康保険にあっては、課税所得 145 万円未満)の世帯」の高齢受給者証(一部負担金の割合(2割))の提示のみ又は高齢受給者証情報の提供のみの場合 ② 「標準報酬月額 26 万円以下(国民健康保険にあっては、課税所得 145 万円未満)の世帯」の適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合(特記事項「34」に該当する場合を除く。) |
| 30 | 区才 | 70 歳未満で以下のいずれかに該当する場合 ① 「低所得者の世帯」の限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分が(オ))が提示又は限度額適用認定証情報若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証情報が提供された場合 ② 「低所得者の世帯」の適用区分(オ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合(特記事項「35」に該当する場合を除く。) 70 歳以上で以下のいずれかに該当する場合 ① 「低所得者の世帯」の限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分が(I又はII))が提示又は限度額適用認定証情報若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証情報が提供された場合 ② 「低所得者の世帯」の適用区分(I又はII)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合 |
| 31 | 多ア | 以下のいずれかに該当する場合 ① 70 歳未満で「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得901万円超)の世帯」の適用区分(ア)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療、特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾病医療支援又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負担医療(入院に限る。)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合(以下「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。ただし、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業については、特記事項「34」及び同「35」に限る。) |

| コード | 略号 | 内 容 |
|-----|----|--|
| | | ② 70歳以上で「標準報酬月額83万円以上(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得690万円以上)の世帯」の適用区分(VI)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く。) |
| 32 | 多イ | 以下のいずれかに該当する場合 ① 70 歳未満で「標準報酬月額53万円~79万円(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得600万円超~901万円以下)の世帯」の適用区分(イ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合 ② 70歳以上で「標準報酬月額53万円~79万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得380万円以上)の世帯」の適用区分(V)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く。) |
| 33 | 多ウ | 以下のいずれかに該当する場合 ① 70 歳未満で「標準報酬月額 28 万円~50 万円(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円超~600 万円以下)の世帯」の適用区分(ウ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合 ② 70 歳以上で「標準報酬月額 28 万円~50 万円(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては、課税所得 145 万円以上)の世帯」の適用区分(IV)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く。) |
| 34 | 多工 | 以下のいずれかに該当する場合 ① 70 歳未満で「標準報酬月額 26 万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210 万円以下)の世帯」の適用区分(エ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合 ② 70 歳以上で「標準報酬月額 26 万円以下(国民健康保険にあっては、課税所得 145 万円未満)の世帯」の適用区分(III)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く。) |
| 35 | 多才 | 70 歳未満で「低所得者の世帯」の適用区分(オ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合 |
| 41 | 区力 | 後期高齢者医療で以下のいずれかに該当する場合 ① 課税所得 28 万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で 200 万円以上 (後期高齢者が 2 人以上の世帯の場合は 320 万円以上)の後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(2割))の提示のみ又は後期高齢者医療被保険者証情報の提示のみの場合 ② 課税所得 28 万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で 200 万円以上 (後期高齢者が 2 人以上の世帯の場合は 320 万円以上)の後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(2割))かつ適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示又は後期高齢者医療被保険者証情報が提供かつ適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示とはた場合(特記事項「43」に該当する場合を除く。) |
| 42 | 区キ | 後期高齢者医療で以下のいずれかに該当する場合 ① 課税所得 28 万円未満(「低所得者の世帯」を除く。) 若しくは課税所得 28 万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で 200 万円未満(後期高齢者が 2 人以上の世帯の場合は 320 万円未満)の後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(1割))の提示のみ又は後期高齢者医療被保険者証情報の提供のみの場合 ② 課税所得 28 万円未満(「低所得者の世帯」を除く。) 若しくは課税所得 28 万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で 200 万円未満(後期高齢者が 2 人以上の世帯の場合は 320 万円未満)の後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(1割))かつ適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 |

| コード | 略号 | 内 容 |
|-----|----|--|
| | | 参加者証が提示又は後期高齢者医療被保険者証情報が提供かつ適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合(特記事項「44」に該当する場合を除く。) |
| 43 | 多力 | 後期高齢者医療で課税所得 28 万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で 200 万円以上 (後期高齢者 2 人以上の世帯の場合は 320 万円以上)の後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(2割))かつ適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示又は後期高齢者医療被保険者証情報が提供かつ適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く。) |
| 44 | 多キ | 後期高齢者医療で課税所得 28 万円未満(「低所得者の世帯」を除く。)若しくは課税所得 28 万円以上 145 万円未満で年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で 200 万円未満(後期高齢者が 2 人以上の世帯の場合は 320 万円未満)の後期高齢者医療被保険者証(一部負担金の割合(1割))かつ適用区分(III)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示又は後期高齢者医療被保険者証情報が提供かつ適用区分(III)の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合(小児慢性特定疾病医療支援を除く。) |

2. 自己負担限度額算定基準額一覧

70歳未満の方の上限額

| | | 適用区分 | コード | 略号 | ひと月の上限額 | | |
|----|----|---|-----------|----|--|--|--|
| | | 年収約 1, 160 万円~ | 26 | 区ア | 252,600 円+ (医療費-842,000 円) ×1% [1~3 回] | | |
| | | 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超 | 31 | 多ア | 140, 100 円〔多数回〕 | | |
| | | 年収約 770 万円~約 1, 160 万円 | 27 | 区イ | 167, 400 円+(医療費-558, 000 円)×1%〔1~3 回〕 | | |
| | | 健保:標準報酬月額53万~79万円 国保:旧ただし書き所得600万~901万円 | 32 | 多イ | 93,000 円〔多数回〕 | | |
| 70 | 所 | 年収約 370 万円~約 770 万円 健保:標準報酬月額 28 万~50 万円 | 28 | 区ウ | 80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% [1~3回] | | |
| 歳 | 得区 | 国保:旧ただし書き所得210万~600万円 | 33 | 多ウ | 44, 400 円〔多数回〕 | | |
| 満 | 分 | ~年収約 370 万円 健保:標準報酬月額 26 万円以下 | 29 | 区工 | 57,600 円 | | |
| | | 国保:旧ただし書き所得210万円以下 | 34 | 多工 | 44,400 円〔多数回〕 | | |
| | | 住民税非課税者 | 30 | 区才 | 35, 400 円 | | |
| | | 注 | 35 | 多才 | 24,600 円〔多数回〕 | | |
| | | 限度額適用認定証等の提示なし | 現物給付化の対象外 | | | | |

70歳以上から75歳未満の方の上限額(令和4年10月診療分から)

| | 適用区分 | - I* | 略号 | | 外来+入院 | | | |
|--------|--|------|----|--|---------------|--|--|--|
| | 適用区方 | コード | 哈万 | 外来 | ひと月の上限額 | | | |
| | 現役並み所得者Ⅲ (3割負担) (年収約1,160万円~) | 26 | 区ア | 252,600 円+ (医療費-842,000 円) ×1% [1 ~ 3 回] (※ 1) | | | | |
| | 標準報酬月額 83 万円以上 課税所得 690 万円以上 | 31 | 多ア | 140, 100 円〔多数回〕 | | | | |
| 現役 | 現役並み所得者II (3割負担) (年収約 770 万円~1, 160 万円) | 27 | 区イ | 167,400 円+ (医療費-558,000 円) ×1% [1~3回] (※2) | | | | |
| 並み | 標準報酬月額 53 万~79 万円 課税所得 380 万円以上 | 32 | 多イ | 93,000円〔多数回〕 | | | | |
| | 現役並み所得者 I (3割負担) (年収約 370 万円~770 万円) | 28 | 区ウ | 80,100 円+ (医療費-267,000 円) ×1% [1~3回] (※3) | | | | |
| | 標準報酬月額 28 万~50 万円 課税所得 145 万円以上 | 33 | 多ウ | 44, 400 円〔多数回〕 | | | | |
| _ | 一般所得者 (2割負担) (年収約 156 万円~370 万円) | 29 | 区工 | 18,000円(※4) | 57,600円〔1~3回〕 | | | |
| 般 | 標準報酬月額 26 万円以下 課税所得 145 万円未満等 | 34 | 多工 | 【年間上限 144,000 円】 44,400 円〔多数回〕 | | | | |
| 低所 | Ⅱ住民税非課税世帯 (2割負担) | 30 | 区才 | 8,000円(※4) | 24,600 円 | | | |
| 得 者 | I 住民税非課税世帯 (2割負担) | 30 | 区才 | 8,000円(※4) | 15,000円 | | | |

特記事項が「21 高半」又は高齢受給者で 75 歳誕生日月の場合、限度額の計算は 1/2 となる。

(※1)・・・1/2の限度額の計算は、〔126,300 円 + (医療費 - 421,000 円) × 1 % 〕となります。

(※2)・・・1/2の限度額の計算は、〔 83,700 円 + (医療費 - 279,000 円) ×1% 〕となります。

 $(\%\,3) \cdot \cdot \cdot \cdot 1/2$ の限度額の計算は、〔 40,050 円 + (医療費 - 133,500 円) $\times\,1\,\%$ 〕となります。

(※4)・・・限度額は1/2となります。

75歳以上の方の上限額(令和4年10月診療分から)

| | 適用区分 | | 略号 | | 外来+入院 | | | | |
|--------|--|-----|------|--|----------------|--|--|--|--|
| | 227 | コード | 74 3 | 外来 | ひと月の上限額 | | | | |
| | 現役並み所得者Ⅲ (3割負担) (年収約1,160万円~) | | 区ア | 252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% [1~3回] (※1) | | | | | |
| | 標準報酬月額 83 万円以上 課税所得 690 万円以上 | 31 | 多ア | 140, 100 円〔多数回〕 | | | | | |
| 現役 | 現役並み所得者Ⅱ (3割負担) (年収約 770 万円~1,160 万円) | 27 | 区イ | 167,400 円+ (医療費-558,000 円) (※2) | × 1% (1~3回) | | | | |
| 並み | 標準報酬月額 53 万~79 万円 課税所得 380 万円以上 | 32 | 多イ | 93,000円〔多数回〕 | | | | | |
| | 現役並み所得者 I (3割負担) (年収約370万円~770万円) | 28 | 区ウ | 80,100 円+(医療費-267,000 円) × 1% $[1 \sim 3 \text{回}]$ (※3) | | | | | |
| | 標準報酬月額 28 万~50 万円 課税所得 145 万円以上 | 33 | 多ウ | 44, 400 円〔多数回〕 | | | | | |
| | 一般所得者Ⅱ (2割負担) (Ⅱ課税所得 28 万円以上) | 41 | 区力 | 6,000円+(医療費-30,000円) × 10% または18,000円のいずれか低い方 (※4)(注) 【年間上限 144,000円】 | 57,600円〔1~3回〕 | | | | |
| 一般 | | 43 | 多力 | _ | 44, 400 円〔多数回〕 | | | | |
| | 一般所得者 I (1割負担) | 42 | 区キ | 18,000 円(※4) 【年間上限 144,000 円】 | 57,600円 [1~3回] | | | | |
| | (I課税所得 28 万円未満) | 44 | 多キ | _ | 44, 400 円〔多数回〕 | | | | |
| 低所 | Ⅱ住民税非課税世帯(1割負担) | 30 | 区才 | 8,000円(※4) | 24,600円 | | | | |
| 得 者 | I 住民税非課税世帯(1割負担) | 30 | 区才 | 8,000円(※4) | 15,000円 | | | | |

特記事項が「21 高半」又は高齢受給者で75 歳誕生日月の場合、限度額の計算は1/2となる。

- (※1)・・・1/2の限度額の計算は、〔126,300 円 + (医療費 421,000 円) × 1 % 〕となります。
- (※2)・・・1/2の限度額の計算は、〔83,700円+(医療費 279,000円)×1%〕となります。
- (※3)・・・1/2の限度額の計算は、〔 40,050 円 + (医療費 133,500 円) ×1%〕となります。
- (※4)・・・限度額は1/2となります。
- (注) 令和 4 年 10 月 1 日から 75 歳以上で一定以上の所得がある方は医療費の自己負担割合が 2 割になりました。2 割負担となる方には、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間、1 か月の外来医療の自己負担割合の引き上げに伴う負担増を 3,000 円に抑える配慮措置があります。

(留意事項)

- ※ 多数回該当(過去12か月の間に4回以上高額療養費を支給されることとなる場合には4回目の支給より該当となる。)
 - ・若人については、入院と外来で区別せずにその月のカウントは1回となります。
 - ・前期高齢者及び後期高齢者の現役並み所得者については、外来はカウントしません。
- ※ 前期高齢者及び後期高齢者の自己負担限度額
 - ・前期高齢者については、保険者の異動があった場合は保険者ごとに自己負担限度額を算定します。
 - ・後期高齢者については、保険者の異動があった場合は異動前と異動後で通算して自己負担限度額を算定します。

3. 公費負担限度額算定基準額一覧

| | | 公費・所得区分等 | コード | 略号 | 公費負担限度額 |
|----|---------------------|---------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| | | 標準報酬月額 83 万円以上 | 26 | 区ア | 252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1 % |
| | | (難病等受給者証 [ア]) | 31 | 多ア | 多数回 140, 100 円(※1 入院のみ) |
| | | 標準報酬月額 53 万~79 万円 | 27 | 区イ | 167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1 % |
| | | (難病等受給者証 [イ]) | 32 | 多イ | 多数回 93,000円 (※1 入院のみ) |
| | 公費 | 標準報酬月額 28 万~50 万円 | 28 | 区ウ | 80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% |
| | 51. 601 52 54 | (難病等受給者証 [ウ]) | 33 | 多ウ | 多数回 44,400円(※1入院のみ) |
| 70 | 38. 602 | 標準報酬月額 26 万円以下 | 29 | 区工 | 57, 600 円 |
| 歳未 | | (難病等受給者証 [エ]) | 34 | 多工 | 多数回 44,400 円(※1 入院のみ) |
| 満 | | 低所得者(住民税非課税) | 30 | 区才 | 35, 400 円 |
| | | (難病等受給者証 [才]) | 35 | 多才 | 多数回 24,600 円(※1 入院のみ) |
| | | 難病受給者証[空白] | 80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% | | |
| | | その他の公費(社保)・国公費(国保)(| | 80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% | |
| | | 生活保護(12)・中国残留(25) | | 35, 400 円 | |
| | | (長) | | 10,000円 | |
| | | (長2) | | 20,000円 | |

(※1 入院のみ)・・多数回に該当する場合、特記 31 多ア、32 多イ、33 多ウ、34 多エ、35 多オとなる。 なお、法別 38.602 の多数回に該当する場合は特記 34 多エ又は 35 多オとなる。

(※2)・・・国保の(都・障・親・乳・子・青)については、「2. 自己負担限度額算定基準額一覧」に準じる。

| | | | 公費・所得区分等 | コード | 略号 | | 公費負担限度額 | | | |
|----------|---------------|------|--------------------------------------|-----|----------|---|----------------------------------|-------|---------|---------|
| | | | Ⅲ課税所得 690 万円以上 | 26 | 区ア | 252, 600 | 252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1 % | | | |
| | | | (難病等受給者証[VI]) (3割負担) | 31 | 多ア | 多数回 | 140, 100 円(※1 入院 | のみ) | | |
| | | 現役 | Ⅲ課税所得 380 万円以上 | 27 | 区イ | 167, 400 |) 円+(医療費-558, | 000円) | × 1% | |
| | | 並み | (難病等受給者証 [V]) (3割負担) | 32 | 多イ | 多数回 | 93,000 円(※1 入院 | そのみ) | | |
| | | | I 課税所得 145 万円以上 | 28 | 区ウ | 80, 100 | 円+(医療費-267,0 | 00円) | × 1% | |
| 高齢 | 公費 51.601 | | (難病等受給者証 [IV]) (3割負担) | 33 | 多ウ | 多数回 44,400 円 (※1 入院のみ) | | | | |
| 高齢受給者 | 54 38. 602 | 一般 | 課税所得 145 万円未満 (難病等受給者証 [Ⅲ]) | 29 | 区工 | 入院 | 57,600円 | 外来 | 18,000円 | |
| (70 歳 | | | (2割負担) | 34 | 多工 | 入院 | 多数回 44,400 円 | 外来 | | |
| 74 歳 | | 低所得者 | Ⅱ住民税非課税世帯 (難病等受給者証 [Ⅱ]) (2割負担) | 30 | 区才 | 入院 | 24,600 円 | 外来 | 8,000円 | |
| | | | 得者 | 得者 | 者 | I 住民税非課税世帯 (難病等受給者証 [I]) (2 割負担) | 30 | 区才 | 入院 | 15,000円 |
| | | その |)他の公費(社保)・国公費(国保) | 入院 | 57,600 円 | 外来 | 18,000円 | | | |
| | | | 生活保護(12)・中国残留(25) | | | 入院 | 15,000円 | 外来 | 8,000円 | |
| | (長) | | | | | 10,000円 | | | | |

(※1 入院のみ)・・多数回に該当する場合は、特記 31 多ア、32 多イ、33 多ウ、34 多エとなる。 なお、法別 38.602 の多数回に該当する場合は特記 34 多エとなる。

(※2)・・・国保の(都・障・親)については、「2. 自己負担限度額算定基準額一覧」に準じる。

| | 公費・所得区分等 コード 略号 | | | | | 公費負担限度額 | | | | | | | |
|-------|--------------------------------|----------------|---|----|---------|---------|---------------------------------|--------------------------------------|----------|----|----|-----------|----|
| | | | Ⅲ課税所得 690 万円以上 (難病等受給者証 [VI]) | 26 | 区ア | 252, 60 | 252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1% | | | | | | |
| | | | (3割負担) | 31 | 多ア | 多数回 | 140,100円(※1入 | 院のみ) | | | | | |
| | | 現役並 | Ⅱ課税所得 380 万円以上 (難病等受給者証 [V]) | 27 | 区イ | 167, 40 | 00 円+(医療費-558 | 3,000 円 |]) × 1% | | | | |
| | | 並み | (3割負担) | 32 | 多イ | 多数回 | 回 93,000円(※1入 | 院のみ) |) | | | | |
| | | | I 課税所得 145 万円以上 (難病等受給者証 [IV]) | 28 | 区ウ | 80, 100 | 0円+(医療費-267, | 000円) |) × 1% | | | | |
| | 公費 | | (3割負担) | 33 | 多ウ | 多数回 | 3 44,400 円(※1 入陸 | 完のみ) | | | | | |
| 後期 | 公貨 法別 51 54 38.602 | 一般 | Ⅲ課税所得 28 万円以上 (難病等受給者証 [Ⅲ]) (2割負担) | 41 | 区力 | 入院 | 57,600円 | 外来 | 18,000円 | | | | |
| 後期高齢者 | | | | 43 | 多力 | 入院 | 多数回 44,400円 | 外来 | _ | | | | |
| 75 | | | I 課税所得 28 万円未満 (難病等受給者証 [Ⅲ]) | 42 | 区キ | 入院 | 57,600 円 | 外来 | 18,000 円 | | | | |
| 歳以上) | | | (1割負担) | 44 | 多キ | 入院 | 多数回 44,400円 | 外来 | _ | | | | |
| | | 低所得者 | 低所 | 低所 | 低所 | 低所 | 低所 | Ⅱ住民税非課税世帯 (難病等受給者証 [Ⅱ]) (1割負担) | 30 | 区才 | 入院 | 24, 600 円 | 外来 |
| | | | I 住民税非課税世帯 (難病等受給者証 [I]) (1 割負担) | 30 | 区才 | 入院 | 15,000円 | 外来 | 8,000 円 | | | | |
| | | その他の公費・国公費(※2) | | | | | 57,600円 | 外来 | 18,000 円 | | | | |
| | | : | 生活保護(12)・中国残留(25 | 5) | | 入院 | 15,000円 | 外来 | 8,000円 | | | | |
| | (長) | | | | 10,000円 | | | | | | | | |

(※1 入院のみ)・・多数回に該当する場合は、特記 31 多ア、32 多イ、33 多ウ、43 多カ、44 多キとなる。 なお、法別 38.602 の多数回に該当する場合は特記 43 多カ又は 44 多キとなる。

(※2)・・・(都・障・親) については、「2. 自己負担限度額算定基準額一覧」に準じる。

4. 食事·生活療養標準負担額一覧

(1) 食事療養標準負担額(1日3食を限度)

| | 対象者の分類 | | | | | | |
|---------------------|--|-------|--|--|--|--|--|
| 40 TC /B +7 | 一般 | 460 円 | | | | | |
| 一般所得者 (低所得者Ⅱ・Ⅰ以外 | 小児慢性特定疾病児童、指定難病医療患者 | | | | | | |
| の者) | 経過措置該当者 (平成28年4月1日において精神病床への入院期間が既に1年超の患者) | 260 円 | | | | | |
| /4元/24 元 | 70 歳未満の低所得者、70 歳以上の低所得Ⅱ | 210 円 | | | | | |
| 低所得者Ⅱ (注1) | 70 歳未満の低所得者、70 歳以上の低所得Ⅱであり、直近1年間の入院日数が 91日以上の場合 | 160 円 | | | | | |
| 低所得者 I (注 2) | 70 歳以上の低所得 I | 100 円 | | | | | |

注1:市町村民税の非課税者・免除者である被保険者とその被扶養者。健康保険法施行令第42条第1項第5号、同条第3項 第5号又は同条第4項第5号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。

注2:総所得金額等にかかる各種所得がない被保険者・被扶養者。健康保険法施行令第42条第3項第6号又は同条第4項第6号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。

(2) 生活療養標準負担額(1食あたりの食費と1日あたりの居住費)

| 対象者の分類 | | | | | 居住費 (1日につき) |
|--------------------|--|-----------------------------------|--------------------------------|-------|-------------|
| 医 | 一般所得者 | 入院時生活療養 (I) を算定する保険医療機関 | | | 370 円 |
| 療 | (低所得Ⅱ・Ⅰ以外) | 入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関 | | | 370 円 |
| 分 | 70 歳未満の低所得者、70 歳以上の低所得Ⅱ (注3) | | | 210 円 | 370 円 |
| I | 70歳以上の低所得 I (注4) | | | | 370 円 |
| (注1) | 老齢福祉年金受給者 | (後期高齢者医療制度 | 100 円 | 0 円 | |
| | ①指定難病患者 ②症状が重篤また は常時、若しく は集中的な医学 的処置、手術等 の治療が必要な 者 | 一般所得者 (低所得II・I以外) | 入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関 | 460 円 | 370 円 |
| 医療区分 II · III (注2) | | | 入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関 | 420 円 | 370 円 |
| | | | 指定難病医療患者 | 260 円 | 0 円 |
| | | 70 歳未満の低所得者、70歳以上の低所得者 II (注3) | 直近1年間の入院期間が90日以内 | 210 円 | 370 円 |
| | | | 直近1年間の入院期間が90日以内(指定難病 医療患者) | 210 円 | 0円 |
| | | | 直近1年間の入院期間が90日超 | 160 円 | 370 円 |
| | | | 直近1年間の入院期間が90日超(指定難病医療患) | 160 円 | 0 円 |
| | | 70 歳以上の低所得 I (注4) | | 100 円 | 370 円 |
| | | 70 歳以上の低所得 I (注4)(指定難病医療患者) | | | 0 円 |
| | 老齢福祉年金受給者(後期高齢者医療制度のみ)・境界層該当者(注5) | | | | 0 円 |

注1:医療区分Ⅱ・Ⅲに該当しない者。

注2:健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定による「症状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者(入院医療の必要性の高い患者)」及び難病医療患者。

注3:市町村民税の非課税者・免除者である被保険者とその被扶養者。健康保険法施行令第42条第1項第5号、同条第3項 第5号又は同条第4項第5号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。

注4:総所得金額等にかかる各種所得がない被保険者・被扶養者。健康保険法施行令第42条第3項第6号又は同条第4項第6号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。

※ 一般所得者以外の低所得の方は、「認定証」を医療機関に提示する必要があります。「認定証」はあらかじめ患者 が保険者に申請して交付をうけます。「認定証」の提示がない場合は、通常の負担額の支払いとなりますが事前に申 請すれば、差額(負担軽減分)を保険者からうけることができます。

注5:本来適用されるべき所得区分の負担上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、より低い所得区分の負担上限額を 適用すれば生活保護を必要としない状態となる者。

5. 難病・小慢・マル障・マル親等の併用について

難病医療費助成(難病助成[国疾病・都疾病])・小児慢性疾患医療費助成(小慢)と

(噂心身障害者医療費助成制度(マル障) 法別番号 80

(親ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親) 法別番号81

(令和5年7月更新 東京都福祉局生活福祉部医療助成課)

難病助成・小慢(第1公費)との併用におけるマル障・マル親(第2公費)の助成方法は次のとおりとなります。

一部負担金の徴収方法(難病助成・小慢とマル障課税者 80136***・マル親課税者 81136***)

難病助成・小慢で一部負担額が発生する場合に、マル障・マル親が助成し、総点数の1割(ただし、当該受診の難病助成・小慢上限まで)が窓口での自己負担となります。

受診ごと難病助成・小慢の一部負担額まで1割を徴収し、難病助成・小慢の一部負担額が発生しない場合は徴収しません (累計での徴収はしません)。

■医療保険一部負担3割、難病助成・小慢上限額5,000円、マル障・マル親一部負担1割の場合 難病助成・小慢の一部負担額をマル障・マル親が助成(総点数の1割(当該受診の難病・小慢上限まで)は自己負担)

| 診療 | 総点数 | 医療保険 | | 難病助成・小慢 | | マル障課税・マル親課税 | | | |
|------|----------|-----------|---------|---------|--------|-------------|--------|-------------|--|
| | | 保険給付 | 一部負担 | 助成 | 一部負担 | 助成 | 一部負担 | 考え方 | |
| 1 日目 | 2,200 点 | 15, 400 円 | 6,600円 | 2,200円 | 4,400円 | 2,200円 | 2,200円 | 1割負担 | |
| 2 日目 | 1,000 点 | 7,000円 | 3,000円 | 2,400 円 | 600円 | 0 円 | 600 円 | 1割のうち難病上限まで | |
| 3 日目 | 2,000 点 | 14,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | | |
| 4 日目 | 5,000 点 | 35,000 円 | 15,000円 | 15,000円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | | |
| 合 計 | 10,200 点 | 71,400 円 | 30,600円 | 25,600円 | 5,000円 | 2,200円 | 2,800円 | | |

難病助成・小慢自己負担上限額管理票にはこの金額を記載

実際の窓口徴収額

上記の件の詳細につきましては、下記ホームページをご参照ください。 東京都福祉局トップ⇒分野からのご案内「生活の福祉」⇒医療助成 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/index.html 【担当】東京都福祉局生活福祉部医療助成課

電話(マル障担当)03-5320-4571 (マル親担当)03-5320-4282

(令和5年7月更新 東京都福祉局生活福祉部医療助成課)

自己負担上限月額のある公費: 小児慢性特定疾病医療費助成:法別52 難病医療費助成:法別54,83

自立支援医療:法別 16,21 B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成:法別 38 等と

② [マル子] 義務教育就学児医療費助成<u>通院負担有(200円)</u>88131***、88134***及び**(意)** [マル青] 高校生等医療費助成 通院負担有(200円) 89131***、89134***の併用における負担金徴収方法については次のとおりですので、よろしくお取り 計らいの程お願いいたします。

- (注) 通院負担有(200円) の医療証は市町村(一部を除く)で発行しています。
- ○マル子・マル青は、<u>小慢等の一部負担金が発生した受診に限り</u>、通院一部負担金を徴収する。ただし、その額は、<u>当該受診</u> ごとの小慢等の一部負担金までとする。
- (例) 小慢、自己負担上限額 5,000 円 (一般所得 I)

| 診療 | 点数 (保険/52/88or89) | 第1公費 小慢(52) 一部負担金 | 第2公費 マル子 (88131, 88134) マル青 (89131, 89134) 一部負担金 | マル子 (88131, 88134) マル青 (89131, 89134) 一部負担金 (通院 1 回 200 円) 徴収方法 |
|-------|----------------------|-------------------------|---|---|
| 1日目 | 1, 200 点 | 2, 400 円 | 200 円 | 当該受診の小慢一部負担金を限度にマル 子・マル青負担金を徴収(200円徴収2,200 円助成) |
| 2 日 目 | 1, 250 点 | 2,500円 | 200 円 | 当該受診の小慢一部負担金を限度にマル 子・マル青負担金を徴収(200円徴収2,300 円助成) |
| 3日目 | 2,000 点 | 100円 | 100円 | 当該受診の小慢一部負担金を限度にマル 子・マル青負担金を徴収(100円徴収・助成 額なし) |
| 4日目 | 1,000 点 | 0円 | 0円 | 当該受診の小慢一部負担金が発生してい ないためマル子・マル青負担金・助成額な し |
| 合 計 | 5, 450 点 | ①5,000円 | ②500円 | |

自己負担上限額管理票にはこの金額を記載

実際の窓口徴収額

マル子・マル青助成=①5,000円-②500円=4,500円(自己負担500円)

徴収事例・レセプト記載例等は東京都福祉局ホームページをご参照ください。

東京都福祉局トップ⇒分野からのご案内「生活の福祉」⇒医療助成 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/josei/index.html

問合せ先:東京都福祉局生活福祉部医療助成課 電話 03-5320-4282

| 発行年月 | 改訂 | 備考 |
|-------------------|---------|---|
| 昭和47年3月 | 初版 | |
| 昭和59年1月 | 第2次改訂版 | 老健法の施行に伴う改正(昭和 58 年 2 月) |
| 昭和60年10月 | 第3次改訂版 | 健保本人の一部負担金の改訂に伴う改正(昭和 59 年 10 月) |
| 昭和63年10月 | 第4次改訂版 | 老健法の一部負担金の改訂に伴う改正(昭和 62 年 1 月) |
| 平成元年12月 | 第5次改訂版 | |
| 平成4年1月 | 第6次改訂版 | |
| 平成6年4月 | 第7次改訂版 | |
| 平成7年10月 | 第8次改訂版 | 結核予防法及び精神保健福祉法の一部改正 (平成7年7月) |
| 平成13年10月 | 第9次改訂版 | |
| 平成15年10月 | 第10次改訂版 | 老人保健制度及び平成 15 年 10 月難病医療制度の改定(平成 14 年 10 月) |
| 平成17年10月 | 第11次改訂版 | |
| 平成19年10月 | 第12次改訂版 | |
| 平成21年10月 | 第13次改訂版 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法 律の制定(平成20年4月) |
| 平成23年10月 | 第14次改訂版 | |
| 平成25年10月 | 第15次改訂版 | |
| 平成27年11月 | 第16次改訂版 | 難病医療費助成制度の改正(平成 27 年 1 月) |
| 平成29年11月 | 第17次改訂版 | |
| 令和元年9月 | 第18次改訂版 | 心身障害者医療費助成制度の改正 (令和元年8月) ひとり親家庭等医療費助成制度の改正 |
| 令和4年2月 (令和3年度) | 第19次改訂版 | |
| 令和5年11月 | 第20次改訂版 | 高校生等医療費助成制度の新設(令和5年4月) |

公 費 負 担 医 療 の 手 引 令和5年11月 (令和5年度) 第20次改訂版

発行 令和5年11月

公益社団法人 東京都医師会

東京都千代田区神田駿河台2-5 電 話 03(3294)8821

無断転用・転載を禁じます